



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略
横断・総合]
研究資料 第3号

平成28年度カントリーレポート

タイ，ベトナム，オーストラ
リア，ロシア

平成29年3月

農林水産政策研究所

まえがき

このカンントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カンントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。一期目のプロジェクト研究は平成27（2015）年度に終了し、平成28（2016）年度から二期目を実施することとなった。

二期目の「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」においては、一期目に引き続き、我が国の農業政策立案や食料需給の観点から重要な国・地域を対象として、農業政策とその背後にある戦略や食料需給動向の把握・分析を行うとともに、多くの国々が相互の関係を深め、共通あるいは関連する課題を抱えるようになっている現状に鑑み、これまでの各国単独での分析に加えて、地域や課題のまとまりを捉えて、関係国相互の関係や立場の違いの横断的な把握に新たに取り組むこととした。また、主要国・地域の分析と世界食料需給見通しとの連携の強化を通じて、一層的確な需給見通しの策定に努めていくこととしている。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものであるが、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～28 年度カンントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国、韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN、ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド、サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子
政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国、ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア、アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国、EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国、インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国、インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア、ニュージーランド、アルゼ
ンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU、米国、ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラ
リア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネ
シア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, イ
ンドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪
農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編, 食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第10号 EU（CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第11号 中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第12号 タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第13号 米国，フランス，韓国，GMO（米国，EU）

（平成 28 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国（農業支援政策，SNAP 制度），EU（価格所得政策とCAP簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス），韓国，台湾

プロジェクト研究 「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」

平成 28 年度 カントリーレポート 第 3 号

タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

目 次

第 1 章 タイー復活する農業保護政策と干ばつの影響ー

(井上荘太郎)

1. はじめに
2. 政治経済の動向
3. 農業（水産業）の動向
4. 農業政策
5. 農産物貿易の動向
6. おわりに

第 2 章 ベトナムーコメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会ー

(岡江恭史)

はじめに

1. 歴史編ーベトナムの市場移行と農村社会ー
2. 現状編ーベトナムの稲作をとりまく環境ー
3. 事例分析編ー農家経済の実情ー

おわりに

第 3 章 オーストラリアー農業支援政策と貿易政策の動向ー

(玉井哲也)

1. はじめに
2. 農産物需給状況
3. 農業支援政策の概要
4. 価格・所得政策
5. 貿易政策

第4章 ロシアー農業・農産物貿易政策と食料安全保障ー

(長友謙治)

1. はじめに
2. 2016年のロシア経済
3. 2016年のロシアの農業生産・農産物貿易動向
4. ロシアの農業政策
5. ロシアの農産物貿易政策
6. おわりに

第1章 タイ

－復活する農業保護政策と干ばつの影響－

井上 莊太郎

1. はじめに

2014 年のクーデター後、定められた暫定憲法の第 44 条に基づいた、多くの強権的な政策が実施されているものの、タイ社会は平静を保っており、2016 年 8 月には新しい憲法草案が国会で認められた。クーデター前後の社会混乱から、タイに対する外国投資が縮小した。また、2011 年の大洪水以降は逆に、連続して干ばつに見舞われた。そして 2016 年には崩御したプミポン国王の喪に服するために、経済需要は縮小した。こうしたことから、近年のタイ経済は近隣の ASEAN 諸国に比べて、低い成長率が続いている。

プラユット政権は、クーデター後、直ちに担保融資制度を廃止し、コメについて価格支持も所得保証も行わないことを表明した。農業政策は、一気に保護的な色彩を弱め、大きな政策転換が図られたとみられた。しかし、政権は農業保護政策を徐々に拡大してきた。2014 年には一時金の支払いが行われ、結果的には農家所得保証制度での財政支出に近い水準の財政負担が行われた。また 2015 年には、香り米農家に出荷を遅らせることを条件に、実質的な買い上げを行う（農場）担保融資制度が導入された。そして 2016 年の 11 月以降は、農家による粳米保管に形を変えた新しい担保融資制度が、香り米だけでなく、すべての種類のコメに適用されることになった。

本章では、2016 年のタイの政治経済と農業・農政の動向を取りまとめて報告する。まず、新憲法の制定を中心とした 2016 年の政治情勢を整理する。続いて近年の情報に基づいて、タイの経済が停滞気味に推移していることを明らかにする。そして主要な農産物の価格と生産動向を統計情報に基づいて整理する。そして農業政策では、コメの価格・所得政策を中心に述べ、トウモロコシの価格・所得政策も簡単に紹介する。最後に、タイの農産物輸出について、統計データを整理し、その特徴を述べる。

2. 政治経済の動向

(1) 政治動向

タクシン派と反タクシン派の対立構図で捉えられてきたタイの政治情勢は、2014年のクーデター以来、軍政という新たな局面に入っている。2014年7月22日に国家平和秩序維持評議会（NCPO）が大きな権限を有する暫定憲法が公布された。この憲法による、軍部の権限の強い仕組みのなかでも、特に注目されたのが第44条の規定である。この条項に基づけば、NCPOの議長は、国の安全保障を脅かすおそれがあると判断した場合、NCPOの合意を得て、行政、立法、司法に関わるいかなる命令をも発することができる。ここでいう安全保障は、治安・外交にとどまらない幅広い解釈が可能であり、命令時に内閣や立法議会の同意は必要とされない。2016年に入ると、第44条による強権が発動される件数が増加したため、専門家は、政権に対する監視機構が機能しないことや、立法システムの弱体化につながることを問題視している¹。

こうした軍による強権支配体制はサリット政権時代に時計の針を逆戻りさせるものであり、今後永続的に維持されるものではないであろう。今後、暫定憲法下で起草される新憲法の下で総選挙が実施され、民主的に選ばれた内閣による政治体制に移行することが表明されている。しかし、新憲法の制定とそれに基づく総選挙の実施は、延期され続けた。2014年のクーデター後には、総選挙を2015年10月にも実施することが計画されたが、総選挙の前提となる新憲法の成立は遅れ続け、結局2016年8月ようやく国民投票により、新憲法草案が確定することとなった。新憲法草案のための国民投票の遅れをもたらした大きな争点で、首相選出に関わる上院の役割である。新憲法では上院は全議席が国家評議会の任命によるものとされている。したがって、民主的選挙で選ばれない上院議員が首相任命に大きな力を持つことには抵抗が強かったのである。

草案は、当初5年間は上院（定数250）の6議席を国軍最高司令官などの軍・警察のトップに与え、残る全議席も現在の軍政が選ぶことになっている。また非民選の首相の就任も可能となっており、民選で多数派となった下院の政権を上院がけん制する仕組みとなっている。タイの政治体制は、長い民主化のプロセスを経たものの、再び、軍の強い影響力の下に戻る形となったのである。この憲法草案は、国民投票で賛成多数を得て、新憲法草案は国王に提出されることとなった。

2016年10月のプミポン国王の崩御によりに新国王となったワチラロンコン国王が、国王に関わる条項の一部の修正を求めたため、新憲法草案が国会に提出されるのは、2017年となった。現時点ではタイの総選挙は2018年までは行われない見通しである。

【インラック旧政権閣僚らの訴追】

一方、国家立法議会は、クーデターによって職を追われたインラック前首相に対して、担保融資制度に関する職務怠慢で国家に損害を与えたとして、弾劾を可決した（2015年1月）。

その結果、インラック氏は政治活動が 5 年間禁止されることとなった。さらに検察庁は、インラック前首相を、担保融資制度をめぐる職務怠慢の容疑で刑事事件として起訴することを決定した。この場合、有罪になると最長 10 年の実刑判決の可能性もあるとされる。その後も、現政権は多額の賠償請求を、前首相を含む前政権の閣僚らに求めている。また多くの公務員も責任があるとされたが、訴追は免れることとなった。こうしてタイでは、タクシン派と反タクシン派との間の政治対立が、社会に大きな亀裂をもたらす状況は継続している。

第 1 表 2015 年～2017 年 1 月のタイの政治動向

年	主な出来事
2015	1月 国家立法議会（NLA）がコメ担保融資制度をめぐる職務怠慢で、インラック前首相の弾劾可決。政治活動は5年間禁止。刑事告訴へ。前下院議長と元上院議長の弾劾は否決。 4月 戒厳令解除。 4月 新憲法草案が審査開始。 4月 ASEANが岩礁埋め立てで中国をけん制する議長声明。 5月 国家立法議会（NLA）が、政府在庫米の政府間取引における不正により、ブンソン元商務相ら3人の弾劾可決。 5月 ロヒンギャ漂流問題でインドネシア政府と一時保護合意。 5月 憲法草案に暫定内閣と国家改革評議会（NRC）が多数の項目に削除・修正要求。 5月 2016年9月に総選挙実施を暫定首相表明。 6月 干ばつ対策で3億円追加支出承認 7月 街頭デモの申請義務化 8月 ASEAN外相会議で南シナ海問題が議題に 8月 集会規正法施行。集会を行う場合24時間前までに警察への申請が必要に。 8月 改造内閣発足。 9月 国家改革評議会（NRC）が新憲法草案を否決。非議員の首相容認、内閣と国会を上回る委員会の設置などへの強い反対。 10月 タクシン元首相に逮捕状。 11月 ASEAN拡大国防省会議で共同宣言採択できず。 11月 TPP参加意思を副首相表明。 11月 中タイ空軍が初の合同演習。 12月 駐タイ米大使を聴取、発言が不敬罪か。
2016	1月 暫定首相が憲法草案否決でも2017年に総選挙実施と表明。 2月 憲法草案公表 2月 米ASEAN首脳会議で対中国で協調できず。 2月 ASEAN外相会議で中国批判。 3月 新憲法草案完成。国民投票へ。非議員の首相就任の容認、上院議員の首相選出への介入などに、プアタイ党や民主党反発。 5月 ムーディーズがタイ経済のリスク要因として政情不安、家計債務、消費低迷をあげ、外国直接投資や経済状況にマイナスであることを指摘。 6月 ASEAN中国外相会合が南シナ海問題で決裂。 6月 プアタイ党による新憲法草案の国民投票監視センターの開設を警察が阻止。 6月 ミャンマーのスー・チー氏訪タイ。ASEAN重視の姿勢示す。不法滞在者抑止で首相と合意。 8月 新憲法草案の国民投票、約61%が賛成で正式承認へ。投票率は約55%。任命上院議員の首相選出権も賛成が約58%。 8月 前首相、コメ担保融資制度をめぐる職務怠慢について裁判で無実を主張。損失は倉庫の責任と釈明。 8月 首相が国家平和秩序評議会議長として、憲法44条によりバンコク知事の職務停止。 9月 新憲法修正案で、任命上院議員は新憲法公布後の5年に限って首相指名の投票権を有するが、首相候補を選出する権限は与えられない旨を憲法裁判所が審議開始。 10月 中国政府の要請で香港でも指導者の入国を拒否。 10月 憲法起草委員会が最終案を首相に提出。 10月 プミボン国王崩御。 10月 プレム前枢密院議長が暫定摂政に就任。 10月 首相がバンコク知事を解任。 11月 コメの担保融資制度で公務員6,000人に不正の疑惑ありと、法務相が発表。 12月 ワチラロンコン新国王即位。プレム摂政が枢密院議長に就任。 12月 新国王による初の恩赦で3万人釈放。 12月 内閣改造
2017	1月 新国王が新憲法の国王の権限条項に関して修正要求。国内不在時に摂政を置く条項の緩和を求める。

資料：各種新聞報道より筆者作成。

（２）財政・経済の動向

１）経済

【経済の減速傾向】

近年のタイ経済の動向を振り返っておこう。第１図は近年のタイの GDP 成長率の推移を示している。1997 年以前、タイ経済は海外からの大規模な投資を受けて空前の好景気を謳歌した。しかし 1996 年に景気が減速し、貿易収支が赤字に転換すると、1997 年 5 月からヘッジファンドが通貨バーツ²を大量に売り浴びせ、中央銀行は防戦しきれず、バーツは半年ほどでその価値を半減させた。海外からの資金は急速に流出し、株式と不動産の価格が暴落し、IMF の融資条件である財政支出の削減と金利引き上げにより、景気は急激に悪化した。

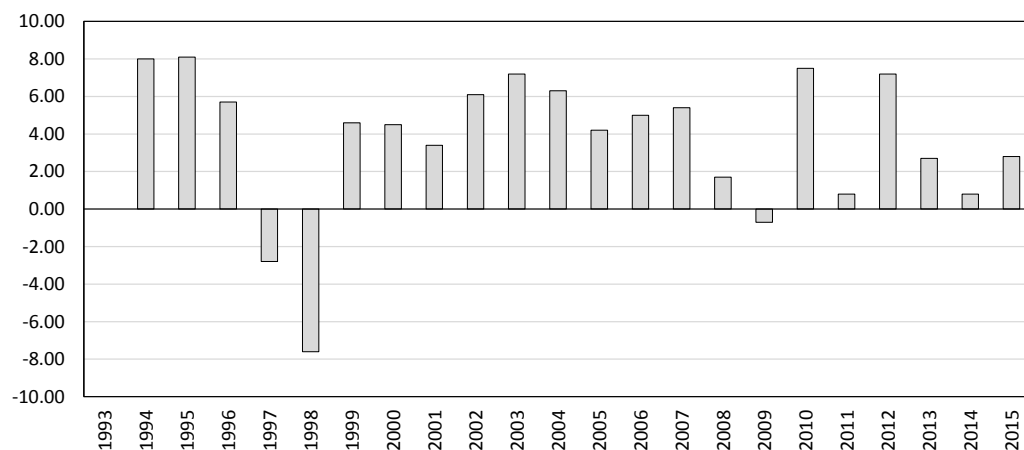
2002 年以降はタクシン政権下での経済拡張政策が効果をあげ、高い経済成長が継続した。タクシン氏は 2006 年にクーデターで放逐されたが、タイ経済がマイナス成長となったのは、2008 年のリーマンショックにより輸出が急速に減少した時期である。2010 年には成長率は回復したが、2011 年は中央部の大洪水により経済成長率は低下した。2012 年にはインラック政権による拡張的な経済政策がとられたことから、GDP 成長率は上昇したが、その後、干ばつや政治的混乱から外国投資が減少し（第 2 図）、経済成長は停滞する。

2014 年のプラユット現首相を中心としたグループによるクーデターが発生し、社会的混乱は沈静化しているが、こうした政治情勢が海外投資にマイナスに影響している。タクシン政権下で急速に拡大した外国との自由貿易協定も、クーデター発生により、拡大の機会を失うこととなった。EU との FTA 交渉も中断し、経済成長のための重要な戦略の手が縛られている。また、EU の一般特惠関税制度（GSP）の変更に伴い、タイは GSP 国の立場を失い、今後一層厳しい国際競争の中におかれることになる。

四半期データでみると、近年において最も GDP の動向に大きな変動があったのは、2008 年第 2 四半期から急速に後退が始まり、対前年同期比でマイナスが続いたリーマンショックの時期と、2011 年の第 4 四半期に対前年同期比でマイナス 6% の大幅減となった中央部の大洪水の時期である（第 3 図）。しかし 2013 年の後半から激化した政治的な混乱から、2014 年には投資の減少が目立ち、GDP 成長率は低い水準で推移している。国内総支出の内訳を見ると、固定資本形成が 25% 程度で推移しており、40% を超えている中国に比べると、国内での投資が低調となっていることがわかる（第 4 図）。国内総支出の成長率を見ると、2013 年以降、民間、政府とも最終消費支出の成長率は低調であり、また総固定資本形成の成長率も限られている（第 5 図）。このようにマクロの経済成長が全般的に低調な中で、2015 年に就任したソムキット副首相は、前政権で経済政策を担っていた存在であり、同副首相による経済運営が期待されている。

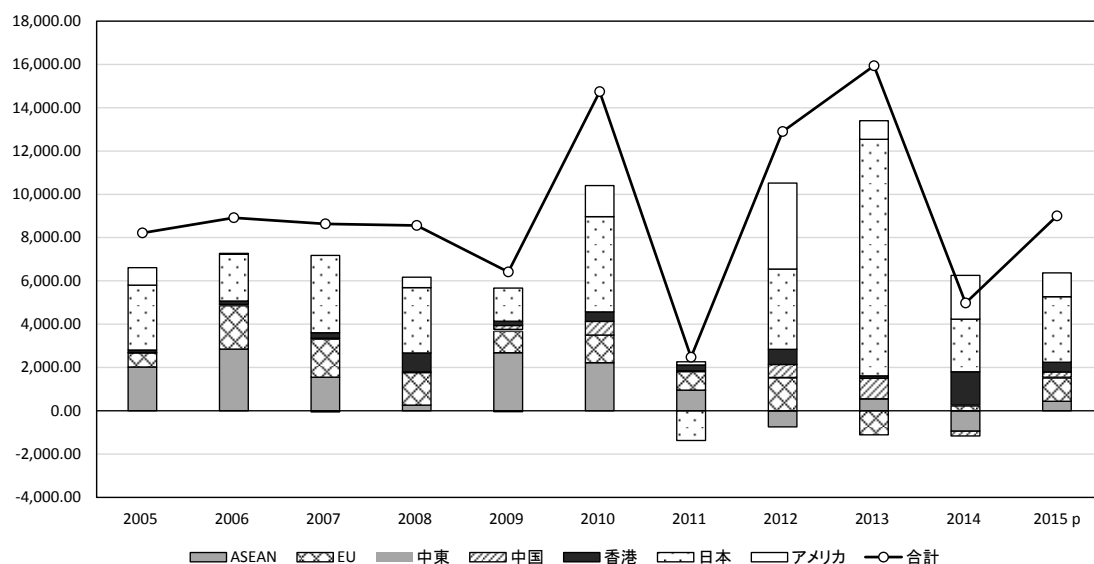
近隣の ASEAN 諸国に比べても、タイの経済成長率は低水準で推移している。年率で 3% 程度の経済成長では、このまま「中進国のわな」と呼ばれる経済停滞に捕らえられるおそれもある。ただしタイでは、プミポン前国王の唱導した「充足経済（セタギット・ポーピアン、

英訳は Sufficiency Economy)」という考え方がしばしば重視される。これは過剰な利益追求と消費を戒め、適度な発展を志向する経済思想である。急速な経済成長路線に否定的なスタンスを取るこの思想は、あくまで抽象的なものであるが、1998 年以降、国家経済開発の 5 カ年計画でも毎回中心的な考え方に位置づけられている。充足経済の思想から見れば、現在の経済減速状況は、必ずしも危機的とは捉えられないのかもしれない。なお農業では、充足経済思想に基づいた小規模複合的な農業経営が「新理論」農業モデルとして普及が図られていて、特に大きな影響が生まれる可能性がある。



第 1 図 実質 GDP 成長率の推移

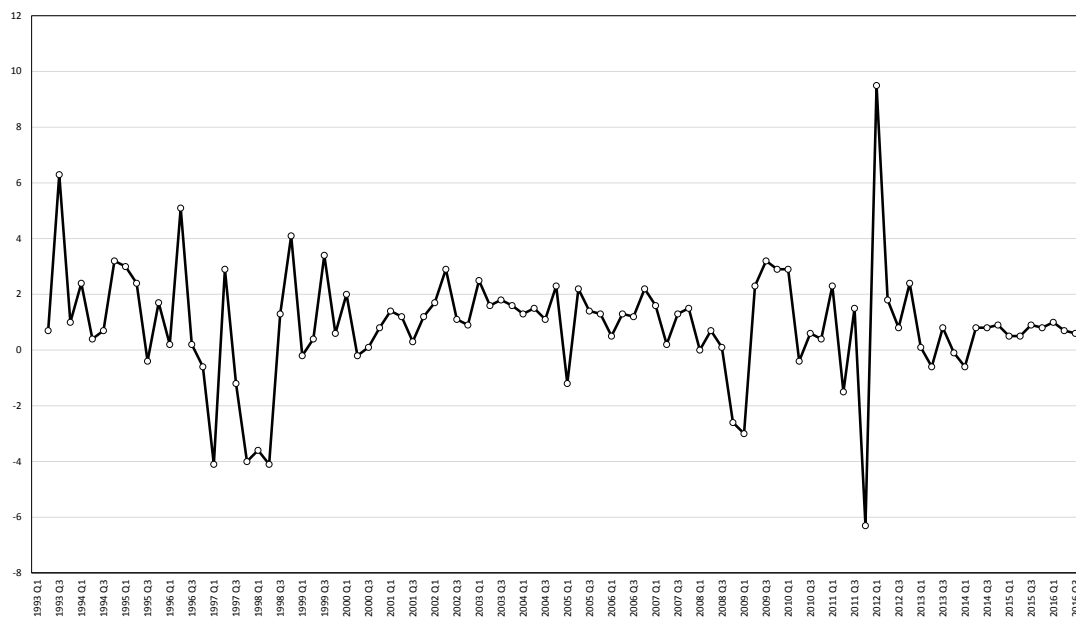
資料：Bank of Thailand.



第 2 図 海外直接投資の動向 (百万 US ドル)

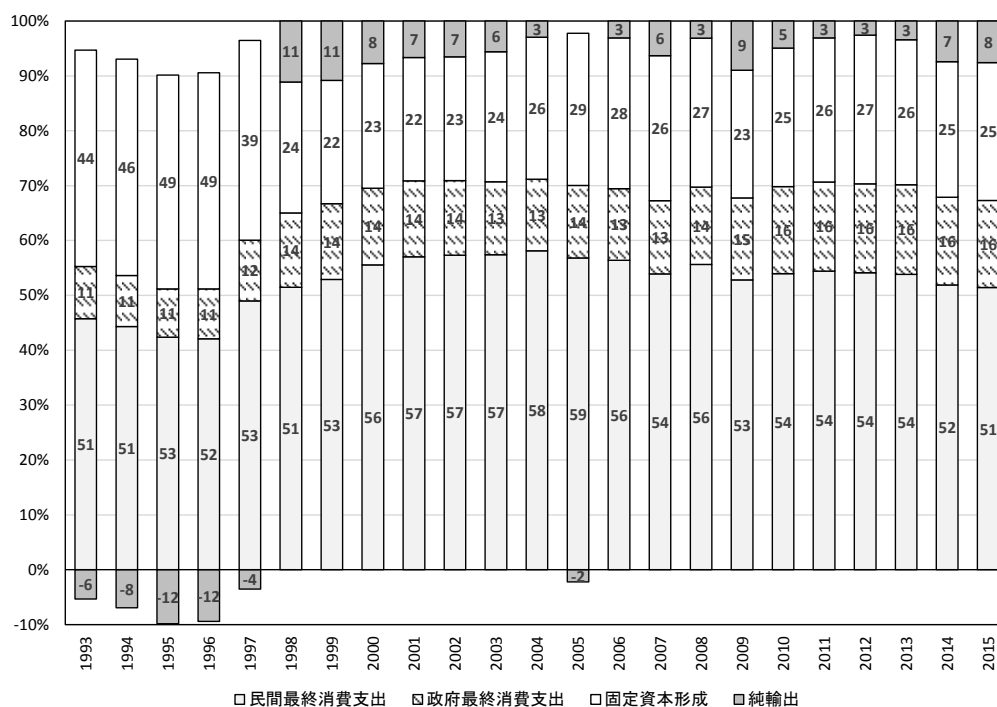
資料：Bank of Thailand.

注：全部門の海外直接投資の純増減 (net flow of FDI) . 正値は投資の増加に関わる各種取引が投資の減少に関わる各種取引よりも大きいことを意味する (負値は逆) .



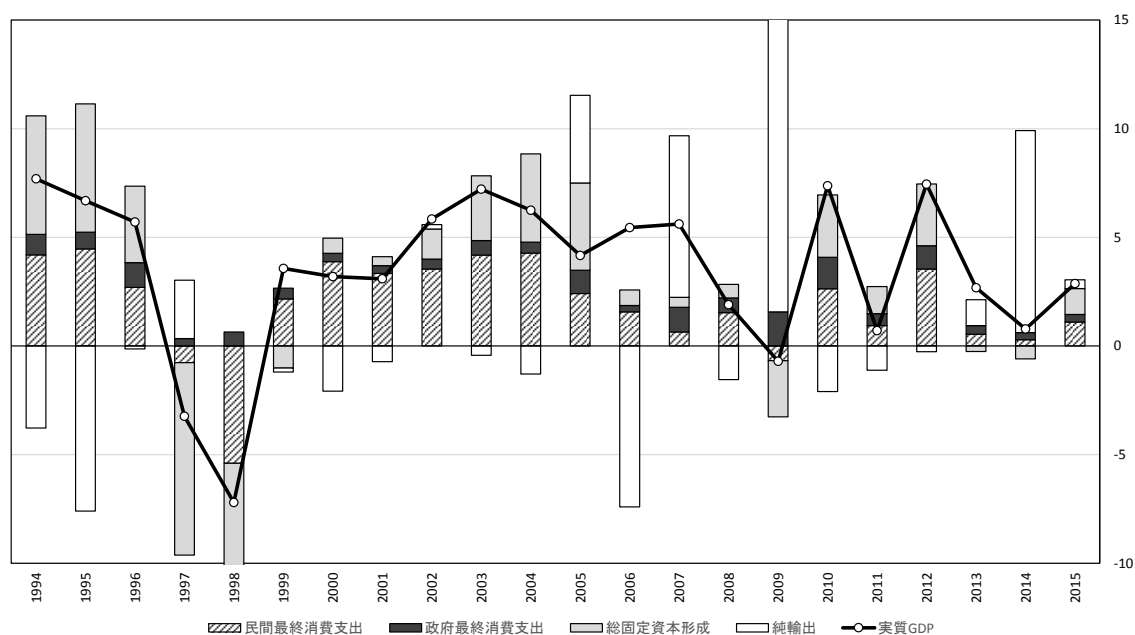
第3図 GDPの対前年同期伸び率（四半期，%）

資料：Bank of Thailand.



第4図 国内総支出の内訳の推移

資料：Bank of Thailand.



第5図 国内総支出成長率の内訳の推移 (%)

資料：Bank of Thailand.

【為替レート】

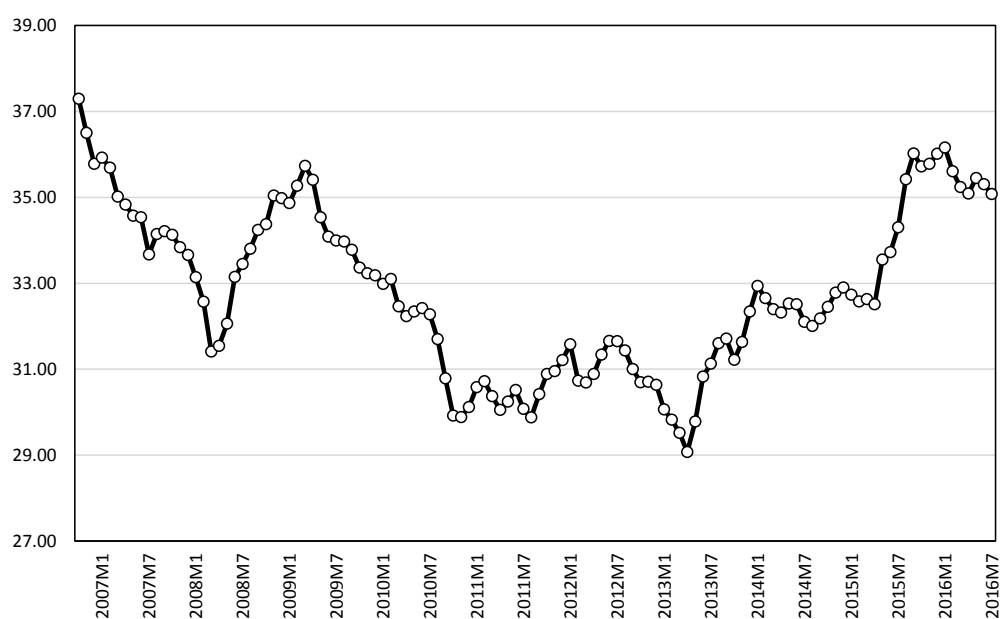
近年のタイの通貨バーツの対 US ドルの為替レートをみると、2012 年後半から 2013 年前半にまで 1 ドル 29 バーツ周辺までバーツ高が進んだが、2013 年中盤以降は、バーツ安傾向で推移した。ただし 2016 年は反転し、バーツ高に振れている（第 6 図）。

【消費者物価指数】

2015 年以降、タイの消費者物価指数は低下傾向を示している。2008 年に急激なインフレそして 2009 年の極端な物価低下、さらに 2009 年第 4 四半期以降の急激な回復という乱高下を経験した後、4%を超えるインフレ率が継続した。しかし 2011 年の洪水以降、2012 年の上半期には、インフレ率は低下した。さらに 2013 年以降、消費者物価指数の上昇率は低下し、特に 2015 年から 2016 年にかけて、対前年同期比で、マイナスを記録している（第 7 図）。

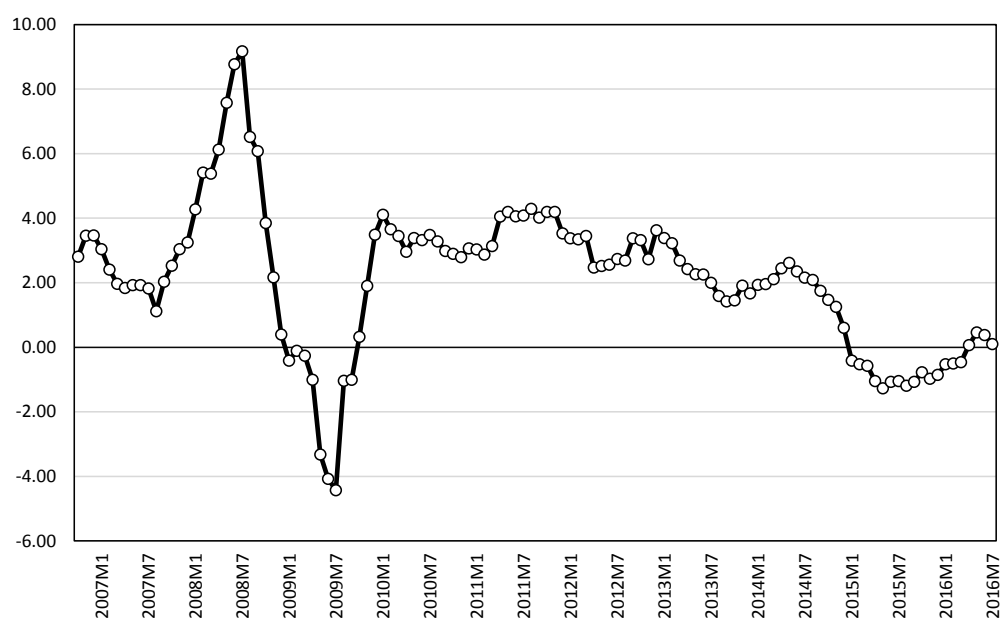
【金利】

タイの政策金利（翌日物レポ金利）は、2011 年 8 月のインラック政権以降、2013 年まで引き下げが続いている（第 8 図）。2014 年はクーデター後も金利は 2%に据え置かれ、さらに 2015 年以降は、1.5%に据え置かれている。それにあわせて市中金利も低い水準で推移している（第 9 図）。



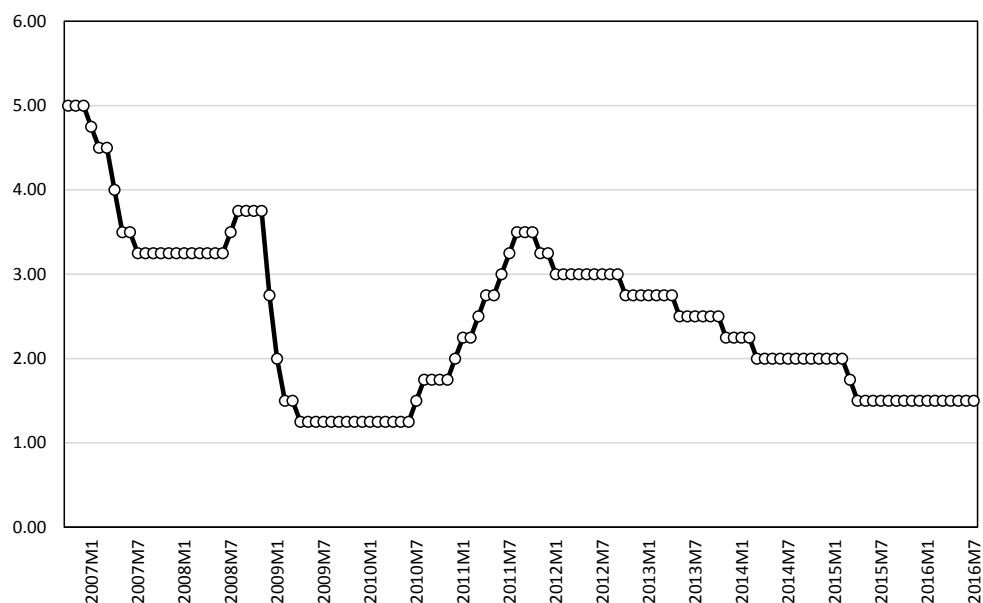
第6図 為替レート（タイバーツ/USドル）の推移

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成.



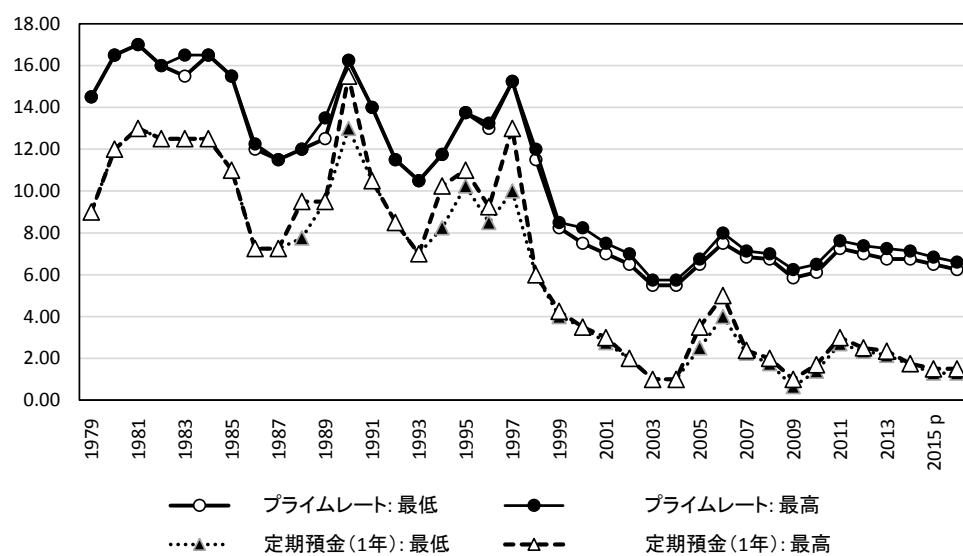
第7図 消費者物価指数の対前年同期変化率（％）

資料：International Financial Statistics, IMF.



第8図 政策金利（翌日物レポ金利）（％／年）

資料：IMF, IFS.



第9図 市中金利の動向(%)

資料：Thailand's Macro Economic Indicators, Bank of Thailand.

2) 財政

2017年度(2016年10月～17年9月)予算は、歳出が2兆7,330億パーツ、収入が2兆3,430億パーツで、390億パーツの国内借入れを行う赤字予算となった(第2表)。これは13年連続の赤字編成である。

2017年度の収入は、前年比1.8%減の見通しである。経済成長率の減速や、インラック政権による法人税率引下げの影響から、法人税収は減少傾向にある。

第2表 政府予算の概要

(単位：100万パーツ)

項目	2015年度		2016年度		2017年度	
	金額	対前年増減(%)	金額	対前年増減(%)	金額	対前年増減(%)
歳出額	2,575,000.0	2.0	2,776,000.0	7.8	2,733,000.0	-1.5
歳出の対GDP比(%)	19.1		19.8		18.4	
- 経常支出	2,027,858.8	0.5	2,127,778.9	4.9	2,102,941.3	-1.2
対総予算比(%)	78.7		76.7		76.9	
- 国庫補填支出	41,965.4	212.6	21,875.1	-47.9	-	-100.0
対総予算比(%)	1.6		0.8		-	
- 資本支出	449,475.8	1.9	564,354.3	25.6	548,871.9	-2.7
対総予算比(%)	17.5		20.3		20.1	
- 元本返済	55,700.0	5.4	61,991.7	11.3	81,186.8	31.0
対総予算比(%)	2.2		2.2		3.0	
歳入額	2,575,000.0	2.0	2,776,000.0	7.8	2,733,000.0	-1.5
歳入の対GDP(%)	20.4		19.8		18.4	
- 収入	2,325,000.0	2.2	2,386,000.0	2.6	2,343,000.0	-1.8
- 国内借入金	250,000.0	-	390,000.0	56.0	390,000.0	-
国内総生産(GDP)	13,451,000.0	2.3	14,034,300.0	3.7	14,876,300.0	6.0

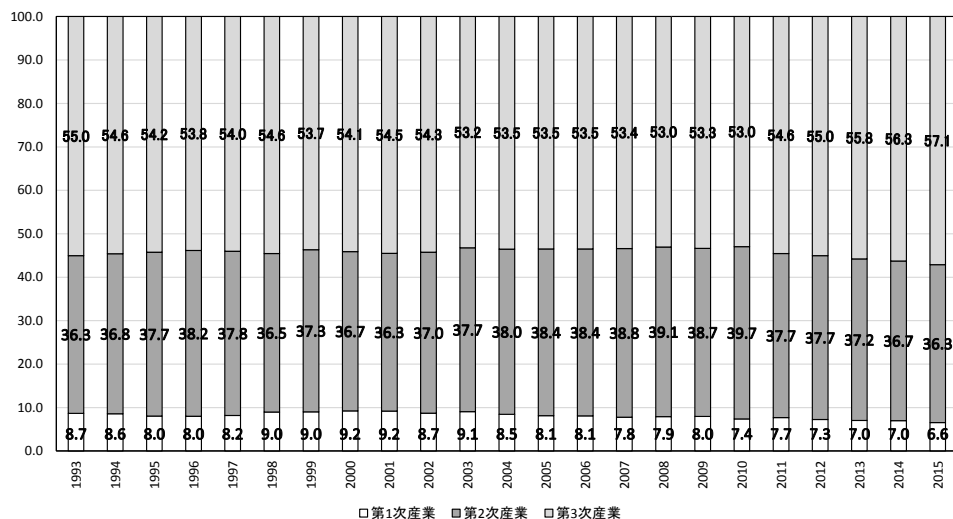
資料：2016年，2017年の国家予算概要書による。

3. 農業（水産業）の動向

（1）経済全体における農業

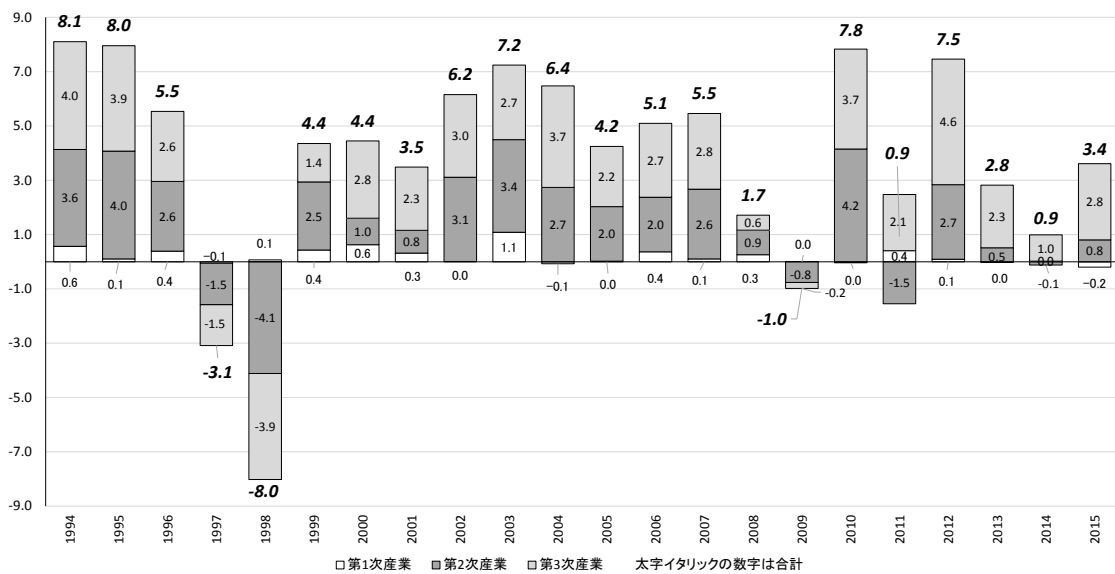
農業（水産業を含む）の経済全体に占める地位を、GDP の観点から見ておく。第1次産業は長らくタイ経済を支えてきたが、長期的に見ると徐々にそのシェアを減らしている。1998 年のアジア通貨危機の際には、パーツの下落から農産物の輸出額が伸張し、第1次産業が GDP に占める比率はその後 9%を超える割合の年が続いた。しかし 2000 年には 9.2%を占めていた同比率は、タイの非農業部門の経済が拡大する中で徐々に低下を続け、2015 年には 6.6%まで低下した（第 10 図）。

経済成長への寄与度で見ると、近年では農産物価格の好調だった 2008 年には、他産業がリーマンショックの輸出減から停滞し、全体の GDP 成長率が 1.7%にとどまったうちの 0.3%を第1次産業が占めており、この時期については、同産業部門の成長の重要性が相対的に高まった（第 11 図）。



第 10 図 GDP に占める産業別比率の推移 (%)

資料：Bank of Thailand より筆者作成。



第11図 GDP成長率への寄与度の推移（％）

資料：Bank of Thailand より筆者作成。

注．寄与度は，各産業の伸び率にその構成比を乗じたもの．寄与率は，寄与度を全体の伸び率で除したものの，以下の計算式による．

全体を T としその内訳部分を P としたとき

$$\begin{aligned}
 \text{P の寄与率} &= \text{内訳部分の P の増減} (\Delta P) \text{ 変化} / \text{全体の増減} (\Delta T) \\
 &= (\Delta P / T) / (\Delta T / T) \\
 &= (\Delta P / P \cdot P / T) / (\Delta T / T) \\
 &= (\text{内訳部分の P の伸び率} \times \text{P の構成比}) / \text{全体 T の伸び率}
 \end{aligned}$$

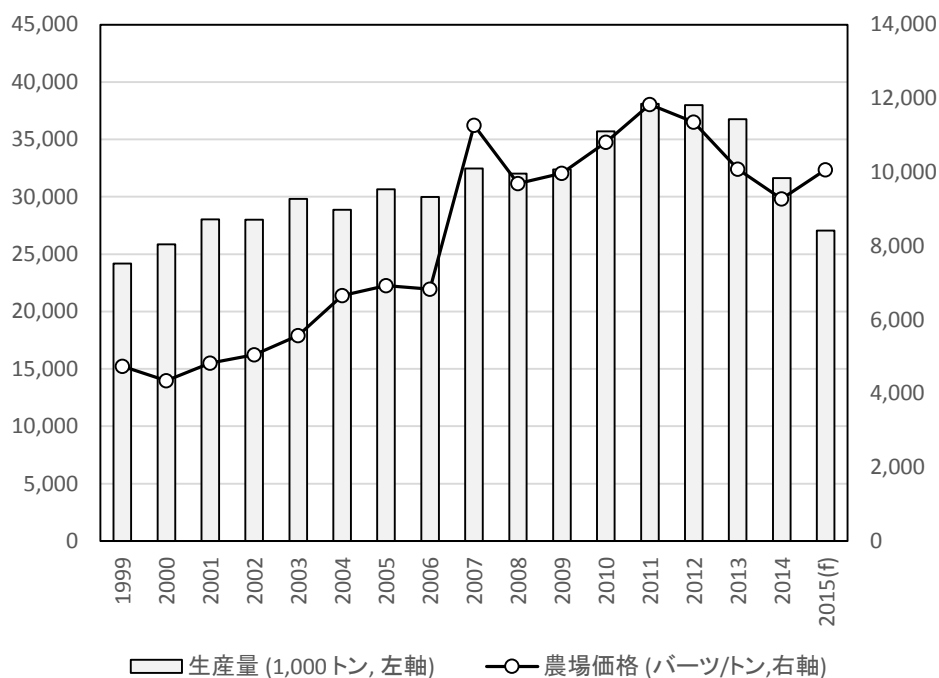
ここで，（内訳部分の P の伸び率×P の構成比）を寄与度と言う．寄与率はこれを百分比で示したもの．

（２） 主要作物の生産と価格の動向

１） コメ

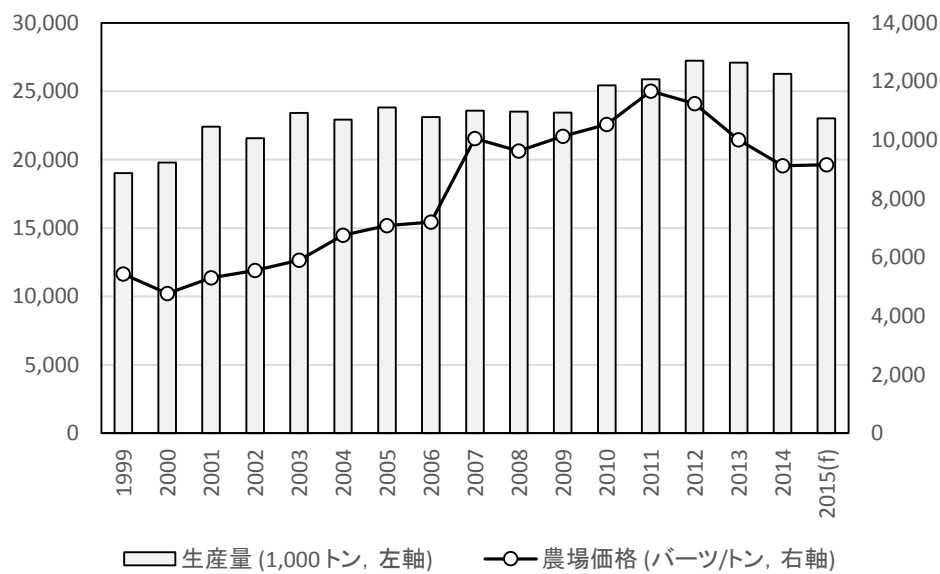
近年のタイのコメ生産は政府による市場介入と、洪水、干ばつによって、大きく変動している。コメの農場価格（全体）はインラック政権による担保融資制度が実施された初年である 2011 年に 12,127 バーツ/トンと史上最高水準となった。しかし 2014 年には 9,000 バーツ/トンを下回るまで低下した。一方、生産量は 2011 年に 3,800 万トンまで増加した後、急速に減少した（第 12 図）。特に 2014 年、2015 年の干ばつによる影響も大きい。

雨季作の動向は、コメ全体の動きとほぼ同様であり 2011 年に価格は最も上昇し、生産量も当時の史上最大となった（第 13 図）。一方、政策の影響をより強く受けたのは、乾季作である。乾季作は、インラック政権の担保融資制度の恩恵を強く受けた。乾季作米の価格水準は、2008 年の国際市場における価格急騰時の水準こそ下回っているが、担保融資制度により 2012 年、2013 年の価格は高い水準となり、生産量も最大となった。そして担保融資制度が廃止された 2014 年以降、干ばつの影響で作付けが制限されたこともあり、2015 年の生産量は約 400 万トンと 2012 年の 1,200 万トンに比べておよそ 3 分の 1 にまで低下している（第 14 図）。



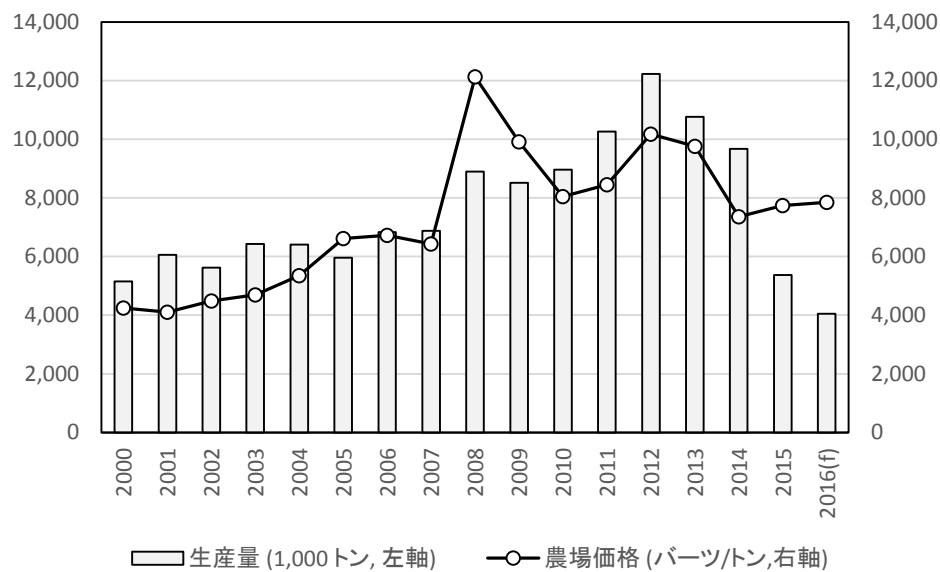
第 12 図 コメ（雨季作+乾季作）の生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.



第 13 図 雨季作米の生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

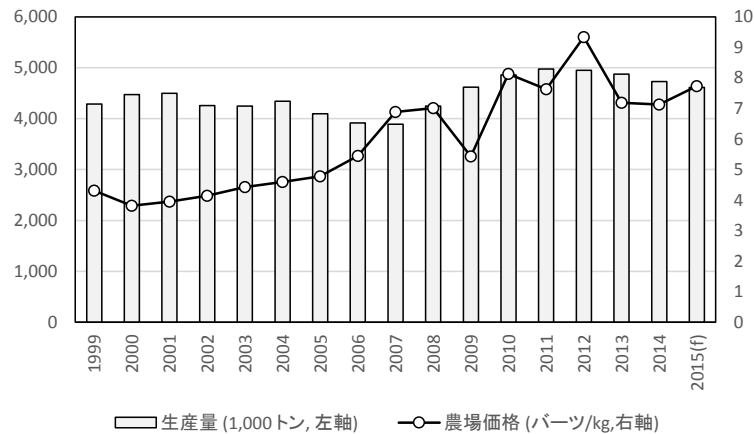


第 14 図 乾季作米の生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

2) トウモロコシ

タイの飼料需要は堅調であるが、トウモロコシの農場価格は2012年に9.34 バーツ/kgの高値を記録して以降、近年は7ドル程度まで低下している。その結果、作付けが減少し、トウモロコシの生産量は2011年の497万トン进行ピークとして、2015年まで緩やかに減少している。

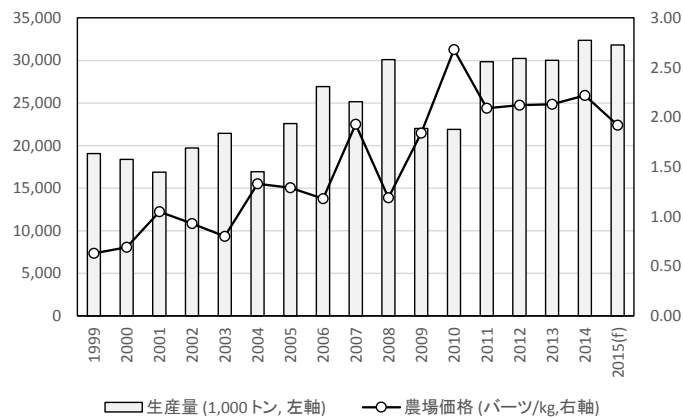


第15図 トウモロコシの生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.

3) キャッサバ

キャッサバの価格は、生産量の減少により2010年に2.68 バーツ/kgの高値を記録した。その後、生産量は回復し、3,000万トンを超えて推移している。価格は、2 バーツ/kgで推移している。2015年は、生産量は微減であるが、価格が低下し、総生産額は大幅に減少すると見込まれる。

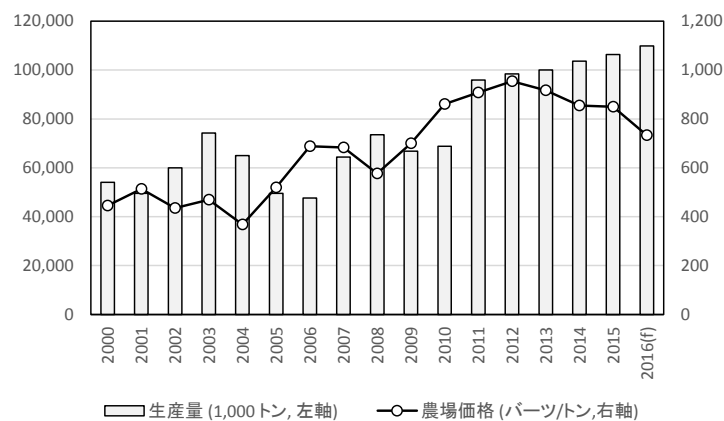


第16図 キャッサバの生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.

4) サトウキビ

サトウキビの価格は 2012 年をピークとして、過去 5 年間、低下傾向にある。生産量は一貫して増大を続けている。特に 2014 年以降は、コメからサトウキビへの転換が政府によって奨励されていることが背景にある。また政府によるバイオエタノールの振興政策により、エタノール需要が拡大している。2016 年におけるバイオ燃料用サトウキビの年間需要は、100 万トンと見込まれている³。

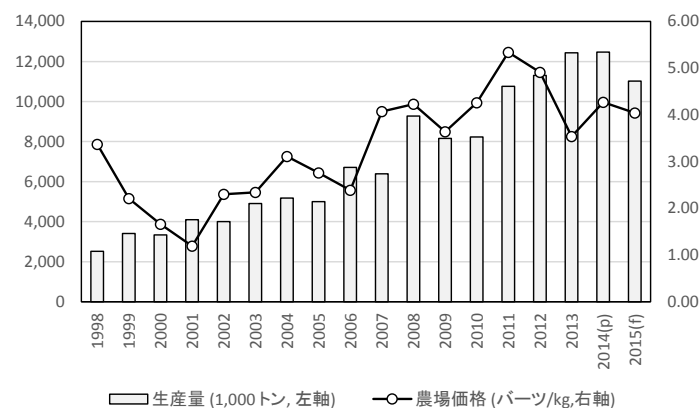


第 17 図 サトウキビの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

5) パームやし (アブラヤシ)

世界的なパーム油需要の増大により、パームやし (アブラヤシ) 果実の価格は 2011 年の 5.34 バーツ/kg にまで上昇した。しかしその後、供給量が増加したため、2013 年にはパームやし果実の価格は、3.54 バーツ/kg まで低下した。一方、パームやしは多年生の作物のため、価格が低下しても生産量の増加は続き、2014 年には 1,200 万トンを超えた。しかし 2015 年には、単収が約 30% 急減し、大幅な減産が見込まれている。

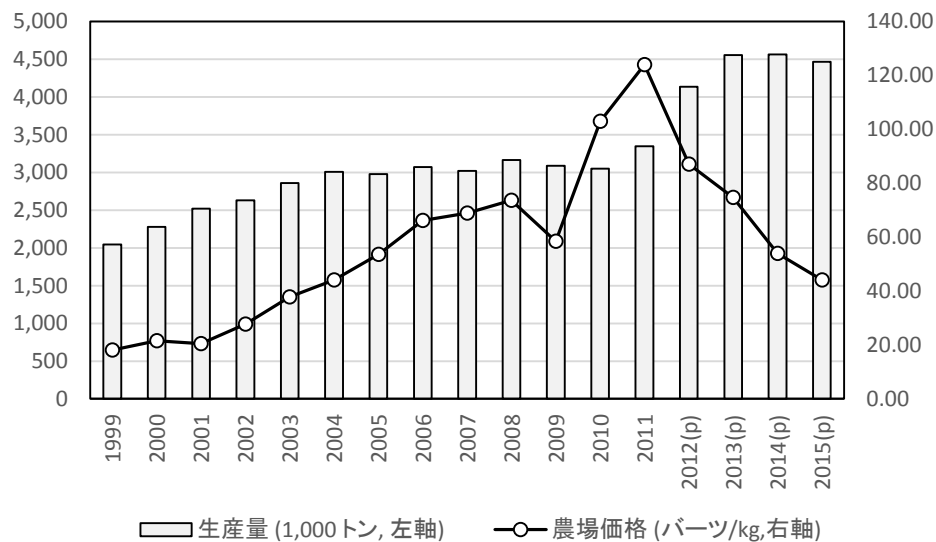


第 18 図 パームやしの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

6) パラゴム

アジア地域では、特に中国における自動車市場の拡大を背景として、タイヤ用のゴム需要が急増した。この需要増に牽引されて、パラゴムの価格は2010年と2011年に急上昇した。こうした価格上昇を受けて、作付面積が拡大し、2012年以降、パラゴムの生産量は急増した。一方、タイのみならず中国などでも供給が増大したため、2012年以降、パラゴムの価格は急速に低下し、2015年の価格は44.17 バーツ/kg と2011年の124 バーツ/kg の3分の1程度になっている。そのためタイ政府はゴム農家に対する支援策を実施するようになって



第 19 図 パラゴムの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

4. 農業政策

(1) コメの価格・所得政策の展開と概要

2014年のクーデター以来、現政権でのコメ政策は、毎年のように内容が変更されている。本節では、価格・所得政策を大幅に拡大したタクシン政権期から、現政権に至るまでのコメに関する価格・所得政策を簡単に紹介する。そして現在の生産量削減の動き、貿易政策、WTOへの補助金通報、作物保険導入の動きを紹介する。

1) 政策の展開

タクシン政権以降の、いずれの政権においても、コメ政策は重要政策と位置づけられてきた。政策展開の経過を辿ると2001年から2006年のタクシン政権では、担保融資制度が拡充され、それまでの収穫期の価格低下の抑止から、価格支持による所得再配分へと政策の実質的な目的が変更された。その後、スラユット政権下で農業保護政策としての規模は縮小したが、タクシン派のサマック政権下で、再び融資価格が引き上げられ、契約数量も増加した。その結果、財政支出は増大し、WTOでの約束水準を超える可能性も生じた。民主党政権時のアピシット政権では、農家所得保証制度という名称で、保証対象の上限量を設定した不足払い政策が実施された。この政策についてタイ政府は生産量にリンクしていない政策であり、WTO協定上問題はないと主張していた。しかし、実際の支払額は生産量にリンクしていると考えられることも可能であり、その場合、この政策はWTO協定上の黄色の政策と見なされ、約束されたAMSの水準を超えることになる。

2011年に登場したインラック政権では、この所得保証政策を廃止し、担保融資制度を復活させた。これは実質的には、市場価格よりも40%程度高い水準でのコメの買取り制度に他ならなかった。この制度の下で政府は購入したコメを融資価格より安い価格で輸出に回すことができなかった。そのため輸出収入を得ることができず、融資資金は急速に枯渇した。そして同制度は2年で破綻に至った。2014年にクーデターを起こして政権に就いた現在のプラユット政権は、5月のクーデター直後に担保融資制度を廃止した。そして、投入財価格の引き下げなど、矢継ぎ早に政策変更の対応を行った。

だが、プラユット政権でもコメへの政府介入は継続している。2014年には稲作農家に対して一時金の支払いが行われ、続く2015年には、金額が縮小しているものの農場担保融資制度と呼ばれる仕組みで香り米を対象に価格支持が行われた。また2016年には香り米だけでなく、普通米、パトゥンタニ香り米、もち米なども対象にして、収穫時に出荷を遅らせることを条件として、担保融資と補助金を組み合わせた稲作農家支援が行われた（次節で詳述）。

第3表 各政権のコメ政策の展開

年 次	政権とコメ政策
2001 ～06年	タクシン政権 担保融資（価格支持）拡大（融資価格引上げ、契約数量拡大）
2006 ～07年	スラユット政権 担保融資の縮小
2007 ～08年	サマック政権 担保融資の再拡大 （融資価格引上げ、契約数量拡大）
2009 ～11年	アピシット政権 所得保証政策への転換 （保証上限量付き不足払い政策、市場メカニズムの活用）
2011 ～14年	インラック政権 所得保証政策を廃止して担保融資制度を復活 （高い融資価格で、融資契約の上限量は無し）
2014年 ～現在	プラユット政権 担保融資制度を廃止して、コメ政策を大きく転換が行われたものの、 農業保護へのやり戻しも…

2）生産調整と転作奨励

2014 年以降、干ばつの影響から、タイ政府は乾季作のコメの生産を制限し、野菜やサトウキビ、トウモロコシへの転作を奨励している。こうしてコメの生産調整をすすめながら、コメの市場価格が比較的堅調であったことから、インラック政権下の担保融資制度で積みあがった政府在庫の放出を進めていた。しかし 2016 年には、特に香り米の価格低下が顕著となったため、政府在庫の放出を減少させている。

3）貿易政策

現在のコメに関する貿易政策の重要課題は、1,800 万トンまでに積みあがったとされる政府在庫を政府間貿易も利用しながら処理していくことである。政府在庫の放出は市場価格の動向を踏まえて行われており、2016 年のコメの国際価格が急速に低下しているため、売却が停滞している。しかし政府は、在庫の相当分を国内のバイオ燃料向けに売却することで、2017 年の前半で在庫処理を終了することを表明している。

最新の WTO 通報は、2014 年に行われた 2008 年を対象としたものである。この通報ではコメへの AMS は、生産額の 10%未満であり、デミニミス条項に該当するとして、削減対象に入っていない。しかし 2009 年度以降、コメを対象とした農業保護への支出は、多額に膨らんでおり、特にインラック政権時の担保融資制度下では、総 AMS 削減の約束水準を上回っている可能性が高い。タイのコメ政策は WTO において、いくつかの国から懸念が表明されており、より詳細な情報を提供するよう求められている。

また、タイはASEAN自由貿易協定の下でコメを無関税で輸入できるようになっている。しかしタイは実際には直接消費用のコメの輸入を禁止している。コメの輸入は許可制であり、加工用用途のコメに限られている。

4) 輸出管理

かつては、ライスペミアムと呼ばれる輸出税等による輸出の制限が行われていたが、現在では輸出税や輸出割当による管理は無い。

5) 農業保険

タイの農業保険は、日本の支援により東北タイで試験的に災害保険が行われたものが嚆矢である。現政権は、コメに対する作物保険を推進しており、既に高い加入数を獲得している。

(2) 2014 年クーデター以降のコメ政策

ここでは近年の農業政策について、コメの価格・所得政策を中心に述べる。

2014 年のクーデター後、担保融資制度は廃止された。その結果、稲作農家への保護は一気に縮小した。しかしその年の 11 月には、早くも一時金の支払いという形で、農民への直接的な現金支給が行われた。支払われた総額は、アピシット政権時の農家所得保証制度による支払額とも近い水準となった。その後、農業に対する政府支援は、徐々に拡大し、2015 年 8 月には、地域コミュニティの振興支援などを目的とする農村基金 7 万 9,000 基金に対して、一基金当たりの予算を 100 万バーツに引き上げることが発表された。そして 2015 年産のコメに対しては、総額 400 億バーツの支援策が実施された。これは、農家債務に対する利子補給と、コメ収穫時に価格が低下することを抑制するという目的で、2015 年産（2015 年 11 月～2016 年 2 月）の香り米 200 万トンを対象に、農場からの出荷を 3 ヶ月程度遅らせる農家に対して 14,000 バーツ/トン（最大 30 万バーツ）を支給するものである。加えて保管料名目で 1,000 バーツ/トンが支給された。

2016 年になると、農家への保護は、さらに拡大する⁴。タイ政府は干ばつ被害農家の支援名目で、総額約 460 億バーツの支援策（2016 年～2017 年）を決定した。この支援策は、給付金支払い 370 億バーツ、債務返済猶予 54 億バーツ、農家向け研修 2 億 5,800 万バーツ、農業保険補助 32 億 7,000 万バーツの 4 事業からなる。このうち給付金は稲作農家に、水田 10 ライ⁵を上限として 1 ライ当たり 1,000 バーツを支給するものである。また債務返済猶予では、対象となる債務の元本の上限を 50 万バーツとして、農業・農業協同組合銀行(BAAC)への債務返済を 2 年間猶予する。農家向けの研修は、BAAC が担当して、30 万人を対象に、転作指導や金融リテラシー教育などを行う。農業保険への補助金は、政府が 20 億 7,000 万バーツ負担し、BAAC が残りを負担する。補助金支給では、保険契約者を 150 万人に、対象水田面積を 3,000 万ライに拡大することを目標にしている。

これらの政策のうち、稲作農家向け給付金は 370 万世帯が受け取る見通しである⁶。植え付け時期が遅い南部を除いて、10 月末までに支給を終える予定とされる。

そのほかにも農家支援策として、低所得農家支援のために 2017 年度（2016 年 10 月～17 年 9 月）に総額 65 億 4,000 万バーツの給付金支給計画も発表された。この給付金は年収 10 万バーツ以下の農家を対象として、年収 3 万バーツ未満の農家に 3,000 バーツ、3 万～10 万バーツの農家に 1,500 バーツを支給するもので、対象は、それぞれ 151 万人と 134 万人である。

また、BAAC による債務再編も実施する。相続人、後継者がいない債務者が死亡するか障がい者になった場合や長期間病気になった場合、BAAC が債権を放棄する。対象となる債務者は 13 万人で、債権の総額は 150 億バーツである。また相続人、後継者がいる債務者が死亡するか障がい者になった場合や長期間病気になった場合には、2 年間の返済猶予の上、2～5 年目は元本の 50%について返済を猶予する。60 歳以上の債務者も返済を 2 年間猶予する。対象は 54 万人で、債権総額は 470 億バーツである。

こうした、明らかなばらまきの政策が発表された後、2016 年のコメ価格が急速に低下していることから、2016 年産のコメに対して、さらに大規模な支援策が発表された。まず 10 月 31 日に香り米を対象とし、その後 11 月に普通米（白米、パトゥンタニ香り米）やもち米を対象として、コメの市場への放出を遅らせる農家に対する低利融資と補助金の供与が発表された。

香り米は担保融資と補助金により、200 万トンの出荷を遅らせる目標が示された。予算総額は 359 億バーツである。この担保融資制度は、BAAC が、香り米の売却を延期し農場で保管する農家に対して、そのコメを担保として低利融資を行うもので、融資額は 8,730 バーツ/トンで、市場価格のおおよそ 90%に相当する。この実質的な価格保証に対して、補助金がさらに加えられた。その内容は、コメの収穫費用と品質の改善支援として 1,295 バーツ/トン、コメの保管の補助として 1,500 バーツ/トンの支給であった。その結果、最大 1 万 1,525 バーツ/トンが支給された。保管施設を有さない農家や直ちにコメを売ることを希望する農家は、精米業者に 9,700 バーツ/トンで販売することができ、その場合、補助金と合わせて 1 万 995 バーツ/トンを得る。このほか、水田管理の補助金として、10 ライを上限に 1 ライ当たり 500 バーツの補助金が支給される。

今回の制度の特徴は、担保融資と一定期間の保管を促す補助金が組合わされていることである。しかしその後の報道によると、融資額や補助金は発表当初より増大している。農家が所有する納屋で保管する場合、補助金はコメ収穫、品質改善、保管費用などを含めて 1 万 3,000 バーツ/トン、保管施設を所有しない農家は 1 万 1,500 バーツ/トンとなる。当初国家評議会 NRPC は 10 月 31 日の会議で、最大 1 万 1,525 バーツ/トンの補助金支給を決めたが、農家団体から不十分だとの声が出たため、増額した上で閣議に提案した。予算は当初の 359 億バーツに 200 億バーツを上積みした⁷。

今回の制度は、実質的なコメの買上げ政策であるという点でインラック政権などが実施した「コメ担保融資制度」と変わらない。ただ、前政権では融資価格が市場価格を 40～50%

上回り、生産されたコメのほぼ全量を政府が備蓄米として抱えることとなった。しかし今回は融資価格は市場価格の 90%程度に抑制されている。また新制度に対する批判として、保管施設（納屋）を持っている農家は少ないという批判がある。そして支援対象が限定的であることや、保管状況の監視や汚職の防止といった面で課題が多いと指摘されている。この政策に対して民主党のアピシット元首相は、自身の政権で実施した農家所得保証制度の方が優れているとの見解を示している。

もち米を対象とする支援制度は、香り米や普通米と同じく、もち米を市場に供給せず、保管する農家に補助金を支給することで、価格低下を防ごうとするものである⁸。農家が、納屋で保管する場合、補助金は品質改善や保管などの費用を含めて 1 トン当たり 1 万 3,000 バーツとなり、納屋を所有しない農家は 1 万 1,500 バーツとなる。この政策により、予想されるもち米収穫量 600 万トンのうち、200 万トンの供給を遅らせることができるとの見通しが示されている。

第 4 表 タイのコメの生産の概要（2009/10 年 - 2015/16 年（予測））

項目	2009/10年	2010/11年	2011/12年	2012/13年	2013/14年	2014/15年	2015/16年 (予測)
1. 世帯数(世帯)							
- 雨季作米	3,717,360	3,743,567	3,753,274	3,728,542	3,731,286	3,710,443	3,701,478
- 乾季作米	665,845	706,220	749,101	637,825	698,197	458,345	400,535
2. 作付面積(百万ライ)	72.72	80.67	83.4	81.04	77.14	69.28	62.31
- 雨季作米	57.5	64.57	65.3	64.95	62.08	60.79	55.81
灌漑区域内	15.33	15.92	16.09	16.18	15.62	15.32	14.06
灌漑区域外	42.17	48.65	49.21	48.77	46.46	45.47	41.75
- 乾季作米	15.22	16.1	18.1	16.09	15.06	8.49	6.50
灌漑区域内	10	10.12	11.2	10.68	10.01	5.43	3.89
灌漑区域外	5.22	5.98	6.9	5.41	5.05	3.06	2.61
3. 粗生産量(百万トン)	32.11	36	38.11	38.00	36.76	31.64	27.06
- 雨季作米	23.25	25.74	25.87	27.23	27.09	26.27	23.01
灌漑区域内	8.14	8.01	7.95	8.62	8.96	8.67	7.59
灌漑区域外	15.11	17.73	17.92	18.61	18.13	17.60	15.42
- 乾季作米	8.86	10.26	12.24	10.77	9.67	5.37	4.05
灌漑区域内	6.02	6.71	7.84	7.38	6.64	3.54	2.49
灌漑区域外	2.84	3.55	4.4	3.39	3.03	1.83	1.56
4. 生産高/ライ (キログラム, 水分15%)							
- 雨季作米	404	399	396	419	436	432	412
灌漑区域内	531	497	494	533	574	566	540
灌漑区域外	358	360	364	382	390	387	369
- 乾季作米	582	637	676	669	642	632	623
灌漑区域内	602	664	700	691	663	652	640
灌漑区域外	544	593	637	627	601	598	598
5. 生産コスト(バーツ/トン)							
- 雨季作米	8,349	9,359	10,399	10,685	10,705	11,049	10,292
- 乾季作米	7,993	7,776	8,233	8,702	9,317	8,990	8,059
6. 農民の販売可能価格(バーツ/トン)							
- 雨季作米	9,029	10,810	11,841	11,395	10,085	9,278	10,248
- 水分15%の乾季作うるち米もみ	8,042	8,447	10,172	9,767	7,363	7,747	7,545
7. 純収益(バーツ/トン)							
- 雨季作米	680	1,451	1,442	710	-620	-1,771	-44
- 乾季作米	49	671	1,939	1,058	-1,954	-1,243	-514

資料：ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร (基礎データ 農業経済) 2556 年, 2558 年版より筆者作成。

第5表 2015年のコメに関する動き

年	主な出来事
2015	1月 2014年（1～11月）のコメ輸出が前年より6割増加。 1月 農業・農業協同組合銀行が、年内に農民支援に2,000億パーツ（約7,200億円）融資計画発表。財務省も500億パーツの国債発行。応募は5割程度にとどまる。 1月 農業・農業協同組合銀行がコメ担保融資制度の債務借換え資金調達に債券発行（500億パーツ） 1月 コメ委員会が在庫米の劣化で100人以上を告発。 1月 1,780万トンの政府在庫米を2年以内に放出する計画発表（商務省）。60%が品質劣化の無いA級とされる。 1月 キャッサバ担保融資で35億パーツ（約126億円）の損失。タピオカペレット13,000トンが紛失。2012～2013年のキャッサバ担保融資のためにインラック前政権が440億パーツの予算を組み、約278億パーツで約1,000万トンのキャッサバ芋を実施的に買取っている。 1月 政府在庫米100万トンの入札発表。 1月 国家立法議会がインラック前首相の弾劾可決。5年間の政治活動禁止へ。検察が前首相をコメ担保融資制度をめぐる職務怠慢で起訴。 2月 政府がコメ生産量を3,510万トンから3,370万トンに減らす減反計画発表。2年で、水田70万ライをサトウキビに転作し、1,100万ライを家畜飼養の混合農業に転換させ、乾季稲作を40万ライに制限する。この計画により供給過剰量は110万トン（2016/17年）から20万トン（2019/20年）まで縮小の見込み。 2月 コメ担保融資制度の損失を5,370億パーツ（約1兆9,600億円）に修正。 3月 年内2度目のコメ入札（100万トン） 3月 コメ20万トンをフィリピンに輸出 4月 干ばつ被害が深刻と発表。コメ収穫量は2.0%減の見通し。 4月 商務省要請によりメーカーが農家支援のため化学肥料・農薬を値下げ。国内通商局が監視。 4月 政府在庫米の政府間取引に関する不正で元商務相ら3人を弾劾。 5月 中国と、コメ200万トン輸出の覚書を発表。 5月 農業・農業協同組合銀行など、国営、政府系の4機関の債務を政府負担で処理。 6月 年内3回目のコメ入札（106万トン） 6月 年内4回目のコメ入札（138万トン）。干ばつによる不足懸念で落札率83%。 7月 干ばつ被害でコメは400万トンの減産とタイ商工会議所大学が調査発表。 7月 コメ価格急上昇（粳で8,200～8,700パーツ/トン、精米で12,500パーツ/トン） 8月 年内5回目のコメ入札（落札量42万6977トン）。価格が前回比53%上昇。 8月 ナイジェリアが4月の政権交代後、コメの輸入関税を60%に引き上げ。原油安による外貨不足で米ドルによる輸出支払いも停滞しており、例年120万トンの輸出量が80万トン程度に低下の見通し。 9月 ダムの水量低下により、2015～2016年のコメの2期作禁止方針発表（農業振興局） 9月 年内6回目のコメ入札（73万2806トンを入札するも、価格低下から落札率は33.7%に低下） 9月 農業・協同組合相、11月1日から4月30日までのコメの2期作用の水供給全面停止を発表。1500万ライ（240万ha）が対象（前年は600万ライ）。雨季作分が2700万トンから2300万トンまですでに減少しているが、この水供給停止により、さらに350万トン減少する見通し。 9月 インドネシアがコメ150万トンをタイとベトナムから緊急輸入。 10月 干ばつ対策予算約70%増加の115億パーツに増額。 10月 年内7回目のコメ入札（落札11万トン） 12月 劣化米入札（落札3.7万トン） 12月 香り米の輸出価格低迷（720ドル/トン）。カンボジア産（810ドル/トン）を下回る。政府の価格維持政策の効果があがっていない。 12月 劣化米3.7万トンを2社へ売却。

資料：各種報道より筆者作成。

第6表 2016年のコメに関する動き

年	主な出来事
2016	1月 政府在庫米1300万トンと1年半で売却の見通し発表。 1月 商務省がコメ価格安定のためとして、国家コメ政策委員会に2,500万トンへの減反政策を提出。例年は3,100～3,200万トンの生産量。 1月 政府と天然ゴム産業関係者が、価格低迷で苦しむ天然ゴム農家を対象に、ゴムの10万トン政府買取、コメ400万袋の無償供与、低価格での食料・必需品の提供の救済策で妥結。 1月 稲作農家、精米業者、コメ輸出業者の代表が2016～17年収穫期の減反計画に同意。 1月 イランがタイ米30万トン輸入で合意。 2月 コメ入札でもち米、碎米など15万トン落札。 2月 国家コメ政策委員会、総額100億バーツ（約319億円）の包括的なコメ管理政策を承認。 3月 コメ担保融資制度の損失額が7,500～8,000億バーツ（約2兆3,900億～2兆5,500億円）に拡大。 4月 中国がコメ輸入交渉停止。バンコークナコンラチャシマ間の鉄道建設計画の資金協力白紙化が背景との報道。 4月 6,174万ライ（987万8,400ha）から5,580万ライへの減反計画を発表。 4月 国家コメ政策委員会が政府在庫米1,140万トンの売却承認。これまで最大1,850万トンの在庫を13回の入札で505万トンと539億バーツで政府間取引で380万トンを500億バーツで売却。 5月 コメ価格が干ばつで上昇 5月 農業強制保険導入の動き 6月 次年度の2期作用地を50万ライ（約8万ha）削減計画 6月 コメ価格軟調。中国需要縮小の影響。 7月 雨季入りしても、2期作を大幅に制限。稲作に不適とみなされる57万ライの水田を対象に1,000バーツ/ライの補償金を支払う方針。 7月 国内のコメの取引価格が10,500バーツ/トンの高い水準。 9月 コメ入札（落札75万トン）。900万トン以下まで在庫縮小。 9月 暫定憲法44条の強権により、コメ担保融資制度の責任者の資産押収へ。2,000億バーツ（5860億円）の損失。コメ、キャッサバ、トウモロコシの売却に関与する公務員は赦免。 9月 担保融資制度による、農業・農業協同組合銀行への政府債務5,100億バーツ（約1兆5,000億円）の完済に16年かかる見通し発表。 9月 稲作メガファーム事業の覚書（商務省、農業・協同組合省、内務省）。来年中に1000カ所開設。今年は総面積が80万ライ（12万8,000ヘクタール）に及ぶ426のメガファームの設置を計画。今月7日時点では、全国66県で5万7,775人が参加し、総面積50万ライの386が開設。農業機械や資金の調達、コメの販売などを支援。農業・農業協同組合銀行は、ソフトローンを供与（限度額500万バーツ、金利0.01%）。政府は2017～19年にメガファーム向けに32億5,000万バーツのソフトローンの計画を承認済。 9月 コメの政府間取引偽装で元商務相に賠償命令。ブンソン元商務相ら6人に損害賠償を命じる行政命令書に署名した。首相が国家平和秩序評議会（NCPO）議長として暫定憲法第44条に基づく強権を発動。ブンソン氏ら6人は、620万トンの中国向けコメ輸出を偽装。損害賠償の請求額は計200億バーツ（約585億円）で、ブンソン氏が17億バーツ、ブーム元商務副大臣が23億バーツ、マナス元貿易局長ら当時の商務省高官4人がそれぞれ40億バーツ。ブンソン氏は、争う構え。 10月 タイ米価格低迷。ベトナムやパキスタンとの競合やフィリピンやインドネシアで生育改善が要因。 10月 価格低下を受け、年内の備蓄米の放出停止を発表。 10月 財務省がインラック元首相にコメ担保融資制度の損失の20%（357億バーツ）の損害賠償を命じる方針との報道。 10月 中国がコメ10万トン発注 10月 価格下落を受け、商務省が1,250万トンのコメの流通を遅らせる計画を発表。コメを保管して放出を遅らせる取引業者にソフトローンを供与し、農家には1,500バーツ/トンの補償金支払い。 10月 国家コメ政策が稲作農家支援策発表。対象は香り米で、200万トンの市場放出を遅らせる計画。 11月 洪水被害農家に一世帯あたり一時金3,000バーツ支給方針を農業・協同組合相発表。 8月から農業・協同組合省が実施している転作奨励プログラムでは、加入者は3万6,758戸、農地面積は22万3,355ライで、既に2,322件に転作奨励金を支払い。金額は3万バーツ以上。 11月 国家コメ政策委員会がバトゥンタニ香り米と普通米を対象とする追加支援策発表。 11月 コメからの転作を支援するためトウモロコシ農家にソフトローン供与発表。 11月 農業近代化20ヵ年計画、スマート・ファーマー・プロジェクト発表。メガファーム開設やコメからの転作を進める。 11月 コメ担保融資制度で公務員6,000人に不正の疑いと法務相が発表。 11月 国家コメ政策委員会がもち米農家を対象に支援策発表。収穫量600万トンのうち200万トンの市場放出を遅らせる計画。

資料：各種報道より筆者作成。

（３） トウモロコシの価格・所得政策

タイ政府は、トウモロコシの生産に関する 10 年計画を作成しており政策はそれを指針として実施されている。タイは、かつてトウモロコシを大量に輸出していたが、国内の飼料需要が拡大したことから、現在の輸出量は少ない。一方で、タイは遺伝子組み換え作物は栽培を認めていないため、アメリカなどの外国に比べてコスト競争力が低く、トウモロコシの輸入が増大して国内産が圧迫されている。

このように国際競争力の弱いタイのトウモロコシであるが、コメに比べると政府による支援は限定的なものである。以下、トウモロコシに関する価格・所得政策と生産計画、貿易政策を簡単に紹介する。

１）価格・所得政策

トウモロコシに関する価格・所得政策として、2008/09 年に担保融資制度が実施された。これには 7 万 6,000 戸の農家が参加し、100 万トンが対象となった。

2009/10 年には、当時のアピシット民主党政権により、所得保証政策が行われた。これには 40 万農家が参加し、60 万トンが対象となった。2010/11 年度にも所得保証政策が実施され、49 万 2,000 戸の農家が参加した。しかしこの年は、市場価格が高く、支払いは行われなかった。2012/13 年には、コメで実施されていた担保融資制度を、トウモロコシについても実施することが計画された。しかしその年も、市場価格が高かったため、この計画は実際には実施されなかった。2013/14 年には、トウモロコシの買入を抑制するよう、市場の取引業者に、ボランティアでの協力が要請されたものの、実際には買入抑制は行われなかったと見られる。

２）生産計画

トウモロコシ生産に関する政策の大きな目標は、単収向上であり、830kg/ライから 100kg の上昇を目指している。そして生産量を年産 618 万トン（2015 年）から 740 万トン（2016 年）に増加させる計画である。

またトウモロコシの作付面積のうち、違法伐採によって開発された 52 万 ha を森林に戻し、またタイ政府の作物最適地図から判断してトウモロコシに非適合とされる作付地を元の作目に戻すことで作付面積を 13 万 ha 減少させる計画である。一方、水田からトウモロコシへの転換で、60 万 ha（30 万 ha は雨季作、30 万 ha は乾季作）の作付け増加を計画している。

３）貿易政策

過去において、タイはトウモロコシの輸出国であったが、現在は国内の飼料需要向け生産が中心となっている。AEC（ASEAN 経済共同体）加盟国から無関税で輸入されるため、国

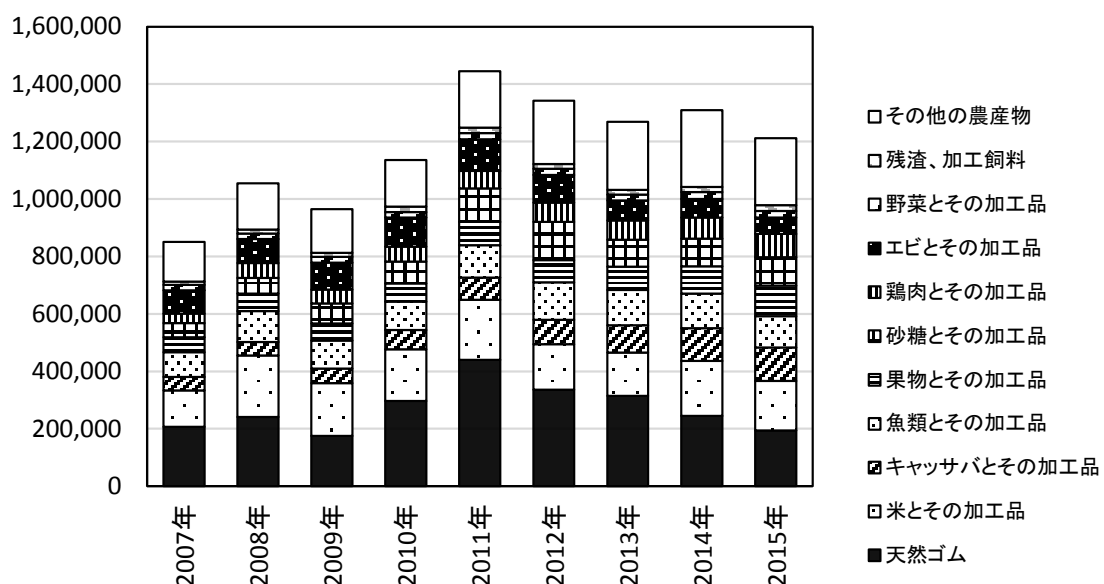
内価格の低下が懸念されている。ASEAN 以外の国からの輸入に対しては、関税割当てが適用されている。

5. 農産物貿易の動向

(1) 農産物輸出の動向

タイの農産物輸出は、2015年に1兆2,211億バーツで、総輸出額の16.8%を占めた。この割合は2007年の16.1%に次ぐ低い水準である。輸出に占める農産物のシェアは、2011年の21.8%をピークとして低下傾向にある。この低下傾向の最大の要因となっているのは、農産物輸出額シェア第1位の天然ゴム輸出額の縮小であり、その要因は価格低迷である（第20図）。天然ゴムの輸出額は、2011年の4,405億バーツから、2015年には、半分以上の1,939億バーツに減少した。一方、輸出シェア第2位のコメは、担保融資制度の影響から、2013年には1,497億バーツまで減少し、シェアは11.8%まで縮小した。しかし現在のプラユット政権が政府在庫の売却を進めたことから、輸出額は増大し、2015年では1,728億バーツとなり、シェアは14.3%を記録している。

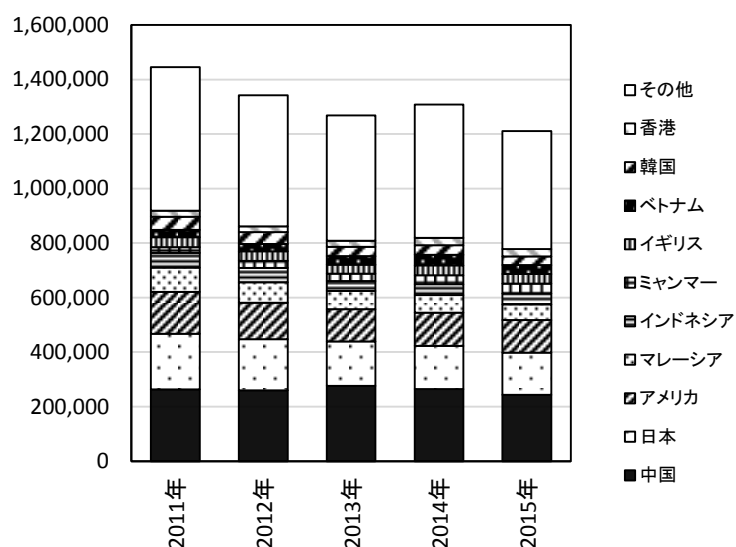
この2大品目のほかでシェアを拡大しているのは、キャッサバ、果物とその加工品、鶏肉であり、キャッサバのシェアは2015年には9.6%まで拡大しているほか、果物とその加工品のシェアは8.8%まで、鶏肉のシェアは6.7%までそれぞれ増加した。一方、エビとその加工品のシェアは近年低下傾向にある。2007年に9.7%あったシェアは、病気による生産減少から、2015年には4.7%まで縮小した。



第20図 品目別農産物輸出額 (100万バーツ)

資料：สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ国農産物貿易統計) 2015年版19ページ第4表より筆者作成).

一方、輸出先を見ると最もシェアの大きい輸出先は中国で、2015 年ではほぼ 20%を占める（第 21 図）。第 2 位は日本であるが、そのシェアは低下傾向にある。2011 年に 14.1%であったシェアは 2015 年には 12.8%まで徐々に縮小している。さらに 3 位以下のアメリカやマレーシア、インドネシアなどの伝統的に重要な輸出先もシェアを低下させている。一方で、農産物の輸出市場として重要になってきているのはミャンマー（2015 年のシェアは 3.0%）、ベトナム（同 2.8%）、香港（同 2.2%）である。



第 21 図 主な農産物輸出先（100 万バーツ）

資料：สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ （タイ国農産物貿易統計）2015 年版 19 ページ第 5 表より筆者作成）。

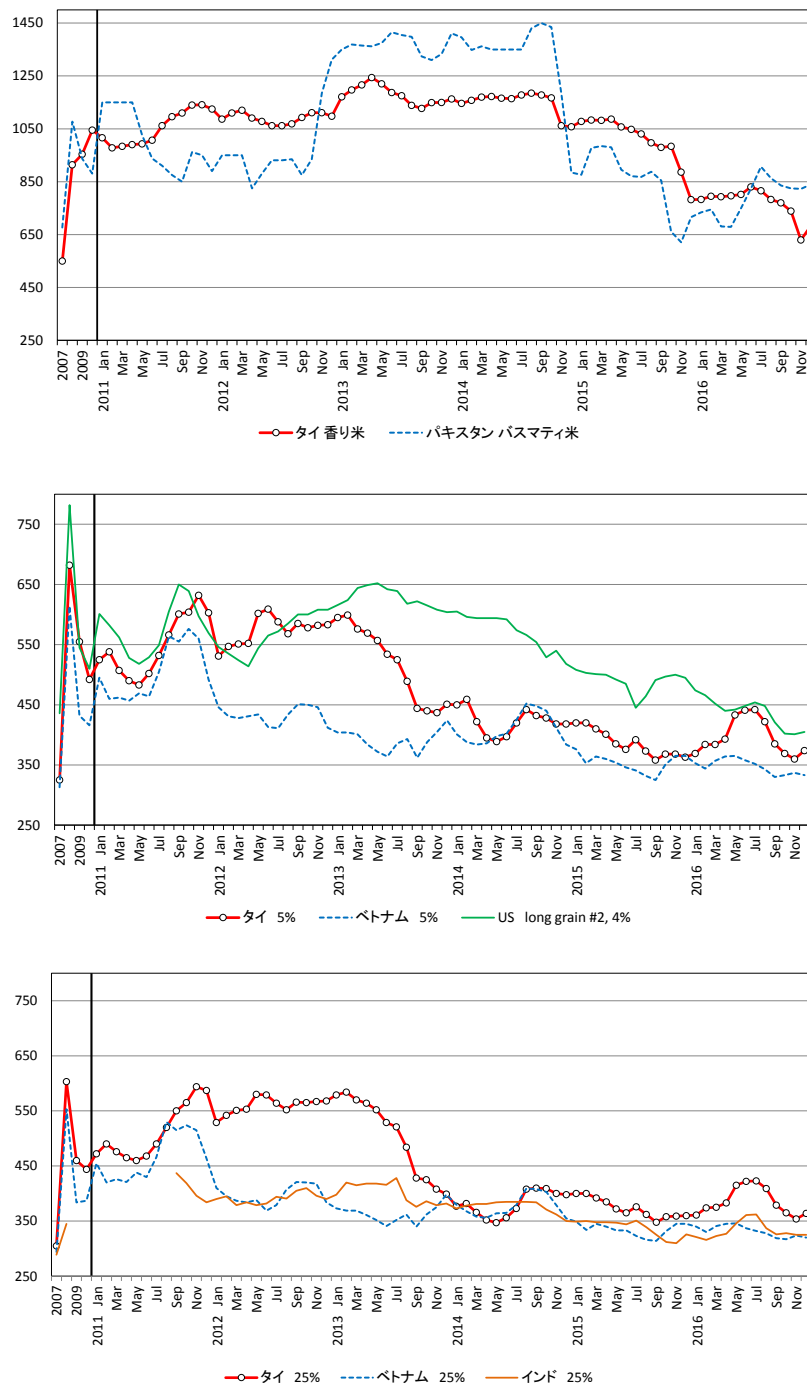
（2） コメの輸出価格の動向

近年のタイのコメ輸出価格の推移を他の主要輸出国と比較しながら確認しておく。

タイ国内での香り米生産が増加するとともに、担保融資制度によって増大した政府在庫の処理のため、輸出向けの放出も続いているため、香り米の輸出価格は 2014 年をピークとして急速に低下している（第 22 図上段）。この輸出価格の低迷による農家の所得減少は、2016 年にプラユット政権が稲作農家への保護政策を急速に拡大した背景になっている。

砕米率 5%の上級米の価格は、担保融資制度によって増大した政府在庫の、低い価格での放出が拡大した 2014 年以降、ベトナム産のコメとほぼ同水準まで低下している（第 22 図中段）。2016 年の中ごろには上昇したが、直近の 2016 年末では、再びベトナム産と同水準まで低下している。一方、砕米率 25%の低級米では、2011 年の終わりから 2013 年まで、ベトナムや 2011 年に輸出を再開したインドとの間で、おおよそトン当たり 100 ドル以上の

価格差が継続した（第 22 図下段）。しかし、政府在庫の放出が増加した 2013 年の 3 月ごろからタイ米の輸出価格は低下をはじめ、それ以降、3 国の価格差は縮小している。



第 22 図 主要輸出国のコメ輸出価格推移（精米、US ドル/トン）

資料：The FAO Rice Price Update.

<http://www.fao.org/economic/est/publications/rice-publications/the-fao-rice-price-update/en/>

注. 図中で、%は碎米率を表す。

6. おわりに

タイでは2014年5月の軍によるクーデター以降、長期に渡った政治混乱は沈静化しているが、経済は低成長が続いており、現政権は、新たな投資を呼び込むためにも、民政への着実な移行を実現しなければならない情勢にある。2014年のクーデター後、短期間での民政移管を表明していたプラユット政権であるが、新憲法の策定は遅れ、2016年になって、ようやく草案が国民投票で認められるに至った。この新憲法下では、軍部は、政治に対して引き続き強い影響力を持つことになる。

このような状況下で、プラユット政権は農業保護を拡大してきている。2014年に廃止されたコメの担保融資制度は、保管場所を精米業者の倉庫から、農家の納屋に場所を変えた、新たな担保融資制度として復活した。そして2015年には香り米のみを対象としていたが、2016年には香り米に加えて普通米、パトゥンタニ香り米、もち米までも対象とした大規模な制度となった。さらに、この担保融資に様々な名目の補助金を加えた新たな農業保護制度が形成された。一連の政策は、インラック政権の行った担保融資制度に近い規模の農業保護政策である。プラユット政権は、2016年の制度導入時において、この政策は現下の価格低迷に対する手段であって永続的なものではないと表明している。しかし、これまでもコメの大輸出国であるタイのコメ政策は、世界のコメ需給にも少なからぬ影響を与えてきた。現政権の行う担保融資と補助金を組み合わせたコメ政策が、今後どのように展開していくのか注目されるところである。

その他の主要品目では最大の輸出品目である天然ゴムの価格が低迷し、農家の所得に大きな影響を与えている。タイ政府はゴム農家に対しても農家に補助金の支給を行っている。

タイはこれまでも、対立する政治グループの間で政権が移動するたびに、農業保護の拡大と縮小が繰り返されてきた。農業保護の大幅な縮小を行ったはずのプラユット政権であるが、クーデターから2年を経て農業保護の拡大傾向が顕著である。中所得水準に達したタイでは、持続的な農業保護の実施が必要な段階になっていると見ることもできよう。

本章では、2016年を中心にタイの政治経済と農業・農政の動向について整理した。力不足の点も多いので、多くのご助言、ご叱正を賜ることができれば幸いである。

注1 2016年9月19日付け Bangkok Post 紙

2 1バーツは約3.3円（2017年6月）。

3 “Thailand Biofuels Annual 2016”, GAIN Report Number: TH6075, USDA FAS

4 2016年6月22日付け Bangkok Post 紙

5 1ライは約0.16ha。

6 2016年9月18日 Post Today 紙

7 20161106 付け各紙によると、BAAC は、北部と東北部の23県の香り米農家を対象に、担保融資と一定期間の保管を条件として補助金を提供する。融資額はもみ米の市場販売価格の90%に相当する9,500バーツ/トンで、コメ保管への補助金は1,500バーツ/トン。収穫と品質改善への補助金2,000バーツ/トン、すべてのコメ農家を対象とした生産コストへの補助金2,500バーツ/トンと合わせると、計1万5,500バーツの支援プログラムとなる。

BAAC 頭取によると、コメ産業へのローンと補助金の予算規模は計 1,270 億バーツで、うち香り米農家への保管補助が 237 億バーツ。そのほか、すべてのコメ農家への生産コスト補助金（1 ライ当たり 1,000 バーツ、1 世帯当たり 10 ライが上限）に 230 億バーツ、精米業者と輸出業者への 3～6 カ月間の保管プログラムに 800 億バーツが割り当てられる。

8 2016 年 11 月 19 日付け Bangkok Post 紙

[参考文献]

日本語

1. アジア経済研究所（各年版）『アジア動向年報』，アジア経済研究所。
2. 恒石隆雄（2007）「セタキット・ポーピアン(充足経済)」海外研究員レポート，アジア経済研究所
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200703_tsuneishi.pdf

英語

3. National Economic and Social Development Board, The Eleventh National Economic and Social Development Plan (2012-2016), http://www.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/p11/Plan11_eng.pdf
4. Titapiwatanakun, Boonjit (2012a) “The Rice Situation in Thailand”, Technical Assistance Consultant’s Report, ADB.
5. Titapiwatanakun, Boonjit (2012b) “Thailand’s Paddy Pledging Program (October 2011 to October 2012), Internal Report, Faculty of Agriculture and Resource Economics, Kasetsart University.
6. Poapongsakorn, Nipon (2006) “The decline and recovery of Thai agriculture: causes, responses, prospects and challenges”, “Rapid Growth of Selected Asian Economies: Lessons and Implications for Agriculture and food Security”, Policy Assistance Series 1/3, FAO Regional Office for Asia and the Pacific.
7. Poapongsakorn, Nipon (2010) “Tackling Corruption in Rice Price Intervention Program: Towards a Preventive Scheme”, Material for The 14th International Anti-Corruption Conference, 11 November 2010, Bangkok (2011年1月26日アクセス)

タイ語

1. แผนพัฒนาเศรษฐกิจและสังคมแห่งชาติ ฉบับที่สิบสอง พ.ศ. ๒๕๖๐ – ๒๕๖๔ (国家经济社会開発計画 2017年－2021年)
http://www.nesdb.go.th/nesdb_th/download/plan12/สรุปสาระสำคัญแผนพัฒนาเศรษฐกิจและสังคมแห่งชาติฉบับที่12.pdf

統計

2. ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร (基礎データ 農業経済)
3. สถิติการเกษตรของประเทศไทย (タイ農業統計)
4. สถิติการค้าการค้าสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ農産物貿易統計)
5. International Monetary Fund, International Financial Statistics
6. World Bank, World Development Index

関連ホームページ

在タイ日本国大使館 <http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>

ASEAN 事務局 <http://www.aseansec.org/>

タイ国エネルギー省代替エネルギー開発と効率性局 <http://www.dede.go.th/dede/>

タイ国農業・協同組合省 <http://www.moac.go.th/>

タイ国農業・協同組合省農業経済局 <http://www.oae.go.th/>

タイ国商務省 <http://www.moc.go.th/>

タイ国商務省国内取引局 <http://www.dit.go.th/>

タイ国商務省貿易交渉局 <http://www.dtn.go.th/>

タイ国国家経済社会開発委員会 <http://www.nesdb.go.th/>

タイ国銀行 <http://www.bot.or.th/>

第2章 ベトナム

－コメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会－

岡江 恭史

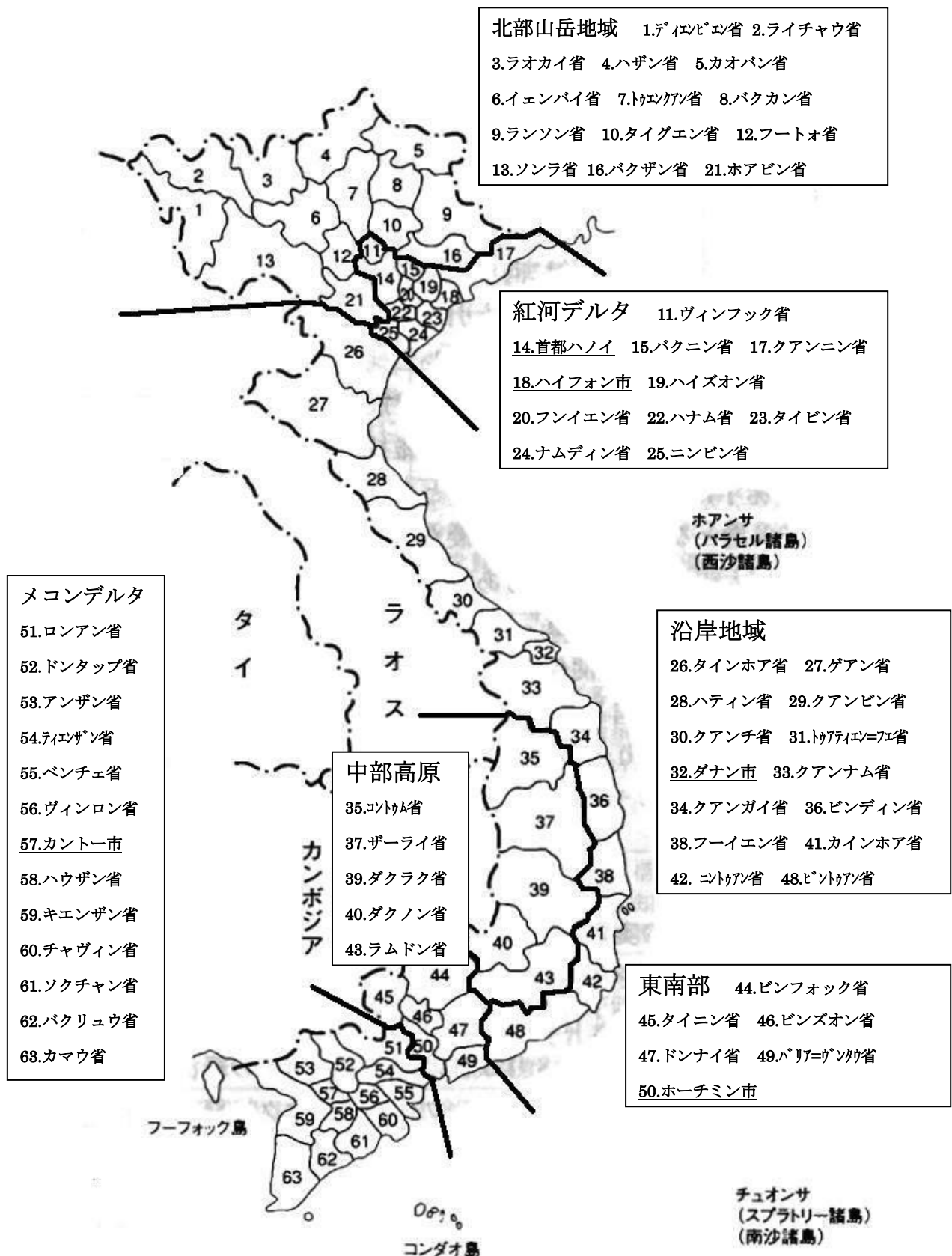
はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からもアセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国として日本を選ぶ（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）など日本を重視する姿勢を示している。

農林水産分野では、コメの一大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場においても日本市場においても重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カンター市）が存在する¹⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デルタ」「北部山岳地域」「沿岸地域」「中部高原」「東南部」「メコンデルタ」という地域区分も用いられる。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。農業では、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約 6 割と全国で最も多くの割合を占め、農地の割合は最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な土地が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

本章の構成は以下の通りである。まず「1. 歴史編」において、ベトナムの市場移行の特徴と農村社会の特徴をまとめる。「2. 現状編」において、ベトナムの稲作の概要と関連する政策を紹介し、生産制約要因についても考察する。「3. 事例分析編」において、筆者自身のハイズオン省における調査を紹介して、農家経済・農地問題について考察する。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

1. 歴史編ーベトナムの市場移行と農村社会ー

(1) 市場移行論とベトナム

20 世紀における世界最大の出来事の一つが、ロシアから始まった社会主義統制経済体制の成立とその崩壊であることに異議を唱える者は少ないであろう。20 世紀末に共産党支配体制が崩壊した旧ソ連・東欧に比べて、中国・ベトナム・ラオスは 21 世紀初頭の現在でも共産党一党支配の政治体制を堅持している。しかしこれらの国々も経済体制に関しては、同じく 20 世紀末から大きく市場経済化へと舵を切り、現在では旧ソ連型の統制経済体制とは大きく異なったものになっている。

このような (旧) 社会主義国の市場移行を分析する枠組みを考えるために、まずショック療法 (shock therapy) と漸進主義 (gradualism) という二つの移行戦略に関する議論を整理する。ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり、一般には東独、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ロシア、モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる。IMF や世界銀行が途上国や旧社会主義国に推し進めたこの移行戦略は、これらの機関の所在地から一般に「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれている。具体的には、①財政規律強化②公共支出の優先順位③租税改革④金融の自由化⑤為替レートの一歩化⑥貿易の自由化⑦海外直接投資の参入障壁撤廃⑧国営企業の民営化⑨経済活動の規制緩和⑩所有権の確保の 10 項目 (Williamson 1994) における全面的な改革によって価格メカニズムを機能させる戦略である。これに対して徐々に市場経済化を進める漸進主義を採用した代表的な国は中国である。ショック療法採用国は、その後ほぼ一様にマイナス成長 (特にロシアでは政治混乱も) に悩まされたのに対して、漸進主義を採用した中国は経済の安定と経済成長を両立した (中兼 2010)。

上記の議論の中でベトナムは一般的に中国と同じ漸進主義に分類されることが多い。しかし、ベトナムは 1989 年には当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法的な一連の政策が取られた。具体的には、①預金金利をインフレ率以上に上げて実質金利を正の水準に保つ、②国営企業の赤字補填政策の中止、財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止、③配給制度の完全な廃止、④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする、の四つの政策が講じられた。この改革について世界銀行の報告書では、「ベトナムの大胆な改革」は中国よりも東欧諸国に近い (World Bank 1996) と評している。それにも関わらずベトナムが漸進主義に分類されることが多いのは、中国と同様に共産党支配体制を維持しているからであろう。つまり、「移行」を論じるときに経済的な面だけに限定する場合と政治的な問題も含む場合があることが議論を混乱させている。逆に共産党支配体制を終わらせた国でも、ハンガリーやウズベキスタンのように経済的な移行は比較的漸進主義的な路線を歩んだ国もある (第 1 表参照)。

第 1 表 経済と政治の市場移行戦略ごとの各国分類

		市場移行の経済政策	
		ショック療法	漸進主義
政治体制 の移行	共産党体制崩壊	東ドイツ、ポーランド、ブルガリア、 ルーマニア、チェコスロバキア、 ロシア、モンゴル	ハンガリー、 ウズベキスタン
	共産党体制維持	ベトナム ^注	中国

出典：筆者作成。

注：ただし後述のように、ベトナムは農業の脱集団化に際しては漸進主義的だった。

むしろベトナムの事例は共産党支配体制下で（つまり政治的な移行なしに）、経済的にはショック療法的な移行を成し遂げた希有な例として、その市場移行を検討する価値がある。上記のような議論を踏まえて、次項からはベトナムの市場移行の過程を中国との違いに留意しつつ検討し、ショック療法的な改革を導入したにもかかわらず共産党支配体制を維持できた理由として、農村社会の存在を指摘する。

（２）市場移行の過程

１）移行前の体制

1945 年 8 月、日本軍の降伏によって生じた軍事的空白という千載一遇の独立の好機を利用して、仏領インドシナでは共産主義者を中心とするベトミン（ベトナム独立同盟）が蜂起し権力を奪取した（8 月革命）。翌月 2 日にハノイでベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた。ディエンビエンフーの戦いでベトミン軍がフランス軍を破ると、フランスは北ベトナム撤退を余儀なくされることになる。一方南部ではフランスの再占領が成功し、1949 年に阮朝最後の皇帝バオダイによる親仏政権（ベトナム国）が樹立された。結局 1954 年 7 月のジュネーブ停戦協定によって、フランス軍の撤退と 2 年後の南北統一選挙の実施が合意された。当協定によって一時の平和を得た共産政権は、北部において土地を地主から強制的に安価で買い上げて貧農に分配する土地改革を実施した。土地改革によって一人あたり土地面積はほぼ平準化し、食料生産も増大した。

1949 年の中国における共産政権の誕生（中華人民共和国成立）と翌年の朝鮮戦争によって、アメリカは「共産主義封じ込め」を世界戦略として、ベトナムにおいても共産政権を敵視することになった。1955 年、アメリカの後ろ盾を得た南ベトナム（ベトナム国）首相ゴ・ディン・ジェムはバオダイ帝を廃位して自らが大統領となり（ベトナム共和国成立）、ジュネーブ停戦協定によって実施が予定されていた南北統一選挙を拒否して共産政権との対決を深めた。東西冷戦構造の中で東側陣営の一員としての立場を鮮明にせざるを得なくなった北ベトナムでは、ソ連や中国における農業集団化にならって 1958 年から初級農業生

産合作社（以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石 1993）。

ソ連で始められた急速な重化学工業化は、農民に工業製品を高く売り、農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため、農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方、都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した（ラヴィーニュ 2001）。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり、ベトナムもそれを目指したが、ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ、自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を理解するために、農業集団化と配給制について以下に解説する。

農業集団化については、1959 年 4 月の第 16 回ベトナム労働党（北ベトナムの支配政党）中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級合作社に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の 3 項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960 年末には北部での合作社化が完了し、40,422 の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次 5 カ年計画（1961～65 年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961 年には高級合作社の数が 8,403（全合作社の 33.8%）だったのが、1967 年には 18,560（全合作社の 76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。

農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわらず 1960 年代に無理に農業集団化が強行されたのは、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても、集団農業生産は生産のインセンティブを欠くものであっても、「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分かち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった。このような戦時下の経済のあり方を古田元夫は「貧しさを分かちあう社会主義」と読んでいる（古田 2009）。北ベトナムでは 1965 年時点ですでに全農家の 90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級 25.1%、高級合作社 65.0%）が、これが 75 年には 95.6%（初級 2.5%、高級 93.1%）にまで達し、ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石 1993）。

ベトナムでは配給制度はバオカップと呼ばれ、ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて、上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買い上げ）、その対価として農業生産に必要な投入材（肥料、農機具、セメント、ガソリン等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部、公務員、軍人、国

営企業労働者、そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には、国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955 年）にはコメと布だけであったが、65 年には 26 品目にまで拡大し、ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず、農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。

このようなバオカップ制度に内在する矛盾は、ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み、また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて、深刻化することになる（古田 2009）。

2) ドイモイへの道

ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し、翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976 年末に開催されたベトナム共産党第 4 回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では、引き続き重工業中心のソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果、農民が合作社やその前段階の生産集団に加入する前に自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次いだ（Nguyen Sinh Cuc 1995）。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが、その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場（自由市場）に売ったため、1970 年代末には南部最大の都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン市。第 1 図の 50）の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格（政府の公定買い上げ価格）以上の買い上げを行った。これらの地方政府の非公式の実験が、農民・市民の生活改善、生産増加、国家への納入増加といった成果を強力に示したため、中央レベルでも 1979 年 8 月にベトナム共産党第 4 期第 6 回中央委員会総会が第 6 回決議を出し、計画外の市場（自由市場）を承認するようになった（トラン 2010）。この改革は「新経済政策」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ²⁾にならった、経済的危機を脱するための一時的なものであったが、これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩となった（三尾 1988）。

さらに 1981 年 1 月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の拡大に関する共産党中央書記局 100 号指示」（DCSVN1981）によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。同指示下の稲作作業では、田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」でおこなわれている作業を農民個人に請け負わせ、化学肥料の管理と分配、病虫害駆除・発生予察などの作業は合作社の指導のもと集団労働で行う方が望ましいとしている。同指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制には変更がないとして改革反対派を押さえ込んで出されたものだった（古田 2009）。この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家（当時の調査で 8 割方）が請け負いを完遂した上にさらに 5～20%の余剰生産をなした。

フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性とし

ているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には、理論武装が必要であった。1982 年の第 5 回ベトナム共産党大会において、「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでの「過渡期」の前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである（トラン 2003）。

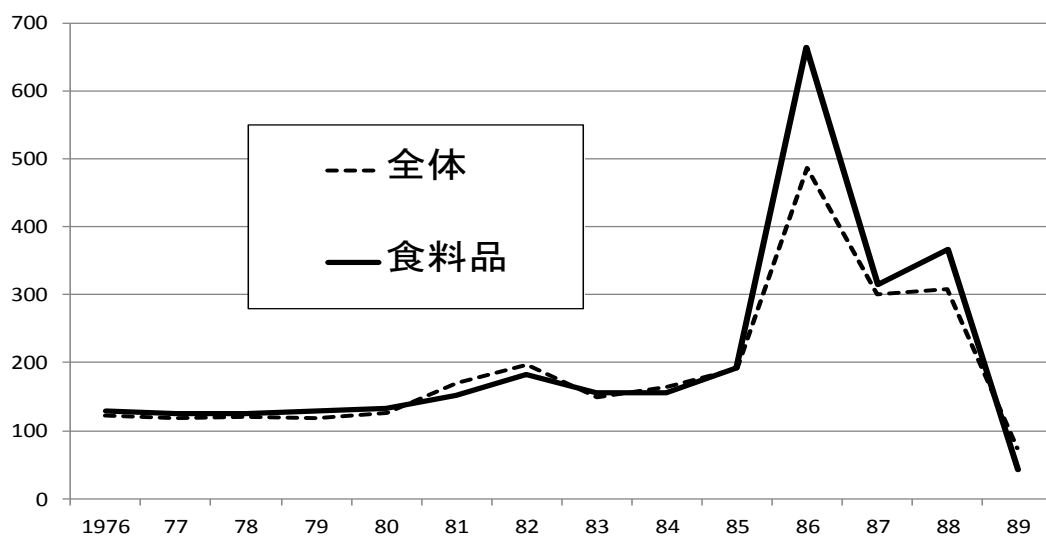
1985 年 6 月の第 5 期第 8 回中央委員会総会は配給（バオカップ）制度の廃止という面で画期的であったが、このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果、国营企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが、コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため、製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入材の値上がり、さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが、戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに 85 年 9 月には物価上昇による通過不足を補うため旧 10 ドンを新 1 ドンに交換する通貨改革（デノミ）を行ったが、政府が十分な新通貨を用意できなかったため、ドンに対する信認がさらに喪失した。このような複合的な要素から、物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり、ハイパーインフレーションを招いたところで 1986 年の第 6 回党大会を迎える。中臣久は、1985 年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが、単一市場・単一価格の形成を促すことになり、ベトナムの市場移行においてきわめて重要な過程であったとみている（中臣 2002）。

1986 年の第 6 回党大会は以下の点で画期的であった。第 1 に、社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」であると確定された。第 2 に、従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し、社会主義セクター内であっても、市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第 3 に、長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め、それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策は「ドイモイ」政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが、新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なものであったのに対し、ドイモイはそれを長期的に継続しさらに深めることになったのである。

しかし農業面では合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手に残るのがわずか 20%であったことから、100 号指示に伴うコメ生産増は 87 年で頭打ちになり、88 年には生産が大幅に落ち込んだ。特に北部では落ち込みが甚だしく、81 年以来最低の水準に達した。同じ頃南部でも集団化に伴う土地紛争が多発し、全国的な農業・食糧危機に陥った。この危機へ対処するために、1988 年 4 月 5 日に共産党政治局第 10 号決議（DCSVN(1988)）が發布された。10 号決議は、農家による水牛・牛や農機具の

所有を認めた。多くの合作社では生産段階のうち二つのこと（水利および病虫害発生予察）だけに責任を負い、他は農家世帯に任せることになった。また農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが40%と倍増し、これまで以上に農家の生産意欲を刺激し(Nguyen Sinh Cuc(1995))、翌年からはコメの輸出国に転じた。

前述のように1989年には、当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため、ショック療法的な一連の政策（価格自由化や国有企業改革、金利引き上げ等）が取られた結果、インフレは1989～91年に沈静化し、92年からは完全に克服された（トラン2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」(“small bang”)と呼び、ベトナムの体制移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり、改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため、逆に改革後にインフレ気味になり、その後は拡大と引き締めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した(Naughton 1996)。第2図は統一ベトナム発足後の1976年から89年までの物価上昇率を示したものである。1985年の配給制度廃止以降起こったハイパーインフレーションが、ショック療法が採用された89年から収束に向かったことがわかる。特に86年以降の食料品(Foodgrain and Foodstuff)の上昇率が高く国民生活を直撃したことがわかる。



第2図 ベトナムの物価上昇（%（対前年比））（1976～89年）

資料：World Bank 1990.

そしてインフレが沈静化する中で開催された第7回ベトナム共産党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして92年に採択された新しい憲法でも、多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施がもりこまれた（トラン 2003）。農業面では、1993年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（Nguyen Sinh Cuc 1995）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分以上に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法設定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。

3）ドイモイの特徴

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告が出されたのが1996年である（World Bank 1996）。上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会で採択された「1996～2000年経済開発戦略」では、2020年までの工業国入りという具体的な目標を示して工業化を一層推進するとともに、農林水産業に対して政府予算からの重点的な投資が行われることが決定⁽³⁾した。また農村地域に近代工業を振興させるとともに、交通・通信・医療・住宅等のインフラ整備も進めることも決定した。またこれまで重点的な経済開発地域に選ばれなかった地方都市においても中小規模の工業団地の建設を推進することが決定した。当大会で採択された方針に関して竹内郁雄は、「（1）さらなる高度成長への志向」「（2）雇用促進と各地域の均等開発」という二つの特徴が現れていると指摘している（竹内 1997）。竹内の指摘する（1）とは「市場経済化・対外開放」であり（2）は「社会的公正の実現」であると言い換えることもできよう。続く2001年の第9回党大会では、この二つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。

農業は工業とは異なり生産する地域の条件に大きく左右される。さらに主食であるコメが同時に重要な輸出産品でもあるため、米価の上昇は稲作農家の所得向上や外貨獲得の面では望ましいが、一方で都市生活者の生活には打撃であり工業労働者の人件費高騰も輸出競争力の面で不利益をもたらす。後述するように、2007～08年の米価高騰時には国内物価も高騰した。ベトナム政府は生産者や輸出業者を犠牲にしてでも、その他の国民の利益のためにコメ輸出を制限することにした。このような農工間の間の矛盾だけではなく、農業それ自体も脆弱な経営基盤（矮小な農地面積）のもとで農民が市場経済の変動リスクにさらされているという問題を抱えている。このように農業部門はとりわけ（1）「市場経済化・対外開放」と（2）「社会的公正の実現」との間の矛盾を最も集中的に受ける部門である。

このような事情のためベトナムの市場移行において農業は重要な位置を占め、上記（１）と（２）を両立させるように慎重に進められてきた（第２表参照）。前述の各農家世帯を生産単位として公認する 1981 年の党中央書記局第 100 号指示、農民に生産物を自由に処分する権利を与えた 88 年の党政治局第 10 号決議、実質的に土地の私有化を認めた 93 年の土地法改正といった一連の政策によって、農業の脱集団化・市場経済化は推進された。ここまでは上記（１）の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらし、順調な経済発展に貢献した。だが市場経済化の否定的な側面として貧富の格差が拡大（世帯間のみならず地域間ないし都市・農村間も）しつつあることが指摘された（竹内 1997）。第 8 回党大会（96 年）では上記のように農業農村開発が重視され、その前後の時期からは（１）に加えて（２）に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。

農業農村開発の面では、1993 年の党第 7 期 4 中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」で共同体的生活の再建が図られることになった。さらに 98 年に政府は「社における民主実現制度規定」を制定した。これらは、従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を相互扶助の伝統を持つ村落共同体の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものである（後述「（３）４）ムラ社会を活用した最近の農村政策」参照）。さらに政府がより直接的に社会的弱者への援助を行うため、95 年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保貸付を手がける貧民銀行が設立され、翌 96 年から業務を開始した。これに対して（１）の方針に基づくものとして、96 年には合作社を市場経済下の協同組合と位置づける合作社法が制定され、2000 年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府決議第 9 号（CPVN 2000）が出された。2003 年には土地法がさらに改正され、国家による高収量・高品質な水稻栽培専用農地への補助策および民間農場への奨励策が規定された。これは政府決議第 9 号における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地使用の合理化を促すものである。2001 年の第 9 回党大会において採択された「2001～2010 年の経済・社会発展戦略」においては、ASEAN（1995 年加盟）・米越通商協定（2000 年調印）に続く目標として WTO 加盟を掲げる（藤田 2006）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田 2002）。これに沿うように、2002 年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行が設立された。同銀行は、貧困世帯融資に加えて各種政策融資（農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がけていることになった。貧民銀行と同じく利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である。また 2003 年には農地使用税の減免措置が出された。これは耕作者自身が使用権を持つ農地の使用税は事実上撤廃しながら、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、また土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置とされるなどの配慮もなされている。

第2表 ドイモイの2つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要事項	ドイモイの2つの柱からみた農業農村政策	
	①市場経済化と対外開放	②社会的公正の実現
1976. 統一ベトナム成立, 第4回党大会 (重工業重視)		
1979. 党第4期第6回中央総会 (自由市場承認): 新経済政策	1981. 党中央書記局第100号指示 (各農家世帯を生産単位として公認)	
1982. 第5回党大会 (農業重視。市場経済導入。)		
1985. 党第5期第8回中央総会 (配給制度廃止)		
1986. 第6回党大会 (外資導入推進。ドイモイ路線確定。)	1988. 党政治局第10号決議 (集団農業体制解体)	
1989. 価格の全面自由化		1993. 第7期4中総「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」(共同体的生活の再建)
1991. 第7回党大会 (私有制を認める)。対中国交正常化。	1993. 土地法改正 (実質的な農地私有制)	1995. 貧民銀行設立 (貧困世帯向け低利融資)
1995. WTO 設立(ベトナム加盟申請)。アセアン加盟。対米国交正常化。		1998. 社における民主実現制度規定
<u>1996. 第8回党大会 (社会的公正の実現を明記)</u>	1996. 合作社法制定 (合作社を市場経済下の協同組合に)	
	2000. 政府決議第9号 (海外向けに農産品の高品質化促進)	2002. 社会政策銀行設立
2001. 第9回党大会 (「社会主義志向の市場経済」)。米越通商協定発効。	2003. 土地法改正 (農地集積と民間農場の奨励)	2003. 農地使用税撤廃
2006. 第10回党大会 (ズン首相就任)		
2007. ベトナムの WTO 加盟。		
2011. 第11回党大会		

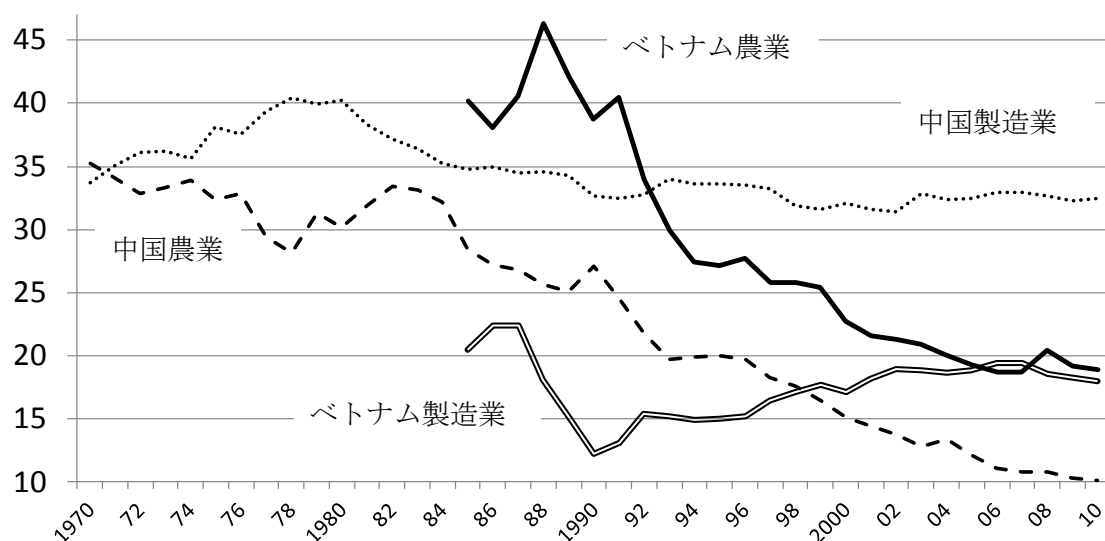
出典: 筆者作成。

注. ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている。例えば 1996 年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある。また 1995 年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成と言う面で見れば①の要素も存在する。

（３）中国との比較

１）基礎情報と先行研究

ここでまず中越両国の経済発展について基礎情報を得るために、第３図に両国における農業・製造業の GDP 構成比率を示した。年々農業の比率が下がっているのは両国に共通の傾向である。しかし、中国において製造業の GDP 構成比率が農業を逆転するのが改革開放前の 1971 年であるのに対して、ベトナムの場合はドイモイ路線確立後 20 年もたった 2006 年であるという大きな違いが存在する。



第３図 中越両国の農業・製造業の GDP 構成比率（％）（1970～2010 年）

出典： World Bank (online).

注．ベトナムのデータは 1985 年以降のみ．

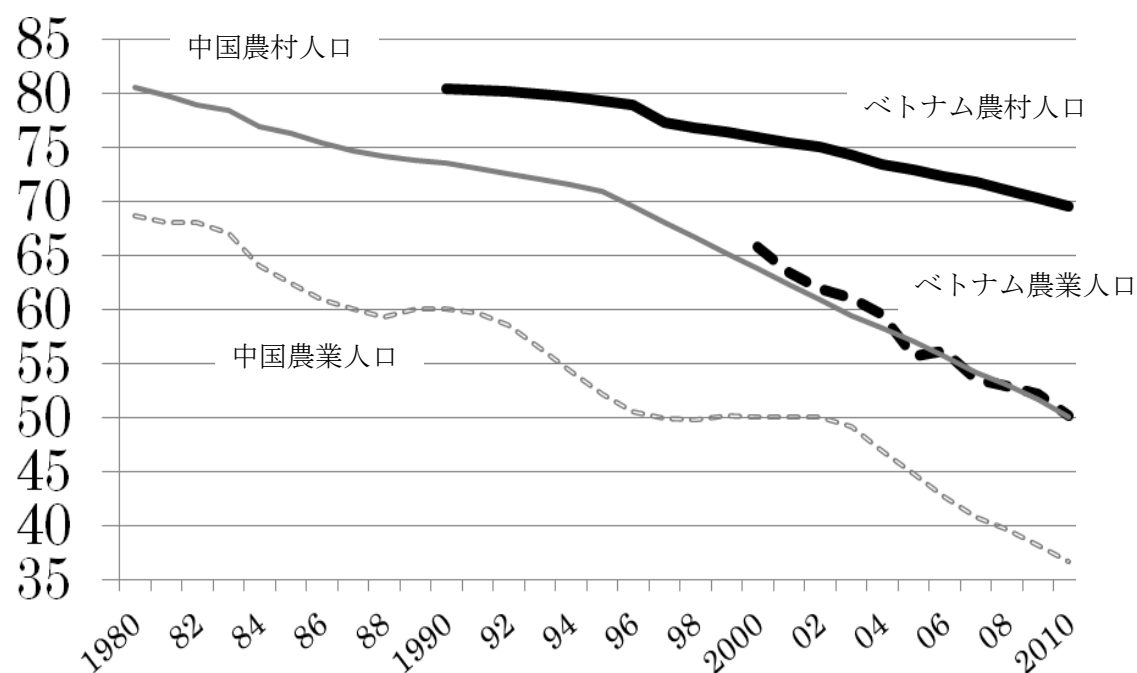
次に、これまで中越両国の市場移行はどのように論じられてきたかを整理する。加藤弘之は、中国では工業化（＝農業経済部門の縮小）の方が先行し、ベトナムでは価格自由化や国有企業改革などの制度改革の方が先行するという改革の順序が違っても、両国が目標とする市場経済システムに本質的な違いはないと主張する（加藤 2005）。ベトナムが中国に比べて工業化が遅れている理由を、ノートンはベトナムが米国との 20 年間にもわたる戦争（ベトナム戦争）のために人的資本を使い果たしたからだと指摘する（Naughton 1996）。またカークヴリットらは、ベトナムより中国の方が農業集団化がより徹底して行われ、人民公社期の社隊企業が後の郷鎮企業になり農村工業化の担い手になったと論じている。そしてベトナムにおいて農業集団化が徹底できなかった理由をベトナム戦争に勝利するために兵士＝農民の反対を押し切ってまで極端な集団化が強行できなかったことに求めている（Kerkvliet and Selden 1999）。ノートンもカークヴリットらも中越の違いの原因として、戦後の共産政権下の事情（ベトナムは戦争のために人的・社会的資本が未整備のままであっ

た) からしか説明しておらず、それ以前の歴史に由来する社会構造には触れていない。そのため、ノートンは両国の市場移行における個々のマクロ経済政策の違いは指摘しても移行過程それ自体には共通点が多いと結論づける。またカークヴリットも「両国は同じ方向に進んでいるが、別々に歩んでいる」(Kerkvliet, Chan and Unger 1999) と、中越の市場移行の違いはないとの結論に至っている。

2) 工業化と農村

以上の中越比較の先行研究レビューから、ベトナムが中国に比べて工業化が遅れているのはただその移行の程度が遅れているだけであり、いずれベトナムも中国型の移行モデルを後追いするであろうという議論が主流である。しかしこれらの議論は主として 20 世紀までのデータに基づいており、21 世紀に入ってからベトナムの急速な工業化と農村の現状を踏まえたものではない。20 世紀までのベトナムを中国と比較した加藤は「1980 年代の中国で起きたような、農村部でのダイナミックな変化はベトナムではいまだ出現していない」(加藤 2005) と論じているが、21 世紀のベトナム農村は 1980 年代以降の中国農村の変化を後追いしているのであろうか。2000 年におけるベトナムの農業人口比率 (65.8%) は、2010 年には 50.1% にまで減少している。中国においてこれらとほぼ同じ水準の時期は 1983 年 (67.1%) と 99 年 (50.1%) である。この間に中国は農村人口比率を 13.2% 減少 (78.4% から 65.2% へ) させているのに対してベトナムは中国の半分未満の 6.4% しか減少 (75.9% から 69.5% へ) させていない。第 4 図は、両国の農業・農村人口の比率の変化をグラフ化したものである。図でも明らかなように、中国は農業人口と農村人口がほぼ並行に減少しているのに対して、ベトナムは農業人口の減少は農村人口の減少よりも急である。具体的な数字をあげれば、中国における 1980 年の農村非農業人口比率 (=農村人口-農業人口) 11.9% は 30 年後の 2010 年に至っても 13.4% とほぼ横ばいであるのに対して、ベトナムは 2000 年からわずか 10 年で倍増させている (10.1% から 19.4%)。つまり 21 世紀のベトナムは急速な工業化にもかかわらず農村人口が安定しており、農村部における非農業就業者が急増しているという点で 1980 年代以降の中国とは異なっている(この段落の用語の定義や数字の出典は第 4 図と同じ)。

この問題をさらに深く理解するために第 3 表に、一人あたり GDP がほぼ同水準であった 2010 年のベトナムと 2003 年の中国における、農村人口の比率、農村の非農業就業者比率、都市と農村の所得格差を示した。この表からも、ベトナムは中国より農村人口の比率と農村の非農業就業者比率が高いことが確認でき、さらに都市と農村の所得格差が小さいことがわかる。つまり、ベトナムの工業化は安定した農村を維持し、都市と農村の所得格差拡大を抑えるという点で独自性があり、中国モデルの後追いとはいえない。



第4図 中越両国の農業就業人口・農村人口の比率（％）（1980～2010年）

出典： National Bureau of Statistics of China(online), TCTK(online).

注. データの「農業人口」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと. ベトナムの農村人口データは1990年以降のみ, ベトナムの農業人口のデータは2000年以降のみ.

第3表 中越両国の農村に関する経済指標

	ベトナム (2010年)	中国 (2003年)
一人あたりGDP(米ドル)	1,334	1,274
農村人口の比率(%)	69.5	59.5
農村の非農業就業者比率(%)	41.3	25.1
都市と農村の所得格差(倍)	1.99	3.23

出典： World Bank (online), National Bureau of Statistics of China(online), TCTK(2011).

注. データの「農業人口の比率」は正確には「第一次産業の就業者率」のこと. 「都市と農村の所得格差」は都市の一人あたり住民所得を農村のそれで割ったもの.

また前述のようにベトナムではドイモイ路線確立後わずか10年後の1996年第8回党大会で「市場経済化・対外開放」と「社会的公正の実現」の両立が主張され、その後のWTO加盟交渉の過程では、貧困地域などで栽培されている砂糖などの作物に関しては関税割当て輸入を制限するなど、「社会的公正の実現」には常に留意していた（岡江 2010）。これに対して中国では、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が唱えられ、「社会的公正の実現」を意味する和諧社会建設提唱が行われたのが2004年第16期4中全会である。またWTO加盟交渉の過程でもベトナムのように特定の地域への配慮はなかった。このようにベトナムの特徴として筆者があげた市場経済化と社会的公正の両立は、中国にはあてはまらない。

3) 文化的背景

以上中国に比べたベトナムの市場移行の特徴として、安定した農村人口が維持されて都市農村間の格差が小さく、政策的にも市場経済化と社会的公正の両立を図っていることがあげられる。筆者はこのような中越の違いは背景となる文化の違いに由来すると考える。そのことを理解するために、共産化する前の両国の農村社会を以下に比較する。

ベトナムで「社」と呼ばれる行政村には、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者たちの会議が村の重要事項を決定し、里長（村長）・副里・自警団長などの村役人たちがこの決定を遂行し国家権力（具体的には地方官）との折衝役を務めた。中央政府は特定の村落でだれがどの土地を所有しているのか、または兵役や人头税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったため、徴税・賦役・徴兵などは村落に請け負わせる以外なかった。そして村落はその見返りに、政府からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、村落ごとに「郷約」として成文化されるのが常であった（白石 2002）。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序紊乱者の処分や紛争処理、功労者・科举合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭（村の集会所）に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた（嶋尾 1992）。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹藪や土堀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた（グルー 1945）。

これに対して中国においては、ベトナムのような強いムラ結合は見られなかった。華北農村慣行調査（満鉄調査部・東亜研究所の共同事業）に参加した旗田巍によると、河北省順義県沙井村の境界は、清代光緒年間に地方政府（県）がそれまで個々の農民が行っていた看青（作物の盗難を防ぐための監視）を協同で行わせるための「青苗会」を結成させ、その範囲に徴税を請け負わせたものに由来し歴史は浅い。農民側からの認識でも、個人の

所有地については明確な境界意識をもっているが、村の土地という意識さえない。これは本村人だけが利益を受ける区域が存在せず、団体的支配区域をきめなくても生活が成り立ってきたからである。村の範囲が認識されないということは成員権（村民の資格）というものも厳格ではないということである。沙井村では、他村の人間でも村に移ってくればすぐに本村人として扱われ、財産・係累も資格要件ではなく、近所への挨拶まわりや祭礼への参加も要求されない。村廟の管理や村政を担う香頭でさえ、新参者でも希望すれば簡単になれる。廟の祭りへの出欠に家柄や村での居住年数は一切関係なく、出席は個人の自由意思によるが、貧乏人は金を出すのを惜しんで祭礼には加わらない（旗田 1973）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、きわめて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。そのため農村から都市への移動に社会的な障壁が少なく、先に豊かになれる人・地域から発展する「先富論」が受け入れられる文化的背景があった。これに対して強固なムラ社会が残るベトナム農村では、人口移動は容易に行われず、平等主義的な規範が残っていた。また 1989 年の価格の全面自由化のようなショック療法的な改革は都市住民の生活にとっては打撃であったが、人口の大部分を占め貨幣経済が浸透していなかった農村では前述のように脱集団化が徐々に進められた（1981 年 100 号指示，1988 年 10 号決議，1993 年土地法改正，1996 年合作社法制定）こともあって大きな打撃とならず、共産党体制が崩壊せずに済んだ。

4）ムラ社会を活用した最近の農村政策

このようにベトナムの伝統的なムラ社会構造が農村の安定をもたらし、市場移行において重要な役割を果たしている。ベトナム政府は最新の政策においても、この伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしている。前述のようにベトナムにとってコメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、世界的に米価が高騰した 2007～08 年には国内物価も高騰した。このような社会的混乱を沈めるため、政府が輸出規制等の対症療法を行うとともに、農業問題が 2008 年 7～8 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論された。この中で水田の転用禁止など 2000 年の政府決議第 9 号の方針を転換する食糧安全保障政策が打ち出されるとともに、新農村建設がかかげられた。

新農村建設事業とは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰し、その普及をはかる最近の政策である。具体的には、2009 年 4 月 16 日付け政府首相決定 491 号（CPVN 2009a）で認定基準が定められ、2010 年 6 月 4 日付け政府首相決定 800 号（CPVN 2010a）では、2015 年までに 20%の社（行政村）が、2020 年までに 50%の社が新農村の基準に達することを目標としている。ベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、首相決定 491 号に規定された基準の一つに、管内の旧村（集落）の 70%以上が「文化村」であることを指摘したい。

「文化村」はもともと 1960～70 年代においては特色ある伝統文化をもつ村にだけ与えられた名称であったが、1980 年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の

称号となった。それが 1990 年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を建設する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに 1993 年 1 月に開催されたベトナム共産党第 7 期 4 中総において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった（今井 2002）。

「文化村」の最新の認定基準として文化・スポーツ・観光省の 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号 (BVHTTDL 2011) があり、そこでの基準を第 4 表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998 年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることをめざしたものだと指摘している（加藤 2004）。

なお中国においても 1987 年の「農村の基層政権建設工作の強化にかんする通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかった「村民」という新しいカテゴリーの創造」にむけての国家的な試み（田原 2000）であり、伝統村落の自主管理能力の回復をはかるベトナムとは大いに事情が異なる。

第4表 「文化村」の認定基準（2011年）

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと 1-2. 粗末な家屋が少ないこと 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること 1-4. 就業労働者比率，一人あたり年間収入が平均以上あること 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動，コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	<u>2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所，運動場があること</u> <u>2-2. 40%以上の人口が，コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること</u> <u>2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され，うち 50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が 100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと，食品中毒をおこさないこと，栄養失調の子供の率を下げていること，子供が予防接種を，妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること 2-9. 歴史文化遺産・旧所名跡の保護，地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋，公共建築物，墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針およ び政府の政策・法 律に忠実である こと	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針および政府（中央および地方）の政策・法律が周知されていること。 <u>4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され，法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって，その活動を監査する権利を有すること。
<u>5. コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

出典：文化・スポーツ・観光省 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号（BVHTTDL 2011）。

2. 現状編—ベトナムの稲作をとりまく環境—

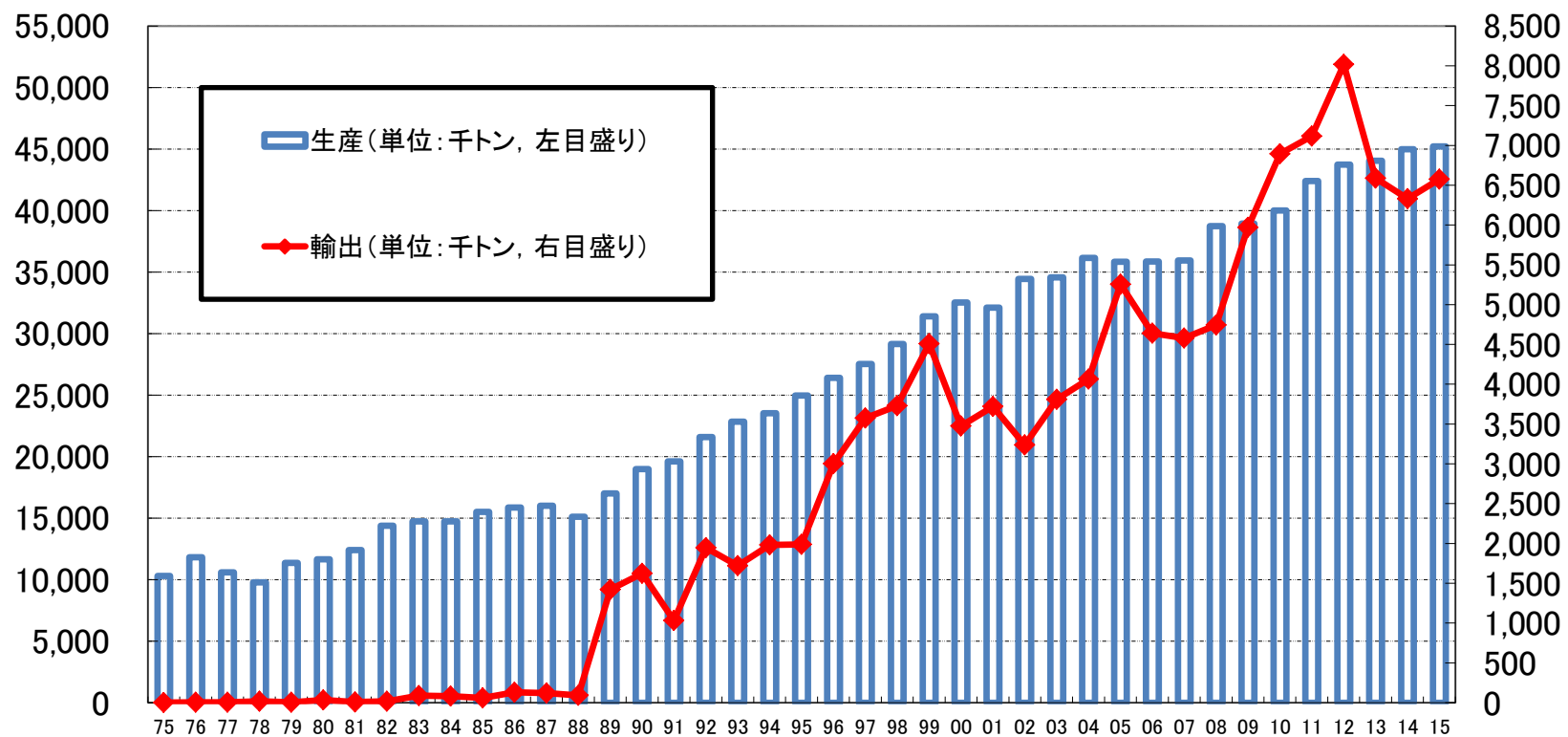
(1) コメ生産の概況

第5図にベトナム戦争終了(1975年)の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた1988年10号決議の翌年(89年)以降、右肩上がり生産が伸び、本格的な輸出もこの年から始まっている。

ベトナムにとってコメは、およそ8割の農家が携わり(Nguyen Ngoc Que (2009))国民の消費カロリーのおよそ3分の2を占める最も重要な作物である。コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ(2007年の生産量の17.6%)と南部のメコンデルタ(52.0%)で行われている(TCTK (2008))。この両デルタ以外のベトナムの各地域(第1図参照)では、コメは常にぎりぎり自給できるかもしくは不足の状態にある(Nguyen Ngoc Que (2009))。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。

紅河デルタが古くから人口稠密地域で独立後も共産政権下で平等に土地が分配されたのに対して、メコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され独立後も土地改革が徹底されなかった。そのため、紅河デルタは経営規模は小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。このため一作期あたりの水稻耕作に投入される労働力も紅河デルタでは200人日/ha、メコンデルタは85~100人日/ha(Nguyen Ngoc Que (2009))という大きな違いがみられる。

第5表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳(2004年現在)である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の7割が販売されるのに対して、紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか2割強である。また紅河デルタの農家世帯の95%が水稻耕作を行っているという事実(Nguyen Ngoc Que (2009))から、紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第5表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは、低技術水準下で収穫後の消失が大きく、零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。



第5図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online)(2005)(2008)。

第5表 2004年における稲作農家のコメ用途の内訳（％）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN（2008）。

第6図は、ベトナム国内のコメ流通について既存資料（小沢（2004）、坂田（2003））をもとにできるだけ単純化して図示したものである。

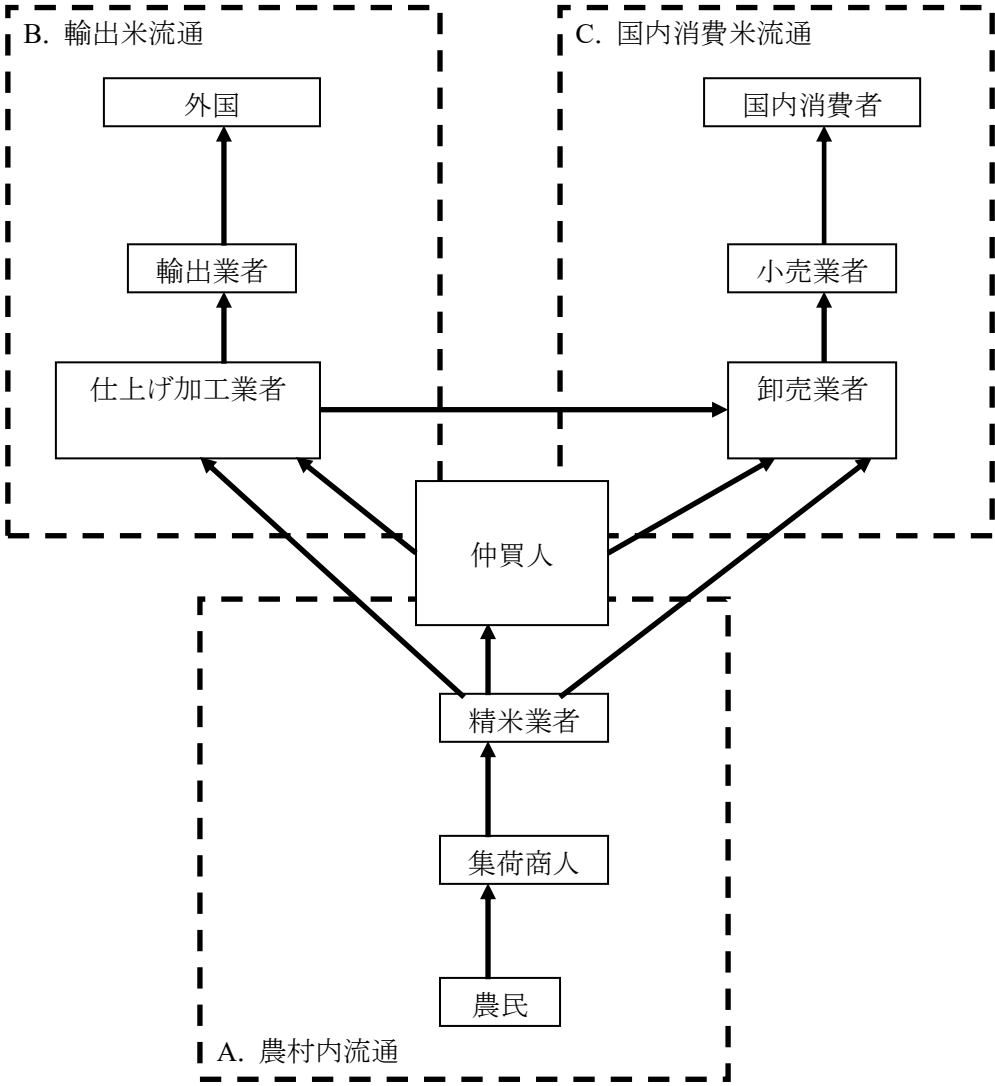
図中Aはコメ生産農家から始まる農村内におけるコメの流通である。前掲第5表でみたようにベトナムの農家の生産するコメのうち販売に回るのは全国平均で3分の1程度（紅河デルタではわずかに2割強）に過ぎない。多くの農家は自家消費（家族の食事、家畜の餌、等）にコメを栽培し、余剰米が粳の形で販売され市場に流通する。農家から粳を買い付ける集荷商人も多くは農村内に居住する個人経営者（兼業農家である場合が多い）であり、その買い付けの範囲も1～2社（行政村）と非常に狭い。その集荷業者から粳を買う精米業者の多くは精米施設の技術水準が低く、玄米加工までしか行われない。また厳密な品質ごとの分別ができないため、この段階では国内消費用と輸出用との区別はしていない。A段階におけるアクターはいずれも零細な個人経営であり、その取引は相対によるものである。独占的なアクターが存在しないという点では市場原理が働いているが、相互の流通マージンが低く機械化や在庫調整によるリスクへの対処もできない。

Bは輸出米の流通経路である。産地の主要集荷拠点に位置する仕上げ加工業者は、農村内の精米業者から半加工米（玄米）を買い付け、白米への仕上げ加工や袋詰めを行う。その仕上げ加工後に碎米の分別を行う。このコメの品質による分類によって初めて各市場（国内消費用・商業輸出・援助米）へ価格をつけて販売される。そのため輸出用に高品質なコメを求めて生産者を選別するという行動をおこしにくい。

Cは国内で消費されるコメ流通である。卸売業者が仕上げ加工業者から加工米を仕入れ（彼ら自身が加工精米技術を持つ場合もある）、都市の小売業へ販売する。C段階における流通は政府における価格統制もなく市場原理によって行われている。

以上ベトナム国内のコメ流通の特徴を要約すると、生産から消費（輸出）まで多くの流通経路が存在し、その度に流通マージンが発生するという問題を生じている。特に精米加工が半加工（粳を玄米に）と仕上げ加工（玄米を白米に）に分断されているのが問題であ

る。そのことが精米技術への投資を妨げる要因となっている。そのため流通過程で13%ものコメが失われているといわれている（Nguyen Ngoc Que（2009））。



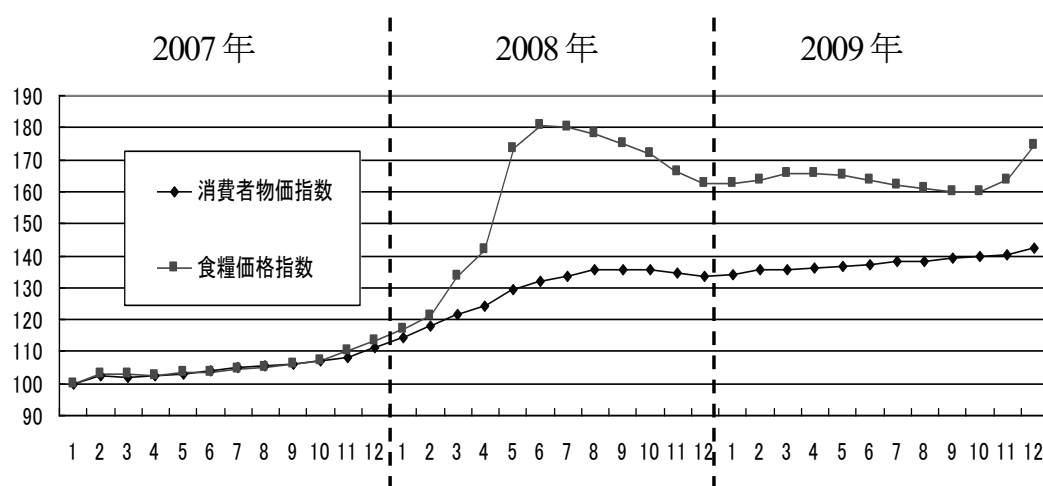
第6図 ベトナムにおけるコメ流通

資料：小沢（2004），坂田（2003）より筆者が作成。

（２）世界食料危機とその対応

第7図は、2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始め、2009年12月には消費者物価指数および食糧価格指数が2007年1月から42%増・75%増となっている。食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第8図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰した。2008年3月の輸出規制によって、以降は国内物価全体の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

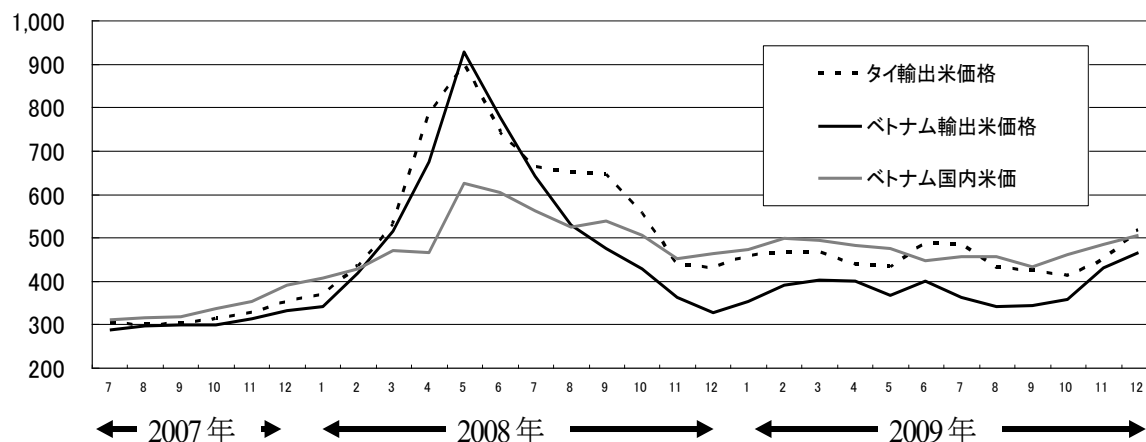
2000年の政府決議第9号によって認められた水田の転作が政府の予想を遙かに超える速度で進行したことも人々に国内需給逼迫の不安をもち食糧価格の高騰の一因となったことから、2008年4月18日に第391号首相決定（CPVN（2008））が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針が打ち出された。



第7図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online).

注. 2007年1月を基準（100）とする指数.



第8図 2007～09年におけるタイ輸出米価格
・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価（米ドル/トン）

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25%碎米価格．ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格。

世界食料危機の混乱を踏まえて、2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において農業問題が議論され、さらに政府の今後の食糧政策の方針として2009年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」（CPVN 2009c）が公布された。具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田と41～43百万トンの生産を維持することとしている。そのために、稲作生産費の30%以上を生産者の利益として確保し、2020年までに食糧生産者の収入を現在の2.5倍にする目標を立てている。またベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため食糧流通と輸出システムの合理化を目標として、63号決議では業者に対して容量400万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約2倍の容量）の建設を2012年までに完成させるように指示している。さらに政府機関への指示として、財務省に対して稲作生産の保険のスキームを、農業農村開発省に対しては農民と農村の各経済事業体（農協・企業・研究機関・流通・輸出業者）との連携に関するスキームをそれぞれ、政府に提出するように求めている。

（３）政府議定 109 号と新コメ政策

上記の 63 号決議の方針を執行するために政府議定 109 号（CPVN 2010b）が 2010 年 11 月 4 日に公布（施行は 2011 年 1 月 1 日）された。この政府議定 109 号から、現在のコメ政策を以下に紹介する。

１）輸出業者の選別

109 号議定第 4 条では、輸出業者として認可される条件を定めている。具体的には、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を輸出地点において所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている（第 5～6 条）。なおこの 5 年間の間でも、第 4 条に定めた条件を満たさなくなったら免許は取り消される（第 8 条）。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている（第 12 条）。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が業者から不当な安値を強要されないように、その価格情報を公開することになっている（第 13 条）。また政府間契約を除く一般契約においては、輸出業者は 3）で後述するような最低輸出価格を守るとともに、上記の第 12 条で義務づけられた 10% の貯蔵米以外にさらに契約輸出量の 50% 以上を手元におくことが義務づけられている（第 18 条）。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。

２）コメ輸出システム

ベトナムのコメ輸出制度は 90 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られた。そして 2001 年 4 月 4 日付け第 46 号首相決定（CPVN（2001））によって輸出割当そのものが廃止され、輸出業者も認可制から登録制へと移行することになった。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商業省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大きさから、実質的には 2001 年以降も輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

2008 年の輸出規制ののち、2009 年 6 月 15 日付政府通達 176 号（CPVN 2009b）によって、政府間契約の輸出米の各地方省への割当も廃止することを決定した。しかし 2010 年の 109 号議定では、政府間契約の輸出米のうち 20% は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り 80% はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（第 16 条）。

ベトナム食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体である。しかしコメ輸出を行う業者は一件ごとに食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。また食糧協会は、毎年年頭に商務省（現商工省）、農業農村開発省とともにコメ需給計画の原案を協議して政府に提出し、首相が最終的に年間コメ需給計画を発表する。そして作期ごとに需給の見直しを行う（伊東（2007））。2010 年の 109 号議定でも、第 11 条にこの需給計画のシステムが明記されている。また第 20 条では、食糧協会は市場動向を常時把握して統計を取る任務を与えられており、政府（財務省・商工省・農業農村開発省）から要求があれば報告書を提出する義務がある。さらに第 24 条でも、食糧協会は政府の政策に沿って各地方省政府と協力してコメ輸出業者の監督を行うことを明記している。このようにベトナム食糧協会は名目上民間団体とはいえ、事実上政策を代行する准政府機関となっている。

このようにコメ輸出システムは原則として自由化されながらも、政府の関与を事実上残し、いざというときには輸出に規制をかけることができるようになっている。

3) 価格支持策

109 号議定において最も画期的な変化は価格支持策の導入である。第 14 条では、「生産者の利益を保障」するための国内下限価格を定めている。下限価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が下限価格を決定する。下限価格の計算方法は 109 号議定に規定はないが、63 号決議で「稲作生産費の 30% 以上を生産者の利益として確保」とあるので、この方針に沿って計算しているであろう。さらに 109 号議定第 14 条では、収穫期になって市場価格が下限価格を下回るようであれば、農業農村開発省は、財務省・商工省・国家銀行・食糧協会と協力して、市場価格が下限価格を下回らないように米価を維持するための「具体的な対策」を政府に提示することになっている。この「具体的な対策」が何かは 109 号議定では明示されていない。

また第 15 条では物価安定のために国内上限価格も規定している。国内米価が急騰してこの上限価格を上回る場合は、政府はコメ輸出業者へ備蓄米を市場に放出するよう指示することになっている。またこの指示によって業者が損害を受けた場合は、政府が賠償することも規定されている。

さらに第 19 条では、財務省は各期に国内外の市場や国内下限価格等を勘案して最低輸出価格を定め、ベトナム食糧協会を通じて参加業者に周知徹底させることになっている。

4) 109 号議定の実際と最新の動向

109 号議定において導入された業者選抜と価格支持策は画期的であるが、実際には有効に機能していない。

まず前述の「1) 輸出業者の選別」に関しては、最初の登録こそ検査されるものの、その後第 12 条、18 条で要求されている条件を業者が満たしているかについていかなる機関も常時監視しているわけではない。そもそもこれらの規定は政府決議 63 号で目標とされた 400 万トンの備蓄を達成するためのものであるが、監視機関がないため民間備蓄の統計データもなく、この目標が達成されているかも不明である。また「3) 価格支持策」に関しては、第 14 条で規定されている下限価格は公表されておらず、業者がこの価格に従って購入しているわけではない。市場価格が支持価格を下回った場合の「具体的な措置」とは、政府による調達プログラムのことである。このプログラムに沿ってコメを購入した場合は、銀行から低利融資を受けられる。ベトナム食糧協会が会員企業に割り当てて、プログラムに参加させている。購入価格はそのときの市場価格であり、指示価格ではない。もし購入した価格以上で売れなくても政府が補償するわけではない。第 15 条で規定されている上限価格を超えた場合の放出はこれまで行われていない。国際米価が高騰した 2008 年は政府が輸出を停止したので、業者は国内で販売せざるをえなかった。その後ベトナム政府は輸出停止も強制放出も行っていない。このように 109 号議定は実際には機能していないため、レビュー結果を踏まえて近々新しい政府文書が出るはずである（2017 年 3 月における農業省関連団体 AgroMonitor 社 CEO である Pham Quang Dieu 氏へのインタビューより）。

また 109 号議定施行以降、中国への密輸が急増し(CCPDTV(2014))、食糧総会社の経営悪化という問題も引き起こしている。食糧総会社は 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総会社として設立され、1995 年に北部食糧総会社と南部食糧総会社に再編された。南北食糧総会社は自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧会社を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている（坂田(2003)）。

食糧総会社は財政的には独立した経営体でありながら、国営企業として政府の意向をうけた活動をせざるを得ないという矛盾をはらんでいる。特に輸出米の主産地であるメコンデルタを管轄する南部食糧総会社は、市場価格が下落した場合に上記の政府による調達プログラムに従って大量に備蓄米を購入することになった。また現地のメディアでの報道によれば、2014 年におけるフィリピンへ政府間契約輸出において、当初ベトナム食糧協会が輸出を割り当てた業者の多くがその後の米価高騰のため契約価格での輸出を断った。そのため南部食糧総会社が肩代わりすることになり、巨額の赤字を抱えることになった（Vietnamnet (online)）。このように政府の指示に従って採算を度外視した経営を行っていた食糧総会社は、2016 年 12 月 28 日付け首相決定 58 号において株式化が決定した（CPVN(2016)）。なお同決定では南北食糧総会社は政府が 50～65%の株式を保有し続けることが規定されているので完全民営化ではないが、一部とはいえ株が市場に流通するようになれば、これまで以上に経営の合理化が求められるだろう。

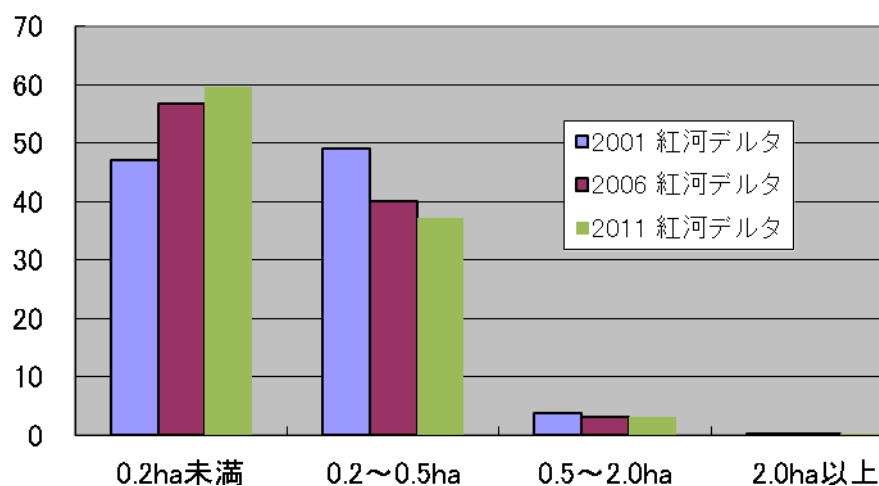
（４）コメ生産の制約要因

前述のようにベトナムにおけるコメの生産の制約要因として、狭小な経営面積があげられる。そこで本項ではベトナムの農地問題について考察する。1980年代に農業の脱集団化が行われ、93年には土地法が全面改正された。93年土地法（QHVN(1993)）は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯に与えた（第3条2項）。面積に関しては、一年生作物地は3haまで、それ以外は政府の規定によるものとした（第44条）。この93年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

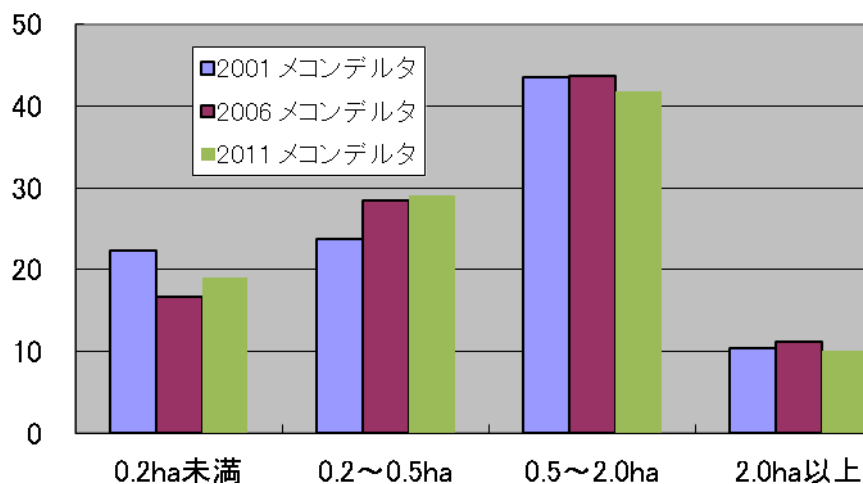
その後土地法は98年、2001年の部分改正を経て、2003年11月26日に全面改正である新土地法（QHVN(2003)）が国会で可決され、2004年7月1日より施行された。93年土地法第44条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府の規定によるものとされていたが、2003年土地法では多年性作物地はデルタ地域で10ha・山岳地域で30haまでと法律で明記された（第70条第2項）。また高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定した（第74条第1項）。そして水稻栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した（同第2項）。国が民間農場への奨励策をとることも規定された（第82条第1～2項）。これは2000年9号決議における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専門化を促すものである。ベトナムではこのように1993年土地法で実質的な私有化を認めた。ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では農地は農家にとって生存維持のために必須のものであり、その私有化が認められたことは農民福祉の面では評価できる。しかし後述のように分散錯雑状態で大規模化が難しいことから政策拡大の面では課題が残る。

第9-1, 9-2図は、2001年・06年・11年に行われた『農村・農業・水産業センサス』（TCTK(2003)(2007)(2012)）からベトナムの南北両デルタにおける経営規模（農用地面積）別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また3時点の変化を見ても、紅河デルタでは「0.2ha未満」層の割合が常に上昇傾向にある反面、「0.2～0.5ha」層の割合が低下傾向にある。2001年時点に最も割合が大きかった中間層の「0.2～0.5ha」層の一部農民が最零細層の「0.2ha未満」層に移行したと考えられ、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることが推察される。一方メコンデルタでは、2001年から06年にかけて「0.2ha未満」層の割合が低下したが、2011年には少し持ち直している。これは2000年9号決議以降の生産適地への集中という方針を受けて狭小な農地が耕作放棄されたが、2008年の米価高騰によって生産のインセンティブが起きたのと政府の転作規制によって耕作放棄が一時的に止まったことを示しているのであろう。反面、メコンデルタの「0.2～0.5ha」層の割合が常に上昇傾向にあるのは、

「0.2ha 未満」層が耕作放棄した農地をこの層が集積しているのであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。



第 9-1 図 紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011 年)



第 9-2 図 メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布 (%)
(2001, 2006, 2011 年)

資料：TCTK(2003) (2007) (2012).

紅河デルタでは元々ムラ結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あたりの農地面積を均等にするだけでなく土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため、さらに細分化された。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンティブを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎えて効率性を追求するために 2003 年から農地の交換分合（don dien doi thua）が行われた。これは借地や土地使用権の譲渡ではなく各農家世帯が使用権を有する農地面積を維持したまま各農家間の農地を交換して集積させる政策である。これに対してメコンデルタでは、脱集団化において元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場（trang trai）による農業生産を支援する政策を推進している。2000 年 2 月に政府決議 3 号によって民間農場は法的な地位を確立し、さらに前述のように 2003 年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。農地の交換分合と民間農場の奨励が行われた 2003 年には、農地使用税の減免措置も行われた。これは自らが使用権を持つ農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 100%免除する一方、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置として、社会的弱者にも配慮している。

さらに 10 年経った 2013 年頃から再び農地の交換分合が行われており、さらに 2013 年 10 月 25 日には「大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定第 62 号」（CPVN(2013)）が發布（施行は 12 月 10 日）され、大規模農家・民間農場への優遇策が導入された。今回は特に社会的弱者に配慮するような政策は同時には導入されずに大規模農家への優遇策が大々的に表明されたことは画期的といえる。しかし同決定の具体的内容をみると、大規模農家・民間農場が合作社（農協）と協力して販売事業を行う場合、土地免税・工事費や技術普及費用の補助などを政府が行うとあり、農地の集約それ自体を政府が推進するものではない。

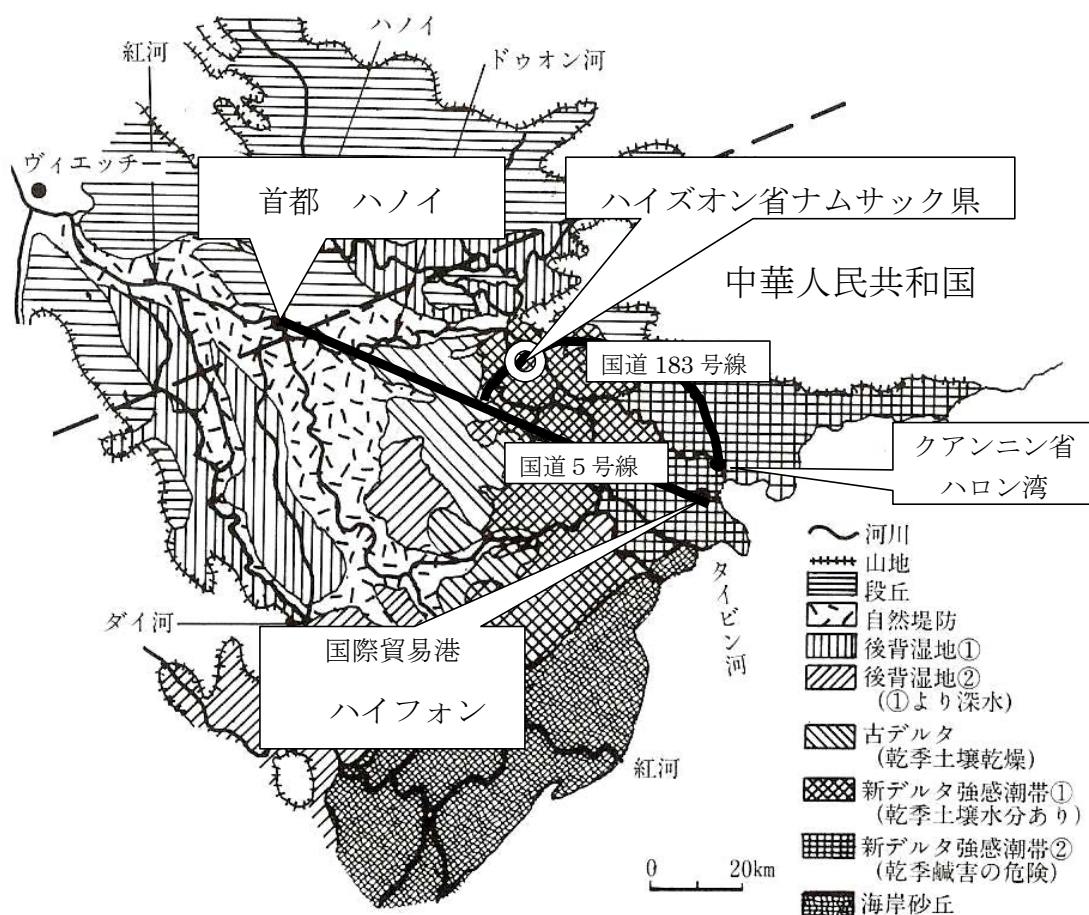
前述のように、ベトナムの土地法では土地国有の建前のもと土地の「使用権」（事実上の私有権）を個人世帯に与えている。農地の交換分合でも、農家間で農地を交換させるだけであって、借地や農地使用権の譲渡を通じて一部の農家へ集積するものではない。また土地法による制限面積の改正も行われていない。同決定の文面で「大規模農家・民間農場」についての具体的定義（経営面積何 ha 以上など）は記載されておらず、借地による規模拡大や複数の農民の共同経営を想定していると思われる。また具体的な条件は地方政府が責任を持つことになっており、南部のメコンデルタ等で行われている大規模経営を追認するのが、この政策の目的であろう。

前述した様に、ベトナムの経済改革（ドイモイ政策）は、「（1）市場経済化と対外開放」（事実上の資本主義化）と「（2）社会的公正の実現」（理念としての社会主義）の両立を図りながら進められてきた。そのため、一方で農地の大規模化を図りながらもそれに対する歯止めもかけるという矛盾した政策を採っている。

3. 事例分析編—農家経済の実情—

現代ベトナムの農業経済・農地問題を理解するために、以下に筆者自身による紅河デルタ地域のカオドイ村における農家経済調査の結果を報告する。現代のベトナムの地方行政組織は、省一県一社の三重構造であり、最末端の行政組織が社と呼ばれる行政村である。行政区分上当村は、ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社に属する。

当地は、第 10 図で示したように首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフオン市を結ぶ国道 5 号線と、ユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾（クワンニン省）とハノイを結ぶ国道 183 号線が近くを通っている。当地は、このように交通アクセスに恵まれており、紅河デルタの中では比較的市場経済化が進み、非農業が発達している。

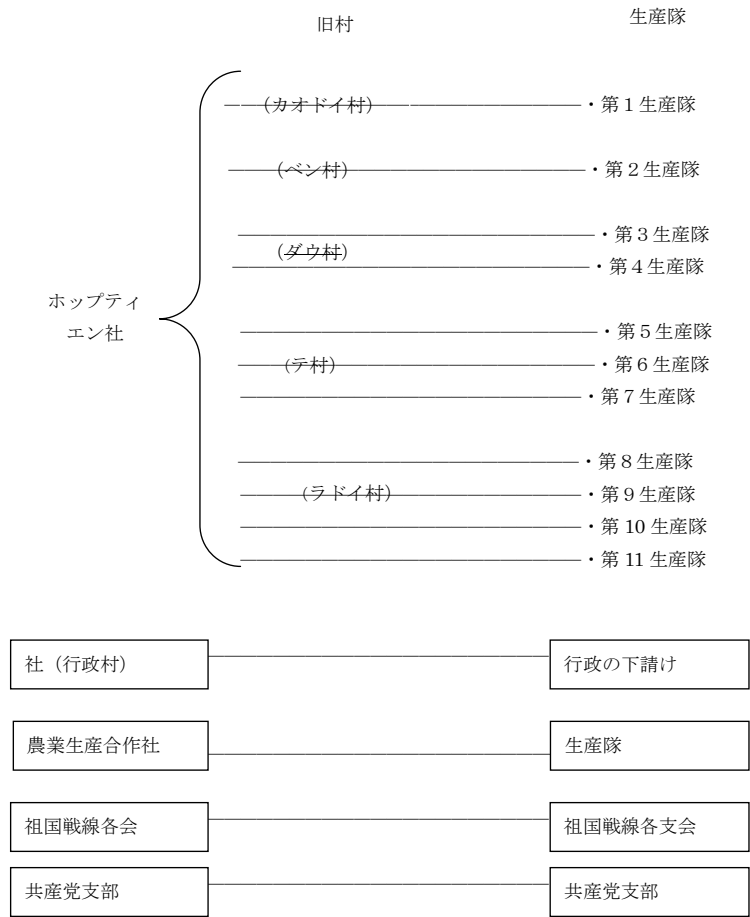


第 10 図 紅河デルタの中の調査地の位置

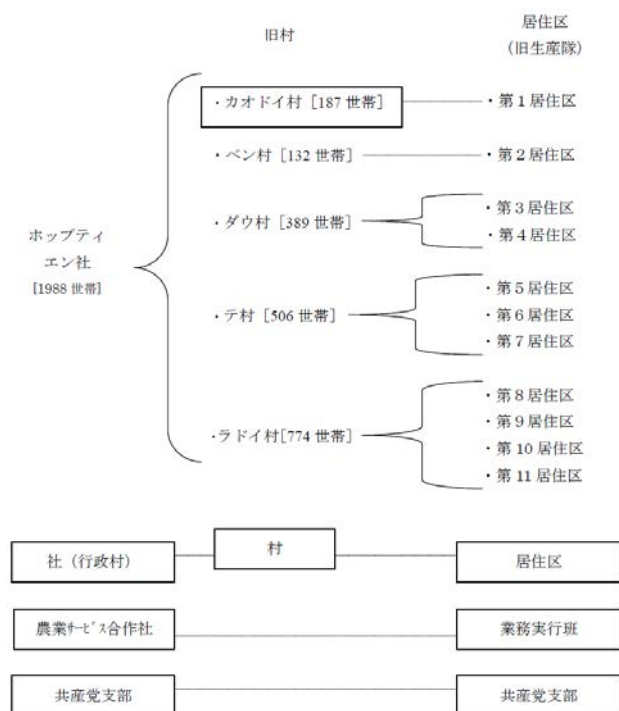
出典：桜井（1999）に筆者が加筆。

当地では、共産政権成立後にそれまでの五つの村が統合されて現在の行政村であるホップティエン社が誕生した。集団農業時代は社と同範囲に農業合作社が設立され、その下部組織として一定人口ごとに生産隊が結成された。人口の少ないカオドイ村では村の範囲と一致しているが、ラドイ村のように村内に四つの生産隊が存在した村もあった（第 11-1 図参照）。1996 年の合作社法制定を機にそれまで集団農業生産を担ってきた農業合作社が解散し、97 年に改めて出資した農民だけを組合員としてホップティエン社農業サービス合作社が結成された。

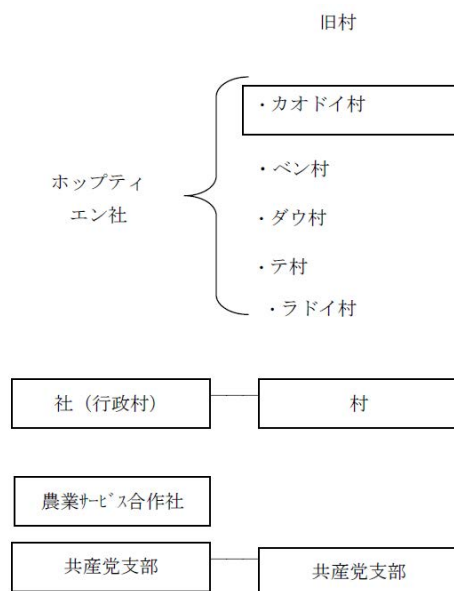
旧合作社解散にともないかつての村（村長は公選）が復活し、各生産隊は居住区と改められ合作社ではなく社の下部組織として村と協力して行政の下請けを行うことになった。この時点ではその他社会組織もすべて居住区レベルに末端組織を形成していた（第 11-2 図参照）。さらに 2010 年以降は集団農業時代に由来する居住区も廃止され、各組織はすべて旧村レベルに末端組織を形成することになった（第 11-3 図参照）。



第 11-1 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織（～1996 年）



第 11-2 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織（1997～2009 年）



第 11-3 図 カオドイ村周辺の村落構成と各種組織（2010 年～）

出典：筆者自身の調査による。

また 1993 年に農民に農地を分配した際に、村に池の一部の管理をまかされるようになった。村は村人にこの池を貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当している。「1. 歴史編」において前述したように、ベトナムの伝統村落は公田という村落共有田を有していたが、それと同様な村落の財産が復活したといえる。その他の村にとって必要なインフラは村人のカンパによってまかなわれている。2014 年現在カオドイ村では、村人が公共用に拠出する金額の約 98% が村レベルで使用され、社（行政村）へ支払うのはわずか 2% のみ（土地・家屋税等）である。また「郷約」（村の掟）の現代版であるカオドイ村の「規約」を 2003 年に作成し、村落の自治機能を明文化した。そしてカオドイ村は 2012 年に文化村に認定され、カオドイ村を含むホップティエン社（行政村）も 2015 年に新農村に認定された。このように農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた。

筆者はカオドイ村において、2005 年にほぼ全戸の世帯の家計についてアンケート調査を実施した（これを以下「2005 年調査」と称する）。また 2005 年に続いて 2010 年にも同様のアンケート調査を実施している（以下「2010 年調査」）。以下はその結果分析から、5 年間のカオドイ村の経済の変化を分析する。

（1）家計の全体的傾向

2005 年・2010 年ともにデータが取得できた 180 世帯について、それぞれの年の年間世帯所得順に 20% の所得ごとに 5 階層に分類（第 1 層が最富裕で村の所得の 20% を占める）した。第 6-1、6-2 表は、階層別の世帯数とその世帯数で割った平均所得、部門ごとの各階層全所得に占める構成比（%）、を計算したものである。なお耕種農業所得には自家消費分のコメも市場価格（2005 年：2,300 ドン/kg，2010 年：5,500 ドン/kg）で計上している。

全般的傾向としていえることは、第一に、両年とも貧しい層ほど総所得に占める耕種農業の比率が高いことである。最貧困層（第 5 層）は両年とも所得の約 4 割を耕種農業から得ており、この数字は上記のように自家消費分のコメを計算したものである。つまり、市場経済化に伴う現金収入源はその他の部門で獲得されたものである。第二に、工場労働・海外出稼ぎの急増である。

さらに第 6-3 表に 2005 年時点での階層別にみた 2010 年の農家所得を、第 6-4 表に（第 6-3 表の数値）－（第 6-1 表の数値）をまとめて同一世帯の 05 年から 10 年への変化を示した。これらの表から、2005 年時点での階層別に 10 年への変化を分析する。旧第 1 階層の変化の特徴は、10 年は養鶏の比重が激減（鳥インフルエンザによる殺処分）し、代わりに自営業（農産物の集荷販売、店舗経営、鉄鋼所の個人経営、等）に転ずる者が出たことである。また一部は工場労働に転じたが、海外出稼ぎはない。旧第 2・3 階層は 05 年から海外出稼ぎによる所得が大きな割合を占めている層であり、変化の特徴は、10 年には養豚・養鶏・自営の減少、工場労働の増加がみられたことである。旧第 4、5 階層の変化の特徴は、工場労働や海外出稼ぎによって所得を伸ばしたことである。特に最貧困層（旧第 5 階層）の耕種農業の割合が激減している（41.60%→24.98%）。

第 6-1 表 カオドイ村 180 世帯における階層別所得内訳（％）（2005 年）

		各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					農地面積 との相関
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	
世帯数 ¹		5	16	26	43	90	180
平均所得(百万ドン) ²		141.2	47.0	27.4	17.4	8.1	20.3
農業所得	耕種農業	2.37	7.45	15.47	27.17	41.60	18.91
	養豚	27.82	16.71	12.59	11.99	11.83	16.11
	養鶏	57.35	9.70	11.36	7.15	1.39	17.06
	水産	4.18	6.91	8.34	10.76	7.64	7.60
	その他農業 ³	1.49	3.65	6.09	8.74	9.42	5.91
省内 非農業所得	自営	5.92	12.44	10.74	3.74	4.54	7.48
	非常勤 肉体労働	0.00	5.26	2.53	5.67	8.08	4.36
	工場労働	0.00	0.00	2.86	5.21	0.96	1.82
	その他雇用	0.36	0.16	10.65	1.05	1.83	2.76
省外 所得	外国	0.00	30.03	11.09	2.60	0.00	8.89
	南部	0.00	0.00	0.00	4.23	0.60	0.99
	北部	0.00	7.31	5.05	4.80	3.83	4.25
給付金 ⁴		0.51	0.38	3.22	6.87	8.27	3.87

出典：2005 年および 2010 年における筆者自身による家計調査。

注 1）世帯数は各所得階層に属する世帯数である。

注 2）平均所得は各所得階層毎の平均。1 米ドル≒15,000 ペトナムドン（2005 年），20,000 ペトナムドン（2010 年）。

注 3）「その他農業」とは、肉牛販売・養鶏以外の家禽（アヒルなど）・農業労働。

注 4）「給付金」とは、年金・社会政策助成金。

第 6-2 表 カオドイ村 180 世帯における階層別所得内訳（％）（2010 年）

		各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					農地面積 との相関
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	
世帯数 ¹		6	15	23	38	98	180
平均所得(百万ドン) ²		291.0	121.5	77.9	46.8	18.6	49.8
農業所得	耕種農業	3.38	10.11	14.20	19.73	39.42	17.48
	養豚	3.28	22.26	15.67	12.55	15.03	13.85
	養鶏	11.02	7.24	1.58	1.12	0.16	4.19
	水産	0.66	1.60	4.09	2.72	3.65	2.55
	その他農業 ³	3.16	3.42	1.73	5.79	3.55	3.53
省内 非農業所得	自営	5.73	5.18	13.46	11.25	5.79	8.27
	非常勤肉体労働	0.00	9.16	4.80	12.82	5.31	6.45
	工場労働	2.27	4.66	10.89	14.19	7.14	7.84
	その他雇用	42.38	1.65	13.85	1.02	1.70	11.91
省外 所得	外国	25.96	32.45	11.42	3.15	0.00	14.57
	南部	1.37	0.00	0.00	0.00	0.71	0.41
	北部	0.00	0.00	5.36	7.31	2.42	3.01
給付金 ⁴		0.78	2.27	2.95	8.34	15.11	5.93
							-0.24

出典・注は第 6-1 表に同じ。

第 6-3 表 カオドイ村 180 世帯における 2005 年階層別の 2010 年の所得内訳（％）

		2005 年各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					全体
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	
世帯数 ¹		5	16	26	43	90	180
平均所得(百万ドン) ²		97.3	103.0	57.6	46.6	36.9	49.8
農業所得	耕種農業	5.35	7.86	11.92	20.04	24.98	17.48
	養豚	28.07	9.44	14.70	12.05	14.65	13.85
	養鶏	13.61	0.12	7.48	1.25	5.13	4.19
	水産	2.39	3.78	4.16	1.79	1.71	2.55
	その他農業 ³	0.00	1.57	4.20	7.32	2.42	3.53
省内 非農業所得	自営	38.01	3.88	5.58	11.72	5.22	8.27
	非常勤肉体労働	0.00	8.31	1.67	6.23	8.75	6.45
	工場労働	9.86	2.06	6.22	10.47	9.54	7.84
	その他雇用	0.00	32.16	27.21	1.80	2.83	11.91
省外 所得	外国	0.00	27.79	8.66	15.51	12.25	14.57
	南部	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11	0.41
	北部	0.00	2.18	2.41	1.00	5.36	3.01
給付金 ⁴		2.71	0.83	5.79	10.81	6.04	5.93

出典・注は第 6-1 表に同じ。

第 6-4 表 カオドイ村 180 世帯における 2005 年階層別の 05 年から 10 年の変化
：（第 6-3 表の数値）－（第 6-1 表の数値）

		各階層（最富裕第 1 階層が 20%の富を占める）					
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	全体
世帯数 ¹		5	16	26	43	90	180
平均所得(百万ドン) ²		-43.9	56.0	30.2	29.2	28.8	29.5
農業所得	耕種農業	2.98	0.41	-3.55	-7.13	-16.61	-1.43
	養豚	0.24	-7.27	2.12	0.06	2.82	-2.26
	養鶏	-43.75	-9.58	-3.88	-5.91	3.74	-12.86
	水産	-1.79	-3.13	-4.18	-8.97	-5.93	-5.04
	その他農業 ³	-1.49	-2.08	-1.90	-1.42	-7.00	-2.38
省内 非農業所得	自営	32.10	-8.55	-5.16	7.98	0.68	0.79
	非常勤肉体労働	0.00	3.05	-0.86	0.56	0.67	2.09
	工場労働	9.86	2.06	3.35	5.27	8.59	6.02
	その他雇用	-0.36	32.00	16.55	0.75	1.00	9.15
省外所得	外国	0.00	-2.24	-2.43	12.91	12.25	5.68
	南部	0.00	0.00	0.00	-4.23	0.51	-0.58
	北部	0.00	-5.12	-2.65	-3.81	1.53	-1.23
給付金 ⁴		2.20	0.45	2.58	3.94	-2.23	2.06

出典・注は第 6-1 表に同じ。

第 7 表は、2005 年から 2010 年にかけての階層変動を世帯数で示したものである。各階層に属する世帯数に大きな変化がないため所得格差は大きくないが、階層間の移動は活発に行われている。180 世帯のうち、階層が変化していないのは 87 世帯である。つまり半分以上の世帯が階層を移動している。このように、市場経済化にともなって階層分化が進行しているが、決して階層は固定していない。つまり結果の平等は保障されないが、機会の平等は保障されているのである。これを保障しているものを解明するために、以下は所得源別に分析を行う。

第 7 表 カオドイ村の 2005 年から 2010 年にかけての階層変動（世帯数）

		2005 年の階層					
		第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	計
2010 年の階層	第 1 階層	1	1	1	1	2	6
	第 2 階層	1	6	2	2	4	15
	第 3 階層	2	2	7	6	6	23
	第 4 階層	1	4	2	13	18	38
	第 5 階層	0	3	14	21	60	98
	計	5	16	26	43	90	180

出典：第 6-1 表に同じ。

(2) 耕種農業

2005 年と 2010 年における農地の利用状況を第 8 表に示す。当村では一経営体の耕地面積が 2 反未満の零細経営である。これは 1993 年（土地法改正時）に一人あたりの水田面積が均等になるように分配され、その後も流動化がおきていないことによる。

紅河デルタでは土地分配に際して、一人あたりの総面積を平等にするだけでなく地味ごとの取り分面積も平等になるように分配した。その結果、カオドイ村を含むホップティエン社（行政村）では一世帯平均 6 筆に分散することになった。当地では農業の脱集団化によって農業合作社は崩壊したが、農地の零細性・分散作圃によって隣人との協調行動をとり続けざるをえない。その意味で農地の均等分配は、従来からのムラ結合を維持させる効果を持った。その後 2003 年の農地の交換分合によって一世帯平均 3.8 筆に、さらに 2015 年に完了した交換分合によって 1.8 筆にまで集積された（2017 年 3 月ホップティエン社における聞き取り調査より）。

農地は二期作の水田がほとんどであり、その裏作として野菜も栽培されている。これらの点は 2005 年と 2010 年で変化がないが、最も大きな違いは二期作の水田の合間に栽培する野菜の面積の急激な減少である。これは後述の工場労働のように非農業就業の機会が増大したことによる。

第 6-1、6-2 表には、実際に耕作している農地面積との相関も計算して記載した。農地が均等に分配されたため、総所得および耕種農業を除くほとんどの職種で農地面積との相関が低い。特に工場勤務や国内出稼ぎには相関関係は見られない。このことは、他の途上国にはみられないベトナム紅河デルタの特徴であろう。また 2005 年に海外出稼ぎとの負の相関があり、2010 年に拡大しているのは、後述のように、2005 年段階では海外に出稼ぎに行く者は女性（世帯の妻）が主だったのが、2010 年には男性（世帯主またはその息子）も出稼ぎに出るようになって、耕作できない農地を貸し出すようになったからである。

農地の使用権売却はほとんど行われていない。農地の賃貸は、両年とも老人世帯や非農業世帯が耕作できない農地を隣人や親戚にほぼ無償で貸借しており、農地の賃貸市場は成立していない。農民にとって稲作は、生存維持のためのものであり、たとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培する。

第 8 表 カオドイ村の耕地面積

	2005 年	2010 年
水田面積 (㎡)	314,630	282,572
うち裏作割合 (%)	58.2	33.4
世帯あたり (㎡)	1,692	1,527
その他農地 (㎡)	9,696	8,360
農地面積合計 (㎡)	324,326	290,932
世帯あたり (㎡)	1,744	1,573

出典：第 6-1 表に同じ。

(3) 工場労働

交通アクセスのいいハイズオン省は、外国からの投資も多く、ナムサック県内には 2003 年に二つの工業団地が建設された。このことから、表 6-1~6-4 においても 2005 年から 10 年に「工場労働」（多くが若年女性の縫製工場勤務）が急速に拡大したことが確認できる。世帯数では、05 年の 7 世帯から 10 年の 33 世帯に、所得構成比では 1.82%から 7.84%に急増している。工場労働の平均所得は 20 百万ドンを越える。これは耕種農業の 2 倍以上であり、不安定な日雇い労働よりも多く、自営と並ぶ水準である。学歴も要求されず収入も安定しているため、多くの若者が就業している。村から日帰りで工場に通勤可能なため、ベトナム北部への出稼ぎは減少している（15 世帯→9 世帯）。また後述する海外出稼ぎの増加によって、ベトナム南部（ホーチミン市周辺）への出稼ぎも減少している（6 世帯→4 世帯）。

第 9 表は 2005 年工場労働世帯 7 世帯が 2010 年にどう階層変動したか、また工場労働を続けたかを示したものである。7 世帯のうち階層が下がった世帯はすべて、05 年当時に勤務（いずれも縫製工場）していた娘が嫁入りして独立したことによる。自分の意思で工場をやめてもっと条件のいい職へ転じた者はいない。

第 10 表は、2010 年に新たに工場労働を始めた 30 世帯が 2005 年から 2010 年にかけてどのように階層変動したかを示したものである。30 世帯のうち多くが階層を向上させている（下落 8，維持 7，上昇 15）。また 30 世帯のうち、26 世帯が 2005 年は中から下の階層（第 3~5 階層）で、工場労働には資金が必要ないことを示している。なお、2004 第 1 階層から下落した 2 世帯は水産・養豚の規模縮小、第 2 階層から下落した 2 世帯は 05 年に行っていた海外出稼ぎからの帰国で失われた所得を穴埋めするために、新規工場労働を始めた世帯である。

総人口の約 7 割がいまなお農村に居住するベトナムでは、ルイスの 2 部門発展モデル（農村から工業部門へ、最低生存水準をわずかに上回る賃金で労働力を供給）における「転換点」（過剰労働力の枯渇）を迎えていないにも関わらず、近年都市の工場でストライキが頻発している。原因として、都市の生活コストがあげられる。農村から日帰り可能な地方都市の工業団地は、国土の均衡的発展と輸出志向の両立（ドイモイの目的）ができるので、ベトナム政府は地方都市の工業団地へ工場を積極的に誘致している。

耕種農業の項で前述したように、農民はたとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培する傾向にある。2010 年工場労働 33 世帯のうち、耕種農業を営んでいないのはわずか 1 世帯だけであった。

第9表 カオドイ村の2005年工場勤務世帯と2010年の状況

世帯記号	05年階層	10年階層	10年の工場勤務	10年に工場勤務をやめた理由
A	3	5	×	勤務していた娘が嫁入り
B	4	5	×	勤務していた娘が嫁入り
C	4	3	△	05年世帯主勤務造船工場が破産。10年は娘が縫製工場。
D	5	3	○	
E	4	5	×	勤務していた娘が嫁入り
F	3	3	○	
G	4	3	○	

出典：第6-1表に同じ。

第10表 カオドイ村の2010年新規工場勤務世帯の2005年から2010年にかけての階層変動（世帯数）

		2005年の階層					
		第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	計
2010年の階層	第1階層	0	0	1	0	1	2
	第2階層	0	0	0	1	1	2
	第3階層	1	1	1	0	2	5
	第4階層	1	1	0	3	9	14
	第5階層	0	0	1	3	3	7
	計	2	2	3	7	16	30

出典：第6-1表に同じ。

（4）海外出稼ぎ

2005年の家計調査では、カオドイ村で外国から送金を受けた14世帯のうち、12世帯が台湾での住み込みの女中（オシン⁽⁴⁾）をしている夫人からの送金であった（残りはロシアとマレーシア）。これらの世帯を対面調査したところ、本人および夫の学歴はほとんどが中卒であり、特に学歴が渡航条件とはなっていない。そのため、村内でも比較的貧しい層から海外へ出稼ぎに出ている。その他の特徴として、親族が海外出稼ぎを経験済みのケースが多かった。その理由として、①信頼できる人間から実情を聞いてから渡航できることによる安心感、②渡航前に必要な経費を親戚から借りられる、といった点があげられる。彼女たちは1回2年間の契約（1年延長可）で台湾人の家庭に住み込み、一日中家事や老人介護の仕事に従事する。村では日雇い労働で月に30～50万ドン程度しか稼げないのに対して、台湾で「オシン」をすれば派遣1年目で200～300万ドン、2年目からは500～800

万ドルの送金が可能になる（2005 年のデータ）。台湾からの送金はほとんどの世帯で家屋の新築・改築に使われる。家を新築するために契約を更新してさらに 3 年間台湾で働く女性もいた。

なお台湾は 2005 年にベトナム人の家事・家庭内介護職の新規受け入れを停止した（新美（2014））が、彼女たちの送金によって建てられた家は村人たちに海外出稼ぎがいかに儲かるかを教え、その後も海外出稼ぎが続くようになった。2010 年には、これまでの台湾（いずれも 05 年から継続して台湾渡航）に加えて、キプロス 3 世帯（農業労働、オシン）、サウジアラビア 2 世帯（オシン、工場労働）、レバノン 1 世帯（オシン）、マレーシア 1 世帯（工場労働）、韓国 1 世帯（工場労働）と、渡航先も職種も多様化している。第 11 表は 2010 年に新たに海外出稼ぎを始めた世帯を示したものである。ほとんどが 2005 年は下層（4,5 階層）であり、資金面でのハードルは低い。唯一の例外は、2005 年に大規模な養鶏を営んでいたが鳥インフルエンザを期に養鶏を廃業し、妻がキプロスに渡航した世帯 M のケースである。

海外出稼ぎ者の情報入手経路をみると、最初は親戚から、その後は村の隣人から情報を入手している。市場経済化の中の海外出稼ぎという動きにも、地縁・血縁という昔ながらのムラ結合が重要であることがわかる。

第 11 表 カオドイ村の 2010 年新規海外出稼ぎ世帯一覧

世帯記号	05 年 階層	10 年 階層	渡航先	業務	備考
H	5	4	レバノン	オシン	
I	4	3	サウジアラビア	工場	
J	5	4	サウジアラビア	オシン	
K	5	1	韓国	工場	
L	5	2	台湾	介護職 ⁽⁵⁾	
M	2	2	キプロス	オシン	養鶏経営中止
N	5	3	マレーシア	工場	

出典：第 6-1 表に同じ。

（５）家計調査のまとめ

「１．歴史編」で指摘したように、ベトナムは急速な工業化にもかかわらず安定した農村人口を維持しており都市と農村の所得格差も大きくない。その背景にあるのが前述した地方都市に工業団地を建設する政策である。カオドイ村のあるナムサック県でも工業団地が建設され、多くの青年が日帰り通勤している。また工場労働とともに、急速な所得向上をもたらしている要因が海外出稼ぎであった。

またカオドイ村は市場経済化にともなって階層分化が進行しているが、決して階層は固定していない。つまり機会の平等は保障されており、その保障する装置が各世帯の有する水田である。農民はたとえ他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても、家族が食べるコメは原則として自ら栽培し、主食であるコメを市場経済から調達しようとはしない。

つまりコメ生産という観点だけから見れば非合理的な超零細経営は、ベトナムの工業化戦略（安定した農村と低賃金労働力を維持）と農民の生活保障の両面においてきわめて合理的である。当地では農地の交換分合は成功し一経営体あたりの分散錯雑状態は解消されたが、一部の農家に農地が集約されて大規模経営が誕生するということにはなっていない。つまり、超零細経営は解消されていない。

おわりに

ベトナムは長らく旧ソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化政策（ドイモイ政策）に転換し、今や世界第 2 位のコメ輸出国に躍り出た。本項はそのベトナムの農業（特にコメ）を歴史、現状の概況と、筆者自身の調査による個別事例の紹介によって考察した。

まず「1. 歴史編」において、ベトナムの市場移行の特徴と農村社会の特徴をまとめた。旧ソ連や東欧の多くの国では、全面的な価格自由化など一般にショック療法といわれる急激な市場移行戦略がとられ、これらの国々では市場移行は共産党支配体制の崩壊も伴った。それに対してベトナムはハイパーインフレーションを克服するためにショック療法的な改革を行ったにもかかわらず共産党支配体制を維持できたが、その背景として安定的な農村社会の存在を指摘した。また現在の政府も安定的な農村社会を維持する政策（村落自治の強化、農村工業化推進）を行っている。

続く「2. 現状編」において、コメの生産の概要と関連する政策を紹介した。近年ベトナムは価格支持を導入した。この政策は画期的であるが、政府の積極的な財政出動を伴わずリスクを業者に負担させているために、実際には機能しておらず、国営企業の赤字などの弊害も見られる。またコメ生産の制約要因として零細経営をとりあげ、その解消として農地の交換分合が政策的に進められていることを紹介した。

そして「3. 事例分析編」において、筆者自身のハイズオン省における調査結果を紹介した。調査村近くの工業団地への通勤等が急速な所得向上をもたらしているが、これらの就業機会を得た世帯も稲作を兼業しており、一部の農民への水田の集積は行われていない。この背景には、過去にハイパーインフレーションを経験し現在も市場経済化における変動リスクに直面している農民にとって、分配された農地で家族が食べるコメを自ら栽培することが最低限の生活保障となっている事実がある。またこのように兼業農家が日帰り通勤している状況は、食と住を農村で保障しているため工場にとっても安価な労働力を維持できる利点がある。つまりコメ生産という観点だけから見れば非合理的な超零細経営は、ベトナムの工業化戦略（安定した農村と低賃金労働力を維持）と農民の生活保障の両面にお

いてきわめて合理的である。たとえ現在進行形の農地の交換分合が計画通り実施され一経営体あたりの分散錯圃状態が解消されたとしても、超零細経営自体は容易に解消されないだろう。

注（１）本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお 2008 年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約 3.6 倍、人口は約 1.9 倍になった（寺本・坂田(2009)）。また地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた（TCTK(2009)）。本稿において 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

（２）ネップ（New Economic Policy）とは、ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として 1921 年に施行された市場原理の部分的導入である。

（３）当大会に向けてベトナム農業農村開発省は省独自の 10 大プログラムを発表した。具体的には、①農業生産・農村工業開発プログラム、②農村インフラ開発プログラム、③住宅開発プログラム、④生産を補助するサービス体制の開発プログラム、⑤教育・医療・社会サービスの開発プログラム、⑥農村文化開発プログラム、⑦農村の社会構成開発プログラム、⑧雇用創出プログラム、⑨天然資源管理・環境保全・改善プログラム、⑩飢餓撲滅・貧困削減プログラム、である（竹内 1997）。

（４）ベトナムでは女中のことを「オシン」という。日本のテレビ番組が由来である。

（５）2010 年アンケート票（在台湾の妻に代わって夫が回答）によれば「オシン」だったが、本文でも記述したようにこの時点では台湾のベトナム人「オシン」受け入れはないので、おそらく病院や介護施設などでの介護職だと推察される。

〔引用・参考文献〕

日本語文献

石田暁恵(2002)「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」、石田暁恵（編）『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオスー新たな課題への挑戦ー』、アジア経済研究所

伊東正一(2007)「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会

今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64

岡江恭史(2010)「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開ーグローバリゼーションと社会主義ベトナムー」『東南アジアー歴史と文化ー』第 39 号、東南アジア学会

小沢健二(2004)「1990 年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質ー米の国際市場構造、米の先物取引の可能性などに関連させてー」『先物取引研究』第 9 巻第 1 号 No.13、日本商品先物振興協会

加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体ー「基層レベルにおける民主制度規定」の分析よりー」『年報 人間科学』25

加藤弘之(2005)「発展途上国の市場移行：中国とヴィエトナム」，上原一慶編『躍動する中国と回復するロシア』高
菅出版

グルー，ピエール（Gourou, Pierre, 内藤莞爾訳）(1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社（原タイトル: Les paysans du
delta tonkinois）

坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通－流通構造からみたドイモイの再評価－」，高根務編『アフリカとアジアの農
産物流通』，アジア経済研究所

坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策－2008 年の政策転換と第 11 回党大会で示された方向性－」，寺本実
編『転換期のベトナム－第 11 回党大会，工業国への新たな選択－』アジア経済研究所

桜井由躬雄(1999)「紅河デルタ」，桜井由躬雄・桃木至朗編『ベトナムの事典』，同朋舎

嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について－郷約再編の一事例の検討－」『慶応義塾大学
言語文化研究所紀要』24

白石昌也(1993)『ベトナム－革命と建設のはざま－』，東京大学出版会

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」，東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治の
ダイナミズム（講座・東アジア近現代史 5）』，青木書店

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号，アジア経済研究所

田原史起(2000)「村落統治と村民自治－伝統的権力構造からのアプローチ－」，天兒慧・菱田雅晴編著『深層の中国
社会-農村と地方の構造的変動』，勁草書房

寺本実・坂田正三(2009)「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』，アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナム－ドイモイの成果と課題－」，渡辺利夫（編）『アジア経済読本（第 3 版）』，
東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』，勁草書房

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』，名古屋大学出版会

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』，日本評論社

新美達也(2014)「ベトナム人の海外就労」『アジア研究』第 60 巻第 2 号，アジア政経学会

旗田巍(1973)『中国村落と共同体理論』，岩波書店

藤田麻衣(2006)「ベトナムの WTO 加盟への歩み」，坂田正三（編）『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』，アジア
経済研究所

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生－ベトナムにおける改革路線の形成過程－』，青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」，三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

ラヴィーニュー，マリー（柗原学訳）(2001)『移行の経済学』日本評論社

英語文献

Kerkvliet, Ben, Anita Chan, and Jonathan Unger (1999) "Comparing China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet,
and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria
Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared*, Rowman & Littlefield

National Bureau of Statistics of China（中華人民共和国国家統計局）(online), Annual Data（中国統計年鑑）

(<http://www.stats.gov.cn/english/Statisticaldata/AnnualData/>), 2017 年 1 月 6 日アクセス

Naughton, Barry (1996) “Dinsinctive Features of Economic Reform in China and Vietnam” John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Nguyen Ngoc Que (2009) ‘Rice production and food policies in Vietnam’, Agricultural Policy Seminar on “Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States”, 5 March 2009, Tokyo

Williamson, John(1994) “In Search of a Manual for Technopols” John Williamson (eds.) *The political economy of policy reform*, Institute for International Economics

World Bank(online) World development Indicators (<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators>), 2017 年 1 月 6 日アクセス

World Bank(1990) *Vienam –Stabilization and Structural Reform- (Report No. 8249-VN)*

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

ベトナム語文献（書籍）

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010). *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムおよび世界のコメおよび次年度の展望に関する年次報告)

CCPDTV(2014). *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014* (2013 年度のベトナムのコメおよび次年度の展望に関する報告)

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業) . Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online). <http://www.gso.gov.vn> 2017 年 3 月 24 日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005). *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006* (2006 年度農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2009) *Nien Giam Thong Ke 2008* (2008 年度統計年鑑) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2011). *Ket Qua Khao Sat Muc song Dan cu nam 2010* (2010 年度生活水準調査の考察) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2012) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2011* (2011 年度農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門

及び次年度の展望に関する年次報告)

Vietnamnet (online) "Buôn gạo lỗ ngàn tỷ: Ông lớn Vinafood 2 thành 'cục nợ'" (コメ事業で何十億ドンもの損失。Vinafood 2 (南部食糧総公司) が巨額の赤字),

<http://vietnamnet.vn/vn/kinh-doanh/dau-tu/buon-gao-lo-ngan-ty-ong-lon-vinafood-2-thanh-cuc-no-327487.html>, 2017 年 1 月 6 日アクセス

ベトナム語文献 (共産党・政府文書)

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao Va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省). 2011. *Thông Tư, Quy định chi tiết và tiêu chuẩn, trình tự, thủ tục, hồ sơ công nhận Danh hiệu "Gia đình văn hóa"; "Thôn văn hóa", "Làng văn hóa", "Ấp văn hóa", "Ban văn hóa", "Tổ dân phố văn hóa" và tương đương* (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続き・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011 年 10 月 10 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) So:9/2000/NQ-CP, *Nghị quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号). 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2001). So:46/2001/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定). 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN(2008). So:391/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về rà soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó rà soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nói chung và đất trồng lúa nước nói riêng* (2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009a). So: 491/2008/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chí Quốc Gia về Nông Thôn Mới* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定 491 号), 2009 年 4 月 16 日公布

CPVN(2009b). So:176/TB-VPCP, *Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Chính phủ tại cuộc họp thường trực Chính phủ về hoạt động sản xuất, kinh doanh lương thực* (食糧の生産経営活動に関する政府定例会議における政府首相の結論に関する第 176 号通達). 2009 年 6 月 15 日公布

CPVN(2009c) So:63/2009/NQ-CP, *Nghị quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2010a). So: 800/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2010 – 2020* (2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定 800 号). 2010 年 6 月 4 日公布

CPVN(2010b). So: 109/2010/ND-CP, *Nghị Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布

CPVN(2013) So: 62/2013/QĐ-TTg, *Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定 第 62 号), 2013 年 10 月 25 日公布

CPVN(2016) Số:58/2016/QĐTTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ VỀ TIÊU CHÍ PHÂN LOẠI DOANH NGHIỆP NHÀ*

NƯỚC, DOANH NGHIỆP CÓ VỐN NHÀ NƯỚC VÀ DANH MỤC DOANH NGHIỆP NHÀ NƯỚC THỰC HIỆN SẮP XẾP GIAI
ĐOẠN 2016-2020 (2016～2020 年段階における国営事業の事業分類基準, 株式化と目録に関する首相決定 58 号), 2016
年 12 月 28 日公布

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/CT/TW, Chi thi cua Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai
tien cong tac khoan, mo rong “khoan san pham den nhom va nguoi lao dong” trong Hop tac xa nong nghiep (農業合作社におけ
る請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示). 1981 年 1 月
13 日公布

DCSVN(1988) So:10/NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep (農業経済管理におけるド
イモイに関する共産党政治局 10 号議決). 1988 年 4 月 5 日公布

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) (1993) .Luat Dat Dai nam 1993 (1993 年土地法) . 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN(2003) .Luat Dat Dai nam 2003 (2003 年土地法) . 2003 年 11 月 26 日可決

第3章 オーストラリア

－農業支援政策と貿易政策の動向－

玉井 哲也

1. はじめに

2016年7月、オーストラリアでは総選挙が行われた。選挙戦においては、農業政策、貿易政策は、特段に選挙の争点とはならなかった。与野党とも選挙公約を掲げたわけだが、農業に関しては、保守連合は、より強い農業分野 (Stronger Agriculture Sector) をめざして、バイオセキュリティのための資金の増額、研究開発、病害虫・雑草の管理、農業者への低利融資事業、水インフラ基金による水確保などを行うとし、労働党は、人材確保のために地方の大学を資金支援、女性や原住民の農業への参加促進、貿易や投資の拡大により雇用を拡大、生産性向上のため病害虫管理・農薬・獣医薬の技術革新の研究開発、重要なインフラ (道路・鉄道、ブロードバンド等) の整備、気候変動への取り組み、といった事項を列挙しているにとどまる。

2013年選挙時に保守連合が、「北部開発白書」「農業競争力白書」をとりまとめるとしていたのに比べると、このように2016年の選挙戦は農業についての大きな論点は出ていない。与党保守連合がかろうじて過半数を維持して、政権を保ったことから、2015年にとりまとめられた上記の2白書に盛り込まれた政策を中心に順次実施に移すことが予想される。

2. 農産物需給状況

穀物生産量が年により大きく変動するのがオーストラリア農業の一つの特徴である。第1表から、2006-07年度～2008-09年度に、主要穀物の生産量が大幅に落ち込んでいることが見て取れる。

第1表 主要穀物の生産量等

年度	小麦			大麦			コメ			カノーラ		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
2005-06	25,150	2.02	15,969	9,482	2.15	5,316	1,003	9.83	103	1,419	1.46	831
2006-07	10,822	0.92	8,685	4,257	1.02	3,136	163	8.15	414	573	0.55	228
2007-08	13,569	1.08	7,444	7,160	1.46	4,052	18	8.50	191	1,214	0.95	472
2008-09	21,420	1.58	14,707	7,997	1.59	3,899	61	8.46	45	1,844	1.09	1,067
2009-10	21,834	1.57	14,791	7,865	1.78	4,235	197	10.39	21	1,907	1.13	1,187
2010-11	27,410	2.03	18,584	7,995	2.17	4,625	723	9.54	91	2,359	1.14	1,549
2011-12	29,905	2.15	24,656	8,221	2.21	6,568	919	8.91	501	3,427	1.39	2,557
2012-13	22,855	1.76	18,644	7,472	2.05	5,165	1,161	10.28	584	4,142	1.27	3,488
2013-14	25,303	2.01	18,612	9,174	2.41	7,124	819	10.94	544	3,832	1.41	3,194
2014-15	23,743	1.92	16,571	8,646	2.12	6,208	690	9.91	461	3,540	1.22	2,445
2015-16	24,168	1.89	15,777	8,593	2.09	5,498	250	10.90	317	2,944	1.25	1,946
2016-17	35,134	2.72	22,784	13,414	3.32	7,389	870	10.16	210	4,144	1.78	3,063

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2016を基本に、2015-16年度、2016-17年度の推計値等を Agricultural Commodities March quarter 2017, Crop Report No.181により補足。

変動の要因は、降水量がもともと少ない上に、その変動が激しく、しばしば干ばつに見舞われるためである。そのなかで、2015-16年度までの5～6年は、安定して高めの単収をあげており好適な気候条件が続いたことがうかがえる。最新の2016-17年度には、適時の降雨に恵まれて穀物の生育はきわめて順調であり、小麦、大麦は史上最大の生産量となる見通しである。

畜産物も干ばつの影響は大きいが、統計数値では穀物の場合ほど判然とはわからない(第2表)。羊の飼養頭数が減少してきているのは、羊毛生産の減少につながっているが、肉の生産は、ラム肉を中心にむしろ増加傾向にある。

なお、第1表、第2表に示すように、生産量に対する輸出量の割合が多い。主要産物の輸出依存度が高いこともオーストラリア農業の特徴である。

第2表 主要畜産物の生産量等

(千トン(生乳は千キロリットル), 千頭)

年	牛肉			羊肉			生乳		チーズ	
	生産量	頭数	輸出量	生産量	頭数	輸出量	生産量	頭数	生産量	輸出量
2005	2,090	24,725	1,343	616	101,125	350	10,089	1,942	373	202
2006	2,188	25,606	1,408	669	91,028	381	9,583	1,880	364	213
2007	2,169	25,373	1,387	681	85,711	382	9,223	1,796	361	203
2008	2,138	24,784	1,411	647	76,938	380	9,388	1,640	343	146
2009	2,106	25,295	1,370	624	72,740	369	9,084	1,676	350	168
2010	2,129	24,008	1,358	541	68,086	315	9,180	1,596	339	163
2011	2,129	25,936	1,397	507	73,099	301	9,574	1,589	347	161
2012	2,245	25,685	1,419	640	74,722	356	9,317	1,700	338	174
2013	2,464	26,457	1,611	702	75,548	456	9,372	1,688	311	151
2014	2,662	26,296	1,881	721	72,612	503	9,732	1,647	344	159
2015	2,344	24,602	1,888	712	70,910	456	9,539	1,689	344	172
2016	2,033	23,290	na	661	68,700	na	8,840	1,663	344	165

出典: 第1表と同じ。

3. 農業支援政策の概要

オーストラリアの農業政策の大きな特徴は、補助水準が低いことである。生産者への移転による補助(PSE)は農業総受取額の2%強程度(2011～13年)でOECD各国の中でも最小レベルであり、そのなかに最も歪曲的とされる補助(生産物の産出に基づく支持等)が占める割合はわずか3%である。財政からの農業支援はGDPの0.1%程度であり、WTOに通報している貿易歪曲的な(いわゆる黄色の)農業補助金は、2009年以後、ゼロであって、補助金の大半は、一般サービス(研究、病虫害対策、普及・助言、検疫・検査、インフラ整備など)、環境保全に向けられている。

政府が直接の支出を行わない関税による支援水準も低く、農産物の実行MFN関税率は平均1.4%にすぎない(工業製品は3.3%)(WTO(2015))⁽¹⁾。

以下では、現在行われている農業支援政策の概要を述べ、そのうち、特に価格・所得政策を、続く4.節で詳しく見る。価格・所得政策を取り上げるのは、それが農家の所得に対す

る直接的な支援であって、多くの国において農業支援政策の大きな柱であると同時に、その支援方法によっては生産・貿易歪曲効果が大きいのである。オーストラリアでは現存する価格・所得政策はわずかであるが、税制を通じた所得支援である農場経営預金制度(FMDs)を典型として取り上げる。直接的な価格・所得政策ではないが、価格を高める効果があるとされている、コメの輸出独占も扱う。また、過去の制度ではあるものの主要産品の一つである酪農で行われた需給調整にも言及する。

(1) 国境措置

先述のように、オーストラリアの農産物の関税は、実行 MFN 関税率の平均で 1.4%である(2014 年)。関税構造は単純で、農産物のタリフラインの 7 割余りは関税率が 0%であり、残りの殆どは 5%である。チーズ 5 ラインに関税割当(TRQ)が設けられ、その関税率は枠内(11,500 トン)が 1kg 当たり 0.096 豪ドル、枠外が 1kg 当たり 1.22 豪ドル(従価税相当に換算すると 10.2~27.1%)の従量税である。他には、4 ラインの柑橘果汁が従価税 5%と従量税とのいずれか低い方の選択制である(すなわち 5%以下)。

以上のように、関税による保護水準は、低い。その中で比較的高いチーズの枠外関税率も、従価税換算で 27%程度までであり(WTO (2015))、しかも、自由貿易協定を主要な貿易相手(ニュージーランド、シンガポール、タイ、米国、チリ、マレーシア、ASEAN、韓国、日本、中国)と軒並み締結して関税を撤廃しており、後発開発途上国からの輸入も関税ゼロであるから、実質的な関税障壁は極めて低い。

(2) 国内の農業補助等

オーストラリアの国内補助等の項目と内容を概観してみよう。以下は、農業省のホームページの「Assistance Measures」の構成を基本として編成している(オーストラリア農業省ホームページ(2016a))。

補助は、通常の補助、干ばつ対策、緊急乳業対策、その他の補助、の 4 つに分けられている。このほか、農業省の補助とは別途の位置づけとして、輸出市場開発補助金(Export Market Development Grants)、課徴金(Levies)があるが、輸出市場開発補助金は、小規模企業の輸出促進活動のための旅費・通信費、宣伝・広告・展示会活動等の費用を補助するもので、全産業が対象であり、農業は全体の補助件数の 5%程度にとどまる。課徴金については、農林水産政策研究所(2016)を参照されたい。

1) 通常の補助

(i) 農場家計手当(Farm Household Allowance)

生活が困難な農家に、家計を救済するための支援を行う。生活保護的な趣旨であって、金額も相応な額(夫婦で受給する場合、2 週間当たりの受給金額の上限は各人 468.8 豪ドル)にすぎないので、所得支持ではあっても、米国の収入保険や日本・EU の直接支払いによる

農家所得支持のように事業収入を支えるものではない。

商業的農場を営む 16 歳以上の農業者で、保有資産が一定金額以下で、所得が低い者に支給される。2 週間ごとの手当支給が、最長 3 年まで、人的施策省 (Department of Human Services) から行われる。同時に、ケースワーカーが長期的な家計の安定の評価・改善のための助言・指導・相談を行う。受給者は、農場事業経営改善計画を作成してこれを実施することが義務づけられる。類似の仕組みは以前から存在するが、現行の農場家計手当は 2014 年 7 月 1 日から開始された。

(ii) 農場経営預金制度 (Farm Management Deposit Scheme (FMDs))

FMDs は、第一次産業生産者が、その財務リスクを管理して低所得の年の事業コストに対応し財務的な自立性を高めるようにすることを目的とする。要件を満たす第一次産業生産者は、第一次産業からの課税前所得が大きい年に「FMD 口座」に預金し、所得の小さい年に引き出す。この際に、入金金額分はその年の所得税の課税対象所得から控除され、引き出した年に所得税の対象となる。作況変動による所得の変動を平準化するとともに税金の額を小さくすることができる。納税額が少なくなる分が政府からの補助額ととらえられ、この金額が WTO に補助金として通報されている。詳しくは、次節を参照。FMDs の主な要件は次のとおりである (2016 年 7 月 1 日時点)。

- ・農業者の非第一次産業生産の所得が 100 千豪ドル未満であること
- ・農業者当たりの FMD 口座の預金残額が 800 千豪ドル以下であること
- ・預金が 12 ヶ月以上、金融機関に預け入れられていること。ただし、一定の条件を満たす災害の被害を受けた農家は、12 ヶ月以内での引出が認められる場合がある。

(iii) 税制特別措置 (Taxation measures)

農業省ではなく、税務局が担当する措置である。以下のような税制特別措置が用意されているとされるが、第一次産業者に限って適用される措置は (※) のものであり、その他の特別措置は第一次産業者だけに適用されるものではない。

- ① 干ばつや自然災害の被災者への納税時期延期や減税。
- ② 税額控除 (Tax offsets)
 - ・税額平均化 (Tax averaging) (※) : 5 年間の平均所得をもとに所得税を計算する仕組み。有利な年にだけ利用することを防ぐため、一旦利用するのを止めると、その後 10 年間はこれを利用できない。
 - ・遠隔地・離島の住民の税額控除
 - ・研究開発経費にかかる税額控除
- ③ 所得控除 (Tax deductions)
 - ・FMDs (農場経営預金制度) (※) : 上記を参照。
 - ・減価償却特例 (※) : 減価償却の特例は第一次産業者だけに適用されるわけではなく、第一次産業者が主として対象となるものとして、第一次産業生産用の水の輸

送・保全のための施設（ダム、タンク、ため池、灌漑水路、ポンプ）の新設・改良、第一次産業生産用のフェンス、飼料貯蔵用の施設（サイロ、液体飼料タンク、乾燥穀物貯蔵容器、干し草格納庫、穀物貯蔵庫）など。

- ・炭素吸着森林（Carbon sink forests）（※）：植林費用の所得控除。
- ・小規模事業者による事業用地への電力線、電話線の敷設費用の所得控除。
- ・商業的植林の経費の所得控除（※）：認定後 18 ヶ月以内に植林することが条件。

④ 税の減免（Tax concessions）

- ・事業活動のために使用される機械・重車両等用の燃料税の減免。
- ・高額車税の非課税：緊急車両、主として荷物を運ぶ商業用車両には課税されない。
- ・福利厚生施設など従業員へのFRINGE・ベネフィット提供にかかる税金の減免。
- ・小規模事業者向けの所得税等の特例措置：一般的に、年間売り上げ 2 百万豪ドル未満の事業者が該当

（iv） 地方会計相談サービス（Rural Financial Counselling Service）

地方会計相談サービスとは、財務困難に陥っていて他からは中立的立場の支援を受けられない第一次産業生産者や小規模事業者に対し、州や地域組織が無料の会計相談を提供するもので、その活動資金を、連邦政府、州政府が負担する。2015 年 10 月 1 日現在で、全国 14 の組織が 120 名の地方会計相談員を擁して、以下の業務を行っている。

- ・財務上や事業上の選択肢を検討するのを支援
- ・借入先と交渉するのを支援
- ・行動計画を立案するのを支援
- ・Farm Household Allowance を利用するのを支援
- ・政府その他の支援制度の情報を提供
- ・農業相談員や教育訓練サービスを紹介
- ・事業承継、家族問題、個人・社会問題を相談する人的施策省その他の専門家を紹介

（v） 農場低利融資制度（Farm Finance Concessional Loans Scheme）

生産性向上又は負債の整理を目的とする短期の低利融資である。各州が、①融資を必要としていることと返済能力があることを証明でき、②十分な担保を提供でき、③負債返済に支障を生じている状況にあるが長期的には商業的に存立可能と考えられる、という要件を満たす農場事業に対して 1 戸当たり上限 65 万豪ドルの低利融資を行う場合に、連邦政府が必要な補助を供与する。各州ごとの農業部門の必要に応じて設定されるため、融資の種類・条件・金額・目的の細部は、州により異なる。低減金利が適用されるのは融資開始後の 5 年間だけであり、借り入れ後 5 年が過ぎた時点で、債務残額を一括返済するか債務残額を別の商業融資に切り替えるか選択する。利率は 6 ヶ月ごとに見直される変動金利である（2016 年 2 月 1 日現在で、3.55%）。連邦政府は、2013-14 年度から 2 年間で 420 百万豪ドルまでの低利融資枠を用意したが、2015 年 6 月 30 日で、新規の受付を終了した。

(vi) 農場リスク管理プログラム (Managing Farm Risk Programme)

農場（総販売額 200 万豪ドル以下）が、干ばつその他の生産や市場のリスクを管理するために新たな保険を検討・準備する際、金融相談などに要した費用の半分を補助する（保険料を補助するのではない。補助上限は 2,500 豪ドル）。連邦政府が 4 年間で 20.2 百万豪ドルを提供する。補助金申請は、2019 年 5 月 15 日で締め切られる。

対象となる保険は、複数災害保険（multi-peril insurance）、降雨量その他の気象要素に基づく指数保険、及び、単数災害保険（火災保険、ヒョウ保険、霜保険など）に限られている。対象となる金融相談は、所要の営業免許等を有するなど適格な業者が行う、保険会社が要求する適格性評価の実施、農場の経営実績や生産実績の経年データの整理、農場全体のリスク評価の観点で行う保険の選択肢についての分析、である。

2) 干ばつ対策

オーストラリア政府は、干ばつ対策の見直しを行い、2014 年 7 月 1 日から新たな対策に移行したが、対策メニューは従来と同様である。従来は例外的な干ばつ事態が生じているとして指定された地域が対象であったが、この地域指定が廃止されたことが、以前の対策との基本的な違いである。

農業省は、農場家計手当、FMDs、地方会計相談サービスも、干ばつ対策の一環として掲げているが、これらは、干ばつ以外の場合であっても、要件を満たす農家を支援するものであり別項で説明しているので、以下では記述しない。

(i) 干ばつ関連低利融資制度 (Drought-related Concessional Loans Scheme)

通常の農場低利融資とは別で、干ばつ対応に的を絞った低利融資である。もともと、2014-15 年度末をもって終了する予定だったが、2015-16 年度も継続され、更に、一部の地域では 2016 年 10 月 30 日まで申込期間を延長する措置がとられた。

一般的な干ばつ低利融資制度 (Drought Concessional Loan Scheme) と、より深刻な干ばつに対応する干ばつ回復低利融資制度 (Drought Recovery Concessional Loans) がある。前者は、10 年から 20 年に 1 度という降雨量不足による干ばつで経営に影響を受けている農家で、干ばつへの通常の備えをしており、商業的農業に復帰する見通しのある者に対して、負債の借り換えや経営資金、干ばつからの回復や将来の干ばつに備えるための資金を融資するもので、融資上限額は 100 万豪ドル、金利は通常の農場低利融資に連動してそれよりも 0.5% 低く設定される (2016 年 2 月 1 日現在の利率は 3.05%)。低利利率が適用される期間は 5 年間である。

後者は、50 年から 100 年に 1 度という降雨量不足による干ばつに見舞われている農家の、作付又は家畜の再構築に必要な費用として融資される。農場当たりの融資上限額は 1 百万豪ドルで低利の期間は 10 年間である (2016 年 2 月 1 日現在の利率は 2.71%)。

なお、干ばつ低利融資、干ばつ回復低利融資、農場低利融資の 3 つを重複して借りること

は可能であり、その場合、全体で、2 百万豪ドルが融資限度額となる。

(ii) 干ばつ地区振興施策 (Drought Communities Programme)

農業競争力白書に盛り込まれた、35 百万豪ドルの措置。干ばつの影響を受けている地方でインフラ・プロジェクトを行い、地方の雇用機会の拡大と地方に「お金を落とす」ことを狙うもの。なお、担当は、インフラ・地域開発省である。

(iii) 社会支援の強化 (Enhanced social support)

個人、家族に対する各種のメンタル相談や支援、コミュニティのメンタルヘルス活動への助言・支援など。担当は、社会施策省 (Department of Social Services)、人的施策省 (Department of Human Services) である。

(iv) 害獣・雑草管理 (Pest and weed management)

干ばつの影響を受けている地域において、害獣・害虫や雑草によって牧草地・放牧地に生じる被害等を軽減するために、農民と協力して害虫・害獣・雑草の管理活動 (野犬や野豚の捕獲や雑草駆除など) を行う地域の組織に対して活動経費を補助する。

3) 緊急乳業対策 (Dairy Support Package)

2016 年 5 月、大手乳業会社 2 社 (Murray Goulburn Co-operative Co. Ltd 及び Fonterra Australia Ltd) が、農場からの牛乳買入れ価格を引き下げたことによって影響を受ける、酪農場に対する支援措置として発表されたものであり、以下のような事項から成る。

(i) 酪農回復低利融資 (Dairy Recovery Concessional Loans)

影響を受ける酪農場への低利融資を行う。州によって条件等が異なるが、ヴィクトリア州の例では、低利融資期間は最長で 10 年間、金利は変動方式で当初は 2.71%、農場当たりの融資上限額は 1 万豪ドル、2016 年内の募集期間中の融資枠は 3,000 万豪ドルとなっている。

(ii) 地方会計相談サービスの相談員の追加

(iii) 農場家計手当の審査を迅速処理するために審査担当官を追加配置

(iv) 酪農業連絡官を新設

農家と、農場家計手当の審査官、地方会計相談サービスの相談員、州政府、連邦政府などとの間の情報の流れの円滑化を任務とする連絡官であり、人的施策省が設置する。

(v) 移動サービスセンター (Mobile Service Centres) の経路の見直し

同センターは、地方を巡回しながら政府の各種支援サービスの情報提供やアクセス仲介などを行うものである。人的施策省が、影響を受ける酪農家にとって必要性が高い時期

に合うようにその巡回経路を見直す。

4) その他の支援

(i) 未来炭素農業プログラム (Carbon Farming Future Program)

普及・教育等への支援であり、農家が民間の教育・訓練サービスを受講する際の費用の一部を補助する。普及・教育等への支援は従来から継続しているが、現在の未来炭素農業プログラム（2011年7月～2017年6月の6年間）では、温室効果ガス排出削減の技術や情報の普及を重視することとされている。以下のメニューが掲げられている。

- ① 研究補填 (Filling the Research Gap) : 温室効果ガス排出量の削減のための技術、経営手法などに関する研究への補助。
- ② 現地行動 (Action on the Ground) : 温室効果ガス排出削減の技術、経営手法の実証試験や現場での試行を行う農家や土地管理者を支援。
- ③ 普及・教育 (Extension & Outreach) : 温室効果ガス排出削減を行う農家、土地管理者等による普及・教育サービスの利用を支援。

(ii) 低炭素農業イニシアチブ (Carbon Farming Initiative)

気候変動対策として設けられたもので、温室効果ガスを削減する方策の一環として、排出削減を行うプロジェクト等に対して、排出削減基金 (ERF) から支払いが行われる仕組みである。農業そのものを直接補助するわけではないが、対象となるプロジェクト等の類型には、耕地での炭素貯留や家畜の出すメタンの削減など農場や農業に関連するものが多い。

(iii) 若手研究者の表彰 (Science and Innovation Awards for Young People in Agriculture)

若手の科学者、農業者による科学的ないし技術革新的なプロジェクトから選考して表彰し、その後1年間のプロジェクトの費用の一部を補助する。

(iv) その他の補助等 (Other grants and funding opportunities)

① 災害対策 (The Australian Government Disaster Assist)

干ばつ対策を除く自然災害の救済・復旧策であり、2つに大別される。

まず、自然災害救済・復旧枠組み (Natural Disaster Relief and Recovery Arrangements (NDRRA)) は、災害時の救援や復旧の事業を州政府が行う場合でその災害対策費が24万豪ドル以上となる場合に、その一部（最大で75%まで）を連邦政府が負担する。復旧と言っても応急的な救済のためのものであって、損失を補償したり被災前の生活再建を行うものではない。州政府の災害対策の内容は、緊急の食料・避難所提供、住宅応急修理、主要公共施設の復旧、小規模事業者への低利融資や輸送費補助、などである。

第2の類型は、被災者個人の生活扶助を目的として、生活保護的な手当を給付するもの

である。その対象となる災害が指定され、申請に応じて、人的施策省が支払う。災害の直接の結果として所得が減少した場合、当該所得減少が生じる日から 13 週間又は災害以前の所得を回復するまでの間のいずれか短い期間、定期的に支払われるものと、所得にかかわらず 1 回限り支給されるものがある。

② 国土ケア (Caring for our Country)

国土ケア・プログラムは、2008 年から開始された、持続可能な環境、持続可能な農業を目的とする事業である。地域グループ・組織・農業主体・漁業主体等が行う、環境を持続的に管理するための活動に、補助金を供与する。持続可能な環境を目指す部分は、環境省が、持続可能な農業を目指す部分は、農業省が管理する。

4. 価格・所得政策

(1) 農場経営預金制度 (FMDs)

1) 概要

先述したように、FMDs は、所得の変動を平準化することを可能とする税制特別措置である。法制としては、Income Tax Assessment Act 1997 (第 393 条) 等に基づき、1999 年に導入された。オーストラリアの所得税は、所得額が大きいほど税率が高くなる累進課税であり、個人の所得税 (income tax) の税率は以下の通りである (2014-15 年度, 2015-16 年度)。(オーストラリア税務局ホームページ(2016a))

課税対象所得額	税金
0~18,200 豪ドル	ゼロ
18,201~37,000 豪ドル	18,200 豪ドルを超える 1 ドルごとに 19 セント
37,001~80,000 豪ドル	3,572 豪ドル+37,000 豪ドルを超える 1 ドルごとに 19 セント
80,001~180,000 豪ドル	17,547 豪ドル+80,000 豪ドルを超える 1 ドルごとに 37 セント
180,001 豪ドル~	54,547 豪ドル+180,000 豪ドルを超える 1 ドルごとに 45 セント

農場経営預金 (FMD) 口座への預金額が当該年の所得から控除され、口座からの引出額が引出した年の所得に算入されるところ、豊作等で所得額の大きい年に FMD 口座に預け入れることにより、累進税率のゆえに、農家は所得税額を減らすことが出来る。政府が農家に支給する直接支払ではないが、FMDs が無い場合に比べて政府の税収は少なくなるところ、この税収減少分を政府からの補助額ととらえ、「収入保険及び収入保証に係る施策」のカテゴリーに区分して、WTO への補助金通報を行っている。FMDs による補助は、WTO 通報されている補助金総額の約 1 割を占める (2013-14 年度の通報の緑の補助金約 14.47 億豪ドルのうち、FMDs が 1.45 億豪ドル) (WTO (2016))。通報されている他の補助金は、試験・研究・普及・教育等の一般的役務、環境施策、災害支援であり、農家への所得支持と位

置つけられる農場家計手当の実態は先述したように生活保護給付であることから、FMDsは、現在の農業政策のなかでは唯一の所得政策と言えるだろう。

2) FMDs の要件と制度の拡充

(i) FMDs の要件

後述するように FMDs は累次の改革が行われ、その要件も変更されてきているが、ここでは、関係部局の資料から、2016 年 7 月 1 日の改革後の要件を述べる（オーストラリア農業省ホームページ(2016b)及び（オーストラリア税務局ホームページ(2016b)）。

- i) FMD 口座を作ることができるのは、第一次産業者たる個人であって非第一次産業生産の所得が 100 千豪ドル未満の者である。

非第一次産業生産の所得が 100 千豪ドル未満という条件は、口座を作る年度に満たしているだけでなく、後年度に追加の預け入れをする際にも満たしている必要がある。そうでないと、当該追加預け入れ分についての所得からの控除を申告することが出来ない。

第一次産業に従事していない家族が 100 千豪ドル以上の収入を得ていても当該第一次産業者の適格性は失われない。夫婦と一緒に農場を経営している場合、その各自が FMD 口座を持つことが出来る。

連続する 120 日以上にわたって第一次産業の生産活動を行わない場合は、適格性を失い、その時点で FMD 口座の預金は返金されて所得税が計算されることとなる。預金者が死亡したとき、破産したときも同様である。

会社形態には適格性が無い。「トラスト」形態の共同事業ではそれを構成する個人が FMD 口座を作ることには出来るが、トラスト自体には適格性が無い。

- ii) FMD 口座は、1959 年銀行法の許可を受けた預金受け入れ機関に開設し、その預金限度額は 800 千豪ドル以下とする。

許可を受けた預金受け入れ機関とは通常の銀行等であり、2016 年 5 月 18 日現在で約 150 行が該当する。預金の類型は指定されているものではなく、固定利子、変動利子の口座も、定期預金もあり得る。

- iii) 最小限預入額 1,000 豪ドル、最小限引き出し額 1,000 豪ドルとする。

- iv) 預金が 12 ヶ月以上、預け入れられていること。

1 年未満で引き出すと所得控除の特典が失われるということである。FMD 口座を、ある金融機関から別の金融機関に電子的に移管する場合は、引き出しとはみなされないため、控除の特典は失われない。

ただし、当該農業者がカテゴリーC（特に重大な災害として被災地域の州が要請しこれを連邦政府が認定すると発動される）の災害に対する回復支援 NDRRA を受けている場合は、当該支援金を受ける前に FMD 口座に預け入れを行っており、当該支援金を受給した後で FMD 口座から引き出すのであれば、12 ヶ月以内であっても引

き出すことが出来る。あるいは 6 ヶ月以上連続で降水量不足（記録に残るなかで雨の少ない方から数えて 5%以内に該当する水準。これを判定するツールがオンラインで提供される）の影響を被っている場合には、6 ヶ月以上経過すると引き出すことが可能である。

（ii）制度の拡充

FMDs は時とともに拡大してきている。1999 年の開始当時は、FMD 口座の限度額は 300 千豪ドル、非第一次産業所得の上限は 50 千豪ドルであった。2006 年には、口座の限度額が 400 千豪ドルに、非第一次産業所得の上限が 65 千豪ドルに増額された。2014 年には、非第一次産業所得の上限が 100 千豪ドルに、2016 年には口座の限度額が 800 千豪ドルに、それぞれ増額された。

	FMD 口座預入上限額	非第一次産業所得の上限額
1999 年 7 月	300,000 豪ドル	50,000 豪ドル
2006 年 7 月	400,000 豪ドル	65,000 豪ドル
2014 年 7 月	400,000 豪ドル	100,000 豪ドル
2016 年 7 月	800,000 豪ドル	100,000 豪ドル

更に、2016 年 7 月から、借入金と FMD 口座とが同じ金融機関にある場合には、第一次産業の事業での借入金の利子を相殺するために、FMD 口座の預金を使うことができることとされた。相殺を行う場合の手続き等は法定の条件の範囲内で当該金融機関が定める。従来はこのような取り決めをすることは禁止されていたところであり、この改正は、限度額の 800 千豪ドルへの増額と並んで、2015 年 7 月の農業競争力白書に盛り込まれた事項を実施に移したものである。

なお、FMD 口座を別の借入金の抵当として用いることや、他人に FMD 口座の権利を移転することは、認められない。

3) 制度の実施状況

農場の経営状況調査によると、広面積農業 (broadacre) 及び酪農の農場所得額 (farm cash income。現金収入から現金支出を除いたもの) は、全国平均で、穀物農場が 314 千豪ドル、穀物と羊・肉牛の複合が 160 千豪ドル、肉牛が 96 千豪ドル、羊・肉牛の複合が 134 千豪ドル、羊が 152 千豪ドル、酪農が 156 千豪ドル、である。州によって違いがあり、最大は北部特別地域の肉牛農場の 768 千豪ドルだが、これはインドネシア向けの生体牛輸出が急拡大しており価格も高騰していることが寄与している。それに次ぐのは西オーストラリア州の穀物の 567 千豪ドルで、逆に最小はニューサウスウェールズ州の肉牛 67 千豪ドルである。穀物農場の所得は概して畜産に比べて高いのだが、特に近年は小麦等の単収が平年を上回っていることもあって、差が開いている (ABARES (2016)。2014-15 年度の推定値。年度末は 2015 年 6 月 30 日) (第 3 表)。

これに対して 2015 年 6 月末時点の FMD 口座の残高を見ると、全国平均で、穀物農場が

115 千豪ドル、穀物と羊・肉牛の複合が 103 千豪ドル、肉牛が 80 千豪ドル、羊・肉牛の複合が 72 千豪ドル、羊が 73 千豪ドル、酪農が 85 千豪ドル、である（第 4 表）。

FMD 口座の平均残高は 100 千豪ドル前後にすぎないが、FMD 口座の預入上限額は 2016 年 7 月に、400 豪ドルから 800 千豪ドルに引き上げられた。穀物や野菜では、上位 1 割の農場の平均所得は 1,000 千豪ドルを超えており、そうした所得規模の大きな農場にとっては、この上限額拡大は、所得変動を平準化するために有用であろう。農場 1 戸当たりに農業者が 2 人いれば、農場としての FMD 口座の上限額は 1,600 千豪ドルとなる。

第 3 表 農場の所得額（farm cash income。2014-15 年度の推計値）

(豪ドル)								
農場の業態	NSW	Vic	Qld	SA	WA	TAS	NT	全国
穀物	272,880	179,760	191,600	276,290	567,480	—	—	314,320
穀物と羊・肉牛	167,030	95,260	131,530	198,840	230,960	136,100	—	159,790
肉牛	66,950	57,980	113,200	97,530	184,410	103,510	767,580	95,850
羊・肉牛	112,160	111,910	89,510	197,710	97,640	188,340	—	121,240
羊	98,000	98,400	—	103,750	111,610	111,330	—	134,560
上記5業態の全体	131,630	96,600	121,650	199,302	300,110	128,460	767,580	151,820
酪農	179,660	152,130	91,810	133,500	234,940	221,810	—	156,270

出典: ABARES (2016), Australian farm survey results 2013-14 to 2015-16.

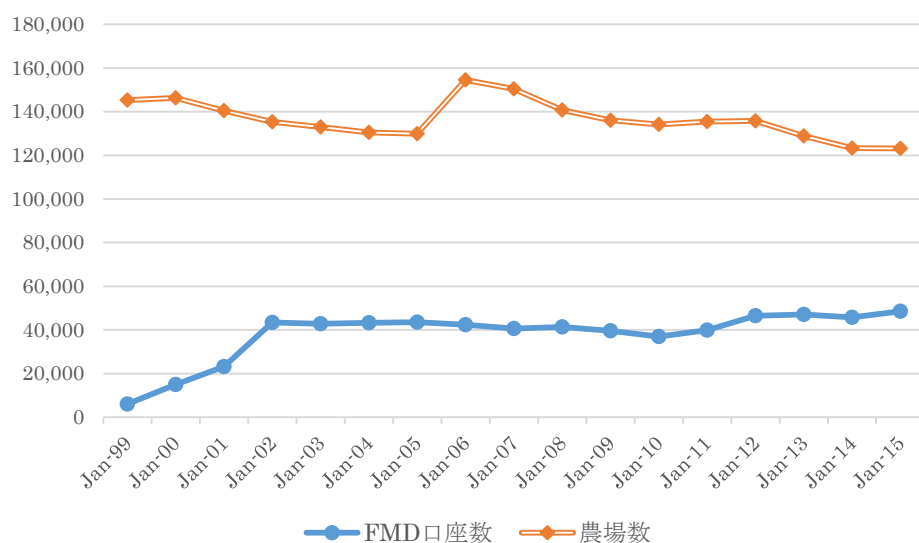
注. NSW: ニューサウスウェールズ州, Vic: ヴィクトリア州, Qld: クイーンズランド州, SA: 南オーストラリア州, WA: 西オーストラリア州, TAS: タスマニア州, NT: 北部特別地域.

第 4 表 農場当たりの FMD 口座の平均残額（2015 年 6 月末時点）

(千豪ドル)								
業種	NSW	Vic	Qld	SA	WA	TAS	NT他	全国
穀物	102.9	89.0	106.1	113.5	165.5	58.4		115.3
穀物と羊・肉牛	90.4	87.0	85.9	101.5	153.1	82.5	223.6	102.6
肉牛	68.0	59.4	99.5	85.8	87.4	71.1	85.5	80.1
羊・肉牛	68.1	64.5	77.7	92.0	80.5	57.1	46.3	72.2
羊	69.5	70.5	85.6	68.9	99.5	85.0	34.2	73.3
酪農	78.3	85.7	71.4	96.3	115.6	93.8		85.0
州等の平均	84.1	81.7	96.9	99.3	143.8	78.1	116.8	94.9

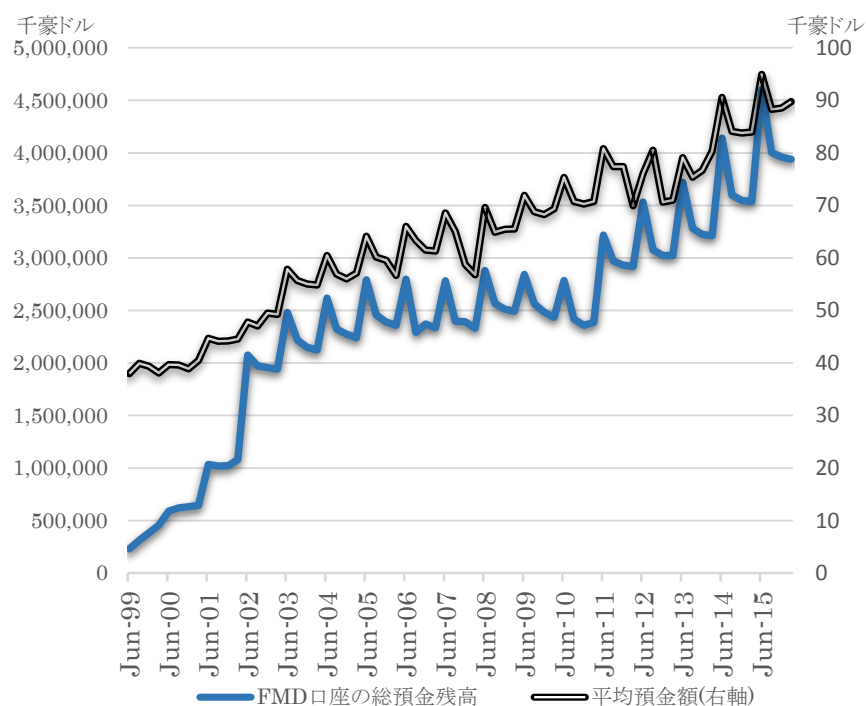
出典: 農業省ホームページ(2016b).

注. NSW: ニューサウスウェールズ州, Vic: ヴィクトリア州, Qld: クイーンズランド州, SA: 南オーストラリア州, WA: 西オーストラリア州, TAS: タスマニア州, NT他: 北部特別地域及び首都特別地域.



第1図 農場数とFMD口座数

出典：農業省ホームページ（2016b）.



第2図 FMD口座の残高の推移

出典：農業省ホームページ（2016b）.

農場数とFMD口座数との推移を示すのが第1図である。口座数は、制度開始後急拡大し、その後横ばいとなっているものの、口座当たりの平均預金額は増加しており、総預金残高も増えている（第2図）。農場数が徐々に減ってきているので、農場数に対するFMD口座数の割合は上昇し2015年6月末時点では4割近くとなっている。ただし、1農場にFMDs

の適格者が2人以上いる場合もあるので、FMD口座を利用している農場の割合は4割よりも小さいはずである。

4) FMDs の効果と評価

(i) 効果

FMDsは、政府から農家に支給するのではなく所得税減税の形態による所得政策であり、これを利用するか否かは農家の判断にかかっている、利用する場合でも預金額その他の農家の運用の仕方によって減税金額は違ってくる。

最新のWTO通報である2013-14年度分ではFMDsによる補助金額は145百万豪ドルとされており、同年度末のFMD口座の残高は4,139百万豪ドルである。農業所得は、13,053百万豪ドルである⁽²⁾。1999-2000年度から2013-14年度の15年間の平均で見ると、WTO通報額は122百万豪ドル、FMD口座の残高は2,685百万豪ドル、農業所得が7,841百万豪ドルであり、所得全体の1.6%程度の額を減税したことになる（第5表）。

第5表 FMD口座の残高、農業所得等の推移

(百万豪ドル)			
年度	FMD口座の残高 (年度末)	WTO通報の FMDs補助額	農業所得
1999-00	590	20	3,713
2000-01	1,033	20	6,245
2001-02	2,074	50	10,857
2002-03	2,480	410	5,128
2003-04	2,619	250	8,094
2004-05	2,792	95	7,650
2005-06	2,797	110	7,747
2006-07	2,782	75	3,752
2007-08	2,879	85	5,116
2008-09	2,843	100	7,273
2009-10	2,784	65	7,147
2010-11	3,216	30	9,755
2011-12	3,532	230	11,011
2012-13	3,721	150	12,432
2013-14	4,139	145	11,698
平均	2,685	122	7,841

出典:農業所得は、オーストラリア統計局(ABS),国民経済計算(5204)。

FMD口座の残高は農業省(2016b), 通報額はWTO通報資料各年。

減税の効果を端的に示すものとして、架空の例による試算を示そう。想定するのは、農場所得が極端に変動し、180,000豪ドルと-120,000豪ドルとを10年間、交互に繰り返す事例である。

この例で、FMDsを利用しないとすると、奇数年度（所得180,000豪ドル）には所得税

54,547 豪ドルを払い、偶数年度（所得・120,000 豪ドル）には所得税がかからない。10 年間の所得税額累計は 272,735 豪ドルである。

FMDs を利用してなるべく所得税額を少なくすることを目指す場合には、奇数年度には FMD 口座に 161,800 豪ドルを預金して課税対象所得を非課税限度の 18,200 豪ドルとして、所得税額をゼロとする。偶数年度には FMD 口座から 138,200 豪ドルを引き出すが、当該年の本来の農業所得が 120,000 豪ドルのため、課税対象所得は 18,200 豪ドルとなり、所得税額はゼロとなる。10 年間の所得税額はゼロである。

10 年間の所得累計額が 30 万豪ドルのこの例で、FMDs を利用しなければ 27 万豪ドルを超える所得税を払うのに対して、FMDs を使えば所得税の支払いはゼロとなる。

想定例は極端過ぎるかもしれないが、干ばつが頻発し豊凶の変動が激しいオーストラリアにおいては、FMDs は、効果的な「節税」の手段となり得る。もちろん、実際には、各年度の農場所得は、豊凶に加えて生産物の価格にも左右されるので予想し難く、FMD 口座には上限額があり、引き出す前に 12 ヶ月以上預入期間が必要（早期の支払いが必要な事情に迫られて 11 ヶ月目で引き出せば、免税の特典を失い、前年度の所得税を遡って支払わねばならなくなる）などの条件が付くこともあるため、その財務管理の能力と「運」の要素とに左右されて、農場によって節税実績にかなり差が生じると考えられる。

なお、上記例で FMDs を利用する場合、FMD 口座の残高は、10 年目末で 118,000 豪ドルとなり、24 年目には 400,000 豪ドルに達して、2016 年 6 月までの FMD 口座の限度額のもとでは、所得税を払わなければならなくなる。同年 7 月以後の限度額増額には、この所得税支払い開始を更に先延ばしする効果がある。

（ii） 評価

2006 年にオーストラリア農業省が行ったレビュー（オーストラリア農業省(2006)）では、FMDs は広く利用されており、利用農家から好評価を受けていて、収入変動に対するリスク管理の手段として有用、としている。また、同レビューでは、FMDs をトラストや第一次産業以外の地方産業に拡大することは不適切と指摘しており、この考え方は今日まで変わっていないようである。

また、全国地方問題助言協議会の 2012 年の報告書（NRAC(2012)）は、65 歳を超える農業者は、若い農業者に比べて、所得が減少した年に FMD 口座からの引き出しをあまり行わない傾向がうかがわれること、45 才未満の自己所有経営者の農場においては、FMD 口座からの引き出しを、新規機械購入など資本投資に充てる割合が平均の 2 倍以上であることなどを指摘している。

（2） コメの国家貿易

1) オーストラリアのコメ産業

オーストラリアのコメ生産は、ニューサウスウェールズ州南部がその中心である。コメ

の生産は、誰でも出来るわけではなく、作付けは水の漏出が無い粘土質土壌であることなどの条件を満たして承認された土地でのみ認められ、一定の灌漑用水管理や環境基準を遵守すること、コメの栽培は各農場の面積のおおむね 3 分の 1 を上限とすることといった条件が課される。作付品種は、中粒種が主体である。

同地域でのコメ生産は、全部が灌漑によって行われており、単収は安定している。生産量も概して安定しているのだが、灌漑用水が不足するほどの厳しい干ばつがあると、作付面積が減少して生産量も落ち込むこととなる（第 6 表、第 3 図）（Rice Growers' Association (2016)）。

第 6 表 ニューサウスウェールズ州におけるコメの生産状況

	コメ農家数	生産量(トン)	収穫面積 (ヘクタール)	単収 (トン/ヘクタール)
1992	2,144	1,094,347	123,141	8.89
1993	2,132	943,961	122,902	7.68
1994	2,277	1,082,175	132,656	8.16
1995	2,291	1,133,889	129,236	8.77
1996	2,392	951,248	149,719	6.35
1997	2,494	1,380,794	165,701	8.33
1998	2,296	1,321,899	140,190	9.43
1999	2,342	1,381,823	150,825	9.16
2000	2,129	1,088,765	131,843	8.26
2001	2,499	1,744,066	184,231	9.47
2002	2,261	1,241,710	147,268	8.43
2003	817	390,079	38,356	10.17
2004	1,564	528,984	64,735	8.17
2005	1,004	304,866	45,200	6.74
2006	1,753	1,037,557	104,517	9.93
2007	371	166,707	16,787	9.93
2008	38	19,297	2,160	8.93
2009	203	65,232	7,976	8.18
2010	414	205,678	18,920	10.87
2011	1,374	797,096	83,534	9.54
2012	1,545	956,971	102,919	9.30
2013	1,631	1,158,340	112,910	10.26
2014	1,297	826,066	78,607	10.51
2015	1,105	685,209	66,134	10.36

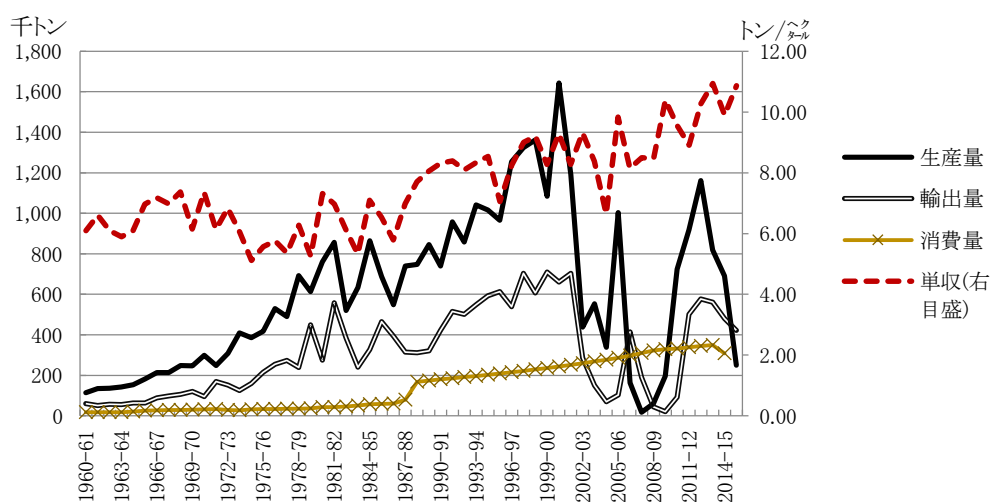
出典: RMBホームページ(<http://www.rmbnsw.org.au/statistical-summary>)等。
2015年は、Annual Report (for the year ended 30 June 2015)により補足。

コメ販売ボード (RMB) による同州の生産量、農家戸数等の統計資料によると、2014 年の収穫面積は 78,607 ヘクタール、生産量は 826 千トン、単収は 10.51 トン/ヘクタールであり、生産農家戸数は 1,297 である。連邦政府の統計とコメ販売ボードの数値とは、生産量に関しては、ほぼ整合するが、コメ農家戸数は大きく食い違う。連邦政府統計局によれば、2014-15 年度の農家数はニューサウスウェールズ州で 558 戸 (オーストラリア全体では 566 戸。ABS (2016)) であり、コメ販売ボードの資料の半分以下の数である。統計局の数値は、実際のコメ生産農家の数を数えたものではなく、推計値であるので、コメ販売ボードの数値

の方が信頼性が高いと思われる。

コメの大部分はサンライス社に出荷され、そのブランドで販売される。国内需要も増えてきてはいるが、もともと輸出品として生産されており、干ばつに見舞われない年には生産量の 7～8 割が輸出される（第 3 図）。後述のように、コメはサンライス社が輸出独占しており、輸出に関する統計データはそのまま 1 企業のデータとなるので、企業の個別情報として非公開とされている。サンライス社の説明資料によると、輸出は、中東、北米、アジアを含む 60 カ国に対して行っており（日本、韓国、香港などアジア、太平洋沿岸、中東、北米、欧州）、世界の輸出シェアの 2%、中粒種に限れば 25%を占める。

オーストラリアのコメ産業は生産補助金も輸出補助金も受けていない。



第 3 図 オーストラリアのコメの需給

出典：ABARES, Agrucultural Commodity Statistics 2015.

2) コメの輸出独占⁽³⁾

コメ産業に関係する主要組織としては、コメ販売ボード(RMB)、サンライス社(SunRice)、コメ生産者協会(Rice Growers' Association)の3つがある。このうち、コメ生産者協会は、コメ農家の団体であり、農業者の全国組織である全国農業者連盟(NFF)のメンバーとなっている。

コメの輸出独占にかかわるのが、コメ販売ボードとサンライス社である。ニューサウスウェールズ州の Marketing of Primary Products Act of 1983 に基づき、同州で生産された輸出用のコメはコメ販売ボードが処分権限を持っており、生産者は収穫から 7 日以内に輸出用のコメをコメ販売ボードに納入しなければならない。コメ販売ボードは、生産者のためにそのコメを輸出し、プール計算を行って生産者に分配する。実際の集荷や販売は、サンライス社が唯一の代理業者として行っており、輸出独占となっている。サンライス社は、株式会社であり、主にコメ生産農家が株主となっている。コメ販売ボードのメンバー7人、サンラ

イス社の取締役 10 人のうち、3 名は重複している。輸出独占の対象はニューサウスウェールズ州産のコメであるが、コメ生産の 99%は同州に集中しているので、オーストラリア産のコメは輸出独占のもとにあると言ってよいであろう。

なお、国内市場向けのコメについては、コメ販売ボードから申請業者に対して認定買入業者免許（authorised buyer licences）が付与され、輸出を禁じるという条件付きで、この認定買入業者が購入することが可能である。2016 年 7 月 20 日現在、この認定買入業者は、サンライス社を含めて 10 社である。

3）輸出独占の経緯と今後の見通し

（i）経緯

コメ販売ボードは、Marketing of Primary Products Act of 1927 に基づき 1928 年に設立され、その後、根拠法が Marketing of Primary Products Act of 1983 に替わった。

従来、コメ販売ボードは、国内流通分についても権限を持ち、州内産のコメはすべて一旦コメ販売ボードに納入することが求められた。1995 年に開始された全国競争政策は、あらゆる規制措置を対象として、原則それらを撤廃する方針で展開され、2005 年の期間末までには、コメ販売ボードに類似した農産物の販売独占の仕組みの多くが解体された。

そのなかで、コメの販売独占についても見直し検討が行われたが、1995 年に州政府と業界のもとで行った検討は、同規制は、輸出独占による、規模の利益、市場プレミアム、海上輸送費の有利性を通じて、規制コストを上回る経済利益をオーストラリア全体にもたらしっていると結論づけた。そして、コメ販売ボードとサンライス社の相互の独立性を高めることやサンライス社から生産者への価格情報の提供をきめ細かく行うことなどを求めつつ、輸出独占の仕組みを維持することを勧告した。国内市場については規制緩和をすべきとされた。しかし、州政府は、コメ販売ボードの権限を国内市場も含めて 2004 年 6 月 30 日まで延長し（その後 2009 年 1 月まで再延長）、その後、全国競争政策を所管する全国競争協議会から、国内販売の独占を廃止するよう繰り返し指摘を受けてきた。

2005 年 4 月に、州政府による新たな見直し検討の結果が出たが、そこでは、輸出独占、国内販売の独占ともに維持することを勧告していた。このような州政府の姿勢に対して、全国競争協議会は、輸出独占の利益について疑問を呈し、国内販売の独占については直ちに廃止すべきことを求め、全国競争政策の推進のために連邦から州政府に給付する補助金の一部を停止するなどの圧力をかけた。

ついに州政府は、2005 年 10 月、国内市場を規制緩和することに同意し、認定買入業者（authorised buyer）制度を 2006 年に導入することとなった。同州産のコメを、国内販売に向ける場合には、そのコメを輸出に回さないという条件のもとで、コメ販売ボード以外の認定買入業者にも購入を認めるとするものである。認定買入業者になろうとする者は、コメ販売ボードに申請して免許を受ける必要があるが、免許は、一定の条件を満たしていれば、自動的に付与される（業者は、手数料・免許料を負担する）。

(ii) 輸出独占を正当化する理由

全国競争政策は、規制は原則として撤廃する、例外は、規制によってオーストラリア経済全体にもたらされる利益がそのコストを上回る場合のみ、という方針を掲げた。したがって、コメの輸出独占を維持するには、関係業界等がこれを証明する必要があった。業界は、以下のように、コメが海外市場でより高く売れること、独占の立場で経費を抑制できること、からオーストラリア経済にとって純益となっている、と主張した。

- ① 輸出市場価格プレミアム：輸出独占の立場を使い、買い手と安定・継続的な関係を築くことが可能となり、それにより価格を上乗せすることができること、輸出市場に応じて価格を変えて利益を最大にするように出荷時期・品質・包装などを管理・調整できること、国内同業他社との値下げ競争を避けられること、などにより、海外の市場で高い値段で販売できる。
- ② 輸送費の有利性：輸出独占の立場を使うことで近い市場を確保できることなどから、輸送費が安くなる。

以上の要素により、2005年のニューサウスウェールズ州の見直し報告は、コメの輸出独占はオーストラリア経済にとって45百万豪ドルの利益になるとし、2012年の見直し（後述）にサンライズ社が提出した資料では、2011-12年度は価格プレミアムによる利益が40.3百万豪ドルであったとしている。

また、このほかに、輸出独占による規模の経済により国内での管理・加工等の経費が安くなる効果や、業界が結集することで協調した研究開発が行われ、新品種を開発して競争力を強化している、という要素も指摘されているが、金額での評価はなされていない。

(iii) その後の動き

その後、ニューサウスウェールズ州は、認定買入業者制度の継続や、コメ販売ボードの権限の定期的延長などに際して、見直し検討を行っている。2010年の検討においては、認定買入業者免許の運営経費の負担のあり方を見直すべきとの勧告を行う一方で、改めて、輸出独占による利益は、コストよりも遙かに大きいと認定している。生産者は、輸出独占を支持しており、同年のコメ生産者協会の年次大会で、現行の枠組みを支持する決議を行った。検討のなかで実施されたコメ生産者に対するアンケート調査においても、輸出独占については9割以上が支持すると回答した。他方、国内流通に関しては、認定買入業者制度を81%が支持しているが、反対も11%あり、生産者の中にも更なる規制緩和を求める声がある。

2012年の見直し検討は、コメ販売ボードによる州内産コメの販売を管理する権限を延長することの可否について行われた。コメ販売ボードは、輸出独占の仕組みによって海外市場のプレミアムが確保されているとの主張を続け、価格プレミアムがあったとする資料を提出した。見直し報告は、価格プレミアムの存在を認め、輸出独占の仕組みを維持すべきことを勧告した。

このように、ニューサウスウェールズ州政府やコメの関係業界は輸出独占の仕組みを維持しようとしているが、連邦政府レベルでは立場が異なる。全国競争協議会は、州政府の見直し検討報告が認定した輸出市場でのプレミアムや輸送費の有利性による利益額は、もっぱら業界提出資料に依拠し、推定値を出す根拠も説明不足であること、計量経済モデルで分析したとすれば条件・設定次第で結果は大きく変わり得ること、輸出独占以外のブランドやサービスや品質などによる価格差が的確に考慮されていない可能性があるなど、算定根拠が不確かであるとして、コメの輸出独占がオーストラリア経済に利益をもたらしているという点に疑問を呈していた（NCC（2005））。

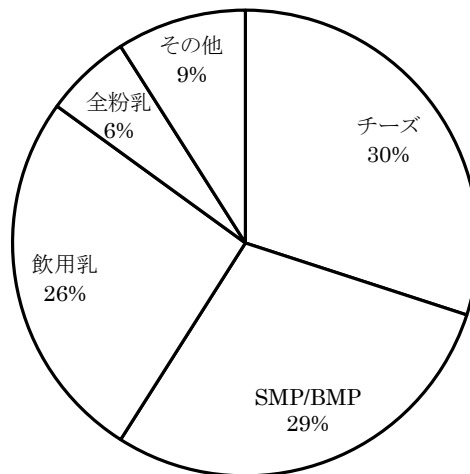
2015 年末から、2015 年の農業競争力白書で実施を謳った施策の一環として、生産性委員会が、農水産業の規制削減に向けての調査・検討を行った。過去の州政府の見直し検討報告が、輸出独占はオーストラリア経済に利益をもたらすと認定したことについて、上述のように当時の全国競争協議会が異論を唱えていたが、生産性委員会は、2016 年 7 月の報告原案で、全国競争協議会の指摘を踏襲し、価格プレミアムの存在の有無と程度を評価するのは困難であるとした上、仮にそれが実在することが証明されたとしても、シングルデスクを正当化する根拠として不十分であるとしている。すなわち、輸出独占を維持することにより生じるコストとしては、コメ販売ボードの運営経費だけでなく、競争や技術革新が抑制されることで失われる価値・機会を考慮する必要があると指摘していた（PC（2016a））。そして、同年 11 月 15 日付けで連邦政府に提出された最終報告書では、独自に行った試算により価格プレミアムの存在そのものを否定したうえで、ニューサウスウェールズ州政府はコメの輸出独占の仕組みを廃止すべきと勧告したのであった（PC（2016b））。

ところが、生産性委員会の最終報告書を連邦政府が公表したのは 2017 年 3 月 28 日のことであった。それに先立つ 2016 年 12 月下旬、ニューサウスウェールズ州政府は、2017 年 6 月末で期限切れとされていた州内産米の独占買入れ権限について、2022 年まで延長することを決定した。輸出独占を一方的に存続することを宣言した形である。オーストラリアで唯一生き残ってきた輸出独占を巡って、連邦政府の生産性委員会とニューサウスウェールズ州政府の攻防が今後いかに展開するか、その推移が注目される。

（３） 酪農の需給調整政策

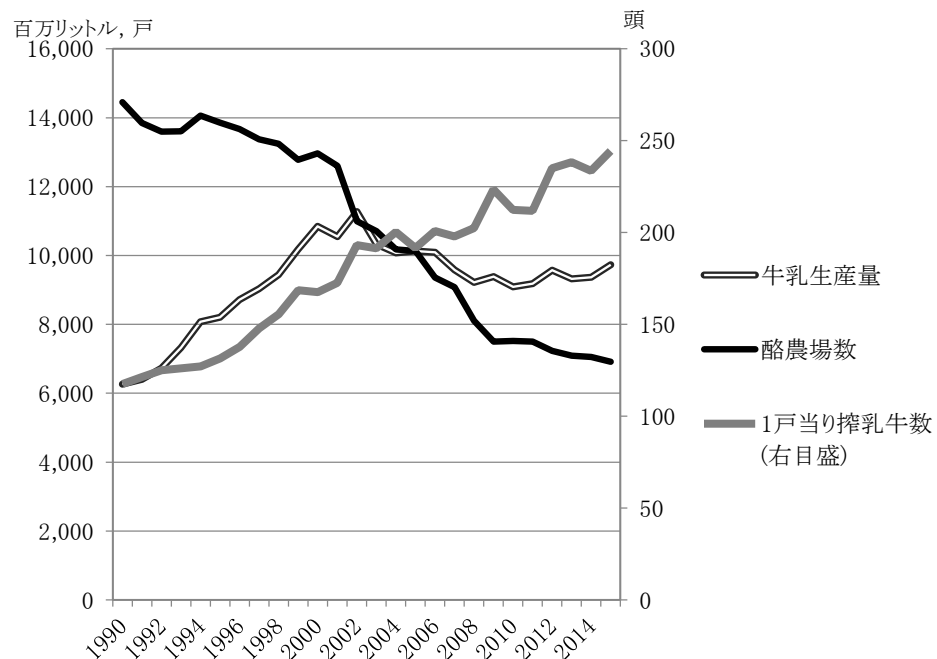
１）オーストラリアの酪農・乳業の概要

牛乳・乳製品は、オーストラリア農業の主要産品の一つである。2014-15 年度現在で、6,128 戸の酪農場があり、乳牛 174 万頭で、973 万キロリットルの生乳を生産。1 戸当たりの頭数は 284、1 頭当たりの生産量は年間 5,731 リットルである。生乳換算で、生産量のうち 34%が乳製品として中国、日本、シンガポール、インドネシア、マレーシアなどへ輸出され、輸出額は 28.8 億豪ドルで世界の乳製品貿易の 6%を占める（2014-15 年度）。



第4図 牛乳の仕向先（2015-16年度）

出典：Dairy Australia, Australian Dairy In Focus 2016.



第5図 酪農場数、牛乳生産量等の推移

出典：酪農場数は ABARES, Agsurf, 搾乳牛数は ABARES, Agricultural Commodity Statistics.

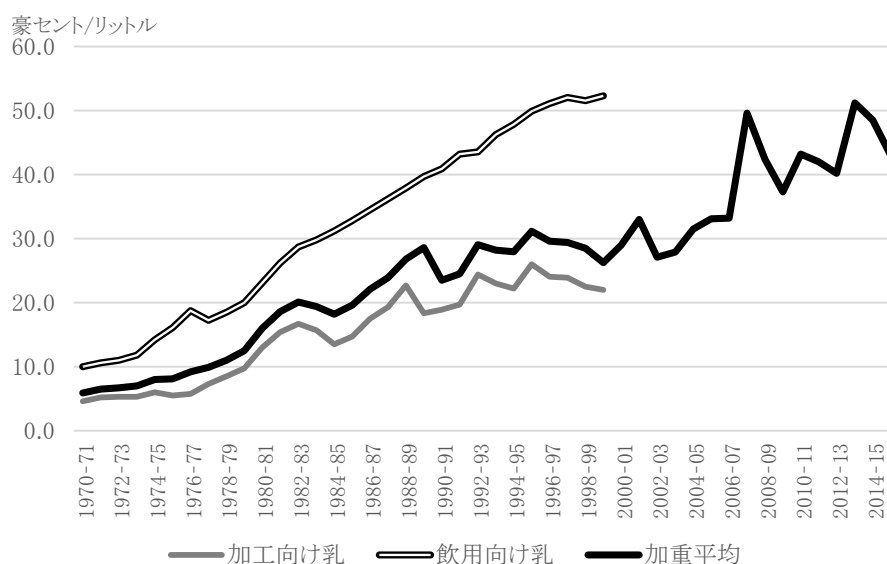
生乳の仕向先は飲用が4分の1、チーズ、粉乳（SMP/BMP）、バターなどの加工用が4分の3である（第4図）。

乳牛数は1960年頃に300万頭を超えていたのが、1980年頃には200万頭を下回るまで減少し、以後は、ほぼ160万頭と210万頭の間で増減している。対して酪農場数は1980年頃の3割以下となり、規模拡大が進んでいる（第5図）。

2) 現在の酪農政策

後述するように、2000年6月まで、飲用乳について供給数量割当（クォータ）や最低価格支持、加工原料乳について生産者に対する補填金支払い等が行われており、政府による介入、支援が少なくなかった。1980年代から、徐々に介入や補助の水準が引き下げられていたものの、基本的な枠組みは維持されてきたが、これらの措置は2000年7月をもって一挙に廃止された。

この急激な改革に対応して、乳価の低下などによる影響を緩和する目的で、酪農生産者に対して給付金を支払う補助制度が設けられ（酪農構造調整プログラム及び補足的酪農支援制度）、8年間にわたって実施されたが、当初の予定通り、2008年6月までで終了し、以後、補助はほとんど行われていない⁽⁴⁾。



第6図 牛乳の生産者価格

出典：ABARES, Agriculture Commodity Statistics 2015.

実際には、2000年央の規制撤廃後、乳価が暴落するようなことはなく、その後は国際市場や国内での干ばつによる減産なども背景としてであろうが、上昇基調で推移してきている。2016年になって、大手乳業会社複数が、原乳買い入れ価格を引き下げたことから、連邦政府が緊急対策として低利融資措置を打ち出した（3.（2）3）参照）。ただし、乳価低迷の状況下でも、かつてのような生産割当や価格保証を求める動きは出ていない。

なお、乳製品は、オーストラリアの関税率表のなかで唯一、関税割当（TRQ）が設けられている品目であるが（3.（1）参照）、TRQの対象であるチーズ5ラインの関税率は、枠内（11,500トン）0.096豪ドル/kg、枠外1.22豪ドル/kg（従価税換算10.2～27.1%）である。ただし、チーズ輸入先の過半を占めるニュージーランド、それに次ぐ米国とは、FTAを締結済みで関税が撤廃されているし、欧州から枠外で数千トンの輸入実績があり、枠外関税率は輸入を閉ざすほど高いものではない（WTO（2015））。

3) 過去の需給調整政策

(i) 政策の枠組み

上記の規制改革が行われる前は、政府による各種介入と支援が行われた。人為的に、乳製品製造用の加工向け乳と飲用向け乳との間で市場が分断されており、前者は連邦政府が、後者は州政府が補助・介入を行い、連邦政府は 1924 年、州政府は 1930 年代から支援を開始している。介入・支援の内容は時とともに変遷したが、ここでは、2000 年の規制全廃の直前まで行われていた制度について述べる⁽⁵⁾。

連邦政府による加工向け乳への補助は、直接補助金を支給するものだった。国内の生産乳に課徴金を課し、それを輸出入製品の量に応じて製造業者に分配するものであった。1980 年代以降は、Kerin プラン (1986 年～) 及び Crean プラン (1992 年～) のもとで、補助水準の漸減が図られ、1986-87 年度、輸出価格平均の 40%程度であったものが 1992 年には 22%程度となっていた。1995 年には、この方式が輸出補助金に該当することを懸念して、酪農場に対して直接、その加工向け乳生産量に応じて（その加工品が輸出向けか国内向けかを問わず）分配する方式に変更された。また、Kerin プランのもとでは、輸出価格下支え制度があり、乳製品の輸出価格が基準価格（過去 7 年の輸出価格実績と当該年度の推定輸出価格の計 8 年分のデータから算出した長期傾向値）の 85%を下回ると、その下回った部分を補填する補助金があったが、1993-94 年度から廃止された。

州政府の政策は、直接補助金を出すのではなく、飲用向け乳の生産や流通・価格を規制することで、酪農場の所得確保等を行うものであった。飲用向け乳の価格は、市場で決まる加工向けに比べて、高い価格プレミアが付いた。

(ii) 州の生産と政策の状況

基礎的食品である牛乳を周年で安定した価格で消費者に提供する必要性を理由として、飲用向け乳に対しては各州政府が強力に介入したが、生乳生産の実態は州によって異なり、それを反映して、政策にも明確な違いがあった。

飲用牛乳は品質保持期間が短く輸送にもコストがかかることなどから、どの州でもほぼ自給しているが、生乳生産量に対して人口が相対的に多いニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、西オーストラリア州では、飲用向け比率が高い。これに対して、ヴィクトリア州、タスマニア州は、加工用に仕向けられる生乳割合が極めて大きい。南オーストラリア州はその中間に位置づけられる（第 7 表）。

第7表 州別生乳生産量、飲用牛乳販売量及び飲用比率

(千キロリットル, %)

	NSW			Vic			Qld			SA			WA			Tas			全国		
	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率
1979-80	907	531	59%	3,151	437	14%	506	249	49%	329	127	39%	222	119	54%	315	41	13%	5,430	1,504	28%
1989-90	879	582	66%	3,787	449	12%	629	316	50%	356	150	42%	267	164	61%	343	47	14%	6,262	1,730	28%
1999-00	1,395	597	43%	6,870	440	6%	848	383	45%	713	185	26%	412	190	46%	609	48	8%	10,847	1,933	18%
2005-06	1,197	660	55%	6,651	499	8%	597	444	74%	646	192	30%	377	216	57%	622	50	8%	10,089	2,061	20%
2006-07	1,105	692	63%	6,297	510	8%	534	474	89%	655	201	31%	349	226	65%	642	53	8%	9,583	2,156	22%
2007-08	1,049	682	65%	6,102	524	9%	485	486	100%	606	205	34%	319	237	74%	661	55	8%	9,223	2,188	24%
2008-09	1,065	696	65%	6,135	533	9%	512	495	97%	628	208	33%	340	241	71%	708	56	8%	9,388	2,229	24%
2009-10	1,099	709	65%	5,813	545	9%	530	499	94%	605	213	35%	359	247	69%	677	57	8%	9,084	2,269	25%
2010-11	1,087	716	66%	5,936	566	10%	487	502	103%	572	213	37%	372	262	70%	726	57	8%	9,180	2,316	25%
2011-12	1,135	722	64%	6,241	583	9%	487	531	109%	570	221	39%	349	273	78%	792	58	7%	9,574	2,388	25%
2012-13	1,136	719	63%	6,071	600	10%	460	562	122%	536	222	41%	349	280	80%	765	61	8%	9,317	2,445	26%
2013-14	1,104	710	64%	6,166	612	10%	437	583	133%	516	221	43%	340	279	82%	810	59	7%	9,372	2,464	26%
2014-15	1,160	714	62%	6,390	623	10%	411	582	142%	516	221	43%	364	284	78%	891	61	7%	9,732	2,485	26%
2015-16	1,165	731	63%	6,186	635	10%	405	583	144%	514	222	43%	387	285	74%	883	60	7%	9,539	2,516	26%

出典: 生乳生産量はABARES, Agriculture Commodity Statistics 2016.

飲用牛乳販売量はDairy Australia, Australian Dairy Industry in Focus 2016.

注: NSW: ニューサウスウェールズ州, Vic: ヴィクトリア州, Qld: クイーンズランド州, SA: 南オーストラリア州, WA: 西オーストラリア州, TAS: タスマニア州.

各州とも飲用牛乳販売は、それぞれの州の法定販売機関（SMA）が権限を有し、農場からの出荷や、卸売、小売など流通網の各段階で価格・取引を規制した。生乳生産には強い季節性等があるので、生産コストが上昇したり生産量の落ち込む時季（主に冬季）に供給を確保するため農業者にインセンティブを与えるために規制が必要と考えられた。価格や取引マージンは、州相互間で関連なく行政的に指定され年間に数度の見直しが行われるが、飲用向け乳の生産者価格は、加工向け乳価格（加工業者ごとに決められ乳製品の国際市況を反映して変動する）の約2倍だった。（第6図、第8表）。

飲用向けの割合が多い、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、西オーストラリア州では、供給数量割当（クオータ）が導入され、生産者に飲用向け乳の供給数量が指定された。この割当も、周年供給を確保するのが目的であり、割当を保有する農家でなければ高価格を保証された飲用向け乳の生産が出来ない一方で、割当枠を持つ農家は、一定の期間内（例えば4週間ごと）に指定された量の乳を納めることが義務づけられ、義務を果たせなければ翌年度の枠が削減される等の罰則があった。なお、割当数量を超えた分については加工向け乳の価格で販売することになる。他の3州が価格インセンティブだけを用いているのに比べこれら3州ではるかに強力な供給確保措置がとられるのは、これら3州では、生乳の大部分が飲用向けに使われており、オフシーズンの供給不足に陥るリスクが大きいためである。なお、供給数量割当は、もともとは個々の酪農の土地に付随し、土地と一体として移転しなければならなかったが、徐々に土地とは切り離して譲渡可能とされ、州の酪農産業当局が運営する取引所を通じて売買できるようになった。

第8表 通常牛乳の価格とマージン（1990年）

	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas
価格（セント/リットル）						
Gross producer price	40.12	38.31	44.82	42.84	41.14	40.33
Price to processor	48.98	46.29	48.16	49.76	46.01	47.02
Price to who 最小	73.97	64.04		－		
最大	73.97	65.73	74.99	－	69.05	72.2
Price to shop 最小	81.75	76.69		－		83.5
最大	84.75	78.71	86.24	－	76.72	85.5
Retail price 最小	93.00	87.00	93.00	－	82.00	
最大	96.00	91.00	97.00	94.00	94.00	97.00
Home deliver 最小	96.00	－	93.00	－	82.00	97.00
最大	106.00	－	97.00	－	94.00	100.00
マージン（セント/リットル）						
Freight to processor	3.06	3.97	2.45	4.43	2.3	3.15
Factory testing and handling	1.85	1.58	－	2.38	－	1.69
Milk authority	3.95	2.43	0.89	2.54	0.53	1.85
South East Levy	－	－	－	－	2.04	－
Country freight	－	－	－	－	－	0.93
Processor margin 最小	24.99	17.75		－		
最大	24.99	19.44	26.83	－	23.04	24.25
Wholesale volume 最小	7.78	12.65		－		11.3
最大	10.78	12.98	11.25	－	7.67	13.3
Shop margin 最小	11.25	10.31	6.76	－	5.28	
最大	11.25	12.29	10.76	－	17.28	11.5
Home vendor 最小	22.03	－		－		
最大	32.03		22.01		24.95	24.8

出典：Industry Commission (1991).

注1) NSW等の略号の意味は第7表と同じ。

注2) Qldは南東地区のみ、SAは大都市部のみ。

それぞれ、WAは1990.8.5、Vic、SA、Tas、及びQldは1990.11.1、NSWは1991.1.11の時点。

飲用牛乳の流通は、乳処理業者、小売・配達業者の地区制・許可制が設けられ、厳しく管理された。小売・配達業者は、免許を与えられて、一定の地域や市場において独占的に販売、配達が出来ることが、地区外では営業出来ないし、販売・配達する牛乳の調達先の乳処理業者も指定される方式である。独占的な販売や配達の権利を得られることから、免許にも供給数量割当と同様に、資産価値が生じていた。

以上のように、強力な飲用向け乳への介入はすべての州で行われたが、需給状況も反映して、州ごとでその仕組みにはかなり異なっていた。州の規制を概観したのが第9表である。

これらの制度は、飲用牛乳を州内で自給することを前提に設定され、価格等もそれぞれの州内の事情に応じて決められていた。しかも、加工向け乳価は飲用向けよりも大幅に安かったから、例えば、加工原料乳生産の多い州からは、飲用向け比率の高い州へ、少しでも高い価格で販売しようとするインセンティブが生じる。輸送コストが大きくなければ、実際に州間取引が発生するが、それは、販売先州の行政価格を損い、州内農家に損失を与えることになる。実際に、ヴィクトリア州からニューサウスウェールズ州へ飲用牛乳が移出される事態

が生じたこともあって、混乱を嫌った業界の非公式な取り決めによって州間の飲用牛乳取引は制限された。加えて、2つの法的措置により、抑制が図られた。一つは、連邦政府の仕組みで、ヴィクトリア州からの飲用牛乳供給によって脅かされた場合には、ニューサウスウェールズ州は、牛乳課徴金を停止することを要求できるとした。同課徴金は加工向け乳に対する補助のために用いられるので、これが停止されると加工向け乳比率の高いヴィクトリア州の乳業界が打撃を受けることになる（課徴金停止には至らなかったが、1987年にニューサウスウェールズ州が2度申し入れをした実績がある）。また、ヴィクトリア州自身も法改正をして、飲用牛乳向けに処理される州内産の生乳は他州の市場に出荷されるものであっても飲用向け乳価格で調達することを義務づけ、すなわちコストを高くすることを通じて、州間取引を制限した。

第9表 州の乳業規制の枠組み

	NSW	Vic	Qld	SA	WA	Tas
乳生産量(百万リットル)	878	3,787	629	356	267	345
飲用向け:加工向け比率	66:34	12:88	50:50	42:58	56:44	14:86
飲用向けの農場出荷価格の固定	有り	有り	有り	有り	有り	有り
供給数量割当	有り		有り		有り	
供給数量割当の譲渡可能性	有り		有り		有り	
譲渡可能な割当数量の年間上限	有り				有り	
公平乳源		有り		有り		有り

出典:Industry Commission (1991).

注. NSW等の略号の意味は第7表と同じ。

これらの飲用向け乳についての州政府の介入は、1980年代からの規制改革の流れの中で次第に緩和され、1995年からの全国競争政策によっても見直しを迫られた⁽⁶⁾。戸別配達などは、実体面での需要が低下したことから早くから規制・介入が廃止された分野である。ただし、飲用向け乳規制の基本的な枠組みは、2000年の抜本改革に至るまで維持され、特に農場での供給数量割当や農場からの出荷価格については堅持されていた。

以下で、飲用向け乳（Market milk）の割合が高く供給数量割当を行っていた州の代表として、ニューサウスウェールズ州、加工向け乳の割合が高い州の代表としてヴィクトリア州の規制の1990年頃の概要を紹介する。

(iii) ニューサウスウェールズ州の事例

SMAは、ニューサウスウェールズ州酪農公社（New South Wales Dairy Corporation。以下「NSW酪農公社」）である。New South Wales Dairy Industry Act 1979に基づいて設立され、乳の生産、品質、供給、流通と乳製品及びマーガリンの生産、品質、貯蔵について責任と権限を有する。主要な業務の一つが、供給数量割当の管理であり、割当の交換・売買も公社を通じて行う。1990年6月30日時点で、180人を雇用していた。

NSW酪農公社は、酪農場に対して供給数量割当を行い、割当保有者は、その割当に指定

された量の飲用向け乳を供給する。割当は、4週間単位で、譲渡可能であり、最大限12ヶ月先のものまで取引できる。農家が保有できる割当の量に上限は無いが、譲渡によって取得できる量は年間104,000リットルが限度である。割当の譲渡を受けるには、対応するロット期間（4週間単位）について、先立つ3年のうち少なくとも1年は、生産量が当該農家の現在の割当数量と意図する追加数量の和の125%以上でなければならない。生産期間における供給量が割当量を下回ると、その農家は下回った分量の75%の割当を喪失する。この罰則があるため、割当を上回る生産が行われる。

NSW州で生産された生乳は全部、NSW酪農公社の所有となる（「vested」と言われる仕組み）。NSW酪農公社は農家に4週間ごとに支払いをし、生乳を乳処理業者（Processor。生乳を適切に処置して飲用牛乳にする業者）に販売する。余剰の乳は、乳製品製造業者（Manufacturer）に向けられる。酪農場としては、出荷した割当枠内の乳すべてについて飲用向け乳価格を得られるわけではない。飲用向け乳価は、生産コストを償うことをベースとしてNSW酪農公社が決定する。乳価は単一ではなく、牛乳用、ロングライフミルク用、無脂肪乳用など、用途によって異なる価格が定められ告示される。この告示には、集乳施設が受け入れた乳の移動先として認められる乳流通区も示される。

供給数量割当の枠外で生産された乳には、加工向け乳価が支払われる。加工向け乳価は、農家と製造業者との間の通常の商業的交渉によって定まる。

流通システムは、個々の販売・配達業者による独占を基本としている。NSW酪農公社が、登録された牛乳販売・配達業者に、地理的区域や小売販売所のリストを割り当てる。小売販売所は、指定された卸売業者から牛乳を仕入れなければならない。卸売業者も、仕入れ先となる乳処理業者を指定されている。販売・配達業者が仕入れ先を変更する場合は、厳格な条件に従う必要がある。

乳処理、卸売り、流通・配達の各段階でのマージンと、普通牛乳、調整乳、加糖クリーム、包装入り脱脂粉乳の小売価格の上限価格も、NSW酪農公社が四半期ごとに設定する。マージンは、製品の種類、包装のサイズ、包装の種類によって異なり、例えば、調整乳の車両での配達のマージンは普通牛乳よりも2.11セント高く、600cc入り瓶のマージンは1リットル入りプラスチック容器よりも0.92セント安く、1リットル入りプラスチック容器のマージンは1リットル入りカートン容器よりも0.25セント高い。流通経路によっても違いがあって、スーパーマーケットへの配送時の卸売りマージンは他よりも小さく設定されているので、スーパーマーケットの牛乳価格は、他の小売価格よりも2セント安く、また、戸別配達のマージンは、卸売りマージンと小売マージンとの和に等しく設定されている。プラスチック容器入りの地方部での小売価格は、容器の輸送コストがかかるために、都市部よりも3セント高い。（価格は、いずれも1リットル当たり）

（iv） ヴィクトリア州の事例

Victorian Dairy Industry Act 1984 により設立されたヴィクトリア州酪農産業局（Victorian Dairy Industry Authority。以下「Vic酪農産業局」）がSMAであり、販売、

販売促進、供給・輸送、製品開発、品質管理、価格設定、飲用牛乳事業の監視、免許等の業務を司る。1990年6月30日時点で、119人を雇用していた。

飲用牛乳は、人が消費する液状の牛乳のすべて、と定義され、牛乳、調整乳、フレーバー・ミルク、UHT牛乳を含む。州内で飲用牛乳に処理される乳はすべて、Vic酪農産業局を通じて購入しなければならないとされており、Vic酪農産業局が、酪農場から免許された貯乳所に運ばれてきた飲用向け乳を購入し、これを乳処理業者に売り渡す。乳処理業者が、均質化(homogenisation)、低温殺菌(pasteurisation)の処理をして包装のうえ、卸売業者等に出荷する。UHT牛乳については特に、Vic酪農産業局が、乳処理業者から市場価格でバルク購入したものが、同局が設定する価格で、乳処理業者に再び売り渡され、各種ブランドに包装されて市場に出される。

州内の飲用牛乳の全部門について、Vic酪農産業局が価格やマージンを設定する。酪農場、貯乳所(factory)、乳処理業者、卸売業者、小売業者の各段階での調達価格や小売価格、その間の輸送、処理、手数料などのマージンが設定され、その際には、1986年に導入された「ベンチマーク」方式が主として用いられる。免許事業者全員に対してコスト調査を行いその結果に基づいて、産業の各部門(酪農場、貯乳所、輸送業者、乳処理業者、卸売業者)の業者の平均生産コストが推定され、次いで、部門ごとで代表的業者を数社選定し、その平均生産コストを推定する。一般に代表的業者は大規模でありその平均生産コストは部門全体の平均よりも低い。そして、それぞれの部門について全体平均の75%と代表的業者平均の25%の合計をもって設定する。小売部門の価格・マージンは、ベンチマーク方式ではなく、ミルク・バーやスーパーマーケットの各種製品のバスケット価格と小売業者協会から提出される情報とを勘案して、Vic酪農産業局が評価決定する。

酪農家が受け取る飲用向け乳の価格も、Vic酪農産業局が設定するが、生産コストが高くなる時季の供給量を確保するためにも加工向け乳よりもかなり高い価格とされるうえ、ベンチマーク方式による際、コストの低い代表的業者の勘案比率が他部門では25%なのに対し酪農家部門では12.5%であることも、設定価格が高くなることにつながる。1991年3月1日時点で、飲用向け乳の農場出荷価格は、1リットル当たり38.31セントに設定されており、当局が指定しない加工向け乳価は約20セントである。

酪農場に対してVic酪農産業局が行う飲用向け乳価の支払いは「公平乳源(equitable sourcing)」という独特のものである。飲用向け乳を出荷していない酪農場も含めて、すべての酪農場が出荷した乳のうち同じ割合が飲用向けに使われたとみなして、月単位で支払うのである。例えば、ある月の州内の全生乳のうち12%が飲用向けになると、いずれの酪農場も、当該月に生産した乳の12%について高い行政価格(38.31セント/リットル)を受け取る。実態として、酪農家は、全生産生乳について、飲用向けと加工向けとの加重平均価格を受け取っていることになる。支払いは2分割され、第1回として加工向け乳の価格と一致する金額が、毎月15日に、前月にVic酪農産業局に供給された乳について行われる。乳を供給した翌々月の15日に、第2回の支払いで残額が支払われる。

なお、流通については、1986年7月に規制緩和された。流通区が設けられており、ある

区のなかで小売事業、戸別配達事業を行う者は、当該区で有効な免許を持たなければならないのだが、従来 661 の区であったものを、7つの流通区に統合したことで、各事業者にとっては、事業を行える地域が大幅に拡大した。

（v） 規制に関する評価・反応

乳業に対する介入・補助は、20 世紀前半から半ばにかけて小規模な酪農家が生き残ることを助けたと考えられているが、1980 年代には、連邦政府の政策（Kerlin プラン以後）は補助水準を漸減し、州政府でも供給数量割当の取引規制を緩めるなどしたことから、2000 年の規制撤廃の前から、次第に世界市場の競争にさらされるようになり、酪農場数が減少し規模が拡大するという構造変化が進んでいた（酪農場当たりの乳牛飼養頭数は 1980 年の 96 頭から、2000 年には 168 頭へ増加）。

そうしたなか、酪農業界自身は、規制緩和に後ろ向きであった。1991 年 2 月、酪農産業の全国会議にて「Ballarat 合意」が形成されたが、その内容は、加工向け乳、飲用向け乳ともに、基本的に従来の規制・介入を維持しようとするものであって、飲用向け乳については、価格規制等を州ごとではなく全国区に統合することで、供給管理と価格固定の制度を強めることも意図しており、規制改革に逆行するものだった⁽⁷⁾。

産業委員会（Industry Commission）は、州政府による飲用牛乳の規制について調査し、牛乳の供給や価格に関する規制を段階的に撤廃することを 1991 年の報告書で勧告した。州間取引の制限は 1993 年 7 月 1 日までに、農場出荷以後の供給と価格の管理は 1996 年 7 月 1 日までに、供給数量割当と農場出荷価格の行政価格は 1999 年 7 月 1 日までに、廃止すべきことが明記されていた（Industry Commission (1991)）。

同報告書が、従来の規制・介入に対して否定的評価を下した論点は、以下のようなものである。

- 牛乳への政府の関与が正当化されるのは、牛乳が人間の食事に特別のメリットを与える場合であって、政府の関与なくしては効率的な商業的市場の発展が望めない事情がある場合のみである。然るに、牛乳は重要な主食であり、その栄養的な価値は、特にタンパク質とカルシウムの摂取源として、周知ではあるものの、それは他の基礎的な食品と比べて特別に異なることではない。
- 他の農産物の多くも季節性があるが、価格・供給が変動するが、飲用牛乳のような政府の介入を受けてはおらず、牛乳生産の季節性が高く冬季に供給が不足することは、介入を正当化する根拠とならない。
- 牛乳が特別に重要であるのなら、小売価格が自由化されれば、生産コストが高い時季には、消費者は相応の高い価格を払うであろうし、価格変化に対する消費者の反応をシグナルとして農家や乳処理業者による生産や新製品開発が促される。
- バージニング・パワーの弱い酪農家が、乳処理業者、流通業者、スーパーマーケットから搾取されることを防ぐため、政府による供給・価格への介入が正当化されるとの主張もあるが、そのような市場支配力の濫用は、競争政策によって対応すべき事項である。

- 供給数量割当制度は、経済効率をゆがめる。価格が高くなり、市場からみて不合理な、消費者から生産者への所得移転が生じる。割当数量を満たすため条件の悪い時季でも生産して非効率が生じる。また、SMAの管理のもとでのみ譲渡可能であり取引に数量制限など条件が課されているため、効率的な酪農場による割当の追加獲得や新規参入を妨げる。
- 州間取引の制限を含む飲用牛乳についての州の供給管理・価格制度が、生産、販売、消費、投資の判断を歪め、過剰投資を招くなど、資源利用の効率を低下させて社会に不必要なコストをかけている。飲用向け乳の価格が高く維持されていることで生じる効率性ロス⁽⁸⁾は、需給の価格弾力性をどれだけと想定するかによって幅があるが、年間8～25.8百万豪ドルと推計される。

産業委員会は、各州で長く続いた飲用向け乳政策は、州政府が消費者の懐から搾り取った利益を酪農場に移転するもの、と厳しい評価を下している。飲用牛乳の需要は価格弾力性が小さいため、政府の介入によって競争を排したうえで人為的に高い価格を設定することで、この移転は効果的に行われた。

なお、飲用向け乳への州政府の介入・規制は、飲用向け乳の割合が多い州の酪農場にとって有利であるので、加工向け乳割合の高いヴィクトリア州、タスマニア州などはこれに不満があったが、他方で、連邦政府による乳製品輸出に対する支援は、加工向け乳割合の大きい州が多く受け取った。州によって利害が異なりながら、酪農業界のなかから規制廃止を求める声が高まらなかった背景である。

5. 貿易政策

(1) FTAの状況

オーストラリアは、これまでにニュージーランド、米国、チリ、ASEAN、韓国、日本、中国と自由貿易協定(FTA)を締結(発効)しており、オーストラリアの輸出額に占める、FTA発効相手国の割合はほぼ8割にまで達している。環太平洋パートナーシップ協定(TPP)にも署名済みであり、インド、湾岸協力理事会(GCC)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)と交渉中である。

今後注目されるのは、オーストラリアの輸出先として4.5%のシェアを占めるEUとの交渉の動向である。EUとは、2015年11月15日に、FTA交渉開始に向けて作業を行う旨の首脳共同声明を出し、その後交渉準備が話し合われており、今後交渉が進むものと考えられる。ただし、2016年6月の国民投票で英国のEU離脱が決まったことは、2015年末には想定されていなかったであろう事態である。これを受けて2016年9月、英国を訪問した貿易投資大臣が、FTAに向けて英国と二国間貿易作業部会を設置し、2017年から会合を開始することに合意した。英国とのFTA交渉を進めるとしても、直ちにEUとのFTA交渉の妨げになるとは考えにくい⁽⁸⁾が、なんらかの影響があるかもしれない⁽⁸⁾。

（２）環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

TPP は、2016 年 2 月に署名され、参加各国による批准手続きの段階にある。オーストラリアは交渉開始時から参加し、2 月 4 日の署名後、同月 9 日には批准手続きのために連邦議会に提出、22 日、条約に関する両院合同常任委員会（以下「条約委員会」）において検討が開始された。

１）TPP の概要（外務貿易省資料）

まずは、外務貿易省（DFAT）が公表している資料を中心として、オーストラリア政府の観点から、どのようにその概要を提示しているのかを見てみる^{（9）}。

（i）概観

TPP の 11 カ国に対する輸出は 1,070 億豪ドル、輸入は 1,180 億豪ドル、往復で 2,260 億豪ドルとオーストラリアの貿易全体の 34.2%を占める（2014・15 年度）。輸出上位は、液化天然ガス（167 億豪ドル）、石炭（128 億豪ドル）、鉄鉱石（84 億豪ドル）、専門・技術・その他の事業サービス（47 億豪ドル）、旅行（46 億豪ドル）である。また、海外投資全体の累積額 8,680 億豪ドルのうち、TPP 諸国に対するものは 45.3%、TPP 各国からの投資は外国からの投資全体 1.1 兆豪ドルのうち 39.9%にのぼる（2014 年）。TPP は世界の GDP の 4 割をカバーする地域自由貿易協定であり、急速な経済発展を遂げているアジア太平洋地域の機会を捉えることで、物品、サービスの輸出と投資とに新たな市場アクセスを拡大し、また、より予測可能で透明性のある規制環境を整備して、オーストラリア経済全般に大きな成長をもたらす可能性がある。

関税に関しては、TPP 各国向けの関税課税品目のうち 90 億米ドルについて関税撤廃される。そのうち 43 億米ドルが農産物であり、牛肉、乳製品、砂糖、コメ、穀物、ワインについて新たな水準のアクセスが獲得される。更に関税を課される 21 億米ドル相当の輸出について、新規の割当や関税削減による特惠アクセスがもたらされる。ペーパーレス貿易手続き、通関手続きや規則の合理化、中小企業支援、データのより円滑な流れや蓄積、新たな投資を刺激する規定、労働・環境を守るための共通ルール、腐敗防止の規定もあり、事業環境が透明で予測可能になることが、鉱業装備サービス・技術、法務・建設・工学などの専門サービス、金融、教育、テレコミ、情報技術、輸送、保健、観光などのオーストラリアのサービス部門の発展に資する。国有企業、政府調達、知的財産権などの規律も国境の障壁を減らし自由な競争を促す。

世界銀行が予測した、TPP により 2030 年で GDP 成長を 0.7%上乗せされる、という数値を捉え、TPP がもたらすオーストラリアの GDP 拡大はわずかだとする見解があるが、0.7%は 150 億米ドル相当が恒久的に増加することを意味しており小さなものではない。知的財産権章への批判があるが、オーストラリアの特許制度や著作権制度などの国内法制や政策の変更を求められることはなく、政府は PBS（医薬品支援制度。国民に医薬品を安価で供給する仕組み）を含む国内の保健システムを変更しないことを確保しており、医薬品価格が上昇するとの指摘は間違いである。また、オーストラリア政府が公共の利益のために保

健・安全性・環境を守る権利は維持されており、投資家対国家紛争解決制度（ISDS）への懸念は根拠が無い。電子商取引規定は、消費者を守りつつ、国境を越えたデータの流れを円滑にする。

（ii） 個別品目等の内容（農産物中心に）

- ・砂糖：豪米 FTA で砂糖は完全に除外されていたが、TPP では、米国市場へのアクセスが 20 年ぶりに増加し、オーストラリアの枠は実質的に倍増する。日本、カナダ、ペルー、マレーシア向けのアクセスも改善する。
- ・牛肉等：日本市場は、牛肉関税が 15 年で 9% となり、加工赤肉の関税は 15 年で撤廃、くず肉関税も大部分が 10～15 年で撤廃。カナダ、メキシコ、ペルーで牛肉が関税撤廃となり、羊肉関税も撤廃。
- ・乳製品：日本のチーズ関税の一部が撤廃され、バターと脱脂粉乳に新たな対オーストラリア枠が設けられる。対米国で、チーズの追加枠 9 千トンと粉乳及びスイスチーズの関税撤廃を獲得。対メキシコ、対カナダで特惠アクセスを獲得。
- ・穀物：日本向けの小麦・大麦の SBS（売買同時契約）輸入枠が拡大。メキシコ向け、カナダ向けの小麦・大麦関税が撤廃される。コメは、対日本で 6 千トンの枠の追加と調製品の関税削減となり、対メキシコで関税撤廃となる。
- ・ワイン：メキシコ、カナダ、ペルー、マレーシア、ベトナムで関税が撤廃。
- ・その他の農水産物：原羊毛と綿花の関税が TPP 各国でゼロとなる。カナダ、ペルー、日本、メキシコ向けの水産物関税が撤廃される。
- ・地下資源：ベトナムが、ブタン、プロパン、LNG の関税を 7 年で撤廃し、石油の関税 (20%) を撤廃。ペルーは鉄鉱石、銅、ニッケルの関税を即時撤廃。
- ・製造業：カナダ向け、ベトナム向けの鉄・鉄鋼製品、カナダ向け船舶、メキシコ向けの医薬品、機械、電気器具、自動車部品、ペルー向け医薬品、紙・板紙、ベトナム向け自動車部品、の関税が撤廃。
- ・サービス：メキシコではエネルギー部門が、ベトナムでは鉱業投資制度が自由化。ブルネイ、日本、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムに対して教育サービスのアクセス機会が拡大。マレーシア、ベトナムで輸送サービスについての投資保護が強化。マレーシア、メキシコ、ベトナム向けの保健サービスのアクセスが拡大。ベトナムの電気通信サービスの外国投資割合規制が撤廃。
- ・政府調達等：ブルネイ、カナダ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムの政府使用の医薬品、電子部品、会計・税務サービスの入札にオーストラリア企業が参加可能となるなど。

2) 業界等の反応

DFAT は、TPP を推進してきた立場であるから、肯定的評価をするのも当然だが、業界等はどのように見ているであろうか。2015 年 10 月の大筋合意及び 2016 年 2 月の署名の際

の業界の発表資料をしてみる。

オーストラリア情報産業協会（Australian Information Industry Association）の 2015 年 10 月の解説（AIIA (2015)）は、電子商取引の規定について、2015 年 10 月 9 日付け Computer Weekly 紙（Computer Weekly (2015.10.9)）は、サービス分野での海外進出の機会拡大について、オーストラリア・ニュージーランド会計士会のコラム（Chartered Accountants Australia and New Zealand (2016.2.1)）は中小事業者の海外進出に有益として、ガス業界紙は 2015 年夏の解説（Gas Today (2015)）で、鉱業団体のメディアリリース（Minerals Council of Australia (2016.2.4)）で、エネルギー部門のコンサルタント会社 Marchmont Hill 社はエネルギー部門の輸出機会や投資機会が拡大することや国内への投資が促進されることについて（Marchmont Hill Consulting (2016.2.29)）、おおむね TPP に対して好意的な反応を示している。

農業関係では、全国農民連盟のプレスリリース（NFF (2016.2.4)）、穀物生産者協会のプレスリリース（GrainGrowers (2016.2.2)）が、政府が TPP 推進の立場であることを支持して、この協定から外れれば、オーストラリアの農業者は貿易市場で不利な立場に立たされるであろうとしている。砂糖業界のメディアリリース（Australian Sugar Industry Alliance (2015.10.6)、同(2016.2.4)）、オーストラリア食肉家畜生産者事業団のプレスリリース（Meat and Livestock Australia (2015.10.6)）、オーストラリア酪農家協会のホームページ（Australian Dairy Farmers (2015.10.20)、同(2016.2.4)）、乳業業界紙の記事（Dairy News Australia (2016.2.4)）、オーストラリア食料品協議会のホームページ（AFGC (2015.11)）、オーストラリアワイン製造業者連合の 2016 年 2 月の掲示板（Winemakers' Federation of Australia (2016.2)）など、やはり、いずれも TPP を歓迎するコメントを出している。

3) 新聞等の反応

主要報道各社は、おおむね、外務貿易省の発表や業界団体の見解を伝えるものとなっている。その中で、TPP 署名時に、ABC ルーラル紙が、批判的見解についてまとめた報道をしており（ABC Rural (2016.2.4)）、オーストラリアが譲歩しすぎたと不安視する人々もあって、Australian Fair Trade and Investment Network が他の 58 の社会団体とともに、独立の評価が行われるまで TPP の批准をしないように求めていること、投資家対国家紛争解決（ISDS）条項等を問題視し、タバコが明示的に ISDS の対象外とされたことはその他の環境・保健目的の法令が対象とされることを意味すると主張していること、PBS についても制度変更を余儀なくされるのではないかと懸念していること、などを伝えている。このような批判的見解は、後述 4) の公衆のコメントのなかで、数においては多数を占めているところである。

4) 公衆のコメント

一般市民の見解がいかなるものであったか、公衆コメントを手がかりにすることとする。DFAT が、TPP の交渉期間中に受け取った 93 件、連邦議会の条約委員会の募集に対して寄

せられた 252 件が、それぞれホームページに掲載されているので、そのコメント内容を整理する（DFAT ホームページ（2016）、APH ホームページ（2016））。

コメントを寄せるのは、強い賛成・強い反対など、TPP に特に関心を有し、かつ政府に意見を提出する行動を取る人、組織であるから、必ずしもオーストラリアの人々一般を反映していると言えないことには注意を要する。

（i） 外務貿易省（DFAT）へのコメント

i) 交渉が行われていた、2008 年 10 月から 2015 年 3 月の間に寄せられたコメントである。93 件のうち、8 件は提出者の希望により内容不開示である（提出者名は明記）。

93 件の内訳は、業界団体・業界会社等 56 件、労働組合・市民団体・環境団体等 13 件、個人 23 件、政府等 1 件である。コメント提出者の属性によって、コメント内容がはっきりと分かれる傾向があり、業界団体・業界会社等は TPP におおむね賛成、労働組合・市民団体・環境団体等は TPP については極めて慎重な対応が必要であるとし、個人はおおむね反対ないし極めて慎重な対応を求める意見となっている。

ii) もう少し詳しく見ると、内容不開示の 8 件はいずれも業界団体・業界会社等 56 件のなかに含まれる。内容開示の 48 件は、概して、TPP を支持する立場からのコメントである。ただし、物品・サービス・投資等のアクセス改善を期待し全面的に支持する意見が大勢である一方で、業界によってはその関心を反映し、交渉内容に個別の留保・注文（通貨操作防止規定を入れるべきとするフォード社現地法人、ISDS 条項に反対する音楽業界、文化・創造芸術は対象外とすべきという娯楽産業団体など）を盛り込んでいる。

業界の種類別での件数は、農業・食品 16 件、鉱業 4 件、製造業 9 件、サービス業 10 件、著作権団体等 9 件、一般（商工会議所など）6 件、その他 2 件である。

iii) 労働組合・市民団体・環境団体等からは、極めて慎重な対応を要するとして、懸念を示す意見が多い。TPP 交渉期間中の、初期のコメントは、慎重な立場をとりつつ、協定に盛り込むべき内容・交渉で確保すべき事項（一般労働者の一時的入国の抑制、動物愛護増進の条文、等）を求める傾向があるのに対して、後期になると、明らかになってきた交渉内容を受けて、明確に反対の意見を述べるものとなってくる。

iv) 個人では、1 件が TPP を強く支持するとしているほかは、TPP に反対ないし極めて慎重な対応を要するとの意見である。23 件のうち、大学の教授などの研究者からのものが 10 件あるのが目を引く。また、長文（10 ページ以上であって、他者の文章を引用・借用した類でなく、自筆の文章と考えられるもの。（ii）において同じ。）での提出が 8 件あり、うち 5 件が大学の教授など研究者であって、学術論文の体裁で数十ページに及ぶものもある。

v) 政府等の 1 件は、東部の地方政府が提出したもので、ISDS 条項や政府調達に関して慎重な対応を求める意見である。

(ii) 条約に関する両院合同常任委員会へのコメント

- i) TPP が批准のために議会で提出された後、2016 年 2 月 9 日から 3 月 11 日までの期間でコメントが募集された。253 件のうち、不開示が 1 件（提出者名、内容とも不開示）、匿名希望が 11 件（提出者名は不開示だが、内容は開示）、である。これらを除く 241 件の内訳は、業界団体・業界会社等 27 件、労働組合・市民団体・環境団体等 34 件、個人 173 件、個人の意見集積 3 件、政府等 4 件である。DFAT へのコメントに比べ、短期間で多数の提出があったこと、業界団体・業界会社等の件数が減り、労働組合・市民団体・環境団体等及び個人、とりわけ個人の件数が非常に多いことが特徴である。コメント提出者の属性による、コメント内容の傾向は、DFAT の場合と同様である。
- ii) 詳しく見ると、業界団体・業界会社等は、若干の例外を除いて、農業・食品、鉱業、製造業、サービス業、著作権団体、一般団体、いずれも、TPP を基本的に支持する旨を表明し早期の批准を期待している。若干の例外として、サービス業の 1 件が ISDS 条項に懸念を示し、著作権団体のうち 4 件が知的財産権が強化されすぎて利用者が不利益を被るとして反対を表明している。業界の種類別では、農業・食品 9 件、鉱業 2 件、製造業 1 件、サービス業 3 件、著作権団体等 10 件、一般（商工会議所など）2 件である。
- iii) 労働組合・市民団体・環境団体等の意見は、団体の活動目的によって、反対の論点・理由の重点が異なっているものの、おおむね次の問題点を指摘し、TPP に反対している。
- ・交渉過程不透明な、極秘裡の交渉（国民が交渉過程・内容に殆ど関与できず）。
 - ・オーストラリアにとって利益は僅かである（世銀試算で GDP の 0.7%）。
 - ・第三者機関による独立の評価を要する（生産性委員会によるレビュー等を欠く）。
 - ・ISDS 条項は、各国政府の保健・環境・衛生など公共目的の政策を妨げる。
 - ・オーストラリアの主権・民主主義・国民を犠牲に多国籍企業の利益を図るもの。
 - ・製薬会社の独占権を強め過ぎ医薬品価格高騰をもたらす。
 - ・知的財産権が強化されすぎ、利用者の利益や創造的利用を損なう。
 - ・環境保護や労働者の権利の保護が不十分である。
 - ・外国人労働者を不適切に導入・搾取して、国内の雇用を損なう。
 - ・インターネットのプライバシーが侵害される。
- iv) 個人コメントの殆どは、TPP に反対である。反対でないものは、ISDS 条項は最善の内容ではないものの合意全体を覆すほどではないとするシドニー大学教授による分析、これまでオーストラリアが結んだ ISDS 条項を含む投資協定などで問題が生じたことはなく海外投資を確保するにも ISDS 条項が必要であるとして積極的に賛成する国際的仲裁業務従事者、別の国際的仲裁業務従事者からの自己の仲裁経験上秘密警察を介入に使う国のケースを除き問題が起きたことはないとするコメント、の 3 件に留まる。

反対する理由として、殆どのコメントが、上記の労働組合・市民団体・環境団体等の

項に掲げた問題点の一部ないし全部を並べている。市民団体等のホームページの情報や市民団体が提示した反対意見のひな形などを利用していると推察される。

ただし、独自の論点を展開しているものも散見される。研究者が独自の分析を行ったものとして、独自に経済効果等を分析し国益に反すると論じるものが 3 件、地政学的な米国・英国の戦略に巻き込まれオーストラリア・カナダが最も損をするとするものが 1 件ある。また、上記 iii) とは異なる論点・理由として、脱税や資金洗浄を助長する、オゾン層保護のための冷媒規制が効果的に行われるか疑問、を挙げるものがそれぞれ 1 件見られた。

なお、長文での提出は 8 件であり、うち 6 件が大学の教授など研究者によるものと見られる。長文コメントは、論点として他の意見と同様のものを含む場合であっても、独自の分析や独特の視点を提示している。

- v) 個人の意見集積というのは、市民団体等が、寄せられた個人からのコメントをまとめて送ったものである。件数としては 3 件であるが、そのなかに含まれている個人の数は 3,107 にのぼる。いずれも TPP に反対するものであり、その理由も上記の労働組合・市民団体・環境団体等の項に掲げた問題点と共通している。
- vi) 政府等の 4 件のうち、DFAT からの提出は、よくある質問についての説明である。NSW 州教育省は、著作権規定が教育行政に支障を及ぼすとして是正を求め、共産党ほか 1 党は問題が多いとして全面的に反対する意見を述べている。
- vii) 匿名希望の 11 件は、TPP に反対であり、その論点は、個人のコメントの多くに見られるのと同様、労働組合・市民団体・環境団体等の掲げた問題点と通ずるものである。

(iii) 農業団体のコメント

農業団体がどのようなコメントを出しているかを見てみよう。DFAT へは 14 件、条約委員会へは 9 件が提出されている。

DFAT へは、穀物業界から 2 件、乳業界から 2 件（ただし、同一団体が異なる時期に提出）、食肉業界から 4 件（うち 2 件は、同一団体が異なる時期に提出）、砂糖業界 2 件、園芸農業界 2 件、ワイン業界 1 件、その他（受粉協会）1 件、であった。14 件のうち 5 件が内容非公開だが、公開のものは、おおむね、TPP 交渉を進めることを支持し、自らの業界の海外市場へのアクセスが改善することを期待・要望するものである。唯一、オーストラリア豚肉協会が、2008 年 10 月のコメントで、TPP 交渉に賛成しないとしている。個別の FTA によってニュージーランド、シンガポール、チリ、米国への市場アクセスが確保されているから、という理由であったが、その後、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加してから提出した 2013 年のコメントでは、TPP 支持に立場を変えている。

条約委員会へは、全国農業者連盟から 1 件、穀物業界から 1 件、乳業界 1 件、食肉業界 1 件、砂糖業界 4 件（ただし、同一の業界横断的団体に所属する組織からの提出）、ワイン業界 1 件の提出であり、いずれも、TPP の妥結を評価し、早期の批准を期待している。豚肉業界、園芸農業業界、受粉協会は、コメントを出さず、TPP の決着をどのように評価し

ているかを条約委員会に対して積極的に表明していない。

5) TPP への反応のまとめ

以上のように、TPP に対する反応は、市民団体等が反対の声を上げているものの、産業各界は、ほぼ一様に歓迎・評価する姿勢を示しており強く反対する意見は見られない。政治的にも、TPP 交渉は 2008 年に労働党政権下で交渉が開始され、その後保守連合政権に替わっても交渉方針の基本的変化はなく継続されて妥結したところであって、2016 年 7 月の総選挙においても、TPP は特段の争点とならなかった。一部市民団体等による反対キャンペーンはあるものの、関係業界では賛成ないし中立が大勢を占め、主要政党も推進の立場である。条約に関する両院合同常任委員会も、上記の公衆コメントの分析も行いつつ結論としては TPP を好評価する報告（Joint Standing Committee on Treaties (2016)）をとりまとめており、オーストラリア国内には TPP の批准手続きにとつての大きな障害はないと思われる。ただし、2017 年 1 月に発足した米国の新政権が TPP から離脱したことにより、今後の方向を模索する状況が生じた。TPP の批准を早期に行うことを、貿易大臣が議会に要請しているものの、2017 年 3 月末段階で批准には至っていない。

注(1) 以前のオーストラリアの農業はこのように保護の少ないものではなく、手厚い補助金等の対象となっていた。抜本的な規制改革を経て今日の姿となったところである。その経緯については、平成 27 年度カントリーレポートを参照されたい。

(2) ここで「農業所得」と称しているのは、国民経済計算資料の agricultural income である。ここで農場所得を用いていないのは、農場所得の全国総額に相当するデータがないためである。他方農場所得であれば業態ごとで対比するためのデータがあるため、第 3 表及び第 4 表での FMDs 残高との対比は、農業所得ではなく農場所得（farm cash income）を用いている。

(3) 以下、2）、3）の記述は、RMB ホームページ（2016）、IMC（2005）（NSW 第一次産業省による Marketing of Primary Products Act 1983 と RMB についてのレビュー報告）、National Competition Council（2005）、IMC（2010）（NSW 州のコメ販売についてのレビュー）、NSW Government（2012）（NSW 州のコメ販売についてのレビュー）、によりとりまとめた。

(4) 酪農構造調整プログラム等については、農林水産政策研究所(2016)を参照。

(5) 以下の記述は、Adelaide University（2000）、社団法人中央酪農会議(1993)、畜産振興事業団（1992）、社団法人中央酪農会議(1996)、Harris（2005）、Edwards（2003）、Industry Commission（1991）、Wilkinson（1999）、によりとりまとめた。

(6) 例えば、ニューサウスウェールズ州政府は 1990 年、それまで農地と切り離しての譲渡を禁じていた供給数量割当を譲渡可能とした。これにより、より高い価格を付けられる効率的な生産者が割当を入手し効率的な生産が行われるようになる、と指摘された。また、1996 年までに大部分の州で流通の規制緩和が進み、牛乳の小売価格の上限・下限の指定や牛乳流通区域内での独占は廃止されて、小売り包装牛乳の流通は自由化された。

(7) ただし、ニューサウスウェールズ州でもシドニー地区への飲用向け乳の供給数量割当を持たない地方部の酪農家は制度に不満を持つなど、乳業界が完全な一枚岩だったわけではない。

(8) FTA の状況は、TPP も含め、平成 29 年 3 月 31 日時点で記述している。

(9) 外務貿易省(DFAT)ホームページに掲載のプレスリリースを含む各種文書からとりまとめた。

(<http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/Pages/trans-pacific-partnership-agreement-tpp.aspx>)

[引用・参考文献]

- [1] 社団法人中央酪農会議(1993) 『転換期のオーストラリア・ニュージーランドの酪農』
- [2] 社団法人中央酪農会議 (1996) 『オーストラリア・ニュージーランドの酪農産業 第 27 回酪農海外現地調査実務研修会報告書』
- [3] 畜産振興事業団 (1992) 『今後のオーストラリアの酪農制度』
- [4] 農林水産政策研究所(2016) 『プロジェクト研究[主要国農業戦略]研究資料第 12 号 (平成 27 年度カントリレポート タイ、ベトナム、ミャンマー、オーストラリア、ロシア、ブラジル)』 (第 4 章)
- [5] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) *Australian Commodities* 各号.
- [6] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) *Agricultural Commodity Statistics* 各年.
- [7] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) (2016) *Australian farm survey results 2013–14 to 2015–16*.
- [8] ABC Rural (2016.2.4) , Concerned community groups call for independent assessment of Trans-Pacific trade deal, <http://www.abc.net.au/news/2016-02-03/concerned-community-groups-call-for-tpp-independent-assessment/7135944>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [9] ABS (オーストラリア統計局) (2016) *Agricultural Commodities 2014-15*.
- [10] Adelaide University (2000) Economic Briefing Report -- November 2000, Chapter 7 Deregulation of the Australian Dairy Industry.
- [11] AFGC (Australian Food and Grocery Council) (2015.11), TPP will boost food exports, <http://www.afgc.org.au/2015/11/tpp-will-boost-food-exports/>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [12] AIIA (Australian Information Industry Association) (2015) , Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement , <https://www.aiia.com.au/influence-And-leadership/topics/trans-pacific-partnership-agreement>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [13] APH (オーストラリア連邦議会) ホームページ (2016), http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Treaties/9_February_2016/Sub_missions, 2016 年 6 月 10 日アクセス
- [14] Australian Dairy Farmers (2015.10.20), What the TPP means for dairy, <http://www.australiandairyfarmers.com.au/media-corner/what-the-tpp-means-for-dairy>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [15] Australian Dairy Farmers (2016.2.4), Trans-Pacific Partnership signed, <http://www.australiandairyfarmers.com.au/media-corner/trans-pacific-partnership-signed>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [16] オーストラリア農業省 (2006) “Review of the Farm Management Deposit Scheme.”

- [17] オーストラリア農業省ホームページ (2016a), “Assistance Measures”
<http://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/drought/assistance>, 2016 年 6 月 29 日アクセス
- [18] オーストラリア農業省ホームページ (2016b), <http://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/drought/assistance/fmd>, 2016 年 7 月 9 日アクセス
- [19] オーストラリア税務局ホームページ(2016a), <http://www.ato.gov.au/rates/individual-income-tax-rates/>, 2016 年 7 月 9 日アクセス
- [20] オーストラリア税務局ホームページ(2016b), <https://www.ato.gov.au/business/primary-producers/in-detail/farm-management-deposits-scheme/farm-management-deposits-scheme/> , 2016 年 7 月 9 日アクセス
- [21] Australian Sugar Industry Alliance (2015.10.6), Australian sugar: TPP A story of contrasts,
<http://www.sugaralliance.com.au/media-releases.html>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [22] Australian Sugar Industry Alliance (2016.2.4), Australian sugar industry welcomes TPP,
http://www.canegrowers.com.au/page/Industry_Centre/Media_Centre/Media_Releases/Australian_sugar_industry_welcomes_TPP_ASA_media_release/ , 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [23] Chartered Accountants Australia and New Zealand (2016.2.1), Welcome to the TPP,
<https://charteredaccountantsanz.com/en/Site-Content/Business-Trends-Insights/Acuity/February-2016/Welcome-to-the-TPP.aspx>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [24] Computer Weekly (2015.10.9) , Australia's tech sector weighs opportunities of Trans-Pacific Partnership, <http://www.computerweekly.com/news/4500255178/Australias-tech-sector-weighs-opportunities-of-Trans-Pacific-Partnership>), 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [25] Dairy Australia (2016) "Australian Dairy Industry In Focus 2015."
- [26] Dairy News Australia (2016.2.4), TPP signing could see dairy tariffs cut,
<http://www.dairynewsaustralia.com.au/general-news/tpp-signing-could-see-dairy-tariffs-cut.html>), 2016 年 6 月 10 日アクセス
- [27] DFAT ホームページ (2016),
<http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/negotiations/Pages/submissions.aspx>, 2016 年 6 月 10 日アクセス
- [28] Edwards, G. (2003) "The story of deregulation in the dairy industry," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 47, Issue 1, pp. 75-98.
- [29] Gas Today (2015), The Trans-Pacific Partnership: what it means for Australia's gas industry,
http://gastoday.com.au/news/the_trans-pacific_partnership_what_it_means_for_australias_gas_industry/100281), 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [30] GrainGrowers (2016.2.2), Grain farmers behind the global-trade eight ball if TPP not progressed says GrainGrowers, <http://www.graingrowers.com.au/media-centre/media-releases/629-grain-farmers-behind-the-global-trade-eight-ball-if-tpp-not-progressed-says-graingrowers>, 2016 年 6 月 10 日アクセス

- [31] Harris, D. (2005) *Industry Adjustment to Policy Reform A case study of the Australian dairy industry*, RIRDC Publication No.05/110.
- [32] Harris, D. "Adjustment Assistance for Policy Reform: A Case Study on the Australian Dairy Industry Restructuring Package" (<http://www.oecd.org/tad/agricultural-policies/32297861.pdf>)
- [33] IMC (2005), Marketing of Primary Products Act 1983 NSW Rice Marketing Board Review Report.
- [34] IMC (2010), Review of the NSW Rice Marketing Act 1983 A report prepared for the NSW Minister for Primary Industries the Hon Steven Whan MP.
- [35] Industry Commission (1991) Report No.14 Australian Dairy Industry.
- [36] Joint Standing Committee on Treaties (2016) Report 165, Trans-Pacific Partnership Agreement.
- [37] Marchment Hill Consulting (2016.2.29), How the Trans Pacific Partnership agreement could impact energy investment in Australia, <http://www.marchmenthill.com/qs-online/2016-02-29/how-the-trans-pacific-partnership-agreement-could-impact-energy-investment-in-australia/>, 2016年5月10日アクセス
- [38] Meat and Livestock Australia (2015.10.6), TPP delivers additional export opportunities for Australian red meat and livestock, <http://www.mla.com.au/About-MLA/Media-releases/Media-releases/TPP-delivers-additional-export-opportunities-for-Australian-red-meat-and-livestock>, 2016年5月10日アクセス
- [39] Minerals Council of Australia (2016.2.4), TPP will bring benefits to all Australians, http://www.minerals.org.au/file_upload/files/media_releases/Media_Release_BP_TPP_will_benefits_to_all_Australians_4_February_2016.pdf, 2016年5月10日アクセス
- [40] NCC (National Competition Council) (2005), "Assessment of governments' progress in implementing the National Competition Policy and related reforms: 2005."
- [41] NFF (全国農民連盟) (2016.2.4), NFF welcomes TPP signing, urges swift ratification, <http://www.nff.org.au/read/5186/nff-welcomes-tpp-signing-urges-swift.html>, 2016年6月10日アクセス
- [42] NRAC(2012), Report on the effectiveness of the Farm Management Deposit Scheme.
- [43] NSW Government (2012), Review of Rice Vesting by the Rice Marketing Board under the NSW Rice Marketing Act 1983 Report prepared for the NSW Minister for Primary Industries the Hon Katrina Hodgkinson MP.
- [44] PC (Productivity Commission) (2016a), Regulation of Australian Agriculture, Draft Report.
- [45] PC (Productivity Commission) (2016b), Regulation of Australian Agriculture, Inquiry Report.
- [46] PC (Productivity Commission)ホームページ(2015) "Regulation of Agriculture" <http://www.pc.gov.au/inquiries/current/agriculture>, 2015年11月20日アクセス
- [47] Rice Growers' Association ホームページ (2016), <http://www.rga.org.au/the-rice-industry.aspx>, 2016年7月29日アクセス
- [48] RMB ホームページ (2016), <http://www.rmbnsw.org.au/statistical-summary>, 2016年8月29日アクセス

- [49] Wilkinson, John (1999) “Dairy Industry in NSW: Past and Present” Briefing Paper No 23/99, NSW Parliamentary Library Research Service, pp.9-24
- [50] Winemakers’ Federation of Australia (2016.2), Wine export growth tipped under 12-nation trade pact, <http://www.wfa.org.au/information/noticeboard/wine-export-growth-tipped-under-12-nation-trade-pact/>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [51] WTO (2015) “Trade Policy Review Australia, Report by the Secretariat” WT/TPR/S/312/Rev.1.
- [52] WTO (2016) “Notification” G/AG/N/AUS/99.

第4章 ロシア

－農業・農産物貿易政策と食料安全保障－

長友 謙治

1. はじめに¹⁾

今年度は、平成 28 (2016) 年度から 3 年間実施するプロジェクト研究「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」の初年度である。今回のプロジェクト研究においては、これまでと同様、各国の農業・農政について最新の情報を取りまとめることに加えて、農業・食料分野においても、多くの国々が相互の関係を深め、共通あるいは関連する課題を抱えるようになってきていることに鑑み、各国単独での分析に加えて、地域や課題のまとまりを捉えて、関係国相互の関係や立場の違いの横断的な把握に取り組むこととしており、価格・所得等政策がその一つのテーマとして取り上げられている。

その中でロシアについては、引き続き農業生産や農産物需給に関する最新状況を報告するとともに、今年度は、各国横断的な把握の一環として、価格・所得等政策を含む農業政策や農産物貿易政策について取りまとめることとする。

ロシアは、畜産物、野菜、果実、加工食品などの輸入金額が大きいため、農産物貿易全体を見れば依然として純輸入国である。年によって世界最大の小麦輸出国になるほど穀物の輸出量を増やしているとはいえ、穀物の生産量は天候によって大きく変動しがちで、国内消費量も大きいことから、穀物需給の逼迫や価格の上昇が懸念される年もある。

かくしてロシアでは食料安全保障の確保（より具体的に言えば、国民に対する適切な価格での安定した食料供給の確保）が重要な政策課題となっている。畜産などの分野を中心として、国境措置により輸入を抑制しつつ、国内では生産拡大と自給率向上を図る政策を推進するとともに、穀物においても、国内需給の緩和と価格高騰抑制を目的として、しばしば輸出制限措置を適用してきた。

ロシアにおいて「食料安全保障」がどのような意味を持ち、そこからどのような農業政策や農産物貿易政策が講じられているかを把握することは、同じく食料安全保障の確保を農政の重要課題とする我が国にとっても興味深いのではないだろうか。

2. 2016 年のロシア経済²⁾

(1) マクロ経済

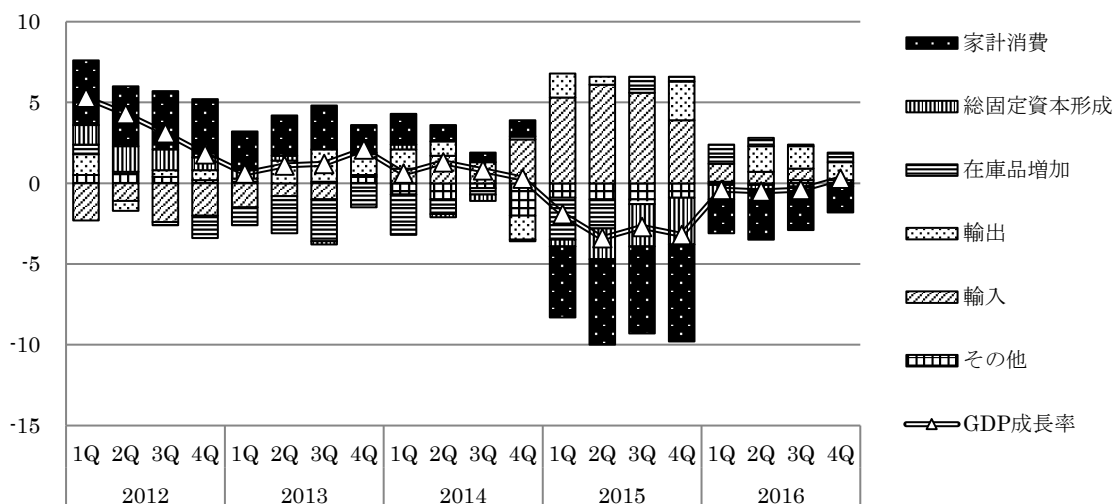
1) 本章の記述内容は、基本的に 2017 年 3 月までを対象としている。

2) 本節の作成に当たっては、田畑 2016、金野 2015a, 2015b, 2016a, 2016b を参照した。

2016年のロシアの実質GDP成長率は、2015年に引き続きマイナスとなったが、対前年比-2.8%だった2015年に比べ、2016年には対前年比-0.2%と減少幅が縮小した。また四半期別で見ると、第1図に示すとおり、2016年第1四半期から第3四半期までは対前年同期比で-0.4%、-0.5%、-0.5%と減少が続いたが、第4四半期には0.3%となり、2014年第4四半期以来のプラスに転じた。

さらに同図で実質GDP成長率に対する各支出項目の寄与度を確認してみよう。2015年に実質GDPの縮小に大きく寄与したのは、家計消費の減少だった。家計消費の伸びは2000年代にロシアの経済成長を牽引したが、2015年にはその縮小が景気後退の主要因となった。同年における家計消費縮小の主な要因は、インフレによる実質賃金の減少とみられ、インフレの原因としては、原油価格の低下に伴うルーブル安の進行で輸入品価格が上昇したことや、ウクライナ危機に伴う欧米諸国の対ロ経済への対抗措置としてロシアが2014年から実施している食品輸入禁止措置の影響が指摘されている。

また2015年には、家計消費のほかにも総固定資本形成の縮小や在庫品の減少がGDPの縮小に寄与する一方で、輸入の減少と輸出の増加がGDPの縮小を抑制しており、原油安とこれに伴うルーブル安の一段の進行は、こうした変化の背景ともなっていた。



第1図 ロシアの支出項目別GDP成長寄与度（単位：%）

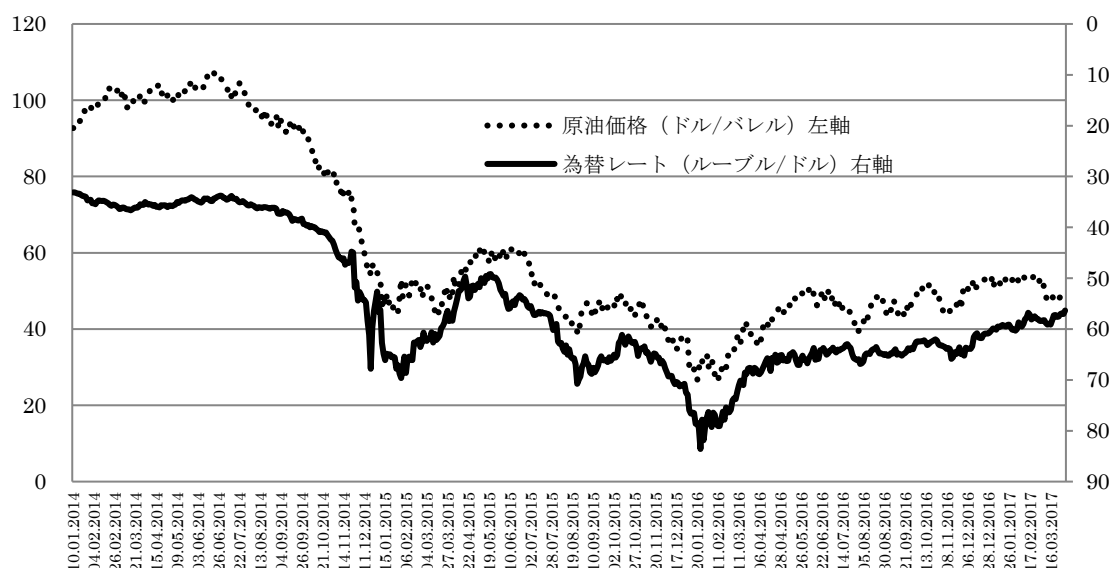
出典：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから田畑2016、金野2016aを参考に筆者作成。

第2図に2014年1月から2017年3月までの期間における原油価格とルーブルの対米ドル相場の推移を整理した。両者の連動は同図に明瞭に示されている。

2015年においては、原油価格とルーブルの対米ドル相場の下落が進行した。原油価格は、同年前半には1バレル40ドル台から60ドル台まで回復したが、その後同年末に向けて30ドルを切るまでに下落した。ルーブルの対米ドル相場も、同年前半に1ドル約70ルーブルから約50ルーブルまで回復した後下落に転じ、2016年1月には最低の1ドル80ルーブル台を記録した。

2016年に入ると、徐々に原油価格とルーブルの対米ドル相場の回復が進んだ。原油価格

は、同年前半には1 バレル 50 ドル程度まで戻り、その後は概ね 40 ドルから 50 ドル程度で比較的安定的に推移した。ルーブルの対米ドル相場も同年前半に回復が進み、その後は1 ドル 60 ルーブル台から 50 ドル台で、緩やかな上昇傾向が続いている³⁾。引き続き原油安・ルーブル安ではあるものの、相場が安定したことによって、ロシアの物価上昇は沈静化した。その結果、実質賃金の低下に歯止めがかかり、家計消費の下げ止まり、実質 GDP の減少幅の縮小へとつながったとみられる。



第2図 原油価格とルーブル相場の推移

出典：USEIA, ロシア銀行ウェブサイトから筆者作成。

2016 年 11 月に公表された「2017 年並びに計画期間 2018 年及び 2019 年におけるロシア連邦の経済社会発展見通し」（連邦経済発展省 2016）においては、ロシア経済は 2016 年の後半には停滞から回復へ転じたと見ており、2017 年にはプラス成長に戻ると予測している。同見通しの「基本シナリオ」では、2017 年には原油価格 40 ドル/バレルという前提の下で、実質 GDP 成長率はプラス 0.6%と想定されている（連邦経済発展省 2016, 5-7 頁）。

第1表 ロシアの実質 GDP 成長率と農業

(単位：%)

	2012	2013	2014	2015	2016	2016 四半期別			
						1Q	2Q	3Q	4Q
実質 GDP 成長率	3.5	1.3	0.7	▲2.8	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.4	0.3
農業・林業・狩猟業成長率 *注	▲1.5	4.8	2.0	3.0	3.6	1.2	1.7	5.0	3.2

出典：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。

注。「農業・林業・狩猟業成長率」は、総付加価値額の対前年（同期）増加率。

2015 年、16 年とロシア経済全体のマイナス成長が続く中で、農業（統計上は「農業・林業・狩猟業」で一括されているが、便宜上「農業」という）は成長産業の一つとなっている。第1表に示すとおり、農業は、2012 年には干ばつ等による不作のためマイナス成長となっ

3) 2017 年 1 月以降は、原油価格が 50 ドル/バレル程度で安定的に推移する一方、為替相場は 1 月の 1 ドル 59.59 ルーブルから 4 月の 1 ドル 56.41 ルーブルへと徐々にルーブル高（ルーブル安からの回復）が進んでいる。

たものの、その後はプラス成長を続けており、2015年には3.0%、2016年には3.6%の成長を示した。これは、ルーブル安や食品輸入禁止措置の継続の下で、穀物の輸出が増加するとともに、畜産物などの輸入が減少し国産による代替が進行しているためとみられる。

(2) 貿易

第2表にロシアの貿易構造を整理した。ロシアは、貿易全体では、石油・天然ガスを中心とする鉱物資源の輸出によって、これまで多額の貿易黒字を獲得してきた。今日もその基本構造に変化はないが、(1)でも見たように、2014年以降、原油安によって総輸出額が減少する一方、ルーブル安の下で総輸入額も減少した。金額的には輸出額の減少が大きく、貿易黒字は2015年には1,608億ドル、2016年には1,032億ドルと縮小している。

農水産物貿易においては、ロシアは、穀物等の原料農産物を輸出する一方で、食肉や加工食品のような高付加価値品目を輸入し、収支は輸入超過を続けてきた。この構造も基本的に変わっていないが、2014年以降のルーブル安や食品輸入禁止措置によって、農水産物の輸入額が大幅に減少する一方で、豊作による穀物輸出の増加もあって、農水産物の輸出額は比較的安定して推移しているため、農水産物貿易の赤字額は、2015年に104億ドル、2016年79億ドルと大幅に縮小してきている。

第2表 ロシアの貿易構造

(単位: 億ドル)

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸出額	総額	3,736	5,167	5,247	5,260	4,974	3,435	2,855
	農水産物	81	133	168	163	190	162	170
輸入額	総額	2,172	3,058	3,173	3,153	2,871	1,827	1,823
	農水産物	337	425	407	433	400	266	249
差額	総額	1,564	2,110	2,075	2,107	2,103	1,608	1,032
	農水産物	▲ 256	▲ 292	▲ 239	▲ 270	▲ 210	▲ 104	▲ 79

出典：2015年までは各年のロシア連邦税関庁「通関統計」、2016年は同通関統計データベースから筆者作成。

(3) 財政

最後にロシアの財政について見ておきたい。第3表に示すとおり、ロシアの連結国家予算(連邦予算、地域予算、地方自治体予算、予算外基金を含む)は、景気低迷等により2013年以降赤字が続いている。ロシアの連邦財政収入の約半分は石油・ガス収入によって占められるが(金野 2015a, 3頁)、原油価格下落の影響が2015年に顕在化し、財政赤字の規模が拡大している⁴⁾。財政赤字については、これまでの石油・ガス収入を積み上げてきた予備

4) 田畑 2016, 49頁は「石油・ガス収入とは、(中略)石油・ガスの採掘税と輸出関税の税収の合計である。これらの税率の多くはドル建てで定められているため、2014年にはルーブル安の影響が油価下落の影響を上回って増収となった。それが、2015年には一転して、輸出関税が1兆8,648億ルーブルもの減収となった。(中略)油価の下落に加えて、原油の輸出関税率が引下げられたことも影響している。この輸出関税率の引下げは、ユーラシア経済連合における統合深化を考慮して、原油の輸出関税を引下げ、その採掘税を引上げるという政策に基づくものであった。このため、原油の採掘税は、2015年に2,339億ルーブルの増収で、過去最高の水準となっている。」としている。

基金によって補填しているが、遠からず予備基金の枯渇も見込まれることから⁵⁾、歳出の削減が強く求められている。

こうした厳しい財政状況に対応して、2015年には産業政策関係の支出項目である「国民経済」の総額が前年より削減されたが、その中で「農業・漁業」の支出額は増額された。ウクライナ危機に伴う食品輸入禁止措置の発動やルーブル安によって食品の輸入が減少し、食品価格が高騰する中で、食品の輸入代替推進が急務となっている状況に配慮したものと考えられる。農業に対するこうした予算上の配慮は、2016年及び2017年の連邦予算においても継続されている⁶⁾。

第3表 ロシア連邦の連結国家予算の推移

(単位：10億ルーブル)

	2011	2012	2013	2014	2015
収入総額 (a)	20,855	23,435	24,443	26,766	26,922
支出総額 (b)	19,995	23,175	25,291	27,612	29,742
うち「国民経済」	2,793	3,274	3,282	4,543	3,774
うち「農業・漁業」	269	277	361	314	362
「国民経済」に占める「農業・漁業」のシェア (%)	9.6	8.4	11.0	6.9	9.6
収支 (a-b)	861	260	▲ 848	▲ 846	▲ 2,820

出典：ロシア連邦統計庁「ロシア統計年鑑」2016年版から筆者作成。いずれも決算額。

3. 2016年のロシアの農業生産・農産物貿易動向

(1) 2016年の農業生産動向

1) 耕種農業

第4表に示すとおり、2016年のロシアの耕種農業は、天候にも恵まれて3年連続の豊作となり、多くの作物でロシア連邦発足(1991年)以来最大(以下「過去最大」という)の収穫量を記録した。

穀物・豆類の収穫量は1億2,067万トンに達し、過去最大となった⁷⁾。最も収穫量が多かった穀物は小麦で、収穫量7,329万トンはやはり過去最大だった。収穫量で小麦に次いだ穀

る。

- 5) 田畑 2016, 52 頁によれば「ロシアでは、油価下落に備えて、石油・ガス収入の一部を予備基金と国民福祉基金として蓄える制度が確立している。このうち、予備基金は実際の原油価格が基礎原油価格(過去数年の原油価格(ウラル)の平均値)を下回って歳入が不足したときに連邦予算に繰入れられる。国民福祉基金の用途は、国民の任意年金への補助とロシア年金基金の赤字補填の2つであることが予算法典で定められている。予備基金は、2015年にドル建てでは43.2%、380億ドル減少した。ルーブル建てでも26.4%の減少となり、対GDP比では2014年末の6.3%から2015年末の4.5%に減少した」とのことである。また、金野 2016b, 34 頁によれば「予備基金は2017年の途中で底をつき、その後はもう一方の国民福祉基金の取り崩しが始まる見通しだ」とのことである。
- 6) 2016年については、本稿執筆時点においては決算が公開されていないため、連結国家予算ではなく連邦のみの予算について同年の連邦予算法(2016年11月補正後)で把握すると、「国民経済」全体では2兆1,467億ルーブル、対前年7.6%減とされる中で、「農業・漁業」については1,988億ルーブル、対前年4.5%減にとどめる配慮が行われた。2017年予算においても「国民経済」全体の2兆691億ルーブル、対前年3.6%減に対し、「農業・漁業」については1,993億ルーブル、同0.3%増と配慮が続けられている。
- 7) 穀物・豆類の収穫量については、これまでの最高は2008年の1億818万トンだった。なお、ロシアの統計値には、2014年以降、ロシアが併合したクリミア共和国及びセヴァストポリ市の値が含まれている。

物が大麦（1,799 万トン）、トウモロコシ（1,531 万トン）だった。大麦はロシアの伝統的な主要穀物の一つだが、収穫量は 1990 年代後半に大きく減少しており、2016 年の収穫量は、まだ減少以前の水準を下回っている。一方、トウモロコシは 2000 年代後半から急激に生産を増やしてきた穀物であり、2016 年の収穫量は過去最大だった。

第 4 表 主要耕種作物の収穫量

(単位：万トン)

	年平均値						2012	2013	2014	2015	2016
	1986 -1990	1991 -1995	1996 -2000	2001 -2005	2006 -2010	2011 -2015					
穀物・豆類	10,426	8,795	6,510	7,883	8,519	9,352	7,091	9,238	10,532	10,479	12,067
小麦	4,355	3,817	3,430	4,495	5,226	5,351	3,772	5,209	5,971	6,179	7,329
ライ麦	1,245	876	538	488	347	277	213	336	328	209	254
大麦	2,202	2,377	1,421	1,777	1,659	1,685	1,395	1,539	2,044	1,755	1,799
エン麦	1,258	1,050	655	561	494	482	403	493	527	454	476
トウモロコシ	330	184	141	215	421	1,026	821	1,163	1,133	1,317	1,531
その他穀物	593	238	192	174	217	307	269	294	308	330	383
豆類	443	254	132	174	155	224	217	204	220	236	294
工芸作物											
テンサイ	3,318	2,166	1,402	1,853	2,713	4,091	4,506	3,932	3,351	3,903	5,137
ヒマワリ	312	310	333	451	631	906	799	984	848	928	1,101
大豆	65	47	31	48	87	203	181	152	236	271	314
馬鈴薯	3,588	3,679	3,183	2,836	2,732	3,151	2,953	3,020	3,150	3,365	3,111
野菜	1,117	1,023	1,051	1,123	1,227	1,512	1,463	1,469	1,546	1,611	1,628

出典：ロシア連邦統計庁ウェブサイト等から筆者作成。

注 1) 飼料作物（牧草等）については掲載を省略した。

注 2) 1986-1990 年は、「大麦」は春大麦のみ、ライ麦は冬ライ麦のみの数値であり、冬大麦、春ライ麦は「その他穀物」に含まれている。1991 年以降は、「大麦」、「ライ麦」とも冬作・春作両方を含む数値となっている。

工芸作物も豊作であり、2016 年の収穫量は、主要品目では製糖原料のテンサイ（5,137 万トン）、油糧種子のヒマワリ（1,101 万トン）及び大豆（314 万トン）のいずれも過去最大を記録した。野菜の総収穫量 1,628 万トンも同様に過去最大だった。

ロシア連邦発足後の耕種農業においては、総じて、国内需要や輸出需要が大きく収益性の高い品目に生産が集中し、そうでない品目の生産は大きく減少するという、ある意味明快な市場原理が貫徹しているが、その傾向は 2016 年においても変わらないようである。

野菜については 2014 年以降生産量の増加ペースが加速しているが、これは、ルール安や食品輸入禁止措置の継続に対応して、輸入の減少と国産による代替が進んでいることを示しているものと考えられる。

2) 畜産業

ロシアの畜産物生産は、2000 年代後半以降本格的な回復過程に入ったが、これまで、回復・拡大が進んだのは養鶏、養豚のみで、牛部門（酪農、肉用牛生産）では停滞が続いてきた。2016 年においてもこうした状況には変化が見られなかった。次項で確認するよう

に、ルーブル安の進行が始まり、食品の輸入禁止措置が始まった 2014 年以降、食肉・肉製品や牛乳・乳製品の輸入は大きく減少しているが、2014 年以降に生産量が増加したのは、豚肉、家禽肉、鶏卵であり、2014 年から 2016 年の増加量（増加率）は、それぞれ 53 万トン（13.7%）、58 万トン（10.4%）、16 億個（4.0%）だった。一方で、牛部門の生産は縮小が続いており、2014 年から 2016 年にかけて、生産量は牛肉で 8 万トン（2.8%）、牛乳で 7 万トン（0.2%）減少した（第 5 表参照。なお、2014 年から 16 年の増加率は万トン未満を四捨五入する前の生産量から計算した。第 6 表も同様）。

第 5 表 ロシアの畜産物生産量

	1990	1995	2000	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
食肉計（万トン）	1,564	934	703	773	1,055	1,162	1,222	1,291	1,348	1,394
牛肉	733	478	333	320	305	291	291	291	288	283
豚肉	468	257	215	209	309	329	361	382	397	435
羊・山羊肉	88	59	31	34	41	43	43	46	45	47
家禽肉	255	126	112	197	387	486	514	558	603	616
牛乳（万トン）	5,572	3,924	3,226	3,107	3,185	3,176	3,053	3,079	3,080	3,072
鶏卵（億個）	475	338	341	371	406	420	413	419	426	435

出典：ロシア連邦統計庁中央統計情報データベース（各食肉の 2014 年以降はロシア連邦統計庁 2017）から筆者作成。

注）食肉の生産量は生体重。

第 6 表に各年末現在の家畜・家禽頭羽数を整理したが、こちらも傾向は同様であり、豚と家禽では 2014 年以降頭羽数の増加が続いており、2016 年の頭羽数は、2014 年と比較して、豚では 248 万頭（12.7%）増、家禽では 2,552 万羽（4.8%）増となっている。これに対し牛では、全体としても、雌牛だけをとっても、2014 年以降頭数の減少が続いており（2014 年→2016 年：牛 57 万頭（3.0%）減、雌牛 28 万頭（3.3%）減）。連邦全体の姿を見る限り、いまだ回復の兆しは見えない。

第 6 表 ロシアの家畜頭羽数

（各年末現在、単位：万頭羽）

	1990	1995	2000	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
牛	5,704	3,970	2,752	2,163	1,997	1,993	1,956	1,926	1,899	1,869
うち雌牛	2,056	1,744	1,274	952	884	886	866	853	841	825
豚	3,831	2,263	1,582	1,381	1,722	1,882	1,908	1,955	2,151	2,203
羊・山羊	5,819	2,803	1,496	1,858	2,182	2,418	2,434	2,471	2,488	2,480
家禽	65,981	42,260	34,067	35,747	44,930	49,516	49,496	52,733	54,720	55,285

出典：ロシア連邦統計庁ウェブサイト（2016 年はロシア連邦統計庁 2017）から筆者作成。

（２） 農産物貿易動向

第 3 節の終わりに、最近のロシアの農産物貿易の動向を見ておきたい。最初に穀物の輸出動向を確認し、次に畜産物と野菜の輸入代替の動向を確認する。穀物は、ロシアの農産物貿易における最大の輸出品目であり、畜産物と野菜については、後ほど改めて記述する経済制裁への対抗措置としての輸入禁止措置が講じられる一方、自給率向上に向けて生産振興

が図られており、その動向が注目されている。

1) 穀物の輸出動向

2014 年以来 3 年連続の豊作と、2014 年後半以降のルーブル安の下で、ロシアの穀物輸出が増加している。2015/16 年度のロシアの穀物輸出は 3,440 万トンに達し、ロシア連邦発足後最大となった。輸出量の多い穀物は、従来と同様、小麦（2,502 万トン）、トウモロコシ（474 万トン）、大麦（424 万トン）である。近年、トウモロコシの輸出量が増加しているものの、小麦が穀物総輸出量の 7 割を超える最大の輸出品目という構造に変化はない（第 7 表）。

第 7 表 ロシアの穀物輸出

(単位：万トン、%)

	2011/12 年度		2012/13 年度		2013/14 年度	
	数量 (万トン)	構成比 (%)	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	2,748	100.0	1,579	100.0	2,448	100.0
うち小麦	2,134	77.7	1,114	70.5	1,761	71.9
大麦	361	13.1	226	14.3	273	11.2
トウモロコシ	190	6.9	193	12.2	378	15.4
	2014/15 年度		2015/16 年度		2016/17 年度 (17 年 3 月まで)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	3,074	100.0	3,440	100.0	2,825	100.0
うち小麦	2,186	71.1	2,502	72.7	2,186	77.4
大麦	535	17.4	424	12.3	224	7.9
トウモロコシ	296	9.6	474	13.8	390	13.8

出典：ロシア連邦税関庁通関統計データベースから筆者作成。

注 1) 期間は農業年度（各年 7 月～翌年 6 月）。

注 2) 「穀物計」の値は HS4 桁（HS1001～HS1008）の合計値。

ロシアは、第 8 表に示すように、近年、小麦輸出国として世界で上位 5 位までに入る主要輸出国の地位を維持しているが、2015/16 年度の小麦輸出量は、首位の EU に次ぎ、一国としては世界最大となった。これもロシア連邦発足以降で初めての（もとよりソ連時代にもなかった）出来事である。

第 8 表 世界の主要小麦輸出国

(単位：万トン)

	2011/2012		2012/2013		2013/2014		2014/2015		2015/2016	
1 位	米国	2,861	米国	2,754	EU	3,203	EU	3,542	EU	3,468
2 位	豪州	2,466	EU	2,279	米国	3,201	カナダ	2,416	ロシア	2,554
3 位	ロシア	2,163	カナダ	1,895	カナダ	2,327	米国	2,352	カナダ	2,213
4 位	カナダ	1,735	豪州	1,865	豪州	1,862	ロシア	2,280	米国	2,109
5 位	EU	1,673	ロシア	1,131	ロシア	1,861	豪州	1,659	ウクライナ	1,743

出典：USDA, PSD Online から筆者作成。

注) 期間は市場年度（各年 7 月～翌年 6 月）。

注) ロシアの小麦輸出量の数値は、ロシア連邦税関庁による第 7 表の値とは若干相違している。

第4表のとおり2016年のロシアの穀物生産量は前年を大きく上回ったが、2016/17年度のロシアの穀物輸出量は、第7表に示すとおり2016年7月から2017年3月までの累計で2,825万トン（うち小麦2,186万トン）であり、この時期までの輸出量は、生産量の増加にもかかわらず前年度と概ね同水準にとどまっている。この点については、ルーブル安の是正が進んできたこと（1ドル：2016年1月78ルーブル、2017年1月60ルーブル、同3月58ルーブル）等が影響していると考えられる。なお、小麦輸出関税は、国内価格下落抑制と輸出促進のため2016年9月23日以降（18年6月30日まで）ゼロとされている。

2) 畜産物・野菜の輸入代替の進捗

ロシアは、2014年8月以来、ウクライナ危機の関係で米国、EU等がロシアに課した経済制裁への対抗措置として、これら諸国を対象として畜産物、水産物、野菜、果実等の農水産物の輸入禁止措置を適用する一方、これら品目の国内生産促進、自給率向上を目指す政策を展開している。そこで、ロシア連邦統計庁が作成・公表している主要農産物の需給表を用いて、食肉・肉製品、牛乳・乳製品、野菜の輸入代替の進捗状況を確認してみよう（第9表）⁸⁾。

第9表 畜産物・野菜の輸入代替の進行

（単位は、数量：万トン、自給率：％）

		2013	2014	2015	2016
食肉・肉製品	消費量	1,186	1,189	1,173	1,185
	生産量	855	907	957	992
	輸入量	248	195	136	112
	自給率	78.5	82.8	88.8	91.4
牛乳・乳製品	消費量	4,201	4,193	4,083	3,962
	生産量	3,053	3,079	3,080	3,072
	輸入量	945	916	792	695
	自給率	77.5	78.6	80.5	82.5
野菜	消費量	2,630	2,731	2,825	—
	生産量	1,611	1,689	1,778	—
	輸入量	282	293	264	—
	自給率	88.2	90.2	93.7	—

出典：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。自給率は筆者計算。

注1) 自給率は我が国の食料需給表の方式で計算したもの。ロシア政府が公表している自給率は、計算方法が異なるようであり、数値が若干異なる。

注2) 野菜については、2016年の値は未公表。また野菜で消費量と生産量、輸入量の差が大きいのは、在庫の値が大きいため。

これら品目の輸入量については、輸入禁止措置だけでなくルーブル安の影響も大きく、いずれの品目でも2013年以降一貫して減少している。その一方で自給率はいずれの品目とも

8) 需給表の生産量や輸入量の値は、特に畜産物の場合、様々な形態の製品の数値を所定の方式に従って換算し、一本化して集計しているので、個別品目の生産量や輸入量の合計値とは数値が一致しない。また、第9表の自給率は我が国の食料需給表の方式（FAOのFood Balance Sheetに準拠）で筆者が計算したものであり、ロシア政府が公表している「総供給量に占める国産割合」（第12表参照）とは若干数値が異なる。ロシア政府の「総供給量に占める国産割合」の具体的な計算方法はわからない。

上昇しており、その限りでは確かに輸入代替が進展しているように見える。

一方、生産量を見ると、食肉・肉製品と野菜では相当の増加があったものの、牛乳・乳製品では明瞭な増加傾向は見られない。また消費量については、物価上昇や所得水準低下の影響と思われる変化が見られ、野菜では 2013 年から 2015 年（2016 年はデータ未公表）まで増加が進む一方で、食肉・肉製品の消費量は 2013 年から 2016 年までおおむね横ばい（2015 年には減少）であり、この間牛乳・乳製品の消費量は一貫して減少している。

自給率が向上したといっても、牛乳・乳製品のそれは、消費量が減少する中で生産量を横ばいに維持した結果であり、また食肉・肉製品の中では、相対的に高価な牛肉の消費が減少し、安価な家禽肉や豚肉に消費がシフトしている。輸入代替は、野菜や、食肉の中でも家禽肉や豚肉については確かに進んできたが、牛部門（酪農と肉用牛生産）では実質的に進んでおらず、2000 年代後半以降ロシアの畜産の回復が顕著に進む中で、牛部門（酪農と肉用牛生産）が回復から取り残されている状況には依然変化が見られない。

4. ロシアの農業政策

本節においては、まず国際機関、具体的には WTO と OECD においてロシアの農業支持がどのように把握され、位置づけられているかを確認した上で、ロシア側の資料に基づいてロシアの農業政策を概観する。

（1）ロシアの農業支持－国際機関による把握

1) WTO

ロシアは 2012 年 8 月に WTO 加盟国となった。ロシアの WTO 加盟合意においては農業分野の国内助成の削減についても定めており、ロシアは、第 10 表に示すように、助成合計総量（Total AMS）の年次譲許約束水準を、2012 年の 90 億ドルを出発点として段階的に引き下げ、2018 年には 44 億ドルとすることを約束した。これによりロシアは、2012 年から 2018 年までの各年、現行助成合計総量（Current Total AMS）を第 10 表に示す水準以内とする義務を負っている。

第 10 表 ロシア WTO 加盟合意：助成合計総量（Total AMS）の年次譲許約束水準

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
金額(10 億ドル)	9.0	9.0	8.1	7.2	6.3	5.4	4.4

出典：WTO2011 から筆者作成。

「現行助成合計総量」とは、WTO 農業協定に基づき削減対象となる、いわゆる「黄の施策」の総額であり、第 10 表はロシアの「黄の施策」の総額の上限の削減スケジュールということになる。その履行状況は、ロシアが WTO 農業委員会に提出する通報によって確認される。

本稿作成時点においては、ロシアは 2012 年から 2015 年までの各年における農業分野の国内助成の実績を WTO 農業委員会に通報している。これを第 11 表に整理したので、農業分野の国内助成について、ロシアの WTO 加盟合意の履行状況をこの表で確認しよう。

第 11 表 ロシアの WTO 補助金通報

(単位：百万ドル)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
助成合計総量の年次譲許約束水準（譲許 AMS：Total AMS commitment level）	9,000.0	9,000.0	8,100.0	7,200.0
現行助成合計総量（現行 AMS：Current Total AMS）	5,799.6	65.3	52.6	49.8
農業生産金額	107,515.3	115,827.2	113,749.0	85,158.4
農業生産金額に対する品目非特定 AMS の割合（%）	5.3	4.7	3.4	3.0
品目特定 AMS	81.3	65.3	52.6	49.8
品目非特定 AMS	5,718.3	5,454.5	3,880.9	2,553.9
うち融資利子助成	2,536.2	2,708.2	2,749.5	1,517.5
燃料補助金	745.6	17.9	0.7	1.3
無機肥料・農薬補助金	298.7	88.2	27.9	15.2
配合飼料補助金	13.8	533.8	13.7	22.6
緑の補助金	1,730.4	2,923.1	2,884.0	2,041.3
うち一般サービス	1,261.0	1,203.3	1,524.7	1,175.1
デカップルされた収入支持	0.0	1,192.2	906.9	512.7
収入保険助成	0.0	171.8	173.5	—

出典：下記のロシアによる WTO 通報文書（Notification. 入手先はいずれも WTO Home Page）から筆者作成。

2012 年：G/AG/N/RUS/5/Rev.1 (29 Jan. 2016), 2013 年：G/AG/N/RUS/9 (27 May 2015)

2014 年：G/AG/N/RUS/13 (28 Apr. 2016), 2015 年：G/AG/N/RUS/11 (7 Feb. 2017)

注 1) 数値は連邦と地方の支持の合計額。ルーブルからドルに換算した値であり、為替レートは、2012 年が 1 ドル＝31.07 ルーブル、2013 年 31.82 ルーブル、2014 年 37.97 ルーブル、2015 年 60.66 ルーブルである。

注 2) 緑の補助金のうち、「一般サービス」とは、教育訓練、インフラ整備、調査研究等。「デカップルされた収入支持」には「耕種デカップル支持」の金額が掲載されている。

第 11 表に示すとおり、ロシアの現行助成合計総量（以下「現行 AMS」）は、WTO 加盟合意に定められた年次譲許約束水準（以下「譲許 AMS」）を大きく下回っている。現行 AMS は、2012 年には 90 億ドルの譲許 AMS に対して 58 億ドルだったが、2013 年には譲許 AMS の 90 億ドルに対して 65.3 百万ドル、2014 年には同じく 81 億ドルに対し 52.6 百万ドル、2015 年には同じく 72 億ドルに対し 49.8 百万ドルと非常に小さくなっている。ロシアは、農業分野の国内助成の削減に係る WTO 加盟時の約束を 2015 年まで完全に履行しているだけでなく、譲許 AMS と現行 AMS との間に大きなゆとりが生じている。

WTO 農業協定においては、原則として農業生産者のためのすべての国内助成措置が削減義務の対象になるとする一方で、いわゆる「緑の施策」や「デミニミス」⁹⁾などに該当する特定の国内助成措置については、削減義務の対象から除外し、現行 AMS の算定にも含める

9) 「デミニミス」とは、WTO で用いられる補助金の分類の一つであり、貿易を歪める性格を持つが、農業生産額に比べて金額が小さいため、ウルグアイ・ラウンドでは削減の対象外とされた施策を指す。特定の品目に対する施策では、その金額（品目特定 AMS）が当該品目の生産額の 5%以下の場合に、また、品目を特定しない施策では、その合計額（品目非特定 AMS）が、その国の農業全体の生産額の 5%以下の場合に、それぞれデミニミスに該当するものとされる。デミニミスに該当する施策は、農業補助金の削減義務の対象から除外し、現行 AMS の算定にも含めなくてもよいとされている。「5%」の基準は、開発途上国の場合は 10%とされる。ロシアは開発途上国ではないので、本則の 5%が適用される（農林水産省 2008）。

必要がないとされている。ロシアの現行 AMS が非常に小さな金額となっていることについては、デミニミスが大きな意味を持っているので、具体的に確認してみよう。

現行 AMS は、基本的には第 11 表に示す「品目特定 AMS」と「品目非特定 AMS」の合計額として計算される。そのうち、品目特定 AMS の算定においては、助成がデミニミスに該当するか否かは品目別に判断され、デミニミスに該当しない品目の助成額のみが計算されるため、計上された額は全額が現行 AMS に含まれることになる。一方、品目非特定 AMS においては、積み上げられた総額について、これがその国の当該年の農業生産総額の 5% を上回るか否かによって、品目非特定 AMS 全体がデミニミスに該当するか否かが判断される。

ロシアの品目非特定 AMS については、2012 年にはロシアの農業生産総額の 5% を上回ったため、デミニミスに該当しないとして全額が現行 AMS に加算されたが、2013 年以降は各年とも農業生産総額の 5% を下回ったためデミニミスに該当するとされ、現行 AMS には加算されなかった。2013 年以降のロシアの現行 AMS の額に品目非特定 AMS の額が反映されず、品目特定 AMS と同額となっているのはこのためである。

2012 年にロシアの品目非特定 AMS が農業生産総額の 5% を上回ったのは、この年が干ばつなどによる凶作の年で、耕種農業を中心として農業生産額が減少したためであり、2013 年以降は天候に大きな問題のない年が続き、農業生産額も増加しているので、品目非特定 AMS が農業生産総額の 5% を下回ったと考えられる。

2013 年以降品目非特定 AMS がデミニミスの基準を下回っていることについては、農業生産額の変化に加え、ロシアが WTO 加盟に対応して、施策の一部を黄の施策から緑の施策に切り替えたことも関係している。具体的には、2012 年時点では黄の施策として品目非特定 AMS の計上されていた無機肥料・農業補助金や燃料補助金を連邦レベルでは廃止し、2013 年から「デカップルされた収入支持」に該当する「耕種デカップル支持」という施策に切り替えたことである。これによって 10 億ドル程度が黄の施策から緑の施策に移行したため、大きな不作の発生やこれに伴う緊急対策の実施といった状況に陥らない限り¹⁰⁾、ロシアの品目非特定 AMS は確実にデミニミスの基準を満たし続けられるようになったとみられる。

ロシアの場合、食品輸入禁止措置の継続の下で輸入代替を推進することが喫緊の課題であり、農産物の国内生産拡大に向けて支援策の充実が不可欠となっているほか、農業の交易条件の悪化（農産物の生産に用いる資機材の価格上昇率が、農産物の価格上昇率を上回ること）の進行に伴って農業生産主体の収益性が低下する傾向が継続しており、長い目で見ても国内助成の拡充が必要となると推測されるが、WTO 加盟合意における国内支持に関する約束との関係では、国内助成を拡充できる余地は相当確保されていると言えよう。

10) 2013 年の品目非特定 AMS が農業生産額の 4.7% で、5% 以下というデミニミスの基準を満たしつつも、かなりこれに近い金額となったことについては、この年に 534 百万ドルの配合飼料補助金が支給されていることが少なからず影響している。この配合飼料補助金は、2012 年に生じた穀物の不作による飼料価格の高騰から養鶏・養豚業者を救済するために支給されたものだった。

2) OECD

OECD の Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2016 (OECD 2016) においては、OECD 加盟国のほか、ロシアを含む主要国の農業支持の現状を 2015 年（ロシアについては 2014 年）までの時点で分析しているので、ロシアの記述を確認しておこう。

2013-15 年平均（ロシアについては 2012-14 年平均）の値で見ると、国の GDP に占める農業支持総額（TSE）の割合を示す指標である %TSE の値は、OECD 平均の 0.66 に対しロシアは 0.89 であり、ノルウェー 0.87 と日本 1.11 の間に入っている。ノルウェーや日本は、農業支持の水準が高いと指摘されることが多いので、ロシアがこれらの国と %TSE について同等の水準にあることは意外に感じるかもしれない。しかし、これはロシアが農水産物の純輸入国であり、輸入代替の推進、食料自給率の向上を政策課題として、食肉等の畜産物を中心に国境措置によって輸入を抑制し、国内生産の振興を図っている現状を反映したものと考えられる。

ロシアの TSE（2012-14 年平均）の金額は 5,937 億ルーブルである。内訳は、生産者支持（PSE）が 4,961 億ルーブル（83.6%）、一般サービス支持（GSSE）が 743 億ルーブル（12.5%）、消費者支持（CSE）が 232 億ルーブル（3.9%）となっており、PSE が大宗を占めている（金額は OECD 2016, p 114 及び同頁所掲の StatLink から。TSE の内訳の割合は当該金額から筆者計算）。

PSE の大半は、OECD 2016 において最も貿易歪曲的とされる農業支持である、市場価格支持（MPS）、生産量（output）に応じた支払い及び投入材（input）の投入に対する支払いである。これらの貿易歪曲的とされる支持については、総額が 4,696 億ルーブルであるとされているが、具体的な内訳は明らかにされていない（OECD 2016, p 114 及び同頁所掲の StatLink）。ロシアの農業関係予算の規模（第 3 表参照）やその内訳なども考えると、これらの支持の相当部分は MPS、具体的にはロシアが国境措置によって輸入を抑制している畜産物等の品目の内外価格差から算出された消費者負担額であると推測される。予算面では、次項で述べるとおり融資利子助成等が大きな割合を占めると考えられる。

（2）ロシアの農業政策の基本的な枠組み

1) 農業発展法と農業発展計画

ロシアの農業政策の基本的な枠組みは、「農業の発展に関するロシア連邦法」（2006 年 12 月 29 日付連邦法第 264 号。以下「農業発展法」）及び同法に基づく「農業の発展並びに農産物、農産原料及び食品の市場の規制に関する国家計画」（以下「農業発展計画」）によって定められている。農業発展法においては、国の農業政策の基本的目的として、①ロシアの農産物及び農業商品生産者の競争力向上、②農村地域の安定的発展、③農業生産に必要な天然資源の保全、④効率的に機能する農産物市場の形成、⑤農業分野の投資環境の整備、⑥農産物と生産資機材の価格均衡の維持等を示した上で（農業発展法第 5 条第 2 項）、農業生産と農村地域の安定的発展に係る国の支持施策の基本的な方向として、①農業商品生産者の金

融へのアクセスの確保、②農業保険の発展、③優良種による畜産業の発展、④優良種苗生産の発展、⑤畜産物生産の確保、⑥永年性樹木の植付け・管理の確保、⑦農業商品生産者の基本的資機材の更新確保、⑧土壌の肥沃度改善措置の確保、⑨道路整備等を通じた農村地域の安定的発展の確保等が規定されている（同法第7条第1項）。

農業発展計画においては、これら施策のより具体的な内容や達成すべき指標等とともに、所要の予算措置の大枠が定められる。農業発展計画に基づく施策は、連邦政府と連邦構成主体政府によって実施され、連邦構成主体予算に対しては連邦予算から所要の補助金が交付される。計画と補助金は連邦全体として統一性のある農業政策を実施するための主要なツールとなっている。また、農業発展計画の実施状況については、毎年「国家計画実施の進捗及び結果に関する国家報告」（以下「農業国家報告」）が公表される。

農業発展計画は、第一期が2008年から2012年までの5か年計画として策定され、第二期は2013年から2020年までの8か年計画として策定された。第一期農業発展計画の成果については長友2014にまとめたので、ここでは第二期農業発展計画の概要を2014年12月に行われた改訂を中心に確認する。

第二期農業発展計画については、策定過程でロシアのWTO加盟が確定したことを受け、WTO対策を盛り込んだ上で2012年7月に決定・公表された。その後2014年には、ウクライナ危機に伴う欧米諸国の対ロ経済制裁に対抗して、ロシア政府は農水産物の輸入禁止措置を発動（2014年8月。現在まで継続中）するとともに、これを機に食料自給政策を一層強化する方向を打ち出したところであり、これを受けて2014年12月19日付ロシア連邦政令第1421号により第二期農業発展計画が改訂された（以下「改訂第二期農業発展計画」又は「改訂計画」。これに対し改訂前の同計画を「当初計画」という）。

改訂計画の主な目標数値は第12表のとおりである。まず実質生産額指数については、2012年をベースとして2013年から2020年の間に、農業全体では20.9%～24.8%の成長を見込んでいる。このうち耕種農業では28.3%～29.2%、畜産業では13.2%～19.7%の成長を見込む¹¹⁾。計画が実現すれば、基本シナリオの場合2019年、最良シナリオの場合2018年には農業全体の生産額が1990年の水準を若干上回る事となる。

耕種農業の中心となる穀物・豆類の生産量は、2020年時点で1億1500万トンと見込まれており、穀物の輸出は3000万トンまで可能と想定されている（当初計画から変更なし）。

食料安全保障との関係では、当初計画において2010年に策定された「ロシア連邦食料安全保障ドクトリン」（食料安保ドクトリン）で打ち出された食料自給率向上の目標が取り込まれた¹²⁾が、改訂計画においては、欧米諸国等による経済制裁に対抗してロシアが農水産物輸入禁止措置を発動した状況に対応し、この措置によって欧米諸国等からの輸入が禁止された畜産物や野菜などの生産拡大・自給率向上が強調された。改定計画では、総供給量に

11) 畜産業より耕種農業の成長を大きく見込んでいるように見えるが、耕種農業は、2012年が干ばつ等による凶作年のため、2012年から2013年の生産額の成長率が11.2%と大きくなっており、これを除けば、計画期間中の畜産業と耕種農業の生産額の成長率は大きく変わらない。2012年の干ばつの影響がなかったとした場合における農業全体の生産額の成長率は、畜産業の生産額の成長率の数値と概ね同程度と見なして概ね差し支えない。

12) 食料安保ドクトリンでは、食肉・肉製品85%以上、牛乳・乳製品90%以上との目標が設定されている。目標年次は明記されていないが、関連文書等から2020年と推測される。

占める国産の割合を、2013 年から 2020 年の間に、例えば食肉・肉製品では 77.8%から 91.5%に、牛乳・乳製品では 76.6%から 90.2%に引き上げることを目指している¹³⁾。

第 12 表 改訂第二期農業発展計画の主要計画及び目標数値抜粋

主な計画		主な指標（注 2）	単位	2013 年 （注 3）	2020 年	
					基本	最良
農業発展計画 （2013－2020 年）全体		農業生産額指数（対前年実質増加率）*1	%	105.8	120.9	124.8
		耕種農業生産額指数（同上）*1	%	111.2	128.3	129.2
		畜産業生産額指数（同上）*1	%	100.6	113.2	119.7
		固定資本投資額指数（同上）*1	%	99.3	129.2	138.0
		農業企業の収益率（補助金込み）*2	%	7.3	15.0	
下位 計画	耕種農業及びその生産物の加工・販売の発展	穀物・豆類生産量（全経営類型）*2（注 4）	千トン	92,385	115,000	
		穀物の総供給量に占める国産割合*2	%	98.4	99.7	
	畜産業及びその生産物の加工・販売の発展	家畜・家禽生産量（生体ベース、全経営類型）*2	百万トン	12.2	14.4	
		食肉・肉製品の総供給量に占める国産割合*2	%	77.8	91.5	
		牛乳・乳製品の総供給量に占める国産割合*2	%	76.6	90.2	
	肉用牛生産の発展	肉専用種の牛の飼育頭数（農業企業、農民経営）*2	千頭	2,160	3,590	
	機械・技術の近代化・イノベーション	メーカーから農業生産者に新規に販売されるトラクターの台数*1	台	1,221	11,687	12,603
		露地野菜生産量（農業組織、農民経営）*2	千トン	**3,962	5,243	
	露地・施設野菜生産等の発展	温室面積の増加*1	ha	**329	1,537	
		酪農の発展	牛乳生産量（全経営類型）*2	百万トン	31	38
特別 計画	農村地域の発展	農村居住者用住宅の供用*1	千㎡	*838	2,508	
	農用地の土地改良の推進	耕作放棄地の再利用*1	千 ha	*35	1,537	

出典：改訂第二期農業発展計画から筆者作成。

注 1) 本表は改訂第二期農業発展計画の主な下位計画及び指標を抜粋したものであり、すべてを網羅していない。網掛けした下位計画は 2014 年 12 月の改訂で新たに追加されたもの。

注 2) 2020 年の値は、*1 の指標では計画期間（2013-2020 年）の累積値（計画の単年値から筆者計算）、*2 の指標では 2020 年単年の値。

注 3) 2013 年の列に記載した数値のうち、*は 2014 年、**は 2015 年の数値。

注 4) 2020 年の穀物・豆類生産量 115 百万トンの中で、穀物輸出可能量は 30 百万トンと想定されている。

注 5) 「農産複合体」（АПК: агропромышленный комплекс）とは、農業と、下流の食品産業、上流の生産資材製造業等を一体的に捉える概念で、ソ連時代から今日まで用いられている。

畜産のうち、食肉生産については改訂計画において当初計画の意欲的な見直しが行われ、2020 年に向けた目標の中で、食肉に向けられる家畜・家禽の生産量（生体重）を 2014 年の 12.7 百万トンから 2020 年には 14.4 百万トンに増やし、同年の食肉・肉製品自給率を 91.5%とすること（当初計画の 2020 年目標は、それぞれ 14.1 百万トン、88.3%）などが定められた。一方、酪農については、改訂計画において、新たに分野別計画の一つとして「酪農発展計画」が「畜産発展計画」から分離する形で作られたが、これに伴う 2020 年目標の変更はなく、2020 年の牛乳生産量 38.2 百万トン、牛乳・乳製品自給率 90.2%は当初計画のまま維持された。

13) 当初計画においては、総供給量に占める国産の割合を、2011 年から 2020 年の間に、食肉・肉製品では 73.5%から 88.3%に、牛乳・乳製品では 79.9%から 90.2%に引き上げることとされており、2014 年 12 月の改訂では、家禽肉や豚肉を中心に国内生産の拡大が進む食肉・肉製品では当初より目標を引き上げる一方で、国内生産が停滞している牛乳・乳製品では当初の目標からの引上げは行われなかった。

野菜生産についても新たに分野別計画が策定され、野菜や馬鈴薯の 2020 年における総収穫量の目標や、温室野菜生産の毎年の増産目標などが定められ、温室面積を 2020 年までに 1,537ha 増加させることなどが目標とされた。

2) 農業予算

次に、ロシアの連邦農業予算が実際にどのように支出されているか、執筆時点で最新の確定情報である 2015 年決算に基づいて確認しておこう（第 13 表参照。データはロシア連邦出納庁 2016 から）¹⁴⁾。

2015 年の「農業・漁業」分野の連邦決算額は 2,082 億ルーブルに上った。前年の決算額 1,800 億ルーブルと比べると 15.7%の増額であり、2015 年の消費者物価上昇率 12.9%¹⁵⁾を上回る実質的な予算の増額が確保されている。

既に第 3 表で見たように、ロシアの連結国家予算は、油価低迷による石油ガス収入の減少に伴い、2013 年以降赤字が続いており、2015 年の連邦決算においては「農業・漁業」を含む上位の項目である「国民経済」の決算額は 2 兆 3242 億ルーブルとなり、2014 年の 3 兆 629 億ルーブルから 24%削減された。これと比較すると「農業・漁業」は優遇されている。欧米諸国等の経済制裁には農水産物の食品輸入禁止措置で対抗し、厳しい財政状況の中にあっても積極的な財政支援を通じて農水産物の生産拡大と輸入代替を促進し、食料安全保障の向上を図るというロシアの政策方針が財政の上でも堅持されていることを示している。

第 13 表で 2015 年連邦決算における「農業・漁業」の主な項目を確認してみよう。具体的な施策の内容は後ほど必要に応じて詳しく見ることにし、ここでは主な項目が「農業・漁業」全体に占めるウエイトを中心に確認する。

2015 年においては、前年からの経済制裁、原油価格の下落、ルーブルの対ドルレート下落等によってロシア経済が急速に悪化する中で、国内の農業生産を拡大して輸入代替を進め、国民に対する適切な価格での食料供給を維持することが喫緊の課題となった。そのためには農業生産主体に対する円滑な資金供給の確保が不可欠だったことから、財政上もこれに関係する項目においては手厚い配慮が行われた。

表中最大の割合を占めるのは融資利子助成である。助成の対象となる融資の種類や分野は広範だが、すべて合計すると 901 億ルーブルに上り、「農業・漁業」総額の 43%を占めた。高金利の下でも十分な利子助成が受けられるように助成方式を見直したことが有効だったと思われ、分野によって差はあるものの、融資利子助成に係る予算の実行率は総じて高かった。このほか、農業生産主体に対する融資を行うロシア農業銀行や農業機械等のリースを行うロスアグロリーシング（いずれも国営）に対して、資金力の強化を図る目的で合計 120 億ルーブルに上る多額の増資が行われたことも目立っている。

14) ロシアの会計年度は暦年であり、連邦予算を定める予算法は 2017 年のものまで入手できるが、ロシアの予算法に定められる予算額は、年によっては決算額とかなりの乖離がある（予算法以外の根拠で支出を認められることがあり、決算にはこの金額が含まれる）ため、情報は古くなるが決算によって金額を確認することにした。

15) ロシア連邦統計庁による 2015 年 12 月の前年同月比の値。

第13表 ロシア連邦 2015 年決算における「農業・漁業」の主要項目（注1）

	金額（億ルーブル）	「農業・漁業」に占める割合
国民経済	23,242.4	—
農業・漁業	2,082.2	100.0
主な項目		
融資利子助成	900.7	43.3
うち農業等短期融資	332.4	16.0
農業等投資融資	565.1	27.1
水産関係融資	3.2	0.2
金融体制強化	120.0	5.8
うちロシア農業銀行増資	100.0	4.8
ロスアグロリーシング増資	20.0	1.0
農業保険料助成	41.8	2.0
耕種デカップル支持	227.9	10.9
販売牛乳 1kg 助成	80.9	3.9
穀物市場介入	39.2	1.9
農機メーカー助成	51.9	2.5
農業施設建設・近代化助成（注2）	12.4	0.6
うち野菜温室	8.8	0.4
酪農施設	3.6	0.2

出典：ロシア連邦出納庁 2016 から筆者作成。

注1）連邦予算に係る決算額であり，連邦構成主体等の決算額は含まない。

注2）「農業施設建設・近代化助成」は，所要の経費の利息ではなく元本に対する助成。

融資利子助成に次いで支出金額が多い項目としては，「耕種デカップル支持」（耕種農業分野の農業商品生産者に対するデカップル支持：228 億ルーブル）や「販売牛乳 1kg 助成」（販売され又は自家加工のため搬出された牛乳 1kg に対する補助金：81 億ルーブル）が挙げられる¹⁶⁾。これらは，ルーブル安とインフレで生産資材価格が上昇する中で，農業生産者の生産コスト増嵩を抑制し，収益の確保を図るとともに，農業生産者がコスト増嵩を回避するために生産資材の投入を削減することによる悪影響（例えば肥料投入量の削減によって単収が低下する等）を縮小する効果を持つものであり，融資利子助成等を通じた資金供給の確保とともに，経済危機下で農業生産の維持・拡大を図るための手段として重要なものであった。

このほかに，2015 年において支出額の大きかった項目としては，農業発展計画に即して農業生産主体への農業機械の供給を促進するための農機メーカーに対する助成（52 億ルー

16) ロシアの WTO 補助金通報において「耕種デカップル支持」は「緑の施策」，販売牛乳 1kg 補助金は「黄色の施策」に位置づけられている。

ブル)、同じく農業発展計画に即して野菜温室や酪農施設の建設・近代化を進めるための助成(12億ルーブル)¹⁷⁾、農業保険料助成(42億ルーブル)、穀物の豊作に対応した市場介入の実施に係る経費(39億ルーブル)などが挙げられ、ここからも財政状況が厳しい中で農業発展計画の達成に向けて考慮が払われている様子が窺える。

(3) 主な農業支持施策

次に、予算額の大きい事項を中心に、ロシアの主な農業支持施策の内容や発足以来最近までの経緯を整理する。ロシアでは、直近の経済危機下におけるインフレと高金利はもちろん、平時においても金利水準が高く、農工間の交易条件の悪化も引き続き進行していることから、内容的には、農業生産主体が負担するコストを何らかの形で軽減するための施策が多く、金額的にも大宗を占めている。

1) 融資利子助成

融資利子助成は、農業生産者が銀行等の金融機関から借り入れた資金の利息支払額の一部を財政支出で補填することによって、金利負担を軽減する仕組みである。ロシアでこの制度が発足したのは2000年だが、同年には農業金融の中核的な役割を担う「ロシア農業銀行」も設立されており、体制面の整備と並行して年々制度の拡充が図られていった。ロシアの金利は、我が国などと比べて非常に高水準なので、利子助成による負担軽減は、農業生産者が運転資金や投資資金を確保する上で非常に重要な役割を果たしている。

ロシアの融資利子助成制度においては、農業生産者が市中銀行等から受けた融資の金利に対し、中央銀行(ロシア銀行)のリファイナンスレート(以下「中銀金利」)を上限として、連邦構成主体から農業生産者に補填金が支払われる。その財源は連邦予算補助金と連邦構成主体の自己負担分であり、それぞれの負担割合は政令で定められている(どの時期の制度かにより、また案件によっても異なるが、2009年以降は、連邦補助金の中銀金利の8割相当、連邦構成主体負担分が中銀金利の2割を限度とする場合が多い)。

融資利子助成による負担軽減の程度は、農業発展法に基づく農業国家報告に示されている。2012年の場合、銀行融資の金利が平均11.1%だったので、連邦予算から中銀金利(平均8.1%)の80%相当額の補填補助金が出る場合、それだけでも農業生産者の負担する金利は4.6%($11.1 - 8.1 \times 80\%$)となるが、さらに連邦構成主体からも中銀金利の2割(1.6%)を限度として補填が上乗せされるので、農業生産者が実際に負担する金利は、最小では3%となる¹⁸⁾。2012年のロシアの消費者物価上昇率が6.6%だったので¹⁹⁾、農業生産者の負担する金利は、実質的にはマイナスとなる²⁰⁾。

17) 野菜温室や酪農施設の建設・近代化に係る助成は、融資利子助成ではなく経費の本体(元本)に対して助成を行うもので、融資残高の過剰な増加への懸念が高まる中で新たに導入された方式である。

18) ロシア連邦農業省「農業国家報告」2012, 106頁, 図5.10を参照して記述した。

19) 消費者物価上昇率はロシア連邦統計庁ウェブサイトの数値。

20) 2012年当時の融資利子助成制度の根拠政令は2009年2月4日付ロシア連邦政令第90号。現在の根拠政令は、同年末に制定された2012年12月28日付ロシア連邦政令第1460号だが、融資利子助成の仕組み自体には前の政令から大きな変更はない。なお、2014年後半以降のルーブル下落と大幅な金利引上げの下で、農業生産者の負担増加

第 14 表は、毎年の農業国家報告に基づき、2002 年から 2012 年までの各年に新規に行われた利子助成融資の実績を取りまとめたものである²¹⁾。この表が示すように、融資利子助成の発足当初は短期融資が中心だったが、2000 年代後半以降投資的融資が急速に拡大し、これと相まって短期融資も増加したため、利子助成融資額の増加が加速した。

なお、短期融資は、期間 1 年までの融資で、毎年の作付けや収穫の作業に必要な種子、肥料、農薬、農機用燃料等の資材購入費用に充てられる。また、投資的融資は、期間が 1 年を超える融資で、機械・設備の更新や施設の建設などの費用に充てられる。第 14 表に示すとおり、短期融資は毎年の新規利子助成融資額の約 7 割を占める。その一方で、短期融資総額のうち農業組織による利用は半分程度にとどまり、同じく半分程度は農産加工企業が利用しているとされる。それでも自己資金が十分でない農業組織にとって、毎年の作付作業を遂行する上で不可欠で、需要の高い資金となっている²²⁾。

第 14 表 新規利子助成融資実績

(単位：10 億ルーブル)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
新規利子助成融資総額	33.0	43.8	78.0	114.5	200.2	380.1	372.7	411.9	480.0	483.3	366.2
うち短期融資(繰越含む)	29.3	39.2	67.3	89.0	96.2	243.1	224.2	299.2	334.5	328.8	252.2
投資的融資	3.7	4.6	10.7	25.5	104.0	137.0	148.5	112.7	145.5	154.5	114.0
利子助成連邦補助金額	2.0	3.2	4.8	6.8	10.6	25.2	28.8	58.4	62.8	67.5	66.9
農業・狩猟等固定資本投資額	77.1	85.7	111.0	134.0	215.9	326.0	378.2	314.0	292.6	416.6	446.0

出典：1.「新規利子助成融資総額」（内数も同じ）：2002-2007 年－ロシア連邦農業省「農業国家報告」2008，50 頁，2008-2012 年－同 2012，98 頁。

2.「利子助成連邦補助金額」：2002-2008 年－ロシア連邦農業省「農業国家報告」2008，50 頁，2009－同 2009，60 頁，2010-2011 年－同 2012，97 頁。

3.「農業・狩猟等固定資本投資額」 ロシア連邦統計庁ウェブサイト。

注 1) 短期融資金額については、2002-2008 年は繰越しを含み、2009 年以降は繰越しを含まない（この違いは「新規利子助成融資総額」にも反映されている）。

2) 「利子助成連邦補助金額」は、各年度に連邦予算から支出された利子助成補助金額の総計であり、当該年度の新規融資に対する利子助成補助金額と、当該年度より前に補助対象として認められた融資に対し当該年度に交付される利子助成補助金額との合計額。

3) 「農業・狩猟等固定資本投資額」には、農業だけでなく、狩猟業や農業・狩猟関係サービス業の固定資本投資を含む。

4) 「新規利子助成融資総額」及び「利子助成連邦補助金額」は大・中企業の数値であるのに対し、「農業・狩猟等固定資本投資額」は全企業の数値なので、単純に比較はできない。

2) 耕種デカップル支持

WTO 加盟前、ロシアでは農業生産主体が生産財を購入する経費の一部を助成する施策がいくつかの分野で講じられており、典型が無機肥料等購入費補填だった。無機肥料等購入費補填は、農業生産主体による無機肥料や農薬の購入経費の一部を、連邦及び連邦構成主体政

を抑制するための措置として、2015 年 1 月以降、中銀金利を基準とする補填方式を見直し、連邦予算による負担額を増やす措置が講じられている。

21) 農業発展計画との関係では、第一期の発展計画の終期までのまとめになる。第二期からは農業発展計画の構成の変更とともに農業国家報告の内容も変わり、利子助成融資関係でも、耕種・畜産別に記述されるようになる一方で利子助成対象となった投資的融資の総額などが示されなくなったため、第 16 表は第一期末までの期間で取りまとめた。

22) ロシア連邦農業省「農業国家報告」2012，98 頁。

府の財政支出で補填する施策であり、1990年代から始まり2012年まで実施された。

2012年にロシアがWTOに加盟すると、無機肥料等購入費補填のような農業生産コストの直接的な補填は、貿易歪曲効果を持つ「黄色の補助金」として削減対象となった。このため2013年からは、農業生産との直接的なリンクを切り離し、削減対象とならない「緑の補助金」化するため、他の同様の補助金とあわせて、耕地1haにつき土地の肥沃度等を勘案して所定額を支払う形の「耕種デカップル支持」（耕種農業分野の農業商品生産者に対するデカップル支持²³⁾）が導入された。

耕種デカップル支持に係る連邦予算の支出額は、2015年228億ルーブル、2016年232億ルーブルに上り、播種面積1ha当たりの平均支払額（連邦予算と連邦構成主体予算の合計）は、2015年434ルーブル（うち連邦予算267ルーブル）、2016年493.5ルーブル（同308.3ルーブル）とされる。主な使途としては、農業機械等の燃料、無機肥料、農薬などが挙げられている（マリューティナ2016、25-26頁）。形は変わっても、農工間の交易条件の悪化が進む中で、農業生産主体の生産財購入コストの上昇を補填する効果を持つ施策であることに変わりはない。

支給金額については、「2013年までの国による農業支持と同程度にするためには、デカップル支持の額は1.5～2千ルーブル/ha必要」であるとして、現在の水準ではまだ不十分とする指摘もある（カズィバエフ2015、23-24頁）。

3) 穀物等の市場介入制度

ロシアでは、穀物の需給・価格変動対策として、2001/02年度から穀物市場介入制度が導入されている²⁴⁾。この制度は、仕組みとしては安定価格帯制度であり、穀物の市場価格が最低基準価格を下回って下落するときは、政府機関が余剰穀物を買入れて市場から隔離することにより、市場価格が最低基準価格以上に上昇するようにし、逆に市場価格が高騰し最高基準価格を上回る場合には、政府機関が保有する穀物を売却し市場の供給量を増やすことにより、市場価格が最高基準価格以下に低下するようにする、というものである。

ただし、ロシアの制度は厳密な安定価格帯制度ではない。高騰時の最高基準価格はあらかじめ定められていないことが多く、買入れや売渡しの価格も市場実勢に応じて変わり、必ずしも最低・最高基準価格を超える水準とはなっていない。

買入・売渡介入の実務を担う機関としては、政府出資の「統一穀物会社」が指定されている²⁵⁾。買入・売渡介入に係る穀物の取引は、政府の指定する商品取引所で行われること

23) ロシア語では“Несвязанная поддержка сельскохозяйственным товаропроизводителям в области растениеводства”という。“Несвязанная поддержка”は、直訳すると「結びつけられていない支持」をいう意味になるので、意をくんで「デカップル支持」と訳した。

24) 2016年に牛乳・乳製品についても市場介入の制度が整備され、2017年から実施されるとのことなので、今後情報収集を進める。

25) 統一穀物会社は、以前から穀物の市場介入を行ってきた連邦国営単一企業「連邦食品市場規制機関」Федеральная государственная унитарная предприятия «Федеральное агентство по регулированию продовольственного рынка» を改組して2007年に設立された（統一穀物会社ウェブサイト）。当初は100%政府出資だったが、その後株式が売却され、現在は50%+1株を連邦政府、50%-1株を「スマ・グループ」傘下の「インヴェストル」社が保有している（ヴェドモスチ『企業便覧』「統一穀物会社」）。

とされており、最初の 2001/02 年度を除き「モスクワ証券取引所」が指定されている²⁶⁾。

最近実施された穀物市場介入の概要を第 15 表にまとめた²⁷⁾。干ばつ等により穀物が凶作となった 2012/13 年度には売渡介入が実施され、371 万トン（305 億ルーブル）の穀物（小麦、ライ麦、大麦）が売却されたが、2013/14 年度以降は総じて穀物の作柄が良い年が続いたことから、毎年度買入介入が実施されている。対象とされた穀物は、小麦、ライ麦、大麦、トウモロコシで、2013/14 年度から 2016/17 年度の累計で見ると、買入実績は 440 万トン（402 億ルーブル）に上っている。

ロシアの穀物市場は世界に開かれており、国内の穀物価格は国際価格と強く連動している。そうした状況の下では市場介入による価格維持には限界があるはずである。それでもこの制度が維持され続けている背景には、広大な国土を有するロシアならではの事情があると考えられる。ロシアの市場介入制度は、内陸に位置し、国内外の消費地への供給上地理的に不利なシベリア等において、地域的な穀物の供給過剰が生じた場合に販売機会を提供する役割を担ってきたと考えられる。

第 15 表 ロシアの近年における穀物市場介入の実施状況

		2012/2013	2013/2014	2014/2015	2015/2016	2016/2017
実施された市場介入の種類		売渡介入	買入介入	買入介入	買入介入	買入介入
実施期間		2012.10.23 －2013.7.31	2013.10.15 －2014.2.18	2014.9.30 －2015.6.30	2015.8.20 －2016.4.6	2016.9.19 －2016.12.14
対象穀物		小麦 ライ麦 大麦	小麦 ライ麦 大麦 トウモロコシ	小麦 ライ麦 大麦 トウモロコシ	小麦 ライ麦 大麦 トウモロコシ	小麦 ライ麦 大麦 トウモロコシ
買入実績	数量(千トン)		610	1,181	1,701	907
	金額(百万ルーブル)		3,572	10,257	17,691	8,671
売渡実績	数量(千トン)	3,710				
	金額(百万ルーブル)	30,460				

出典：モスクワ証券取引所ウェブサイト。

例として 2014/15 年度の買入介入を見てみよう。この年は、ルーブルの急落による穀物輸出の進展に引きずられる形で穀物価格が上昇したが、豊作で穀物供給は過剰だったことから、変則的だが、輸出関税を適用しながら買入介入が実施され（実施期間は 2014 年 9 月 30 日～2015 年 6 月 30 日）、統一穀物会社が合計 118 万トンの穀物（うち小麦 97 万トン）を買い入れた。当時のロシアの小麦生産者価格（普通小麦 4 級食用、トン当たり価格）の動向を見ると、北カフカス経済地区（クラスノダール地方）では 2014 年 8 月の 7,051 ルーブルが 11 月には 8,071 ルーブルに上昇したのに対し、西シベリア経済地区（アルタイ地方）では 8 月の 8,272 ルーブルが 11 月には 7,786 ルーブルに低下していた。当時は、輸出需要の強い北カフカスでは価格が上昇したのに対し、これが弱い西シベリアでは供給過剰で価格が低下するという形で、時期によって小麦の地域的な需給不均衡が生じ

26) 2011 年までは「モスクワ銀行間通貨取引所」（ММВБ: Московская межбанковская валютная биржа）。同年末に「モスクワ銀行間通貨取引所」が「ロシア取引システム」（РТС: Российская торговая система）を吸収合併して「モスクワ証券取引所」（Московская Биржа）が設立された（モスクワ証券取引所ウェブサイト）。

27) 同表以前の穀物市場介入の実績については、長友 2012a, 63 頁の第 9 表を参照されたい。

ていた可能性があり、これに対応するために買入介入が行われたのではないかと推測される。

5. ロシアの農産物貿易政策²⁸⁾

本節においては、ロシアの最大の輸出農産物である穀物と、農産物の輸入代替・自給率向上の最重要品目である食肉を取り上げ、貿易政策の推移を確認し、変化の背景を探る。

(1) 穀物の輸出規制政策

1) 穀物輸出制限措置の発動状況

第 16 表にこれまでのロシアの穀物輸出制限措置の発動状況を整理した。また、後掲の第 3 図にロシアの小麦の生産者価格の推移と穀物輸出制限措置の発動状況、第 17 表にはこれに対応したロシアの各年度の小麦生産量と在庫の動向をまとめたほか、第 4 図では、ロシアの月別の通関統計が入手可能だった 2012/13 年度以降を取り出して、ロシアの小麦輸出価格・生産者価格の推移と穀物輸出制限措置の発動状況との関係を整理し、第 5 図にロシアの小麦輸出品量の推移と穀物輸出制限措置の関係をまとめた。これらに基づいてロシアの穀物輸出制限措置の発動状況やその背景を確認していきたい。

第 16 表 穀物輸出制限措置の実施状況

措置	対象品目	関税率	適用期間	背景	市場介入
①輸出 関税	小麦・メスリン、 ライ麦	25€/トン	2004.1.16 ～5.1	2003 年の凶作に よる供給不足	売渡介入 2004.2.18 ～2004.7.21
②輸出 関税	小麦・メスリン	10%, ただし 22€/トン以上	2007.11.12 ～2008.1.28	国際的な穀物価 格の高騰	売渡介入 2007.10.29 ～2008.6.30
		40%, ただし 105€/トン以上	2008.1.29 ～6.30		
	大麦	30%, ただし 70€/トン以上	2007.11.12 ～2008.6.30		
③輸出 禁止	小麦・メスリン、大 麦、ライ麦、トウモ ロコシ、小麦粉、小 麦・ライ麦粉		2010.8.15 ～2011.6.30	2010 年の凶作に よる供給不足	売渡介入 2011.2.4 ～2011.6.23
④輸出 関税	小麦・メスリン	15%+7.5€/トン、ただし 35 €/トン以上	2015.2.1 ～5.14	ルーブル安によ る輸出の進展と 国内価格の上昇	買入介入 2014.9.30 ～2015.6.30
⑤輸出 関税	小麦・メスリン	課税価格の 50%－5,500 ル ーブル/トン、ただし 50 ル ーブル/トン以上	2015.7.1 ～9.30		買入介入 2015.8.20 ～2016.4.6 2016.9.19～
	小麦・メスリン（種 子用等は除く）	課税価格の 50%－6,500 ル ーブル/トン、ただし 10 ル ーブル/トン以上	2015.10.1 ～2016.9.22		

出典：関係のロシア連邦政令に基づき筆者作成（政令 2003 年 12 月 11 日付第 749 号，2007 年 10 月 10 日付第 660 号，同年 12 月 28 日付第 934 号，2010 年 8 月 5 日付第 599 号，2014 年 12 月 25 日付第 1495 号，2015 年 5 月 28 日 513 号，同年 9 月 29 日第 1032 号）。

注）2015 年 2 月の輸出関税以前の制度においては、従量税の単位が政令上 €/kg とされているものがあるが、便宜上すべて €/トンに統一した。

28) 第 4 節の記述は長友 2017 の第 5 章の一部に若干の修正を加えたものである。

第 16 表に示すとおり、ロシアはこれまでに、①2003/04 農業年度（以下「年度」と略。発動期間 2004 年 1 月 16 日～同年 5 月 1 日）、②2007/08 年度（2007 年 11 月 12 日～2008 年 6 月 30 日）、③2010/11 年度（2010 年 8 月 15 日～2011 年 6 月 30 日）、④2014/15 年度（2015 年 2 月 1 日～同年 5 月 14 日）、⑤2015/16～2016/17 年度（2015 年 7 月 1 日～2016 年 9 月 22 日）の 5 回穀物輸出制限を発動している²⁹⁾。輸出制限の手法は、基本的には輸出関税の適用だが、③の 2010/11 年度の場合は輸出禁止措置が発動された。

第 3 図に示すように、ロシアが穀物輸出制限を発動するのは国内の穀物価格が高騰する場合だが、その背景には二つのパターンがある。パターン 1 は、凶作によって穀物の供給不足が懸念され価格が高騰する場合、パターン 2 は、穀物の収穫量は十分だが、穀物の国際価格の高騰や為替相場の変動（ルーブル安）といった外的な要因によって、穀物輸出が有利な状況になったために輸出が進み、高い輸出価格に引きずられる形で国内の穀物価格が高騰する場合である。

（ア） パターン 1：凶作による穀物価格高騰時の輸出制限

パターン 1 に該当するのは、①の 2003/04 年度の輸出関税と、③の 2010/11 年度の輸出禁止である（第 16 表で網掛けした部分）。これらの年度は穀物が凶作で、ロシアの穀物消費量が年間概ね 7 千万トン程度とされているにもかかわらず、穀物総収穫量は、①の場合には 6,696 万トン（2003 年産、うち小麦 3,407 万トン）、③の場合には 6,096 万トン（2010 年産、うち小麦 4,151 万トン）と年間消費量を大きく下回る水準に落ち込んだ。

このため、この時期には穀物価格は供給不足への懸念から大幅に上昇した。第 3 図に示すように、ロシアの小麦の生産者価格は³⁰⁾、①の場合は、年度初めの 2003 年 7 月にはトン当たり 2,309 ルーブルだったが、ピークとなった 2004 年 6 月には 5,000 ルーブルまで上昇した。小麦生産者価格が最も急激に上昇したのは 2004 年 1 月から 2 月にかけてであり、3,249 ルーブルから 4,475 ルーブルへ 38%も上昇していた。③の場合には、年度初めの 2010 年 7 月時点では 3,459 ルーブルだったが、ピークの 2011 年 2 月には 6,486 ルーブルまで上昇している。

こうした価格高騰の進行を抑制するための手段の一つとして、①の場合には穀物輸出関税、③の場合には穀物輸出禁止措置が導入されたのであり、第 16 表に示すように、同時期には、国内市場に追加的な穀物供給を行い、需給の緩和を図る措置として、統一穀物会社による穀物在庫の売却（売渡介入）が実施されている³¹⁾。2004 年 2 月以降小麦価格の上昇が鈍化し、2011 年 2 月以降小麦価格が低下に転じたことについては、国際価格の低下（第 3

29) 途中で関税率の変更や対象品目の見直しが行われているか否かにかかわらず、何らかの輸出規制措置が継続して行われている期間を 1 回とした。

30) 小麦の生産者価格は、農業組織の月別の全小麦平均販売価格（ロシア連邦統計庁中央統計情報データベース）。

31) 2003/04 年度は、2004 年 2 月 18 日～2004 年 7 月 21 日（2004 年 7 月 1 日以降は 2004/05 年度に跨がる）に商品介入を行い、合計 154 万トンの穀物（うち小麦 126 万トン、ライ麦 28 万トン）を売却している。2010/11 年度は、食用穀物については通常の売渡介入方式により商品取引所を通じて売却され、飼料穀物については政府在庫を管理する統一穀物会社から商品取引所を介さず直接連邦構成主体に配分されることとなった。食用穀物の売渡介入は、2011 年 2 月 4 日～6 月 11 日に行われ、合計で 92 万トン（うち小麦 70 万トン、大麦 17 万トン、ライ麦 3 万トン）だった。飼料穀物の直接配分については、実績は明らかでないが、限度数量は総量 239 万トン（うち小麦 141 万トン、大麦 98 万トン）とされていた（長友 2012、107-108 頁、121 頁）。

図では米国の小麦生産者価格も同時期に低下している)とともに、これら措置の効果があった可能性がある。

第5図に示すとおり、①の穀物輸出関税、③の穀物輸出禁止措置とも、発動期間中は小麦輸出量が激減した³²⁾。小麦輸出量は、①の場合、2003/04年度第2四半期の118万トンが第3四半期には14万トン、第4四半期には3万トンとなり、③の場合は、2010/11年度第1四半期の334万トンが、第2四半期2.8万トン、第3四半期787トン、第4四半期4万トンとなった。一方、輸出制限措置の解除後は輸出量が急増し、2004/05年度第1四半期は262万トン、2011/12年度第1四半期は850万トンとなっている。

(イ) パターン2：外的要因による穀物価格高騰時の輸出制限

パターン2に該当するのは、②の2007/08年度の輸出関税と、④の2014/15年度と⑤の2015/16～2016/17年度の輸出関税である。②は、豪州の小麦不作の連続などを契機として穀物の国際価格が高騰し「世界食糧危機」と呼ばれた時期であり、第3図に示すように、この時期には米国の小麦生産者価格が高騰し、これを追いかける形でロシアの小麦生産者価格も高騰している。また④及び⑤の時期には、原油価格の下落やウクライナ危機に伴う欧米諸国からの対ロ経済制裁の影響によって、ルーブルが米ドルに対して大幅に下落したため、第3図に示すように、米国の小麦生産者価格は低下が進んでいたにもかかわらず、ロシア国内のルーブルでの小麦生産者価格は急激に上昇した(ロシアの小麦生産者価格も、ドル換算すると米国の小麦生産者価格以上に低下が進んでいた)。

これらの年の穀物の収穫量を見ると、2007年8,147万トン(うち小麦4,937万トン)、2008年1億818万トン(同6,377万トン)、2014年1億532万トン(同5,908万トン)、2015年1億479万トン(同6,179万トン)で、いずれの年も国内需要量を大きく上回っているだけでなく、2008年、2014年、2015年の穀物収穫量はソ連崩壊後のロシアにおける1位～3位の大豊作である。

このように供給不足とは無縁の年になぜロシアの小麦の生産者価格が高騰したのか、例として④の2014/15年度の輸出関税の場合を見てみよう。この時期には、先に述べたように、原油価格の下落やウクライナ危機に伴う欧米諸国からの経済制裁の影響によって、ルーブルの対米ドル為替レートが大きく下落した。ルーブル安は2014年7月頃から徐々に進み、同年11月から2015年1月頃の下落が特に急激だった。7月に1ドル=34.64ルーブルだった為替レートは、2015年1月には1ドル=65.15ルーブルとなった。その後は、一時的な揺り戻しを挟みつつもルーブル安が進み、2016年1月に最低の1ドル=77.93ルーブルまで落ち込み、再び回復して1ドル=60ルーブル台で最近まで推移している。

第4図に示すように、ロシアの小麦輸出価格は、基本的には国際相場と連動して動いており、ロシアと米国の小麦輸出価格(ドル/トン)の動きは、水準の違いはあるものの強い相関関係を示している(第4図に示した2012年7月から2015年12月までの期間におけ

32) ③の2010/11年度の穀物輸出禁止措置においては適用除外が定められており、同措置の発動期間中もCIS諸国に対しては若干の穀物輸出が行われている。

る両者の相関係数は 0.88) ³³⁾。2014 年 7 月から 2015 年 2 月までの時期においては、米国・ロシアとも小麦輸出価格は、基本的には緩やかな低下傾向を示し、ロシアの小麦輸出単価は 230 ドル前後で概ね安定していた。

一方、この時期のロシアの小麦輸出価格を米ドルからルーブルに換算すると、2014 年 7 月には 8,147 ルーブルだったものが、ルーブル安が進行した結果、2015 年 1 月には 14,851 ルーブルまで上昇した。これは輸出業者がロシア国内で小麦を買い入れる価格の上昇につながり、小麦生産者価格も上昇した。こちらは 2014 年 8 月時点では 6,362 ルーブルだったが、2015 年 1 月には 8,714 ルーブルに上昇している（2014 年 7 月から 2015 年 12 月までのロシアのルーブル換算小麦輸出価格と小麦生産者価格との相関係数は 0.74）。

2015 年 2 月から小麦に対して輸出関税が適用されたのは、こうしたロシア国内の価格状況に対応するためだった。通常、穀物価格高騰時には、国内市場の穀物供給量を増やすために、売渡介入（政府在庫の市場での売却）が行われるが、2014/15 年度の場合は、ルーブルの急落という特殊事情で穀物価格が上昇したが、豊作で穀物供給は過剰だったことから、輸出関税の適用下では変則的だが、買入介入が実施されている ³⁴⁾。

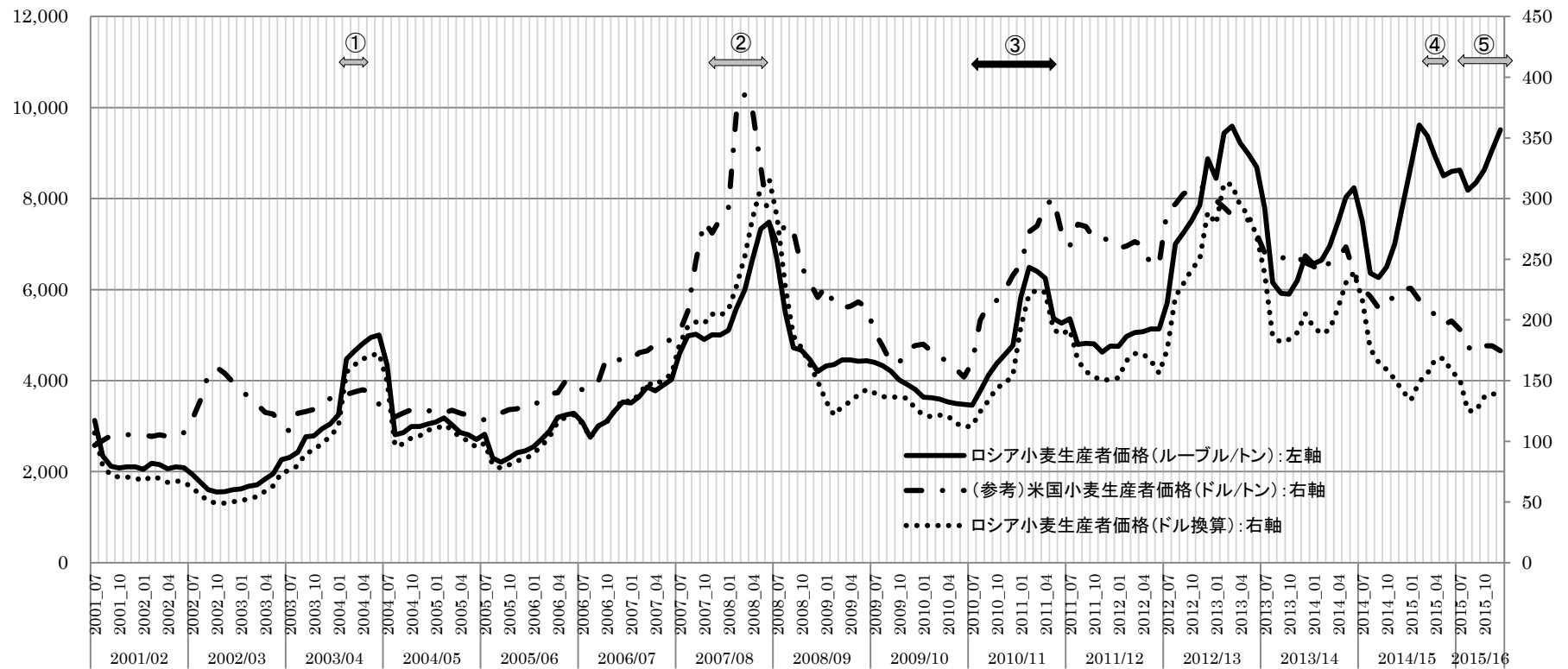
第 5 図で 2014/15 年度のロシアの四半期別小麦輸出量の推移を見ると、2015 年 2 月から 5 月まで輸出関税を適用したので、第 3 及び第 4 四半期の小麦輸出量が減少しているが、それ以前の輸出制限措置（①～③）の発動時期と違って相当量の小麦が輸出されており、輸出量は、第 3 四半期 282 万トン、第 4 四半期 391 万トンとなっている。

国内の小麦価格の安定という意味では、第 4 図に示すように、ロシアの小麦生産者価格は、輸出関税の適用を開始した 2015 年 2 月の 9,617 ルーブルをピークとして低下に転じた（2015 年 5 月 8,500 ルーブル）。これについては、輸出関税の賦課で輸出需要が減少したことによって、国内需給が緩和された効果と考えられる一方で、小麦の輸出価格も 2 月の 15,048 ルーブルをピークとして低下を続けており（2015 年 6 月 11,078 ルーブル）、この点については、この時期、小麦の国際価格の低下が進んだことや、為替相場がルーブル高に振れた（1 米ドル：1 月 65.15 ルーブル、5 月 50.47 ルーブル）ことも影響していたと考えられる。

33) ロシアの小麦輸出価格は、ロシア連邦税関庁通関統計データベースの小麦（HS1001）の輸出金額（米ドル表示）を輸出量で除して算出しており、輸出小麦全体の平均単価である。一方、米国の小麦輸出価格は、USDA, ERS, Wheat Data 所収の「No. 1 hard red winter (ordinary protein), Texas Gulf」の価格である。ハード・レッド・ウインターは、米国で生産・輸出される小麦の代表的な銘柄、No. 1 は最上等級、メキシコ湾岸のテキサス州の港湾における FOB 価格である。FOB 価格というベースは共通なので、米ロ間で価格の動きを比較することは一応可能と考えられるが、米国の価格が対象を品質の高い小麦に絞ったものである一方、ロシアの方は全輸出小麦の平均価格なので、他の条件が同じであれば、価格水準は米国の輸出価格の方が高品質の故に高くなるはずである。

34) 当時の買入介入実施の背景には穀物の地域的な需給不均衡が存在した可能性があることについて 4. (3) の 3) を参照されたい。

第3図 ロシアの小麦生産者価格の推移と穀物輸出制限措置の発動

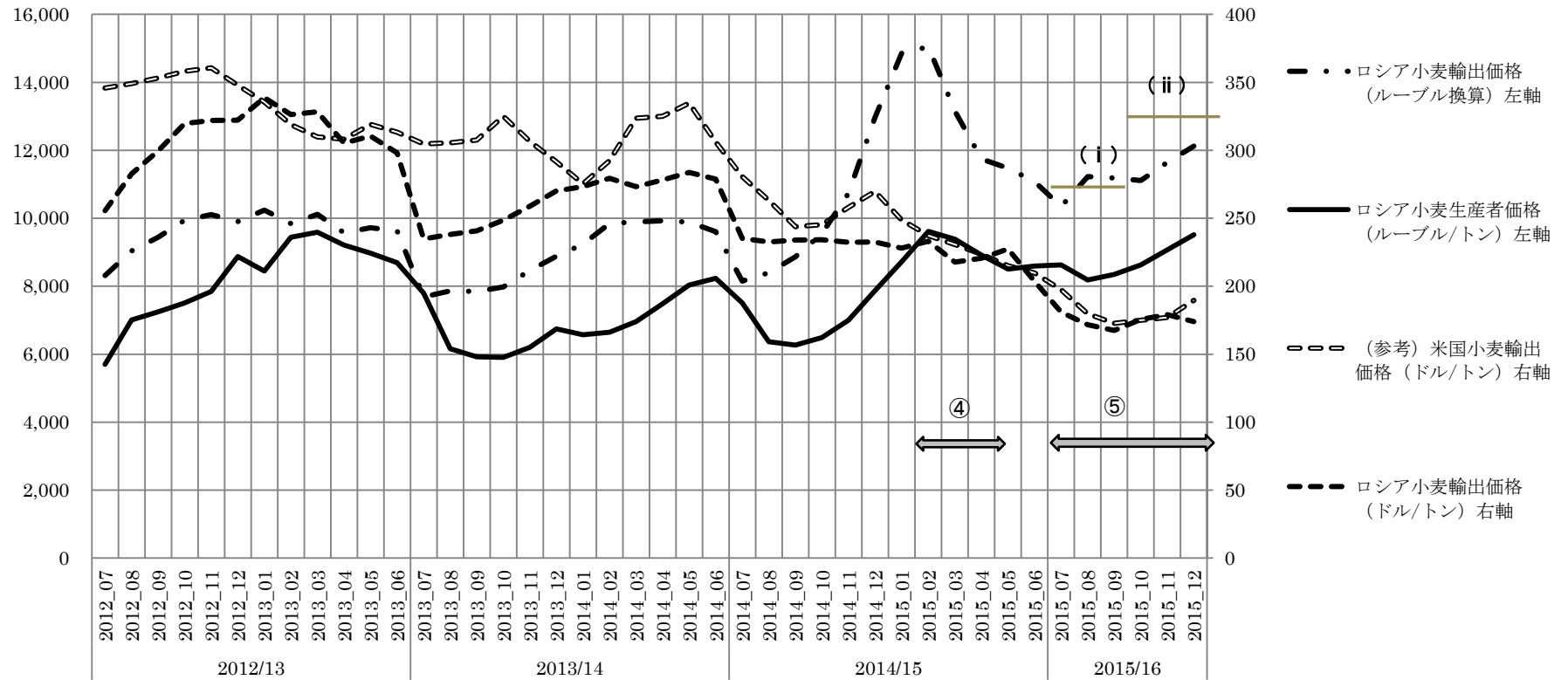


第 17 表 ロシア小麦生産・在庫動向

(単位: 万トン)

	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16
小麦収穫量	4,700	5,062	3,407	4,543	4,762	4,493	4,937	6,377	6,174	4,151	5,624	3,772	5,209	5,971	6,179
期末在庫	762	834	482	613	600	466	427	1,094	1,472	1,374	1,090	493	518	629	613
在庫増減	616	71	▲ 352	131	▲ 13	▲ 134	▲ 39	668	378	▲ 99	▲ 284	▲ 597	24	111	▲ 16

第4図 ロシアの小麦生産者価格・輸出価格の推移と穀物輸出制限措置の発動（2012/13年度以降）



第 3 図

出典：各種出典から筆者作成（ロシアの小麦生産者価格はロシア連邦統計庁中央統計情報データベース，ルーブル・US ドル為替レートはロシア銀行ウェブサイト，米国の小麦生産者価格は USDA, ERS, Wheat Data, Table 20.）

注 1) ロシアの小麦生産者価格は，農業組織による販売価格の平均値．ドル換算は，ルーブルによる各月の原データを対応月の平均為替レートで換算．各月の平均為替レートは，ロシア銀行ウェブサイトの毎日の為替レートを月ごとに単純平均して算出．

注 2) 米国の小麦生産者価格は，全米のすべての小麦の平均販売価格．年度区分は，米国の穀物年度は各年 6 月～翌年 5 月，ロシアの農業年度は各年 7 月～翌年 6 月だが，本図ではロシアに合わせた．

注 3) 両矢印は輸出制限措置の発動期間（灰色が輸出関税，黒が輸出禁止）．矢印の上の○番号は第 16 表と対応している．

第 17 表

出典：各種統計から筆者作成（小麦収穫量はロシア連邦統計庁ウェブサイト，期末在庫は USDA, PSD Online. 在庫増減は同出典より筆者計算）．USDA, PSD Online のロシアの穀物需給表の小麦生産量の数値は，基本的にロシア連邦統計庁ウェブサイトの小麦収穫量の数値と同じだが，年によって若干数値が食い違っていることがあるため，本出典ではロシア連邦統計庁ウェブサイトの数値を掲載した．

第 4 図

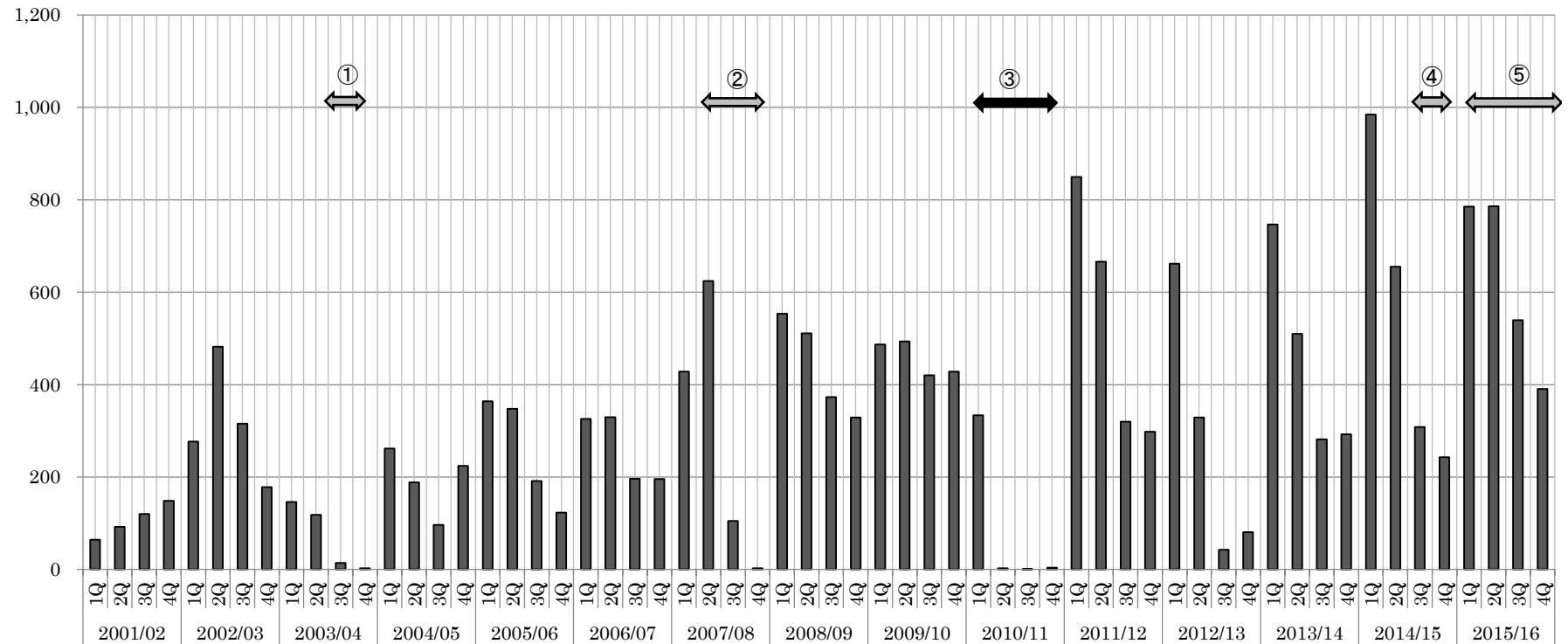
出典：各種統計から筆者作成（ロシアの小麦生産者価格はロシア連邦統計庁中央統計情報データベース，同小麦輸出価格はロシア連邦税関庁通関統計データベース，ルーブル・US ドル為替レートはロシア銀行ウェブサイト，米国の小麦輸出価格は USDA, ERS, Wheat Data, Table 20.）

注 1) ロシアの小麦輸出価格は，小麦（HS1001）の輸出金額（米ドル表示）を輸出量で除して算出．ロシアの小麦生産者価格及びドル換算については，図 6-1 の注 1) と同じ．

注 2) 米国の小麦輸出価格は，No. 1 hard red winter (ordinary protein), Texas Gulf の価格．年度区分は，米国の穀物年度は各年 6 月～翌年 5 月，ロシアの農業年度は各年 7 月～翌年 6 月だが，本図ではロシアに合わせた．

注 3) 両矢印は輸出制限措置（輸出関税）の発動期間．矢印の上の○番号は第 16 表と対応している．2015/16 年度の灰色の横線は輸出関税が実質的に発動される基準輸出価格．（i）は 11,000 ルーブルトン（2015.7.1～9.30），（ii）は 13,000 ルーブルトン（2015.10.1～2016.9.22）

第5図 ロシアの穀物輸出制限措置の発動と小麦輸出量の推移（四半期別，万トン）

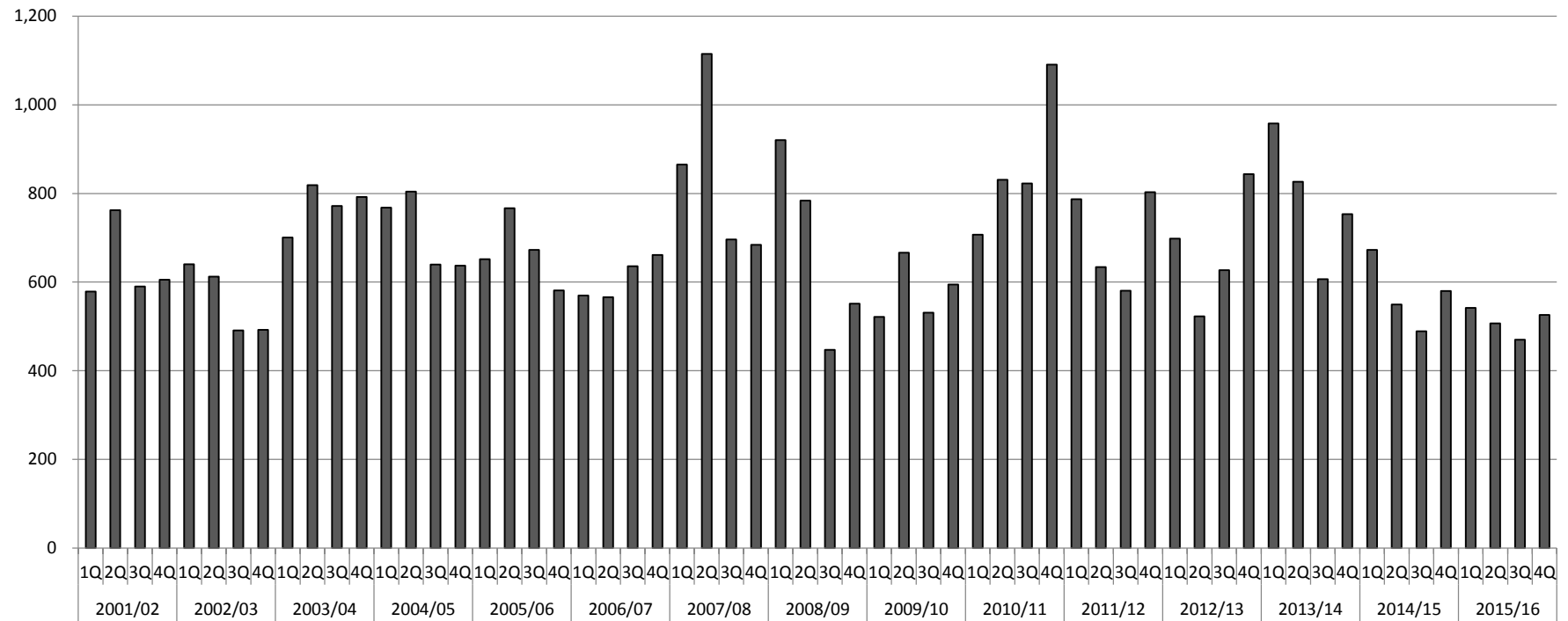


出典：ロシア連邦税関庁「通関統計」，同通関統計データベースより筆者作成。

注1) 時期区分は，ロシアの農業年度による。例えば2001/02年度は2001年，7月～2002年6月で，これを第1四半期（1Q）～第4四半期（4Q）に区分。

注2) 両矢印は輸出制限措置の発動期間（灰色が輸出関税，黒が輸出禁止）。矢印の上の○番号は第16表と対応している。

第6図 米国小麦輸出力（四半期別，万トン）



出典：USDA, ERS, Wheat Data, Table 21.

注．時期区分は，米国の穀物年度による．例えば2001/02年度は2001年6月～2002年5月で，これを第1四半期（1Q）～第4四半期（4Q）に区分．

2) 穀物輸出制限措置の影響とロシア政府の姿勢の変化

穀物の輸出制限措置は、輸入国と輸出国であるロシアの双方に影響を及ぼす。最も強い措置だった 2010/11 年度の穀物輸出禁止については、輸入国への影響という面では、これがロシアを小麦の最大の供給先としている中東・北アフリカ諸国における小麦価格高騰の一因となり、「アラブの春」につながったとの指摘もある。ここでは 2010/11 年度の穀物輸出禁止がロシアに与えた影響とその後のロシア政府の姿勢の変化を整理しておきたい。

(ア) 穀物輸出禁止措置の影響

一つ目は、穀物輸出禁止後にロシア国内の穀物価格の低下が進んだことである。その背景としては、輸出禁止措置の発動に当たってロシア連邦政府による穀物在庫の把握が十分でなく、想定した以上に国内に穀物在庫が存在していた可能性が指摘されている。そうした実態を知る生産者が、穀物輸出禁止後に穀物価格の低下が進行するのを見て、政府への不満を募らせたことは想像に難くない。

連邦農業省は、2010 年 7 月 1 日時点におけるロシア全国の穀物在庫は 2,170 万トン（うち 950 万トンが政府の介入在庫）であるとしていた³⁵⁾。統計によれば、2010 年の穀物収穫量は国内需要量より 1 千万トン程度少なく、それだけ在庫が減少するはずであるが、ズロチェフスキー・ロシア穀物連盟会長は、2011 年 4 月 1 末時点の穀物在庫は 2,600 万トン、7 月 1 日時点でも 1,900 万トンと推定されるとしている³⁶⁾。また、トカチョフ・クラスノダール地方知事（当時。現連邦農業大臣）は、同地方内の穀物エレベーターには、総容量の 4 分の 1 に当たる約 200 万トンの前年産穀物が残っており、このままでは当年産穀物の収穫・保管に差し支えるとして早期の輸出規制解除をプーチン首相及びズブコフ第一副首相に要請した旨報じられている³⁷⁾。いずれも早期の穀物輸出再開を求める立場での発言であることを割り引いて考える必要はあるかもしれないが、小麦の生産者販売価格が 11 年 2 月から年度末の同年 6 月まで低下を続けていたことから見ても（第 3 図）、2010/11 年度の穀物需給は、政府が輸出禁止措置を発動する際に見込んだほど逼迫していなかった可能性がある。

ロシア政府は、穀物価格の高騰が国民生活に悪影響を及ぼすおそれに対しては敏感に反応する。その一方で、政府は穀物の在庫状況などを必ずしも十分に把握できていないように思われ、また、輸出業者は国内需給よりも輸出優先の立場で行動するため、結果的に、当時のロシア連邦政府の輸出規制措置は、安全を見越した必要以上に厳しいものになった側面があるように思われる。特に、2010/11 年度当時、ロシア農政を率いていたのはズブコフ第一副首相とスクリンニク連邦農業大臣であり、経済活動に対する統制色の強い体制だったことも、当時のロシア連邦政府が輸入禁止措置の発動という判断を行う重要な背景とな

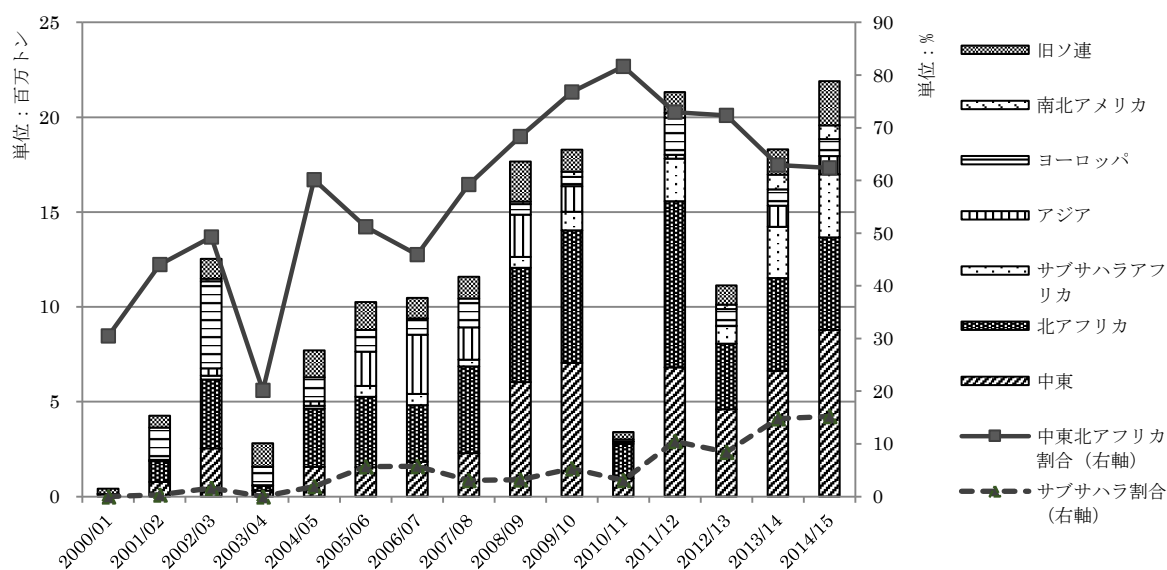
35) 2010 年 7 月 23 日に開催された干ばつ対策会議でスクリンニク農業大臣が報告した数値（ロシア連邦農業省 2010）。

36) ウズベコヴァ 2011。この記事の中で、ズロチェフスキー会長は、農業生産者は補助金を受けるために干ばつの被害を大きく申告しており、実際の収穫量は統計より 500 万トン多かったとも述べている。

37) 農民報知 2011。

ったと推測される。

二つ目は輸出先国の変化である。第 7 図に 2001/02 年度以降の小麦輸出量の推移を仕向先地域別に示した。2004/05 年度以降、ロシアの小麦輸出は主として中東及び北アフリカ地域に向けられており、2014/15 年度においては小麦輸出量 2,190 万トンの 62%に当たる 1,367 万トンが両地域に輸出されている。国別に見ると、ロシアの小麦輸出先上位 3 か国は、直近 3 年度（2012/13 年度～2014/15 年度）の平均値でエジプト（331 万トン）、トルコ（320 万トン）、イラン（112 万トン）となっており、3 か国だけでこの時期のロシアの小麦輸出量の 45%を占めている。



第7図 ロシアの小麦輸出量の地域別動向

出典：ロシア連邦税関庁「通関統計」、同通関統計データベースより筆者作成。

興味深いのは、ロシアが穀物輸入禁止措置を発動した 2010/11 年度をピークとして、ロシアの穀物輸出量に占める中東・北アフリカ地域の割合が低下していることである。そこで Global Trade Atlas を用いて、2010/11 年度の前後で中東・北アフリカ地域に対する世界各国の小麦輸出量の変化を把握した。具体的には 2009 年と 2013 年（いずれも暦年）で比較すると、中東・北アフリカ地域全体に対しては、輸出量が減少した国がロシア 380 万トン、カナダ 249 万トンなどに対し、増加した国がルーマニア 214 万トン、インド 150 万トン、ブルガリア 97 万トン、ウクライナ 92 万トンなどとなっている。

特に、世界最大の小麦輸入国であるエジプトについて見ると、ロシア、フランス等の輸出が減少する一方、ウクライナ、ルーマニア、米国等の輸出が増加していた。中東・北アフリカ市場では、ロシアが最大の小麦輸出国の地位を維持し続けているものの、ロシアからの輸出量が 2010/11 年度の穀物輸出禁止によるブランクや 2012/13 年度の不作の影響を受けて減少する一方で、新たな輸出国の登場や伝統的輸出国の巻き返しがある程度進んでいたことがわかる。

その一方で、ロシアの小麦輸出先としてのウエイトを高めたのがサブサハラ・アフリカ地

域であり、2014/15 年度には、ロシアのこの地域への小麦輸出量は 333 万トン、総輸出量に占める割合は 15.2%となった。この地域の主な輸出先国はナイジェリア、南アフリカ、ケニア、タンザニアであり、4 か国で 231 万トンを輸入している。

かつて、米国がソ連のアフガニスタン侵攻に対する制裁としてソ連に対する穀物禁輸措置を講じ、ソ連はこれに穀物輸入先の変更で対抗したが、その時のソ連のように、ロシアの穀物輸出禁止措置の発動によって小麦輸入先の変更を余儀なくされた中東・北アフリカ諸国は、ロシア以外に小麦の供給先を求め、一方でこれまでロシアの輸出増加で中東・北アフリカ諸国の市場でシェアを落としていた伝統的小麦輸出国や新興の輸出国がこれに呼応して市場の取り返しを図ったものと思われる。その結果、ロシアは、輸出禁止再開後、中東・北アフリカ諸国に対してかつてと同じ規模の輸出を行うことができなくなり、新たな市場の開拓を求められたと考えられる。

(イ) ロシア政府の姿勢の変化

2010/11 年度に穀物輸出禁止措置を発動したことに伴い上記のような副作用が発生したこともあって、それ以降はロシア連邦政府も穀物輸出制限の発動に慎重になったように思われる。2012/13 年度の凶作と穀物価格上昇に対する対応と、2014/15 年度以降のルーブル安に伴う穀物価格上昇に対する対応について確認してみよう。

2012/13 年度の穀物収穫量（2012 年産）は 7,091 万トンで、2010 年より多かったものの、国内需要量ぎりぎりの水準に落ち込んだ。一方、第 17 表に示すように、同年のロシアの小麦収穫量は 2010 年よりも少なく、在庫の状況を見ても、2012/13 年度のロシアの小麦需給は 2010/11 年度よりむしろ厳しかったと考えられる。

第 4 図に示すように、厳しい需給状況を反映して小麦生産者価格（ルーブル/トン）は上昇し、年度初めの 2012 年 7 月の 5,699 ルーブルが、ピークの 2013 年 3 月には 9,593 ルーブルに達した（2010/11 年度のピークは 2011 年 3 月の 6,396 ルーブル）。しかし、2012/13 年度には穀物輸出制限措置は発動されなかった。一方、第 5 図で 2012/13 年度のロシアの小麦輸出量の推移を見ると、第 1 及び第 2 四半期に比べて第 3 及び第 4 四半期の小麦輸出量が大きく減少している。

2012/13 年度後半の小麦輸出量が小さくなった重要な理由と考えられるのが、ロシア国内の小麦価格上昇に起因する小麦輸出価格の上昇である。第 4 図に示したロシアと米国の小麦輸出価格は、米国の方が対象を品質の高い小麦に絞った価格となっているため、通常であれば米国の輸出価格の方が高くなるはずだが（脚注 33 参照）、2013 年 1 月から 3 月においてはロシアの輸出価格が米国のそれを上回っている。この時期には、おそらく品質に見合わない高価格が輸入国に敬遠され、ロシアの小麦輸出を抑制する要因になったと考えられる。

また、2010/11 年度と 2012/13 年度のロシア連邦政府の対応の違いには、農政を担当する閣僚の交代も少なからず影響していたと考えられる。2010/11 年度の体制については既に述べたが、2012/13 年度の時点では、農政の担当がドヴォルコヴィッチ副首相とフョードロフ

連邦農業大臣という経済リベラル派の体制に代わっており、このことも、ロシア連邦政府の政策形成において、穀物輸出制限のような統制色の強い措置は回避する方向で作用したと考えられる。

2014/15 年度の小麦価格高騰の際には、2015 年 2 月～5 月に小麦輸出関税が適用されたが、このときロシアは、ウクライナ危機に伴う欧米諸国との経済制裁の応酬や原油安に伴うルーブルの暴落という特殊な状況下にあった。2014 年後半から 2015 年にかけては、ルーブル安やロシアが 2014 年 8 月から欧米諸国に対して発動した食品輸入禁止措置の影響によって、インフレの進行、特に食品価格の上昇が問題となっていた。こういう状況下では、2012/13 年度のように、在庫の減少で小麦の国内価格が上昇することによって輸出が自然に抑制され、翌年度の新穀が出回る頃には国内価格も下がる、という市場メカニズムに任せる対応を採る余地はなかったと考えられる。

それでも、2014/15 年度は穀物（小麦）が豊作で、価格の上昇はともかく、数量的には需給に余裕があり、輸出関税率も 2008 年と比べて低く押さえられたため、第 5 図に示すとおり、小麦輸出関税が適用された年度後半にも、第 3 四半期 308 万トン、第 4 四半期 243 万トンと相当量の小麦輸出が継続された。また、輸出関税の適用期間も、当初は 2015 年 6 月 30 日までとされていたが、同年 4 月に着任したトカチョフ連邦農業大臣の下で、期限を繰り上げて 2015 年 5 月 14 日をもって終了している。

トカチョフ氏の連邦農業大臣就任（ドヴォルコヴィッチ副首相は異動なし）は、穀物輸出については促進の方向に働いている。同氏は、2010/11 年度の穀物輸入禁止措置発動当時に、クラスノダール地方知事として措置の早期解除を求めた人である。クラスノダール地方は既述のとおりロシア最大の小麦産地で、最大の穀物輸出港ノヴォロシースクを抱えている。そしてトカチョフ氏自身、親族が同地方で穀物生産などを行うアグロホールディングを経営している。同氏は、地域的・個人的利害の観点から穀物輸出促進派であって、穀物輸出に対する制限は避けたいという基本姿勢の持ち主と推測される。

穀物輸出に対する制限をできるだけ避けるという姿勢は、2015 年 7 月から（おそらく恒久的な措置を意図して）導入された小麦輸出関税の、導入後の経過からも窺える。7 月に導入された当初の制度は、ルーブル換算した小麦の輸出価格が 11,000 ルーブル/トン（以下、仮にこれを「境界輸出価格」という）を下回っている場合は、輸出関税は 10 ルーブル/トンという軽微な額を形式的に課すだけだが、輸出価格が 11,000 ルーブル/トンを上回ると、上回った金額の半分が輸出関税として徴収されるという仕組みだった（11,000 ルーブルの境界輸出価格は、第 4 図に（i）で示した）。

第 4 図に示すとおり、導入後間もなくしてルーブル換算の小麦輸出価格が境界輸出価格の 11,000 ルーブルを上回るようになったため、同年 10 月から境界輸出価格が 13,000 ルーブル/トンに引き上げられ（第 4 図に（ii）で示した）、ルーブル換算の小麦輸出額が再び境界輸出価格を下回るようになった。この見直しは、ルーブル安の進行等によってルーブル換算の小麦輸出価格が境界輸出価格を上回り、実質的な輸出関税が賦課されることによって輸出が抑制されることを懸念した穀物生産者等の要請を受けて行われたものであり（ヴ

ェドモスチ 2015) , これも穀物輸出に対する制限をできるだけ避けるという、現在のロシア農政当局の姿勢の表れと考えることができよう。

3) 穀物輸出制限措置についてのまとめ

伝統的小麦輸出国である米国と、新興小麦輸出国であるロシアを比較した場合、ロシアの小麦輸出の特徴は輸出量の不安定さにある。ロシアが穀物の純輸出国に転換した 2001/02 年度以降毎年の四半期別小麦輸出量の推移を、ロシアについては第 5 図、米国については第 6 図に示したが、両図を比較すると、米国と比べたロシアの小麦輸出の不安定さが視覚的にも理解できる。

米国の小麦輸出(第 6 図)は、年度内の四半期ごとの数量の差が比較的少なく、年間を通じてかなり均等に輸出が行われている。各四半期の輸出量は最低でも 400 万トンを上回っている。これに対しロシアの小麦輸出は、年度内の前半(第 1, 第 2 四半期)に集中し、年度後半の輸出量が少ないという傾向があり、さらに年によっては穀物輸出制限措置の適用等によって一時的に輸出が途切れる時期がある。米国と比べてロシアの小麦輸出量の変動が大きい理由は、基本的には、穀物生産量の変動の大きさ、穀物生産量に対する国内消費量の大きさ(輸出余力の小ささ)にあること、ロシアの場合小麦輸出の不安定性を穀物輸出制限が増幅していると考えられるが、穀物輸出制限が小麦輸出の不安定性を増幅していることは、第 5 図と第 6 図を対比するとよくわかる。

米国の小麦輸出量が年間を通じてかなり安定している背景には、農場レベルでの保管施設の充実と価格支持融資制度等の存在によって、穀物農家が収穫期直後に必要な資金を確保しつつ、収穫物を保管して市況を見ながら有利な時期に随時出荷できる体制が確保されていることが指摘できる³⁸⁾。これに対しロシアは、穀物保管施設がかなり整備されてきたとはいえ、まだまだ十分ではなく、米国の価格支持融資制度に類似した制度も設けられているが、価格低落時に発動される買入介入に付随した限定的なものであるため³⁹⁾、収穫直後の年度初めに穀物の出荷・輸出が集中することになっていると推測される。また、ロシア政府がしばしば穀物の輸出制限措置を発動してきた背景には、こうした事情による需給状況の見通しの立てにくさが影響している可能性もある。政策当局者が市場への介入をためらわない傾向にある人の場合はなおさらである。

その意味では、2010/11 年度の穀物輸出禁止措置の経験から、それ以降はロシア連邦政府が穀物輸出制限措置の発動に慎重になっており、特に現在のロシア農政の体制は穀物輸出については促進的であることは、小麦輸入国からは歓迎すべき状況と評価できよう。一方、ロシア農政においては、食料安全保障の確保に最大の価値が置かれていることを忘れてはならない。2016 年 9 月末にトカチョフ農相がプーチン大統領と面会し、穀物の収穫や輸出

38) 米国の価格支持融資制度については、勝又 2014, 39-40 頁。

39) 「抵当オペレーション」(залоговая операция)と呼ばれる制度で、買入介入に参加して買入機関に穀物を売却した農業生産者は、穀物の価格動向を見て、価格が当該売却価格を上回って上昇する場合には、買戻権を行使して穀物を売却価格で買い戻し、市場において時価で販売することを選択できる。

の見通しについて報告を行った際、穀物輸出の拡大について積極的な報告を行ったトカチヨフ農相に対し、プーチン大統領は、最も重要な課題はロシアの食料安全保障の確保（飼料用、食用の穀物の確保）であると釘を刺している⁴⁰⁾。

ロシア国内の穀物価格の上昇は、食品価格については原価に占める割合が小さいため、まだ比較的影響が少ないとしても、穀物を飼料として用い、これが生産コストに占める割合の高い畜産業の経営には悪影響を及ぼす。穀物の生産と輸出の拡大と同様、食肉等の畜産物の生産の拡大と自給率の向上もロシア農政の重要課題である。2010/11 年度以前のような強引な穀物輸出制限措置の発動は、今後も可能な限り抑制されるだろうが、穀物の輸出規制は、穀物の生産・輸出の拡大と食肉等の畜産物の生産拡大と自給率向上を両立し、ロシアの食料安全保障を確保するための手段として、今後もしばしば、その発動と措置の程度が取りざたされることになるだろう。

（２） 食肉の輸入抑制政策

１） 食肉の関税割当制度

ロシアにおいては、1990 年代に縮小した畜産の回復が農政の重要課題となっており、食肉については、輸入を抑制し国産による代替を進める観点から、2003 年に関税割当制度が導入された⁴¹⁾。ロシアは、WTO 加盟交渉でもこの制度の存続を勝ち取り、制度は今日まで存続している。第 18 表に 2006 年から WTO に加盟する直前の 2012 年までと、WTO 加盟後でロシアの食肉関税割当制度がどのように変化してきたかを整理したので、以下具体的に見ていこう。

ロシアの食肉関税割当制度は、2003 年の発足後、WTO 加盟前に加盟交渉と絡んで大きく運用が見直されているので、まずそこに着目したい。

ロシアの WTO 加盟交渉は、1993 年 6 月の加盟申請から 2011 年 12 月の加盟承認まで 18 年にわたって続いたが、その過程において、ロシアの食肉の関税割当制度は、ロシアに対する食肉の輸出国である米国や EU との間で交渉の重要なテーマとなった。2004 年頃ロシアが WTO 加盟に近づいた際には、食肉の関税割当制度についてもこれら諸国と合意が成立し、ロシアにおいては、その合意に基づき 2006 年から 2009 年の間、関税割当枠の段階的拡大や枠内・枠外関税率の引き下げを行う内容の政令（ロシア連邦政令 2005 年 732 号。以下「2005 年政令」）が定められた。

しかし、その当時はロシアの WTO 加盟交渉は最終合意に至らず、ロシアの食肉関税割当

40) ロシア連邦大統領府 2016。プーチン大統領はトカチヨフ農相に対し「第一に、我々は輸出に当たって何よりも自らの利益の確保を、自らの国内市場のことを考慮しなければいけません。すなわち、飼料や国民のパンを確保することです。輸出の拡大に当たっても、ロシアに必要なものを確保すること、これが最優先の課題です。」と指摘した。

41) 関税割当制度は、特定の物品につき低率の一次税率が適用される数量枠を超えた輸入には高率の二次税率を適用して過度の輸入増加を抑制する仕組み。WTO でも許容されている。ロシアは牛肉・豚肉について 2003 年からこの制度を導入した。家禽肉については、2003 年当初は輸入割当制度（一定数量を限って輸入を認める仕組みで、WTO では許容されていない）が導入され、2005 年から関税割当制度に移行した。

制度の運用は、次第に 2005 年政令に定められた内容から離れ、市場を開放しない方向に転換していった。第 18 表では、2006 年から 2009 年については、2005 年政令で当初定められた内容（当初）と、その後毎年定められる政令で変更された内容（実行）とを対比したが、家禽肉・豚肉と牛肉で対照的な対応が採られており興味深い。そして 2009 年が明らかな画期となっているので、品目別に見ていこう。

家禽肉では、関税割当枠については、2005 年政令で定められた拡大が 2006 年（113 万トン）から 2008 年（121 万トン）まで予定どおり実施された。枠内関税率についても、2005 年政令で定められた関税率（25%，0.2 ユーロ/kg 以上）が予定どおり維持された。一方、枠外関税率については、2005 年政令で定められた引下げは実行されず、2006 年から 2008 年まで同じ水準（60%，0.48 ユーロ/kg 以上）に据え置かれた。これが 2009 年になると、枠内関税率だけは同じ水準に維持されたものの、関税割当枠は 125 万トンに拡大する予定が 95 万トンに縮小され、枠外関税率は「80%，0.7 ユーロ/kg 以上」に引き上げられた。2005 年政令がそのまま実施されていれば「40%，0.32 ユーロ/kg 以上」に下がっているはずだった。

豚肉では、関税割当枠については、2005 年政令で定められた枠の拡大が 2006 年（47.6 万トン）から 2009 年（53.2 万トン）まで予定どおり実施された。枠内関税率も、2006 年から 2009 年まで 2005 年政令で定められた水準（生鮮・冷蔵：15%，0.25 ユーロ/kg 以上、冷凍：15%，0.2 ユーロ/kg 以上）が維持された。一方、枠外関税率については、2005 年政令で定められた引下げは実行されず、2006 年から 2008 年まで同じ水準（60%，1.0 ユーロ/kg 以上）に据え置かれた。家禽肉と同じく 2009 年には状況が変わり、枠外関税率は「75%，1.5 ユーロ/kg 以上」に引き上げられた。2005 年政令どおりなら「40%，0.55 ユーロ/kg 以上」まで引き下げられているはずだった。

牛肉については、一旦決めた市場開放を縮小する方向に舵を切った家禽肉・豚肉とは異なり、2005 年政令で予定していた以上に市場開放が進められた。牛肉は関税分類が生鮮・冷蔵と冷凍で別になるが、制度運営の基本的な方針は共通しているので、冷凍牛肉を例に見てみると、関税割当枠については、2005 年政令で定められた枠の拡大が 2006 年（43.5 万トン）から 2009 年（45 万トン）まで予定どおり実施され、枠内関税率も予定の水準（15%，0.15 ユーロ/kg 以上）が維持された。一方枠外関税率は、2005 年政令では 2006 年から 2009 年の間に「55%，0.55 ユーロ/kg 以上」から「40%，0.4 ユーロ/kg 以上」まで段階的に引き下げる予定だったものを変更し、2006 年にいきなり「40%，0.4 ユーロ/kg 以上」とし、さらに 2007 年には「30%，0.3 ユーロ/kg 以上」まで引き下げている。そして引き下げた枠外関税率は 2009 年まで維持されている。

ここからは、当時継続していた WTO 加盟交渉において、国内生産の拡大が順調に進む家禽肉や、それを追いかけることができそうな豚肉を優先的に保護する一方、国内生産の停滞・縮小が進む牛肉では輸出国側に譲歩するというロシアの基本姿勢が窺える。そして 2009

年に家禽肉や豚肉の輸入抑制に舵を切ったこと等により⁴²⁾、同年以降家禽肉を中心に食肉の輸入が大きく減少に転じ⁴³⁾、養鶏や養豚の生産拡大が加速し（第 20 表）、食肉の自給率は向上していく（第 19 表）。

それでは WTO 加盟交渉の結果はどのようなになったか第 18 表で確認してみよう。家禽肉及び牛肉では関税割当制度が維持され、割当枠を若干拡充する一方で関税率は現状維持という結果になった。一方豚肉では、関税割当制度は当面維持されたものの、2020 年には廃止することとなった。さらに、関税率は、WTO 加盟後直ちに枠内関税率が「15%、0.25 ユーロ/kg 以上」から 0%、枠外関税率が「75%、1.5 ユーロ/kg 以上」から 65%に引き下げられ、2020 年の関税割当制度廃止後は 25%に一本化されることとなった。さらに生きた豚についても加盟後直ちに関税率を「40%、0.5 ユーロ/kg 以上」から 5%に引き下げることとなった⁴⁴⁾。上記で推測された「家禽肉・豚肉は守り牛肉では譲る」というロシアの基本方針とは合致しないが、ロシアへの豚肉輸出を増やしたい EU 等との交渉の結果、合意全体の中で豚肉について譲歩を余儀なくされたものと推測される。

このため、2012 年 8 月にロシアが WTO 加盟した後は、豚肉や生きた豚の輸入量が増加し、回復が進んできた豚肉生産が影響を受けるおそれがあったが⁴⁵⁾、実際には WTO 加盟後にいずれも輸入量が減少した。その理由についてはのちほど（3）で確認する。

42) ロシアが 2009 年に食肉輸入を抑制する方向に明確に転換したことは、翌 2010 年 1 月に「食料安保ドクトリン」を公表し、食料自給率の向上を目指す方針を示したこととも時期的に符合するものがある。

43) リーマンショックの波及によるロシアの景気悪化も食肉輸入量の減少に寄与した可能性がある。

44) ロシアに対する食肉の輸出国は、牛肉及び豚肉についてはブラジル等の南米諸国や EU 諸国、家禽肉については米国のシェアが高いが、ブラジル等の南米諸国については開発途上国として特惠関税が適用され、特惠関税非適用国に対して適用される関税率（表 6-3 所掲の関税率）に対して 25%低い関税率が適用されることとなるため、これら諸国が有利な立場に立つこととなる。

45) 生きた豚については、豚肉の二次税率よりも関税が大幅に安いので、生きた豚を輸入しロシア国内で肉にするという形で豚肉の関税割当制度をすり抜ける貿易が増えることも懸念された。

第 18 表 WTO 加盟まで（2006～2012 年）及び加盟後のロシアの食肉関税割当制度の推移

				2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	WTO 加盟後		
											2019 年ま で	2020 年	
家禽肉	割当枠 (千トン)			1,130.8	1,171.2	1,211.6	実行:952 当初:1,252 (*2)	780	350 (*3)	330	364		
	関税率	枠内		25%、0.2€/kg 以上				25%、0.2€/kg 以上			25%		
		枠外	実行	60%, 0.48€/kg 以上				80%, 0.7€/kg 以上		80%, 0.7€/kg 以上			80%
			当初 (*1)	60%, 0.48€/kg 以上	50%, 0.4€/kg 以上		40%, 0.32€/kg 以上						
豚肉	割当枠 (千トン)			476.1	511.3 (*4)	521.5	531.9	500	500	430	430	廃止	
	関税率	枠内		生鮮・冷蔵：15%、0.25€/kg 以上				15%、0.25€/kg 以上			0%	25%	
				冷凍：15%、0.2€/kg 以上									
		枠外	実行	60%, 1.0€/kg 以上		75%, 1.5€/kg 以上		75%, 1.5€/kg 以上			65%		
			当初 (*1)	60%, 1.0€/kg 以上	55%, 0.9€/kg 以上	50%, 0.83€/kg 以上	40%, 0.55€/kg 以上						
牛肉	生鮮冷蔵	割当枠 (千トン)			27.8	28.3	28.9	29.5	30	30	30	40	
		関税率	枠内		15%, 0.2€/kg 以上				15%, 0.2€/kg 以上			15%	
			枠外	実行	40%, 0.4€/kg 以上	30%, 0.3€/kg 以上			50%, 1€/kg 以上			55%	
				当初 (*1)	55%, 0.7€/kg 以上	50%, 65€/kg 以上	45%, 0.6€/kg 以上	40%, 0.53€/kg 以上					
	冷凍	割当枠 (千トン)			435	440	445	450	530	530	530	530	
		関税率	枠内		15%, 0.15€/kg 以上				15%, 0.2€/kg 以上			15%	
			枠外	実行	40%, 0.4€/kg 以上	30%, 0.3€/kg 以上			50%, 1€/kg 以上			55%	
				当初 (*1)	55%, 0.55€/kg 以上	52.5%, 0.53€/kg 以上	50%, 0.5€/kg 以上	40%, 0.4€/kg 以上					

出典：関係のロシア連邦政令、ベラルーシ・カザフスタン・ロシア関税同盟決定、ロシア WTO 加盟議定書（WTO2011）より筆者作成。

注 1) 関税率欄の「当初」とは、2005 年政令 732 号により当初定められた各年の関税率上限。「実行」はその後毎年個別の政令によって定められ実際に適用された関税率。

注 2) 家禽肉の 2009 年の割当枠は、2005 年政令 732 号により定められた当初 1,252 千トンだったが、2008 年政令 918 号により 952 千トンに削減された。

注 3) 家禽肉の 2011 年以降の割当枠は、対象品目が一部の冷凍鶏肉及び冷凍七面鳥肉に限定されている（2010 年以前は家禽肉すべてが対象）。

注 4) 豚肉の 2007 年以降の割当枠にはトリミング（主要部位を取った後に出る端切れの肉）を含む。

第 19 表 ロシア連邦食肉・肉製品需給表（単位：千トン）

	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
供給	12,581	9,076	7,101	8,658	9,084	9,643	10,249	10,383	10,826	11,029	11,591	11,863	11,892	11,732
期首在庫	934	1,030	560	592	650	676	733	744	804	802	791	838	870	807
生産	10,112	5,796	4,446	4,972	5,259	5,790	6,268	6,720	7,167	7,520	8,090	8,545	9,070	9,565
輸入	1,535	2,250	2,095	3,094	3,175	3,177	3,248	2,919	2,855	2,707	2,710	2,480	1,952	1,360
消費	12,581	9,076	7,101	8,658	9,084	9,643	10,249	10,383	10,826	11,029	11,591	11,863	11,892	11,732
個人消費	11,113	8,087	6,564	7,871	8,287	8,774	9,353	9,455	9,871	10,109	10,546	10,812	10,876	10,712
原料消費	331	135	57	54	52	55	45	41	37	36	56	51	56	47
減耗	123	46	14	16	13	16	17	18	19	17	23	19	18	18
輸出	60	13	35	67	57	65	90	65	97	76	128	117	135	143
期末在庫	954	795	431	650	675	733	744	804	802	791	838	864	807	712
純輸入量	1,475	2,237	2,060	3,027	3,118	3,112	3,158	2,854	2,758	2,631	2,582	2,363	1,817	1,217
自給率（%）	87.4	70.1	67.0	62.6	63.0	65.5	66.6	70.6	72.2	74.0	76.1	78.5	82.8	88.8

出典：ロシア連邦統計庁ウェブサイト。

注）純輸入量及び自給率はロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者計算。自給率の計算は下記の日本の食料需給表の方式による。

自給率＝国内生産量／国内消費仕向量×100　〔国内消費仕向量＝国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量（又は＋在庫の減少量）〕

第 20 表 ロシアの食肉生産・輸入量の推移（単位：千トン）

		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
生産	家禽肉	768	886	956	1,048	1,192	1,388	1,632	1,925	2,217	2,555	2,847	3,204	3,625	3,831	4,161	4,536
	豚肉	1,578	1,515	1,608	1,743	1,686	1,569	1,699	1,930	2,042	2,170	2,331	2,428	2,560	2,816	2,974	3,099
	牛肉	1,898	1,879	1,967	2,002	1,954	1,809	1,722	1,699	1,769	1,741	1,727	1,625	1,642	1,633	1,654	1,649
輸入	家禽肉	687	1,391	1,375	1,190	1,101	1,318	1,274	1,287	1,218	965	650	419	528	528	455	255
	豚肉	213	398	602	535	455	563	626	672	791	650	642	666	735	620	372	305
	牛肉	282	476	505	508	511	696	670	734	811	651	627	604	656	661	634	438

出典：生産量－ロシア連邦統計庁ウェブサイト，輸入量－ロシア連邦税関庁「通関統計」，同通関統計データベース。

注）「生産」については，表 19，本表とも「と体重」ベースだが，表 19 の方が本表所掲以外の肉も含むため，本表の合計より若干数値が大きい。「輸入」については，本表が通関統計の原数値（部分肉ベース）なのに対し，表 19 では「と体重」ベースに換算しているため，両者を直接比較することはできない。数値は，本表の合計より表 19 の方がかなり大きくなる。

(3) 対外政策の手段としての農水産物輸入禁止措置

1) 豚肉等の輸入制限措置

WTO 加盟前後のロシアの豚肉及び生きた豚の輸入動向を、月別の貿易統計を用いて詳細に確認してみよう。豚肉については第 8 図に 2012～2015 年における、また生きた豚については第 9 図に 2011～2015 年におけるロシアの国別輸入量の推移を示した。

(ア) 豚肉の輸入制限措置

豚肉から見ていこう。第 8 図で年間の豚肉総輸入量の推移を見ると、2012 年には 74 万トンに上ったが、それ以降年を追って減少し、2015 年には 30 万トンとなった。WTO 加盟前に懸念された輸入の増加は起きず、逆に減少が進んだ。次に月別の輸入量の変化を見ると、まず目立つのは、ロシアの月間豚肉輸入量が毎年 12 月から翌年 1 月にかけて大きく減少することだが、これはおそらく需要の季節的変動によるものと考えられる。ここで注目したいのは、主要輸入先国が次々と入れ替わっていることである。

ロシアの豚肉の主要輸入先国は、2012 年には数量順に、EU29 万トン、カナダ 18 万トン、ブラジル 12 万トン、米国 9 万トンだった。2013 年に入ると、米国からの輸入は激減し、5 月以降は完全に途切れてしまう（年間で 2.7 万トン）。カナダからの輸入も半分近く減少し年間 10 万トンとなった。米・加からの輸入の減少を一部補う形で 2013 年に増加したのが EU からの輸入だったが（2013 年 35 万トン）、こちらも 2014 年に入ると激減少する（年間 1.9 万トン）。そして 2014 年 8 月には、ロシアが米国、カナダ、EU 等を対象として食品輸入禁止措置を発動したため、復活していた米加からの輸入も含め、これら欧米諸国からの豚肉輸入は同年 10 月を最後に完全に途切れてしまった。主要輸入先国の中で最後まで残ったのはブラジルで、他の主要国の減少分をある程度補う形でロシアへの豚肉輸出を増やした⁴⁶⁾。

ロシアの WTO 加盟後に、豚肉の輸入が増えることなく、欧米諸国からの輸入が次々と減少し、年間の豚肉総輸入量が年を追って減少した背景で、重要な役割を担ったと考えられるのが、動物衛生上の措置を理由とする輸入規制の発動である（2014 年の食品輸入禁止措置については後述する）。

ロシアは、2012 年 12 月、成長促進剤ラクトパミンを使用している国（米国、カナダ、ブラジル、メキシコ）からの牛肉及び豚肉の輸入について、ラクトパミンを含有していないことを輸出国の機関が証明した書類を添付すること等を要求した（ロシア連邦動植物衛生監督庁 2012a, 2012b）。2013 年 2 月からは、こうした証明書が発給されないことを理由として米国からの豚肉及び牛肉の輸入を停止し（ロシア連邦動植物衛生監督庁 2013a）、同年 5 月にはカナダの対露食肉輸出企業のリストを縮小したことが報じられている（イタル・タス 2013）。

46) 量的にはあまり大きくないが、ブラジル以外でロシアへの豚肉輸出を増やした国（第 8 図では「その他」に含まれる）としては、チリ、セルビアなど。

さらにロシアは、動物疾病（アフリカ豚コレラ）の発生を理由として、2014年1月以降 EU からの生きた豚や豚肉の輸入を禁止した。当時 EU 域内でアフリカ豚コレラへの感染が確認された事案は、リトアニアやポーランドの野生のイノシシだけだったが、ロシアは EU 全域を対象に生きた豚や豚肉の輸入を禁止した。

先に確認したロシアの EU、米国、カナダからの豚肉輸入量が急激に減少する時期は、これら輸入規制措置の発動時期と概ね一致している。

（イ） 生きた豚の輸入制限措置

生きた豚については、第9図にロシアの月別輸入量（重量）の推移を整理した⁴⁷⁾。2011年から2012年にかけて輸入量の大きな変化が起きているため、豚肉より1年長く2011年から2015年までの輸入量を示した。年間輸入量の推移を見ると、2011年には計70,615トンの生きた豚の輸入があったが、2012年以降は輸入量が激減し、2015年には年間でわずか261トンしか輸入されなかった。生きた豚については、ロシアのWTO加盟合意で関税が大幅に引き下げられており（40%、ただし0.5ユーロ/kg以上→5%）、2012年8月のWTO加盟以降、豚肉の関税割当制度を迂回するような形で生きた豚の食用目的での輸入が増えることが懸念されたが、既に2012年4月から輸入量が激減しており、輸入量はその後もさらに減少したため、懸念されたような事態が起きることはなかった。

ロシアの生きた豚の輸入先国・地域は、EUとベラルーシがほとんどであり、2012年3月まではEUからの輸入が多かったが、これが同年4月に激減し、ベラルーシからの輸入も2013年7月以降激減した。こうした生きた豚輸入量の低下については、豚肉と同様に動物衛生上の措置の発動が強く関係していると考えられる。

2012年4月にEUからの生きた豚の輸入量が大幅に減少したのは、ロシアが動物疾病（シュマレンベルグ・ウィルス等による感染症）の発生を理由として2012年3月以降EUからの生きた牛、豚等の食用目的での輸入を停止（育種改良目的での輸入は強化された検査の下で認められる）したためと見られる（ロシア連邦動植物衛生監督庁2013b）。その後、2013年には一時的にベラルーシからの輸入が増加したが、こちらも同年6月以降別の動物疾病（アフリカ豚コレラ）の発生を理由にベラルーシの一部の州からの輸入が禁止され、同年9月には禁止の対象がベラルーシ全土に拡大されている（ロシア連邦動植物衛生監督庁ウェブサイト）⁴⁸⁾。

（ウ） 豚肉等の輸入制限措置の効果と影響

47) ロシア連邦税関庁通関統計データベースからダウンロードできる生きた豚の輸入の統計には、価額、重量及び頭数の数値が掲載されているが、頭数は一部に重量や価額との関係が不自然な値があること、ロシアのWTO加盟に当たり、生きた豚の輸入に関して懸念されたのは、育種等の目的での輸入ではなく、と殺して食肉として利用するための輸入の増加であることから、ここでは重量を指標として用いることとした。

48) ロシア連邦動植物衛生監督庁ウェブサイトの国別輸出入規制状況を示したページでベラルーシの状況を見ると（<http://www.fsvps.ru/fsvps/importExport/belarus/restrictions.html>）、ロシアのベラルーシからの生きた豚の輸入の禁止措置は、その後一部地域などを指定して限定的に解除されたようだが、ロシアの通関統計（ロシア連邦税関庁通関統計データベース）で見る限り、2013年9月～2015年11月までベラルーシからの生きた豚の輸入は行われていない（2015年12月になって若干の輸入があった）。

ロシアが豚肉や生きた豚の輸入について動物衛生上の輸入規制措置を発動したことが、結果的にロシアの豚肉生産増加と輸入代替・自給率向上に寄与したことは間違いない。ロシアは WTO 加盟交渉の中では豚肉及び生きた豚で EU 等の輸出国に譲歩せざるを得ず、そこが家禽肉・豚肉を中心として食肉の輸入代替を推進したいロシアの足かせとなる可能性があったが、動物衛生上の輸入規制措置の発動を続けることによって、その可能性を封じたのである⁴⁹⁾。

一方、こうしたロシアによる動植物衛生上の措置の発動を巡っては、輸出国側からの反発があり、OECD 等の場でも議論となっている。特に 2014 年 1 月に EU に対して発動した豚肉等の輸入禁止については、EU が WTO の紛争解決手続きに訴え、2016 年 8 月にはロシアの措置を WTO 違反とするパネル（第一審）の報告が出て、ロシア・EU 双方が上級委員会（第二審）に上訴した結果、2017 年 2 月にロシアの措置を WTO 違反とする判断が下された⁵⁰⁾。

ロシアにおいては、二国間で他に懸案事項を抱えている国を対象として、あたかも対抗措置であるかのようなタイミングで動植物衛生上や食品衛生上の措置を発動することが WTO 加盟以前からしばしばあり（例えば、2005 年から 2006 年にかけて、スヴァールバル諸島周辺海域の漁業管轄権を巡って争いのあったノルウェーに対して水産物の輸入規制を発動した事案⁵¹⁾）、純粋に動植物衛生上あるいは食品衛生上の必要に基づく措置なのか、二国間の懸案を解決するための戦術の一つなのか、疑念を呼んできた実態がある。

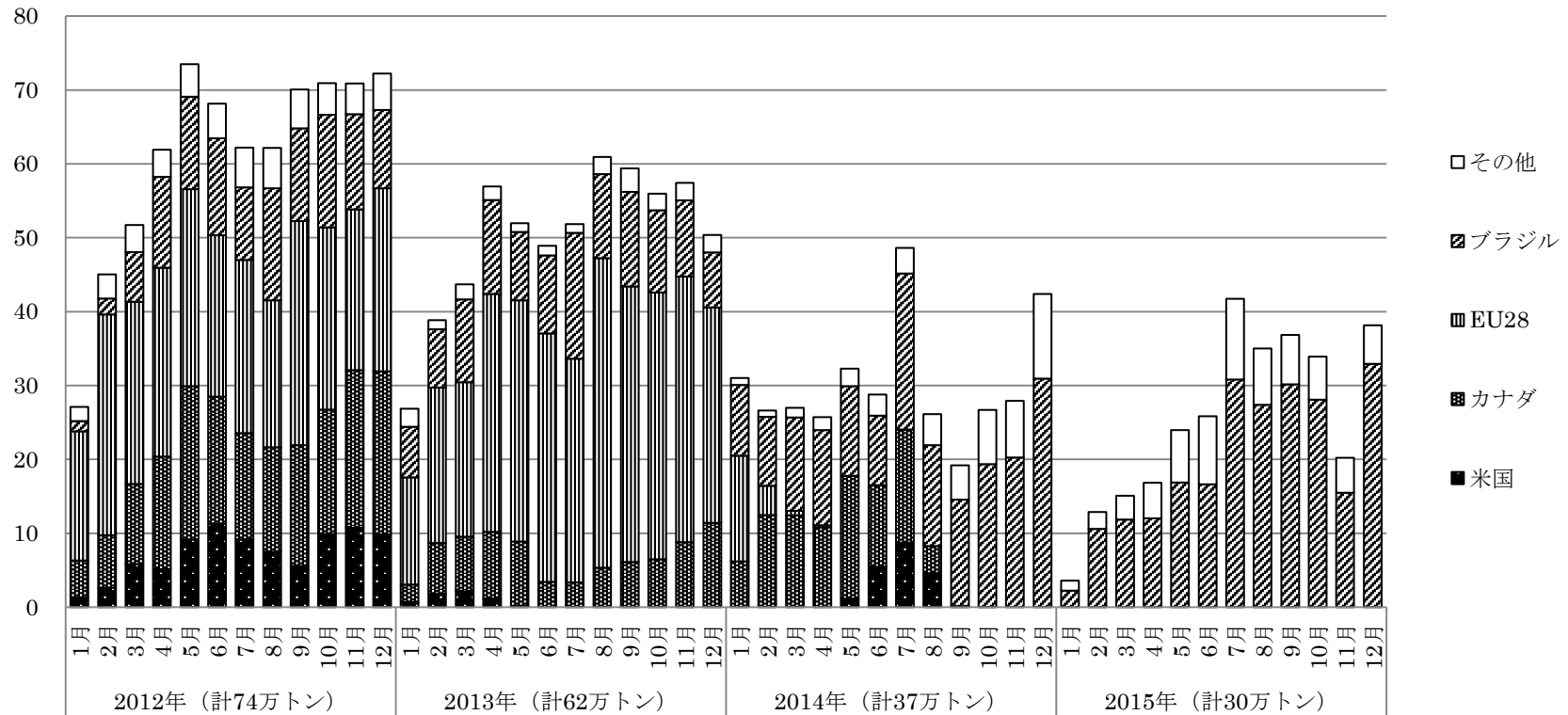
WTO 加盟によってこうした問題に歯止めがかかることも期待されたが、豚肉等の例に見られるように、ロシアのプラクティスは変わることがなかった。そして 2014 年のウクライナ危機によって欧米諸国との対立が激化すると、食品の輸入禁止措置を発動して欧米諸国に対抗することになる。この措置も広い意味で食料安全保障の確保を目的とした農産物の輸入制限措置の系譜に属するが、昨年度のレポートで記述したので今年度は省略する。

49) クリスティコヴァ 2013, 18 頁では、（飼料価格高騰と供給過剰による豚肉価格の下落によって養豚の収益性が低下しており）「今年（2013 年）豚肉輸入が少なくとも 20-30 万トン減少しなければ、どんな財政的支援も我々を救うことはできない」とのコヴァリョフ全国養豚連盟会長の発言に続いて「連邦農業省及び連邦政府は業界の問題を理解し、支援措置を採択した。特に有効だったのは、WTO のルールを考慮しつつ行った輸入の適正化だった」と述べた上で、連邦動植物衛生監督庁による主要食肉輸出国に対する輸入制限措置や、ブラジル等の開発途上国からの豚肉輸入に係る特惠関税適用の停止を紹介しており、ロシアの食肉業界においては、こうした食肉輸入制限措置を国内養豚業に対する支援措置の一つとする受止め方があることを示している。

50) EU は、2014 年 1 月からロシアが適用した豚肉等の輸入禁止が、アフリカ豚コレラの発生が一部地域に限られていたにもかかわらず EU 全域を対象としたこと等が WTO・SPS 協定違反であるとして、同年 4 月に WTO の紛争解決手続きに従ってロシアに二国間協議を求めた。協議は不調に終わったため、EU は同年 7 月、WTO・DSB（Dispute Settlement Body：紛争解決機関）にパネル（小委員会）の設置を要請し、同月にその設置が決定された。その後パネルによる審理が行われ、2016 年 8 月に出されたパネル報告書は、ロシアの本案措置を WTO・SPS 協定違反と認定した。本パネル報告書に対しては、ロシア、EU ともに 9 月に上級委員会に上訴を提起した。以上の経緯については WTO 2016（本件 EU・ロシア間紛争に係るパネル報告書）を参照した。

51) 本件ノルウェーの事案については、2005 年の USDA, FAS 2005, p. 5 が「ロシアとノルウェーは、バレンツ海のスヴァールバル諸島における漁業権を巡って紛争となっている。ロシアはこの水域で完全な主権を有するとのノルウェーの主張を受け入れていない。この紛争は、ロシアのトロール漁船がノルウェー沿岸警備隊員 2 名を乗せたまま逃走した最近の事件によって強まった。ロシアの突然の輸入禁止のタイミングは、SPS 措置が、真の食品安全上の懸案を解決するためよりも、政治的手段と報復のために使われたことを示唆している。」と報告する一方で、ロシアの RIA Novosti 2005 は、「ロシアは、2006 年 1 月 1 日から保健上の理由によりノルウェー産の魚の輸入禁止を行う。アレクセイ・ゴルデーエフ農相は『この（禁止）措置は政治とは無関係である』と述べた。」と報じている。

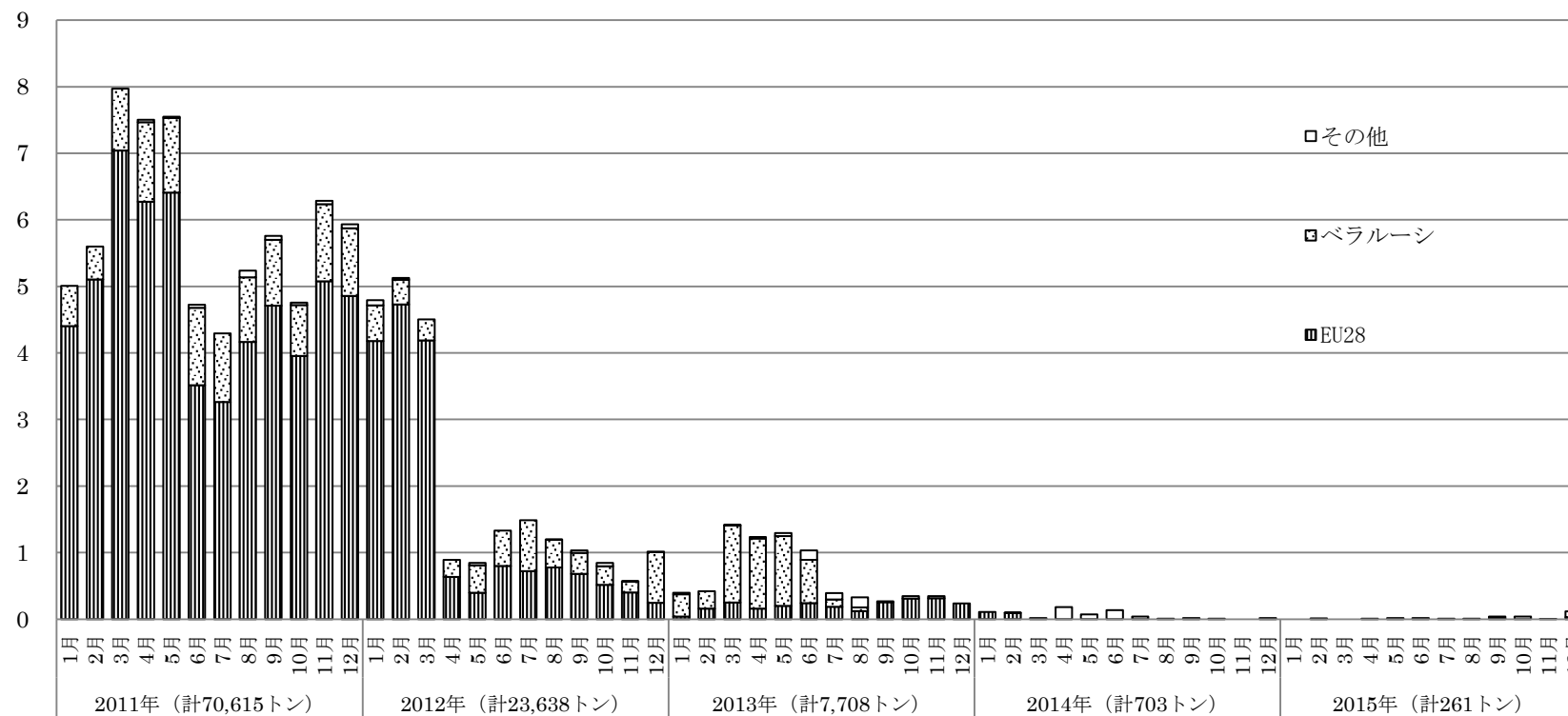
第8図 ロシアの国別豚肉輸入量の推移（単位：千トン）



出典：ロシア連邦税関庁通関統計データベースより筆者作成。

注) ロシアの WTO 加盟議定書発効は 2012 年 8 月。

第9図 ロシアの国別生体豚輸入量の推移（単位：千トン）



出典：ロシア連邦税関庁通関統計データベースより筆者作成。

6. おわりに

本稿においては、ロシアでは食料安全保障の確保が重視されていることに注目しながら、ロシアがどのような農業政策や農産物貿易政策を講じているか整理した。

ロシアの穀物輸出国としての側面を見ると、穀物輸出制限措置については、2010/11年度の穀物輸出禁止措置の発動が国内外に大きな副作用をもたらした経験から、それ以降は、穀物輸出制限措置を発動することに慎重になり、発動する場合でも制限をできるだけ最小限にとどめるようになっていたことがわかった。また、穀物の市場介入制度については、国内市場が国際市場と連動する中でも、広大な国土故に生じる地域的な需給不均衡を軽減する役割を担っているものと推測された。

ロシアにおいては、穀物輸出が発展し、安定的な輸出の継続についても配慮がなされるようになる一方で、穀物の生産量に対する国内需要量が大きいこと、輸出余力の厚みが伝統的な輸出国と比べて薄いこと、天候による穀物の作柄の変動が大きいことを反映して、穀物供給に関しては国内市場に対する数量と価格の両面における安定的供給が重視されており、穀物の輸出と国内供給の安定の二者択一を迫られる状況に陥る前に、安全を見込んで早めに後者を選択するという基本的なスタンスは変わらず維持されていると考えられる。

一方、ロシアの農産物輸入国としての側面を見ると、WTO加盟前から進められてきた畜産物、とりわけ食肉の輸入に対する抑制を強め、輸入代替の促進を強力に推進する政策が堅持されており、食肉等の輸入を様々な手段を通じて抑制・削減し、輸入代替と自給率向上を図ろうとするロシアの行動が浮き彫りになった。しかし、これによって生産が拡大しているのは家禽肉、豚肉であり、牛肉生産や酪農は依然として停滞していることも明らかになった。

ロシアが実施する穀物の輸出制限措置や畜産物の輸入抑制措置の背景には、国内市場における穀物価格の安定は穀物輸出に優先し、畜産物の自給率向上のためにはあらゆる機会を活用して輸入を抑制することが正当化される、という論理があり、これらの措置は「自国の食料安全保障の確保が最優先される」という考え方において一貫しているように思われる。そして、ロシアの農産物貿易政策の根底 WTO加盟によってもこの考え方が揺らぐことはなく、ウクライナ危機での欧米諸国との対立の深刻化によって一層強化されたように思われる。

ロシアが農産物貿易政策によって他国との関係に影響を及ぼすケースが今後も出てくるかどうか。それはおそらく、ロシアを取り巻く国際状況の全般的な改善と、穀物の輸出余力の拡充や食肉などの輸入代替がどの程度実現するかによるものと思われる。後者について言えば、政府が厳しい財政事情の下で農業支持施策を効果的に展開し、アグリビジネスがこれに応じて投資と生産の拡大を実現していけるかどうか問われている。

〔参考・引用文献〕

【日本語文献】

- 勝又健太郎（2014）「第2章 米国の経営安定政策の変遷とその背景」『平成25年度カントリーレポート：アメリカ，韓国，ベトナム，アフリカ』，農林水産省農林水産政策研究所，37-60頁。
- 金野雄五（2015a）「景気悪化が進むロシア経済－危機対策のインフラ建設プロジェクトにも遅れ」『みずほインサイト 欧州』2015年4月27日号，みずほ総合研究所。
- 金野雄五（2015b）「欧米制裁から1年経ったロシア－景気底打ちの兆候も，年内回復は期待薄」『みずほインサイト 欧州』2015年9月14日号，みずほ総合研究所。
- 金野雄五（2016a）「急回復は望めないロシア経済－欧米諸国による制裁の長期化が重荷に」『みずほインサイト 欧州』2016年9月28日号，みずほ総合研究所。
- 金野雄五（2016b）「ロシア～2016年はマイナス成長も，2017年は緩やかに景気回復の見通し～」『みずほ新興国クォーター』2016年12月号，みずほ総合研究所。
- 田畑伸一郎（2016）「縮小するロシア経済：2015年マクロ実績の分析」『ロシアNIS調査月報』2016年5月号36-58頁，ロシアNIS貿易会。
- 長友謙治（2012a）「第3章 カントリーレポート：ロシア」『平成23年度カントリーレポート：米国，カナダ，ロシア及び大規模災害対策（チェルノブイリ，ハリケーン・カトリナ，台湾・大規模水害）』，農林水産省農林水産政策研究所，39-69頁。
- 長友謙治（2012b）「補論 ロシアの2000年代における小麦生産増加の要因と今後の生産・輸出を巡る課題」『平成23年度カントリーレポート：米国，カナダ，ロシア及び大規模災害対策（チェルノブイリ，ハリケーン・カトリナ，台湾・大規模水害）』，農林水産省農林水産政策研究所，71-127頁。
- 長友謙治（2014）「第11章 ロシア－課題を抱える中でのWTO加盟－」『日本農業年報60 世界の農政と日本－グローバル化の同様と穀物の国際価格高騰を受けて－』，農林統計協会，215-238頁。
- 長友謙治（2017）「ロシアの穀物輸出国としての発展可能性と制約要因」北海道大学大学院文学研究科歴史地域文化学専攻博士論文（北海道大学学術成果コレクション HUSCAP にて公開予定 [<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/index.jsp>]）。
- 農林水産省（2008）「WTO関係用語集」
[http://www.aff.go.jp/j/kokusai/taigai/wto/pdf/wto_yogo_080314.pdf]

【英語文献】

- Global Trade Atlas [<http://www.gtis.com/gta/>]
- OECD (2016), Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2016, OECD Publishing, Paris.
[http://dx.doi.org/10.1787/agr_pol-2016-en]
- RIA Novosti (2005) “Russia bans Norwegian fish imports on health grounds” . 22.12.2005.
[<http://en.ria.ru/russia/20051222/42641525.html>]
- USEIA (US Energy Information Agency), Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1 (Dollars per Barrel)
[<http://tonto.eia.gov/dnav/pet/hist/LeafHandler.ashx?n=PET&s=RCLC1&f=D>]
- USDA, FAS (2005), Russian Federation, Fishery Products, Russia Bans Norwegian Fish, *GAIN Report*, 29.12.2005., Number: RS5090.
- USDA, ERS, Wheat Data. [<http://www.ers.usda.gov/data-products/wheat-data.aspx>]
- USDA, PSD Online, Custom Query.
[<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/advQuery>]

World Trade Organization (WTO), Home Page [<https://www.wto.org/>]
WTO (2011), Report of the working party on the accession of the Russian Federation to the World Trade Organization. (WT/ACC/RUS/70, WT/MIN (11)2, Add. 1, Add. 2)
[https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/completeacc_e.htm#list]
WTO (2016), “Russian Federation - Measures on the importation of live pigs, pork and other pig products from the European Union, *Report of the panel*, WT/DS475/R, 19 August 2016.

【ロシア語文献】

(ロシア文字アルファベット順とし、日本語訳を付記した。本文中では、「日本語訳の著者名と刊行年」又は項目末尾に示す『』内の略称で引用した。)

Банк России, Официальный сайт. [<https://www.cbr.ru/>] 『ロシア銀行ウェブサイト』
Ведомости, ОЗК, *Справочник компаний*.
[<http://www.vedomosti.ru/companies/oao-obedinennaya-zernovaya-kompaniya>] 『ヴェドモスチ『企業便覧』「統一穀物会社」』
Ведомости (2015), Минсельхоз России пока не планирует менять пошлину на экспорт зерна, *Ведомости*, 03. 09.2015. (ヴェドモスチ (2015) 「連邦農業省は今のところ穀物輸出税を変更する計画なし」『ヴェドモスチ』2015年9月3日。)
Государственная программа развития сельского хозяйства и регулирования рынков сельскохозяйственной продукции, сырья и продовольствия на 2013 - 2020 годы (Утверждена Постановлением Правительства Российской Федерации от 14 июля 2012 г. № 717 (в редакции постановления Правительства Российской Федерации от 19 декабря 2014 г. № 1421)) (「農業の発展並びに農産物、農産原料及び食品の市場の規制に関する国家計画」(ロシア連邦政令 2012 年 7 月 14 日付第 717 号にて承認 (ロシア連邦政令 2014 年 12 月 19 日付第 1421 号により改訂))『改訂第二期農業発展計画』)
Доктрина продовольственной безопасности Российской Федерации (Утверждена Указом Президента Российской Федерации от 30 января 2010 г. № 120) (「ロシア連邦食料安全保障ドクトリン」(ロシア連邦大統領令 2010 年 1 月 30 日付第 120 号にて承認))『食料安保ドクトリン』
ИТАР-ТАСС (2013), Россельхознадзор проверит канадские мясокомбинаты на использование рактопамина, *ИТАР-ТАСС*, 16. 08.2013. [<http://www.itar-tass.com/c95/842430.html>] (イタル・タス (2013) 「ロシア連邦動植物衛生監督庁はラクトパミンの使用に関しカナダの食肉コンビナートを検査」2013 年 8 月 16 日。)
Казначейство России (2016), Отчет об исполнении бюджета Российской Федерации за 2015 год. [<http://www.roskazna.ru/ispolnenie-byudzheto/federalnyj-byudzheto/>] (ロシア連邦出納庁 (2016) 「ロシア連邦 2015 年度決算」)
Казыбаев А.К. (2015), Зерновой подкомплекс России: Факторы генерации и механизмы развития, *Экономика сельского хозяйства и перерабатывающих предприятий*, 2015. 04. С. 21-26. (カズィバエフ (2015) 「ロシアの穀物部門：発生と発展のメカニズム」『農業・加工産業の経済』2015 年 4 号 21-26 頁。)
Кулистикова Т. (2013), В сравнении с ВВП неплохо, *Агроинвестор*, 2013. 12. С. 16-22. (クリスティコヴァ (2013) 「GDP と比べれば悪くない」『アグロインヴェストル』2013 年 12 月号, 16-22 頁。)
Крестьянские Ведомости (2011), А. Ткачев выступил с инициативой отменить запрет на экспорт зерна, *Крестьянские Ведомости*, 19. 05. 2011.
[http://www.agronews.ru/news/detail/71282/?sphrase_id=25454] (農民報知 (2011) 「トカチョフは穀物輸出禁止措置の廃止を主張」『農民報知』2011 年 5 月 19 日。)

- Малютина Л. (2016), Деньги на гектар - В среднем аграриям платят 300 руб./га, *Агроинвестор*, 2016. №7. (Мариуэтиана (2016) 「ヘクタールへのお金－農業者には平均で 300 ルーブル/ha が支払われる」『アグロインヴェストル』2016 年 7 号。)
- Минсельхоз (Министерство экономического развития РФ) (2016), Прогноз социально-экономического развития Российской Федерации на 2017 год и на плановый период 2018 и 2019 годов.
[<http://economy.gov.ru/minrec/activity/sections/macro/2016241101>] (ロシア連邦経済発展省 (2016) 「2017 年並びに計画期間 2018 年及び 2019 年におけるロシア連邦の経済社会発展見通し」)
- Минсельхоз, Национальный доклад «О ходе и результатах реализации государственной программы развития сельского хозяйства и регулирования рынков сельскохозяйственной продукции, сырья и продовольствия на 2008-2012 годы» 2008, 2009, 2010, 2011, 2012. (ロシア連邦農業省「2008-2012 年における農業の発展並びに農産物、農産原料及び食品の市場の規制に関する国家計画実施の進捗及び結果に関する国家報告」2008, 2009, 2010, 2011, 2012 各年版。)
- Минсельхоз, Национальный доклад «О ходе и результатах реализации государственной программы развития сельского хозяйства и регулирования рынков сельскохозяйственной продукции, сырья и продовольствия на 2013-2020 годы» 2013, 2014, 2015. (ロシア連邦農業省「2013-2020 年における農業の発展並びに農産物、農産原料及び食品の市場の規制に関する国家計画実施の進捗及び結果に関する国家報告」2013, 2014, 2015 各年版。)
- ※ 上記 2 件をまとめて『ロシア連邦農業省「農業国家報告」』と略称。
- Минсельхоз (2010), Материалы к селекторному совещанию с руководителями органов исполнительной власти субъектов Российской Федерации по вопросу «О реализации комплекса мер, направленных на преодоление последствий засухи», 23.07.2010 г. [<http://www.mcx.ru/news/news/show/4010.195.htm>] (ロシア連邦農業省 (2010) 「『干ばつ被害克服に向けた総合的対策の実現』に係る連邦構成主体執行機関の長とのビデオ会議資料」)
- Московская Биржа, Официальный сайт Московской биржи. [<https://moex.com/>] 『モスクワ証券取引所ウェブサイト』
- Объединенная зерновая компания (ОЗК), Официальный сайт. [<http://aoozk.com/>] 『統一穀物会社ウェブサイト』
- Президент России (2016), Рабочая встреча с главой Минсельхоза Александром Ткачёвым, *События*. [<http://www.kremlin.ru/events/president/news/52974>] (ロシア連邦大統領府 (2016) 「アレクサンドル・トカチヨフ連邦農業大臣との実務的会合」『出来事』)
- Росстат (Федеральная служба государственной статистики), Официальный интернет-портал Федеральной службы государственной статистики. [<http://www.gks.ru/>] 『ロシア連邦統計庁ウェブサイト』
- Росстат, Российский Статистический Ежегодник. 『ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」』
- Росстат, ЦБСД (Центральная база статистических данных). [<http://cbsd.gks.ru/>] 『ロシア連邦統計庁中央統計情報データベース』
- Росстат (2017), Производство продукции животноводства и численность скота в хозяйствах всех категорий за январь-декабрь 2015 года и 2016 года. (ロシア連邦統計庁 (2017) 「全類型の農業生産主体における 2015 年及び 2016 年 1 月－12 月の畜産物生産と家畜頭数」)
- Россельхознадзор (Федеральная служба по ветеринарному и фитосанитарному надзору), Официальный сайт. [<http://www.fsvps.ru/>] 『ロシア連邦動植物衛生監督庁ウェブサイト』
- Россельхознадзор (2012a), Относительно требования Россельхознадзора о недопустимости ввоза мяса животных, откормленных с применением бета-адреностимулятора рактопамина, 07.12.2012. [<http://www.fsvps.ru/fsvps/news/5694.html>] (ロシア連邦動植物衛生監督庁 (2012a) 「β

アドレナリン作動薬ラクトパミンを用いて飼養された動物の肉の輸入を容認しないことに関するロシア連邦動植物衛生監督庁の要請について」

Россельхознадзор (2012b), О мерах обеспечения защиты внутреннего рынка от поступления мясных продуктов с остатками рактопамина (вниманию СМИ), 12.12.2012.

[<http://www.fsvps.ru/fsvps/news/5713.html>] (ロシア連邦動植物衛生監督庁 (2012b) 「ラクトパミンの残留した食肉製品の流入に対し国内市場の保護を確保するための措置について」 (メディア向け資料) 2012 年 12 月 12 日)

Россельхознадзор (2013a), О введении Россельхознадзором временных ограничений на поставки американской свинины и говядины, 30.01.2013. [<http://www.fsvps.ru/fsvps/news/5962.html>] (ロシア連邦動植物衛生監督庁 (2013a) 「ロシア連邦動植物衛生監督庁による米国産豚肉及び牛肉の一時的流通制限の導入について」 2013 年 1 月 30 日)

Россельхознадзор (2013b), Ветеринарно-эпидемиологическая обстановка в Российской Федерации и странах мира, *ИНФОРМАЦИОННОЕ СООБЩЕНИЕ*, №76 08.05,2013. (ロシア連邦動植物衛生監督庁 (2013b) 「ロシア連邦及び世界各国の動物衛生・疾病状況」 『情報提供』 76 号, 2013 年 5 月 8 日。)

Узбекова А. (2011), Зерно в залоге. Правительство меняет подход к созданию зерновых запасов, *Российская Газета*, 28. 09. 2011 [<http://www.rg.ru/2011/09/28/zerno.html>] (ウズベコヴァ (2011) 「穀物を抵当に。政府は穀物在庫形成へのアプローチを変える」 『ロシア新聞』 2011 年 9 月 28 日。)

Федеральная таможенная служба РФ, База данных таможенной статистики внешней торговли. [<http://stat.customs.ru/apex/f?p=201:2:672649820124882::NO>] 『ロシア連邦税関庁通関統計データベース』

Федеральная таможенная служба РФ, Таможенная статистика внешней торговли Российской Федерации. 『ロシア連邦税関庁「通関統計」』

2017（平成 29）年 3 月 31 日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料 第 3 号

平成 28 年度カントリーレポート タイ、ベトナム、オーストラリア、ロシア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
